

金光教學

金光教教學研究所紀要

28

1988

金光教教學研究所

金光教学

—金光教教学研究紀要—

1988

No. 28

死を前にした金光大神

—「身代わり」考—

……福嶋 義次…… 1

管長退任要求運動の思潮と高橋内局

—本部出張所報告を中心として—

……佐藤 光俊…… 37

信徒運動についての一考察

—管長退任要求運動をめぐって—

……上坂 隆雄…… 82

研究ノート

金神とその信仰の諸相について

—民間陰陽道・金神信仰調査から—

……岡成 敏正…… 122

資料 金光大神事蹟集(仮)…………… 149

昭和62年度研究論文概要…………… 187

紀要掲載論文検討会記録要旨…………… 195

教学研究会記録要旨…………… 198

研究員集会記録要旨…………… 210

彙報 —昭和62.4.1～63.3.31— …… 214

(第27号正誤表 p. 225)

死を前にした金光大神

——「身代わり」考——

福 嶋 義 次

一、死のせまり

「生命の歩幅」という言葉で、自らの死のせまりを意識し自覚して、その時の到来を計りつつ生きる人の歩みを指示することとしよう。肉体的な生命の歩幅と、心の生命の歩幅とが相互に関係しつつ、その関係の仕様によって、両者の生命の歩幅に差異を生じせしめる。その差異が、直面する死の相貌の如何を形成し、色分けていくことになる。

本論は上記したところにその視点を定めて、金光大神の生命の歩幅を辿りながら、「お知らせ事覚帳」^①の最後に記された「お知らせ」の、金光大神の生命にとっての意味を問うこととする。その「お知らせ」は、次に示す通りのものである。

人民のため、大願の氏子助けるため、

身代わりに神がさする、金光大神ひれいのため。(帳二七・15・2)

この一文は、本教信仰にとって極めて重要な内容を含むお知らせとして注目されてきつつあるが、研究的成果はまだまだ認められず、所感的論述を散見するにとどまる状況にある^②。したがって、まずは右に提示した問を論究することによって、この「お知らせ」解釈の方向性を提示することを本論のねらいとする。

金光大神が、死へ向かう生命の歩幅を歩むようになったのは、いつの頃からであろうか。視点の取りようによっては、安政二年の大患の時点や、明治六年、還暦を迎えた時点、あるいは「金光大神御覚書」執筆を促す「お知らせ」のあった明治七年を考えることも可能であろう。しかし、われわれがいま取ろうとする視点から、その死が金光大神に、具体的に意識されるようになった時点を、諸伝承や「お知らせ事覚帳」に尋ねることしよう。

まず、取り上げねばならぬのは、伍賀慶春(一八〇一―一八七九)の伝承である。伍賀は、明治四年、利守志野(一八〇一―一八七九)に導かれ入信した。金光大神広前は、明治七年に初めて参拝したと伝えられている。

明治九年の秋ごろ参拝した時、いろいろとご裁伝(お知らせ)があった後、金光様は、

「旧暦と新暦とがあるが、先で両方が九日十日と連れ合っていく時がある。

その時には神上がりする(死ぬ)」

と小さな声で仰せられた。(理Ⅱ伍慶21)

まず、「両方が九日十日と連れ合っていく」という年月日を、明治九年以後、明治十六年あたりまで、列挙してみると

次の通りである。明治十一年六(旧五)月九・十日、同十六年九(旧八)月九・十日、同十六年十(旧九)月九・十日、以上三回である。^④この時、金光大神は伍賀慶春に、死の当日となった明治十六年十月十日を神から予知されていたながら、具体的に知らせなかったのか、それとも引用した言葉どおりの「お知らせ」を伝えたかは検証するよすがもない。いずれにしても、何時それが訪れるかも分らない死の時を、分ることとして語った、神秘に満ちた伝承であることは言うまでもない。

さて、九・十日という日は、金光大神にとっては特別の意味がある。毎年九月九日十日には、「金光大神祭り」(寛二・二・八、帳一八・14)が仕えられた。明治二年三月十五日の「お知らせ」により、この日に、「先祖祭り」も併せて仕えられるようになった(寛一七・2)。さらに、月々の九日十日は「金光大神縁日」(寛二・27、帳一七・32)とも呼ばれた。月々の二十一・二日の天地金乃神の祭り日・縁日に対応して、「守り・眷族の祭り日」と伝えられているように、神の守り役||取次者としての金光大神の「祭り日」「縁日」が九日十日である。^⑤それに当たる日が「神上り」する日と予知されたのである。明治九年秋という伍賀の記憶が正確であるとする、金光大神の死への生命の歩幅が意識的に計られ歩まれるようになったのは、明治九年秋頃ということになるが、どうであろうか。このことについては、さらに他の伝承に目を向けてみなければならぬ。明治九年からくだって、明治十二・三年頃とみなされる、金光大神が自らの死を示唆した伝承が二つある。一つは、浅野喜十郎(四八・119)の伝えである。浅野は、金光大神の広前に近く、占見新田に住む人で、慶応元年から、金光大神の教えに接していた。

ご帰幽の年の九月二十八日(新)から引きこもられた。その二、三年前から、「金光大神も当てはない。一寸先は聞である。身を隠さねば、神にはなれない」と仰せられていた。(理II浅喜9)

さらに他の一つは、早くから金光大神の教えに導かれ「金照明神」の神号を許され、鴨方六条院西で取次に従っていた高橋富枝(三八二九)の伝えである。

「此方も生き通しというわけにはいかない」

とは、亡くなられる三年前から、正月ごとに教えられた。(理Ⅱ高富53・1)

「当てはない」「身を隠さねば」「生き通しというわけにはいかない」など、右に引用した伝承にみられる言葉は言うまでもなく、金光大神が自身の死をほめかしたものである。「二・三年前」「三年前」と両資料の年代特定には表現上差異はあるが、ここでは、三年前、つまり明治十三年頃からのことと一応考えておく。そうすると、金光大神六十三歳の明治九年秋かその少し前から、十三年頃までの間で、それなりの状況の迫りが金光大神にあり、死へ向かう生命の歩幅が計られ歩まれるようになったと考えられよう。そして、その迫りが、伍賀などに、自らの死を示唆する言葉をなげかけることになったといえる。上述したことを、「お知らせ事覚帳」をひもとくことによって具体的に確かめてみなければならぬ。

明治九年秋頃の「お知らせ事覚帳」の記述には、伍賀慶春の伝える「神上り……」を窺わせる記事は見当たらない。体に関する記述としては、旧暦八月二十五日「夏中かやつらず、血みどろにもならず、さしつかえもなし。仰せどおりに仕り、何事もありがたしこと」(帳二〇・19・2)と神の命のままに、かやを用いず夏を過ごし、支障がなかったことが記されているのみである。明治十年になると、次の記述が目につく。

八月三日夜七つごろ、腹、通じつき、一度きりに毒お取りさばきくだされ、ありがたし仕合わせ存じ奉り。

つまり、下痢症状があった、しかし、それにより一度で体内の毒を取ってもらい、ありがたい、という思いをしたため、翌四日に、三、四日に一度の便通にとどめて、日々の取次の業に支障がないようにしてやるとの「お知らせ」が記され、その通りになったと記述されている(帳二一・17)。さらに、夜目が見えにくくなったことを窮わせる記述もある(帳二一・17・3)。ここに記されている下痢症状は、後年の病、体調変化の端緒であったのであろうか、明治十二年から、再び記述されるようになる。

明治十二年旧曆一月二十六日から二月十日あたりまで、さらにその後、三月十五日まで、下痢、その他「腹がぐうぐうごろごろと鳴り、手水出」(帳二三・4・1)とあるように金光大神の体に異状が続いた。「腹の内に毒あり、おいおいに毒取り……」(帳二三・3・3~4)との「お知らせ」を金光大神は記している。重ねて、また閏三月から六月六日まで、さらに二十、二十一日と、断続的に同じような症状が出たことが記されている(帳二三・6、二三・17・1~4)。それにつき金光大神は、「よそにはコレラと申す病気はやり、みな心配いたし。此方には神様のおかげ受け」(帳二三・17・5)としたためた。事実、この年には、大阪で晩春発生したコレラは全国に広がり、死者は十万五千余人を数えた^⑧。岡山県では五月下旬に初発以来、県下一円に広がり、備中地方だけでもその年、患者一千五百八十二人、死者八百二十五人を出した^⑨と伝えられている。金光大神がこの年、コレラに罹ったかどうかは断定しがたいが、その症状の出たのが早春の旧一月末であり、コレラが県下で発生し始めた時期^⑩よりかなり早いので、おそらく金光大神の病はコレラではなく他の病因によるものと推定できる。しかしながら、金光大神自身この年半年あまりの間、時々回復を見たとしても、体調の変化、体の衰弱を覚えたのは疑いのないことであらう。

さらに明治十三年七月六日から十五日まで(帳二四・9)、十四年には八月九日から十八日まで(帳二五・24)下痢症状

をともなう体の異状が記されている。十四年の当該箇所を「お知らせ事覚帳」から引用してみよう。

(旧曆八月) 九日より、

一つ、大神虫入りたとお知らせ。朝々三日、大便、手水へ出。腹と申し、気分どことなし食事進みになし。食べるは食べおり。十五日よりおかげ受け気分よし。十八日まで澄みやかになり。(帳二五・24)

「お知らせ事覚帳」独特の言葉の運びを通して、体の変調による金光大神の苦痛、あるいは気分の悪さが伝えられている。「虫入りた」の虫は、病気の起因、原因または状態を漠然と指す当時の人々の象徴的言表である。六十八歳の金光大神にとって、それは単なる病の告知ではなかったであろう。断続的に繰り返されてきた自らの病の性質が、死に至るものであるとの知らせとして、金光大神は受け止めざるをえなかったと言えよう。

右に引用した伍賀・浅野・高橋らの伝承の背景には、断続的に繰り返る体の異状から、死へ向かう生命の歩幅を歩むことになった金光大神の肉体的状況が確かに横たわっていたのである。遅くとも、明治十四年夏、その状況の迫りは、金光大神に意識化されていた。数えてみるに、その年には先にふれた九日十日と新・旧の暦が連れ合うという時は、九年以降すでに一回を終え、金光大神の生命の歩幅は、明治十六年九月、十月の二回の時へと迫っていた。

明治十五年にも、金光大神は自らの体調の崩れを一度覚え、「お知らせ事覚帳」に記している。^⑩ 翌明治十六年を迎えて、生命の歩幅は死へ向かって急迫する。それを意識してか、金光大神はその正月、幾人かの人々に自らの死の近いことを告げる。二、三の伝承に、それを窺ってみよう。

十六年一月一日参拜。

生神様、朝早、神に初春の祝詞を捧げ奉る。此の時、

「本年、金光の身に虫は入りたり」

御神伝下り。^⑩

右は、松岡金次郎(六四二八)が記したものである。また同じ日、藤井くら(五一八二八)は、

御帰幽の年正月元日、主人(恒治郎)参拝し、帰り来りて、

「『金光大神の身に虫が入った』と言われたり」

と語りたり。^⑪

と伝えている。顧みれば、明治十四年八月に「虫入りた」との神の知らせを金光大神が受けてから、一年有半を経ての発言である。それは、自らの死を示唆した「お知らせ」の言葉を自らの中でのどのようを受け止めるか、一年有半、金光大神が反復問うてきた結果としての伝言であったと言えようか。福嶋儀兵衛(三八〇三)も同じ日参拝して、「此方とて生身であるから、やがては身を隠す時が来る」(理Ⅱ福儀22・1)という金光大神の死を仄めかす言葉を聞いたのであった。この年夏に入って、金光大神の生命の歩幅は、さらに死に向かって狭まる。「お知らせ事覚帳」の記述にありありとそれを窺うことができる。旧暦六月六日夜から頭痛、発熱、その間も広前での取次の業は日々続けられるが、七月二十一・二日まで食欲不振、二十四日から小康、再び八月十日から食欲不振、八月二十日から体の衰弱に応ずるかの如く「お知らせ」により食事が差止められ、水・菓子だけを取ることとなった(帳二七・15・1)。特にこの夏は、例年になく暑気きびしく「百日の日照り」があったとつたえられている(理Ⅱ難な8・1)^⑫。酷暑の間の体の衰弱の様子は、多く

の伝承資料によって知ることができる。

ひでりについてのう、わしは、ひやくにちのしゅぎょうをしておるわい。^⑧

右は、百日も続いた酷暑と、金光大神がしたと伝えられてきたその死の前日までの百日修行と、生命の歩幅の狭まりとの相互関連を窺わせる伝えである。さらに、難波なみ(三八一九)も、金光大神の広前にその夏詣でた折、

今年の日照りは金光の身に当たった。卯の年(なみ)、金光は患って棺の中に入ると思うか。生きていても棺の中に入る。(理Ⅱ難な8・2)

との言葉を聞いたという。この伝えの意味については後述することになる。その他、関連の伝承を列挙しておく。「夏中やせておられた」^⑨「お顔がおやせになった」^⑩「非常にお疲れのご様子」(理Ⅲ内伝12・6)「お姿は少しく衰弱しておられるように見えた」(理Ⅱ角佐11・2)「お広前へ勤めらるるにも、ほうてお入りになる程」^⑪など、いずれの伝えも押し詰まる生命の歩幅のありさまを伝えている。^⑫

そうした病による肉体の衰弱が進みゆくさなか、冒頭に引用した「お知らせ」を旧暦八月二十一日に受け、金光大神は安政六年以来日々勤め続けてきた取次の座から、同月二十七日に退き床に伏すこととなり、新旧連れ合うという旧暦九月(新十月)十日、金光大神祭り日へ向かい、最後の生命の歩幅を計ることとなった。

二、「死」についての金光大神の基本的確認

前節では、金光大神の、肉体としての生命の歩幅の狭まりゆくさまを概略窺ってきた。さて、金光大神の心に刻まれる生命の歩幅はその間どのようなさまを示したのか、金光大神の生命の歩幅の運びを心の面から窺うについて、考えられねばならない幾つかのポイントがある。

一、金光大神の「理解」のことばに見られる生死についての基本的な確認

一、死の直前まで広前にあって、神の差し向けとしての役割、つまり取次の業に従ったこと

一、姿、形に囚われてはならない、と人々に説いていること

一、永世生き通しで、形がなくなったらどこへでも行って人々の願い、求めに応ずる、と語っていること

一、「身代わりに神がさする」との神の「お知らせ」が下ったこと

右に列挙した諸点は相互に関連し合っているが、論述の都合上、順次論究していくこととする。

ある時、金光大神は、津川治雄(三六―一九)に、人間の生死について次のように教えた。

人間は、生まれる時に証文を書いてきているようなものである。生まれたといったら、その時に悔やみを言いに行ってもよい。それくらいのものである。(理Ⅱ津治9・1)

誕生と共に「証文を書いてきている」という時の、その証文を交わした相手は天地金乃神である。その証文の中身は、右の引用に続いて示されている。要約して示すと次のようになる。生から死への過程には、その人その人が受けなけれ

ばならない「災難」「不幸せ」が、交わした証文にあらかじめ記入されている。しかし、それらは「信心を強くすれば」神の計らいにより、書き替えられもするし、消去されもする。ところが死については、誰も逃げる事が出来ないとい、金光大神は言う。

死は土壇場を待たずすみやかに生命に入り込むとか、死の刻印を捺印されて誕生があるとかの死の必然性の確認は、例えば中江兆民の「児生る、其生るゝの瞬間より即ち徐ろに死しつゝ有る也」という言葉にもあるように、他の思想家の言説にも散見する。しかし、その確認の出所は、当然のことながら、それぞれに独自である。

金光大神について思うと、家族、飼牛などの度重なる死との対面や、「九死に一生」という自らの大患など、前半生の苦渋の経験を背景、出所として分る。「残念至極」(寛六・9・5、帳二・10・5)と思ひ暮らした日々もあり、「またあそこには子が死んだと、人に言われるが残念と思ひ、いたしかたなし、世にもあること」(寛七・7・7)と悲しみの中に思ひ分けする時もあったというように、悲嘆に明け暮れることの多かった前半生が、金光大神の前述した確認の背後に潜んでいる。宮田真喜男は、「金光教における死の意味」と題した論文で、特に金光大神の前半生に焦点をあてて、死生についての金光大神の態度を分析している。その中で金光大神は、「死を契機に一層強く現実の生活をよりよく生きる願ひ」を神に向けて生きる。つまり「生を重視する生き方」であったことを明らかにしている。この「生を重視する生き方」を育てたものが、厳しくのがれがたい死との度々の対面経験であったとも言える。このような前半生における死との出会い経験に加え、取次に従うようになってからの、参拝者やその家族の者らの死に出合つての願ひを聞き受けることなどを通して、金光大神は、誕生と同時に神と交わす「証文」は、卒業証書の文面のようには一様でなく、一人一人その内容、つまり生から死への道行きは、別個・独自のものであることを覚知し、人々にもそのことを説き諭した。

「生まれたる者は死ぬるといふことあり、死ぬるにもいろいろがあり」と金光大神は山本定次郎(五四―三九)に、個々

の生に個々の死の様相があると示唆した。その言葉に続いて、稲や麦を譬えにとりながら、さらに次のように説いている。

春、もみを苗代にまき、五十日前後に本田に植えつけ耕作しても、稲は白穂、麦は黒穂になることあり。それを見て、子供が成長し、縁づき、その本人に子供のできぬうちに死去したのは、白穂黒穂のごとしとあきらめるほかなし。(理 I 山定 38・1)

縁づき、子が生れないうちに死ぬ、それは病害に侵され実らぬ稲麦と同じだと観念(思い分け)するしかないと言ひ、さらに続けて、金光大神は、稲にも早稲、中手、晩稲という品種の差があるように、

人間の上にも短命長命の別あり、途中死にという難儀のこともある。その時、子供、後におれば、相続する人あるゆえに早稲のごとし。短命と悟りを開き、あきらめるのほかなし。(同 38・2)

と説いた。一度生命を受けながら、長寿を全うせず、なすべきことを多く残して夭折、事故死、あるいは病死することを、誰しも途中死として厭い、出来れば回避しようと考え、そして折る。そうした人間誰しもの思念、願望に対して、「あきらめるのほかなし」と説く金光大神の言葉は、「証文を書いてきておる」「生まれたら死ぬるといふことあり」「死ぬるにもいろいろがあり」という、免れがたい死の事実を人々に了解させるためとしても、冷徹な響きは否めない。しかしそれは、死に恐怖し動揺を覚え、そして死を回避しようとして諸々の計らいにかまけ、現実に歩まねばならない生命の諸相を混乱せしめることから、人々を救い出し、生きる道を見いださしめるための提言であり、その了解を得さ

しめるための促しであったのである。

「証文」をもって生命を与えられた限り、死がどのような形で迫ろうとも「あきらめるのはかなし」という思い分け、「悟り」あるいは断念に立ってみると、依然、生命ある者としての願いが生まれる。その願いを「万事よろしきおくり合わせをこうむるよう大神様に頼み、先を樂しむ信心をせよ」（同右）という言葉で、金光大神は山本に示した。思えば、死がどのような姿形で人々に立ち現れるか、つまり、死の相貌は、死そのものに本来的に具備されているのではなく、死に出合い、臨む人々の生きる生き様によって形造られていくものである。他者の死、自らの死を問わず、死に遭遇し、死に臨む人の、恐怖・悲嘆・絶望・煩悶などが、死の相貌を魔的なものにもし、そして生命にいどみかかりもする。「万事よろしきおくり合わせをこうむるよう」神に願うことの勧めは、そのことに関わって言われており、死に臨んでの生き様の整いゆくことに心を向け、神に願うことの謂である。

上述したことに相応する金光大神晩年の事跡を尋ねると、内孫桜丸の夭折がある。桜丸は明治十四年旧曆七月二十四日に数え四歳で死去した。孫の死の九日後に次のような「お知らせ」のあったことが「お知らせ事覚帳」に記されている。

金光桜丸、父三十三歳厄晴れ、父の身代わりに立ち。なんと神というものはこういうものか、えらいものじゃのうと申すように、先を樂しみ。(帳二五・23・1〜2)

父、萩雄(四九一)一丸三十三歳厄年に桜丸が死んだ。その死に金光大神を含め家族の者がどう臨むかに関わる「お知らせ」である。金光大神にとっては内孫、萩雄夫婦にとっては長男であった桜丸の夭折は、家族を深い悲しみに陥れてあまりある出来事であった。その死は、父の厄晴れのための「身代わり」に立ったものとして思い分けるべきであり、そして、

将来の「おくり合わせ」のあることを期待し、神の計らいを楽しめ、との「お知らせ」なのである。それを受けてもお、菟雄夫婦はいわずもがな、家族の者らは悲しみと後悔に明け暮れていたのか、旧暦八月二十三日、「桜は花見るばかり、あとのためにはならんこと」(帳二五・26・1)と、桜花の散るさまを譬えにして「あきらめるのほかなし」との意を告げる「お知らせ」が示された。桜丸五十日祭の旧暦九月十四日を迎えて、さらに次のような神の指示があった。

一つ、金光桜丸、五十日祭祭典ですみ。世間には死んで難儀。此方には死んで先でのおかけ。先ため、生まれ変わり、利口発明、寿命長久願い。先で、むかわりの、年忌申いとはいうことなし。先祖祭りに、九月九日十日、祭りいたしよし。(帳二五・28)

右に引用した「お知らせ」には、二つのことが言われている。一つには「世間には死んで難儀。此方には死んで先でのおかけ……寿命長久願い」で言われていることである。世間の人々の許では、天地金乃神の道を知らぬゆえ、死との遭遇が難儀・不幸の相を呈するが、此方金光大神の許では信心によって、そのことは次第におかけの相へと反転せしめられることになる。死んだ桜丸の生れ変わりと考えて、次の子の健やかな誕生を願い、その子の「利口発明、寿命長久」を願いおかけを受けよということ、つまり、そのように思い分けをして、先々のおくり合わせを願い生きるように……それが一つ。他の一つは、「五十日祭祭典ですみ」から、挿入部分をはさんで、「先で、むかわりの、年忌申いとはいうことなし。先祖祭りに、九月九日十日、祭りいたしよし」のところで言われていることである。それは、桜丸の葬後の儀式は五十日祭で一切終わり、世の人々が行う「むかわり」つまり一周忌や年忌申いなどは不必要であり、ただ年々の恒例の先祖祭りの際、思いを寄せればよい、との神の指示である。年忌申いというのは、地方によって多少の相違はあるが、基本的には古來からの神道的死穢観と関係しており、死霊が穢れから年々に清まり、他の先祖霊と、群霊体と

なり同化すると考えられる三十三年の甲いあげまで続けられる。^{②③}不浄穢れに関する諸観念を克服した金光大神の信心を考えると、年忌弔いなどを必要としないというのは、神の側としても当然の確認であり処置であると言える。

この「お知らせ」につき、桜丸の霊が長く靈界を彷徨うことなく、金光大神の願い通り、この世に再生（生れ変わり）するゆえの神の指示であるとの解釈もあるが、上述した不浄穢れ観の克服という点から言うと、その解釈は誤りであると言わざるを得ない。むしろこの神の指示は、別れた死者の面影に悲痛の思いで執着し、現実の生きるべき生命をないがしろにし、乱すことを戒めた「お知らせ」として考えられる。先に引用した「理解」のことばの「あきらめるのはかなし」と言われていることや、「万事よろしきおくり合わせをこうむるよう」神に願い、「先を樂しむ信心をせよ」という死に出合う人々への指針は、以上見てきたように、桜丸の死に遭遇した金光大神の家族にも厳しく求められたのである。

以上、生と死は別々の事柄ではなく密接不離のものであり、表裏の関係であること、そうとして現実を生きる生き様が整う事を願うことにより、死との出合いはおかげの相貌をあらわすということ、それゆえに死に臨み悲嘆し、死を回避することなく、神に心を向けて生きる姿勢の大切さが説かれていることに注目してきた。このことは、死生についての金光大神の基本的確認の、どちらかと言えば生き様に関しての実践的側面であると言えよう。その側面を根底から支え生み出す、人間の生死と神との関係確認である存在論的側面につき、さらに考察していかなければならない。

古来、人は生と死を異質なものと考えて、此岸と彼岸、地上の国と天国または地下の国などと、二つの領域・世界に分けて、それぞれを布置してきた。生の世界、死あるいは靈の世界などと称し、一方が無常、虚仮であるとする、他は永遠、真実であると、それぞれに価値評価を加えることに人は慣れ親しんできた。そこから、永遠性、真実性が獲得される超越世界への関門として死を捉える思惟や信仰が構築される。そのことの背景に、例えば「罪の代価は死である」という言葉にも窺えるように、現実の生が罪または業を刻印され超脱されねばならない存在と考えられているというこ

とがある。人が死の恐怖を逃れ、生の終わり、つまり死を耐え難い魔性的なものとしないうための方便、便宜的処置として考えると、上記の二世界の設定はそれなりの意味を持って人々を魅了してきたと言える。

理性による合理的世界解釈を導き出した近代的思惟は、対象化して検証できない死後の世界を拒絶し、その価値を崩壊せしめた。死による真実の生、永遠に約束される安定などは一切期待できなくなる。そこで中江兆民のように、不朽不滅は「精神の有する資格」ではなく、元素の抱合よりなる「躯体の有する資格」、つまり元素に分解されてなお存在し続ける体こそ「不朽不滅」であると主張し、あるいは、「自己を棄てたら宇宙万物に何の価値もなくなくなるし、「自分が死んだら、それとともに宇宙そのものも、神そのものも死んでしまう……大我も小我もあつたものかと思う」と正宗白鳥のように言わざるを得なくなる。このような理性による世界解釈が、それでは、死の恐怖から人々を救出したかという点、そうではない。むしろ死は生を拒否する敵として、一層鮮明にその相貌を露呈することになり、死が実存の避け難い問いとなり、そうして、人々を煩悶せしめる種となったのである。死は、日常的別れの「大仕掛けの、徹底したもの」「死に臨んでの別れは、それが全面的であること」など意味づけられ納得されることはある。しかし生の根拠が、どこまでも自我におかれている限り、死は自我の存在を拒絶して止まない生の敵としての相貌を崩すことはないであろう。

そこで、生の根拠について金光大神の説くところを尋ねてみよう。山本定次郎がはじめて金光大神広前に詣でた時、金光大神は「人間は、どうして生まれ、どうして生きていくかということ」(理II山定2)、つまり、人間の生の根拠を知らねばならないとして「天地」の恵みについて教えた。それについては山本の伝える数々の「理解」伝承に見ることが出来る。ここでは、その問題について、より具体的に示されている佐藤光治郎(五八―三九)の伝えをもって窺うこととしよう。長文であるので、煩瑣を避け、部分的に引用することを許されたい。

子ができるのが氏子で知れるであろうか。(子を)こしらえると言うが、こしらえないということが氏子でできるか。人間ができてくるもとは、水の上のあわのようなものである。……腹の中にいる時には、だれが乳を飲まずとすることも無いのに、へそがあって、そこから乳を飲んで骨ができ、筋ができたのである。そういったことはだれがするのであるか。天地の神様のおあてがいでできたのである。……それで、体へ魂を下げてくださったのであるから、この世で生きているのである。……袋の中へ物を入れるように、魂をお与えくださった。(理Ⅱ佐光15・175)

「水の上のあわ」と比喩されている胚子から、体と魂をもって人として育ち誕生する、その過程は「こしらえる、こしらえない」という人の力の枠外にあり、それは全く「天地の神のおあてがい」つまり恵みによってなる、と説かれる。生の根拠が「天地」にあるということ、さまざま表現をとって金光大神は人々に知らせた。何故かと言うと、人々のもとでは、生命は自己・家族・共同体あるいは国家のものという、いわば人間的契機によって捉えられ、その了解に基づいて諸活動を繰広げていく。そして「どうして生まれ、どうして生きているか」という問を根源的に問うことなく、生の根拠としての「天地」、つまり天地金乃神との関係を人間の側から一方的に拒絶することとなり、結果、人はその根拠を喪失し、難儀さの中に生命を漂わしめることになっていくからである。

生が「天地」の恵みによって成り、支えられているなら、死もまたそうであると、金光大神は説く。先に引用した佐藤の伝えに続いて最後に、「人が死ねば、ほどけるのである。土から生じる体であるから、死んで魂が離れば土に帰ってしまう」(同15・6)という言葉がある。母体の中で神の「おあてがい」として結ばれた魂と体が、その結びから解かれると、それぞれ天と地へ帰入する、というのである。金光大神の「理解」のことばでは、説かれねばならぬこと、そして聞き受ける人の問題などとの関係で、しばしば「天」と「地」は別存在であるかのように表現されることがある

が、いずれも、「天地」即ち「天地金乃神」の謂であることは、かつて拙論で明らかにした通りである。生も死も「天地」の中と説く「理解」伝承は枚挙にいとまがないので、二例にとどめて示しておく。

人間は天地の間に生まれて、天地の間に生き、死んで、また天地に帰るのぞ。生きても死んでも、天地を離れて住みかはないぞ。(理Ⅲ尋求138)

お天道様のお照らしなされるのもおかげ、雨の降られるのもおかげ、人間はみな、おかげの中に生かされて生きている。人間は、おかげの中に生まれ、おかげの中で生活をし、おかげの中に死んでいくのである。(理Ⅱ立志1)

両伝承の「天地の間に生まれ」も「おかげの中に生まれ」も言われようとしていることは一つである。生も死も「天地」の全面的な庇護のもとに生起することが示されているのである。思えば、このように人間存在の生死の根拠が「天地」において確認される信仰的立場からは、此岸、彼岸という生死の二世界的捉え方は、意味を持つ余地はないし、死が生に対立する魔性・敵性として恐怖され忌避され疎まれねばならぬ理由は何もない。

三、神の「差し向け」としての生命

前節で論述してきた金光大神の死生についての基本的確認は、次のような世間・世界の人々に向かう眼差しを生むこととなる。それは、「天地」の庇護のもとに生命の営みが許されていることを知らず、それゆえに、意識的、無意識的を問わず生の根拠から離反した生を生き、死に臨んでは、それを忌み恐れ、苦悶に明け暮れ、難儀に覆われる人々への眼差しである。そうした人々に「天地」の道を知らしめねばおかぬという神の願いと響き合う眼差しが、金光大神の死

に向かう生命の歩幅にどのように現されたか、以下考察していくこととしよう。

安政六年、農業をやめ取次に従うようになってから、その眼差しは、逐次、金光大神の生命の運びの道筋で生れてきたことではあろうが、明治六年旧暦八月十九日の「お知らせ」を受けて、一層自覚的に把握されたと言えよう。一つのまとまりを持った「お知らせ」全体のなかで、とりわけて次に示す部分が、本論として注目させられるところである。

今般、天地乃神より生神金光大神差し向け、願う氏子におかげを授け、理解申して聞かせ、末々まで繁盛いたすと、氏子ありての神、神ありての氏子、上下立つようにいたし候。(寛二・21・6〜7、帳一七・25・6〜7)

「差し向け」とは一般的には、遣わす・派遣するという意であり、右の引用文においても、語句としてはその意味で考えてよい。そこで、先行の教学の諸成果に「差し向け」についての論述を窺ってみよう。

松井雄飛太郎は、「生神金光大神差し向け」を「人間が真に助かるという意味の上に、いわば極め手となる程の重要な意味をもつ」と述べ、それが本教信仰の核をなすとして注目した。橋本真雄は、「差し向け」について「神の恩寵(おかげ)が『さしむけ』られたものとして受けとる態度を前提として、その神の恩寵を他へ及ぼしていく場合、神の意志と恩寵を体现しているもの」と概念規定している。瀬戸美喜雄は、別様の表現で「人間の救済に向かって神の意志が発動している姿」と規定した。さらに出社との関係という視点から、この「お知らせ」全体の分析を試みた沢田重信は、「人間を存在せしめる世のあり方にかかわって、人間の不幸の根源と救済の根拠が明言され」「生神金光大神の存在が世間救済の意義をなうこととなった」そのような「お知らせ」であるという解釈を示した。

以下、これら先行論文の提示しているところに立って、「差し向け」であることを自覚させられ、神の「世間救済」の願いに同調しつつ歩む、金光大神の生命の歩幅について考察していく。「世間救済」という神の願いを寄託された「

差し向け」、とりも直さず、一節で窺った肉体としての生命の歩幅が、年々歳々狭まりゆく過程での「差し向け」としての内的生命、つまり心の動きを問うことである。

「世間救済」という神の願いを寄託された「差し向け」としての生命であるという金光大神の自己確認は、取次の座にあって人々の苦悩・難儀を聞きうけ、さらにそうした人々が生きる世の動きに思いを寄せることによって、一層日々新たに自らの生命を捉え続けることとなったのである。先に引用した「お知らせ」のあった明治六年以降も、幾度か「お知らせ事覚帳」に「差し向け」としての生命への神の指示が、言葉を換え、表現を換えて記されていることから窺えるのである。

一節に対応して、「差し向け」に直接関わる「お知らせ」を、明治九年から順次拾い上げて考察しよう。但し、その時その時の状況と関わらせながら、一つ一つの記された神の指示に詳細な解釈を加えることは、別の機会に譲って、ここでは金光大神の生命の歩幅を追うことを主眼とし、必要なぎりぎりで解釈に立ち入ることを、あらかじめ断っておきたい。まず、明治九年旧暦六月二十四日の記述に注目してみよう。

一つ、金光大神、人が小便放りかけてもこらえておれい。神が洗うてやる。人がなんと言うてもこらえておれい。

天地の道つぶれとる。道を聞き、難波な氏子助かること教え。日天四月天四金神をどうなりともしてみいと申して

おれい。(帳二〇・16・1~3)

この「お知らせ」は、他の諸々の「お知らせ」にない語気の激しさがある。金光大神の場合もまた、他の出社の人々の場合でも、その取次の業は、山伏・神官、あるいは政府筋から、度々妨害や誹謗中傷に遭遇してきた。この「お知らせ」のあった二か月後は、金光大神自身、官憲の取調べに遭う^⑧。あたかもそれを予測しているかのように、神は、「天地の

道つぶれ」という世の状況にあって、どのようなことに当たっても、人々を「天地」、つまり生の根拠に根差さしめ、難儀を救う道貫いて教え続けることを、金光大神に求めたのである。「家が焼けてもどうなっても、じつとこのようにして私は座っている。どのようなことがあっても動きはしない」(理Ⅱ古て1)という金光大神の言葉を古川てる(二九)と四九が伝えているが、取次の座から動かないという決然とした姿勢は、「差し向け」としての神からの寄託を受けて止まない金光大神の心の内を窺わせるものであり、先の語気の激しい「お知らせ」に応じた姿であると言えよう。

明治十年には、世話方・村民の間から、公の認可を得ていない金光大神広前を大谷村の氏神社として場所を変えて建立し、公認をお上に願おうという動きが起きる。神は、村の保長との関係を配慮して、不承不承そのことに応じようとした金光大神を糾して、

氏は大谷村の金神社と申し。天地金乃神、生神金光大神、日本開き、唐、天竺、おいおい開き。右のとおりに説諭いたし。(帳二一・27・5～6)

と戒めた。これを解くと、「村民達はこの広前を村の氏神社程度にしか考えていない。しかしこは、日本はいわずもがな唐・天竺、つまり世界中へ天地金乃神の道を開き伝えるための金光大神の広前である。そのように関係の人々に教えるように」との神意である。

死に至る病の前兆ともいえる症状が出た明治十二年には、さらに次のような「お知らせ」を金光大神は記した。

生神金光大神、天地乃神は、お上、神はとけ、人民、上下立ち行くように理解申して聞かせ、お知らせあり。

(帳三三・23・5)

前出、明治十年の「お知らせ」では、「差し向け」としての働きが届かねばならぬ広がり、領域が全世界的なものであることが示され、この度の「お知らせ」では、人間の営みの縦軸とも言うべき、政治・信仰に関わる営み、そして一般の人々の日常生活に至るまで、神の願いのまま整うべく、「天地」の道を教え理解せしめるよう求められているのである。つまり、「差し向け」としての金光大神の働きは、人間の世の縦軸、横軸ともに、ありとある営みへ届くべきこととして、金光大神にその確認を求められた、と考えておかねばならない。

神はさらに、人間の営む現実世界の根本性格を「人代」（にんよ）という語をもって提示した。明治十三年旧曆十一月二十四日、金光大神はそれを次のように記している。

人代と申し、わが力で何事もやり。今般、神が知らしてやること、そむく者あり。神の教えどおりをする者は神に
 なり。昔は神代と申し、今は人代。昔へもどり、神代になるように教えてやる。難儀はわが心、安心になるもわが
 心。(帳二四・25・1~3)

「差し向け」としての金光大神の働きが届かねばならぬ世間・世界は「わが力で何事もやる」という人間の自我中心性に色づけられた「人代」という相を呈している。天地金乃神との根源的關係に背をむけ、いろいろな難儀の相に覆われざるを得ない世となっている^⑨。それを「世間救済」という神の願いが成就される時、象徴的言葉で「神代」へと、世の転換を計るべく、人々の心を教え導くという意を、この「お知らせ」から窺うことができよう。「教えてやる」の隠された主語は天地金乃神であるが、具体的にそれを実現せしめるよう動かねばならないのは、「差し向け」としての金光大神である。神には人々にその道を教え伝える口もなく、言葉もない^⑩。それゆえ、「金光大神ができたからこそ氏が助かることになり」(帳二五・27・3)という神の「差し向け」としての金光大神の役割の重さを神は告げるのであった。

「虫入りた」という死に至る病の告知が神からあったのは、明治十四年のことであった。一節でふれたように、この年すでに、金光大神は死へ向かう生命の歩幅を意識しつつ歩んでいた。生命の歩幅を計りつつ歩む生神としての金光大神は、このように「人代」を「神代」へと導く役割遂行を神から求められて、何を思い、なにを決意せしめられていたのであろうか。「理解」の言葉に伝えられた金光大神の願いと決意を窺うことによって、われわれは、神の要請と金光大神の思いとが同調、共鳴し合って、引用してきた一連の「差し向け」に関わる「お知らせ」が導きだされたことを知る。

明治十四年に初参拝した近藤藤守(五八―一七)は、「私にも欲がある。世界の人を助けたい欲がある」(理Ⅱ近藤54)という金光大神の言葉を伝え、翌十五年に初参拝した市村光五郎(四八―一七)は「わしは世界を助けに出ておるのぞ」(理Ⅰ市二七三・二)と金光大神の言葉を書き留めた。さらに、おそらくこの頃のことであろうか、金光大神の願いのあるところにつき「此方は、世界をこのお道で包み回すようなおかげがいただきたい」(理Ⅱ国三二)と国枝三五郎(三八―〇一)は金光大神の言葉を伝えている。以上、例示した金光大神の言葉は、確かに、その願い、決意が「お知らせ」に示されてきた神願と響きあって違うことのないことを証左するものであろう。

肉体としての生命を、ほぼ一年残した明治十五年旧暦十月十四日、神は金光大神にとっての「差し向け」としての役割をさらにさらに確認するかのごとく、

天地の間のおかげを知った者なし。おいおい三千世界、日天四の照らす下、万国まで残りなく、金光大神でき、おかげ知らせいたしてやる。(帳二六・二二・三)

と知らせた。その意味は説くまでもない。「金光大神でき」という一句がなければ、神が救済の意志を、世界に向かい、

人類に向かって告知した宣言ということになる。しかし、「差し向け」としての金光大神は、その肉体に衰えを覚えようと覚えまいと、徹頭徹尾、神のその願いに関与せざるを得ない。常識的思慮からすれば、たとえその生命を百年、数百年と与えられようと、「差し向け」としての役割成就を見ることはないと言つてよい。それほど「世間・世界救済」の一事は大きく、かつ重い。

金光大神の教えに従う人々が数多でき、それぞれが、金光大神と同じく取次に従い、そして「差し向け」としての役割を自らのものとして担つて、万国・三千世界にあつて働きをしていくようになれば、金光大神の「差し向け」としての役割は、そうした人々に分譲されて、その重荷は軽減されるであろうか。思えば、世界の人々に向けての神からの「差し向け」としての役割は、金光大神が受け、そして自らが自身のものとして確認し続けてきたものである。換言すれば、それは、天地金乃神と金光大神との間に交わされた、他に譲渡できない「証文」に記された事柄である。それ故、金光大神に習い従つて数多の人々が「差し向け」として世に向かつていたとしても、それは、そうした人々が個々に、そして独自に神とかわした「証文」に従つてのことで、金光大神としては、役割分担ができたとして安堵できる性質のことではない。自らと共に世を救うという働きに、数多の人々を導くことと、自らがどこまでも一人、孤独であろうがなからうが、人々を助け救うという働きを担い続けずにおかないということとは、眞の信仰者の体験せざるを得ないパラドックスではなからうか。

熱・下痢・食欲不振など重なり、体力が衰弱の一途をたどり、神から予知せしめられた新旧の暦が九日十日と連れ添う時が迫りつつあつても、自らが引受けた神の寄託は、自らの生命の責めにおいて完遂されねばならないものであつた。先に引用した「世界を助けに出ておる」「世界をこのお道で包み回したい」という願い・欲は金光大神自らのもので、いかに他者がそれを継承したとしても、自身の許を離れて委譲されてしまつたり、軽減されたりするような性質のものでは決してない。肉体の衰弱、ひいては死が「差し向け」としての責め、役割の遂行を中断もしくは無に帰す因となつ

てはならない。何故なら、そうであるとすると、金光大神は天地金乃神から課せられた役割不履行、責め回避の歩みとして、残された生命の歩幅を数えることとなるからである。換言すれば、「差し向け」存在としての挫折へと調子付けられた生命の歩幅を数えることになるのである。

前節でふれたように、金光大神の信仰的視座からは、死もまた神のはからい、あてがいであり、死によって人は神の許、つまり「天地」へ帰入する。そうであってみれば、まだなきねばならぬ事が数多残っているからといって、あえて策を弄し生に執着することもない。かといって迫り来る死が「世間救済」の責めを金光大神に断念せしめるものとしてあるとしたら、それは神の理不尽というものである。既述したように、死への生命の歩幅を数えつつあるのを承知の上で、神は「三千世界」の人々の教化救済を金光大神に寄託してやまなかった。それとの関連で思惟せしめられると、金光大神の場合、人並の生への執着からでもなく、普通、死を前にして否応なく頭をもたげてくる「生存欲」^④や、「実体的でない面妖なものたちの総大将」^⑤とまで形容される死への恐怖からでもなく、自らの「差し向け」としての役割の持続的遂行の決意が、神へ向けられる願いとなり、その願いが最終の一步まで、金光大神の生を運ばしめていくことになったのではないかと思われる。そのことが肉体の衰微の様とは逆に、金光大神の一步一步の死への生命の歩幅を莊嚴ならしめることになったのである。

ところで、金光大神の終わりつつある生命からの神への願いは、「理解」の言葉として、人々に伝えられている。明治十六年元旦、参拝した福嶋儀兵衛は、その時の金光大神の言葉を次のように伝えている。

形がなくなっても、どこへ行くのでもない。金光大神は永世生き通しである。形のあるなしに心を迷わさず、真心の信心を立てぬけ。(理Ⅱ福儀22・1)

これは、神への願いに基づいて金光大神自らに言い聞かせ、語り聞かせてきた言葉ではなかったであろうか。この伝えにある「形がなくなっても」の「形」は、言うまでもなく感覚でとらえる生命のあらわれを指す。従って「形がなくなっても」とは端的に「死んでも」の意である。「どこへ行くのでもない」は、既述したところから、彼岸だとか天国、あるいは靈界へ移るのではなく、生の根拠である「天地」に留まるということである。「永世生き通しである」については、今少し、類似した他の「理解」伝承を提示しながら論及することとしよう。

此方（金光大神）は、この世を去って神のみもとに帰るまでが信心である。この肉体が隠れて後、はじめて満足に人をたすけることができるのである。（理Ⅱ近藤44）

金光大神は形がじゃまになって、よそへ出ることができない。形がなくなってしまうからは、来てくれと言う所へ、すぐに行つてやる。（理Ⅱ難な9）

金光大神の姿に目をつけないようにせよ。金光大神の衣服や形におかげはない。金光大神の御霊の働きにおかげがあるのである。（理Ⅱ仁松1）

伝承に際して取られた表現には、それぞれ相違はあるが、列挙した三つの伝承で金光大神が伝えようとしたことは同一である。肉体・姿・形・衣服などを伴っての生命の歩幅の狭まりに従い、「差し向け」としての働き遂行への願いと決意は逆に増幅するという、金光大神の生の事象から、引用したそれぞれの言葉は発せられたとして受け取られねばならない。その生の事象を捨象して、「永世生き通し」「来てくれという所へすぐに行つてやる」「御霊の働きにおかげがある」などの言葉を、表象されたままに、客観的理解でとどめてはならない。

われわれが先ず、聞き受けねばならないことは、生命の歩幅を一步一步終局へ向かって数えながらも、「差し向け」

という自らの役割遂行のことを思い、神にそれを願いつつ決意して死を超えてなお、生き切ろうとする金光大神のいたって熱く激しい息遣いである。その息遣いが言葉となった「永世生き通し」なのである。一節にも引用した「金光は思つて棺の中に入ると思うか。生きていても棺の中に入る」という言葉もまた同様である。金光大神のこれらの言葉に似て「死んでも死なない」という言葉を遺して死を迎えた取次者もいた。^④勿論、こうした言葉は、生への飽くなき執着から発せられたものではなく、人とその世を救わずにおかないという神の願いを受けた、「差し向け」としての決意に充溢した、言わば決意存在、願い存在と化した生命が吐露する言葉である。それ故、金光大神が人々に死後の働きを約束したという判断を先立てるよりも、その願い、決意にみちた生命の歩幅の有り様を伝える、金光大神の勝れて主体的かつ信仰的な生命の表白^⑤として、それらの言葉は聞き取られなければならない。

四、願いの権化

願い存在、あるいは決意存在と化した金光大神にとって、死後の世界の存在云々の問題はいつでもよい事柄であったのか、「お知らせ事覚帳」にも、晩年のものと見られる「理解」の言葉にも、その存在云々の事にふれたものは見出せない。^⑦金光大神はひたすら残された生命の歩幅を運び、迎え受ける死が、「差し向け」としての願い成就の決定的な契機としての相貌を現すのを待機していたのであろうか。

明治十六年旧暦八月二十一日、極度の食欲不振に陥ったとみられる中、「お知らせ事覚帳」に記されることになった最後の「お知らせ」がくだる。既に本論のはじめに引用したところであるが、再度示しておく。

人民のため、大願の氏子助けるため、身代わりに神がさする、金光大神ひれいのため。(帳二七・15・2)

「人民」という語は、「お知らせ事覚帳」では先に引用した明治十二年旧曆九月二十四日の「お知らせ」に記されたものと、ここと二か所に見られるだけである。人間・神の氏子、あるいは単に氏子として記されてきていることと同意であると考えるとよい。それらと多少のニュアンスの違いを見ようとするなら、「人代」という言葉が指示することと重ねあわせて考えるとよい。つまり神の教えが届かず、自我中心性の思考や行為が支配的な世に生きる難儀な人々という、社会的意味を込められた語として、「人民」を考えることができよう。「大願の氏子」とはそれではどのような人々を指すのであろうか。今日まで、「金光大神一乃弟子」という意味での出社の人々^④つまり、神の願いを受けて取次に従う人々、あるいは「人助けの大願を持った人々」^⑤などという解釈が出されて来ているが、いずれも再考を要する。金光大神の時代も、そして現在でも、いわゆる庶民信仰のレベルでしばしば用いられる「大願成就」という、神仏に願いを掛けるときの慣用句を想起する必要がある。この句の「大願」は、願いの大小軽重には関係しない。安産・商売繁盛・入学・就職、あるいは病氣全快、いずれも願いを神仏に掛ける人々にとっては、成就されねばならない切なる「大願」であろう。種々様々な願いを切々と神仏に掛ける人々が、他でもない「大願の氏子」なのである。「御理解集」に用例を採ると、例えば「この広前へ参りてお願いし、全快してお礼参りをすれば、それで大願成就とする人もある」(理I山定67・1)「この大願成就のおかげをくだされば、金の鳥居をさしあげます」(理III尋求88・2)などを挙げる事ができる。この語句は金光大神の「歳書帳」、いわゆる御祈念帳にも散見するところである。このように考えてくると、トータルに社会の人々を指すとみられる「人民」も、個々を指す「大願の氏子」も、金光大神が助け導いていかねばならぬ難儀な人々の謂であらう。既に金光大神の取次によって導かれた人々は数多できたといっても、「日本・唐・天竺」「日天四の照らす下、万国」までを視野に入れると「人民」「大願の氏子」と名指される難儀な人々は無数に近い。神の「差し向け」として、「世界救済」の願い存在と化した金光大神の心の眼には、そうした無数といえる人々が見つめられていて、そのことに神が呼応して、この「お知らせ」が言表され、「身代わりに神がさせる」と金光大神に告げた、と考

えられる。

次に「身代わり」という語について考察しよう。まず、この語が用いられた箇所を「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」に尋ねてみる。

- ① 世話方川手保平殿まいり、私へすすめられ。私、あなたのお身代わりに立ちてあげます、(覚二・6・11、帳一七・8・3)

- ② 金光桜丸……父の身代わりに立ち。(帳二五・23・1)

右の二例と当該の「お知らせ」の三か所である。また「金光大神御理解集」では、

- ③ 余、この時、身代わりに立って病人を助けてやらねば、世間への面目がない……。 (理I佐範7・2)
- ④ 不幸中の幸いと思ひ、あなたの身代わりに家内が立たれたと思つてはどうか。(理II吉良3・7)

- ⑤ 信心しても死ぬる者は、うちの者の身代わりになつておることがあるから、後々の者がご信心して達者で繁盛せぬと、せつかくの身代わりになつた者を犬死にをさしたことになり……(理III尋求36)

以上、三例を挙げることができる。このうち、①と③は、自ら意識して他の人の難を引き受け、その難を軽減、もしくは解決することに身を挺すことを身代わりという場合である。②④⑤は死、難儀に遭つた当人に関わつて、他の人、例えば遺族にとつて、当人の死はなんであつたか、という解釈に関わる場合である。

ところで「身代わり」の観念は日本の庶民信仰のレベルでは広い裾野を持つていのである。それについては、西田長男や大江時雄などの研究に興味深いものがある。スサノオ神話に身代わりの原型を見ながら「身代わり地蔵」「人形・形代」などの諸事例を分析して、西田は「日本人は代(しろ)・代(だい)、つまり『代わり』ということをも最も親しみ深い一つの根本思想としてもつていた」と述べている。そうとして、庶民信仰レベルで観念されている「身代わり」は、先の②④⑤の用例で見られるような、病・難儀・死の当事者に身近な人々にとつての、当事者受難の事実を意味づ

ける解釈として「身代わり」が言われ、その事実がそうとして観念されるのが特徴的である。その観念の延長線上に、罪や穢れを自ら負う代わりに、予め地藏仏や人形、形代に負ってもらう、という儀式化された行為がある。①③の用例も決して特殊なことではなく、例えばわが子の痛み、苦しみを引き取ってやりたい、と念ずる親としての愛情などの延長線上にあるものである。

当面させられている「お知らせ」の「身代わり」は、当事者のあずかり知らない第三者の受取り方にまかせられる事柄ではない。②④⑤の用例は、これには適用できないのである。つまり、われわれの立場を先行させて、われわれの罪、痛み、難儀の「代受苦」「贖罪」のために金光大神の死があったところから、解釈を出発させてはならない。そうかといって、①③の用例で示した当事者が一方的に企図して行為する「身代わり」の範疇に入るかというと、「お知らせ」に示されたことは、金光大神の思いや情念にのみ専ら関わっての事柄でもない。既述してきたように、「差し向け」としての生命の歩幅を運ぶ金光大神と、人間とその世界の救済を金光大神に寄託した天地金乃神との関係で、この「お知らせ」が生れ、金光大神がそれとして記したことであるからである。

このように考察させられてきて、この「お知らせ」は何であったのかを問うと、次のように言えるのではなからうか。「差し向け」としての神の寄託を、死のかなかたまで絶体絶命生き通して担わずにおかない、という願いの権化となった生命と、天地金乃神との間で新たに交わされた「証文」ではなかったか。そしてそれは、生命の歩幅も後二十日で終局を迎える金光大神の、「差し向け」役割遂行について「万事よろしきおくり合せ」を被りたいとの、切々たる願いを受けての天地金乃神の応答であったのである。

ここまでの論述ですでに、当面させられてきた「お知らせ」の意味は尽くされ、「身代わり」解釈の方向性を示し得たと思われるが、あえて補足する意味で付言しておこう。「差し向け」として姿・形をとった金光大神の生命は、すでに「人民のため、大願の氏子助けるため」との願い存在と化した。姿形をとった肉体としての生は、願いと化した生命

の新たな、そして自由無礙な出發のため、死を迎える。そのことは、願いの権化となった金光大神の生命が天地金乃神の許で働き通し、生き通すことを、死に直面している金光大神に了解、納得せしめるため、その死のかけがえのない価値を証し、死ぬことをそうとして同意せしめるため、神の悲しみと悦びをもって言われたことであろう。その意味で、金光大神の死は、「金光大神ひれいのため」、つまり「差し向け」としての金光大神の願い、とりもなおさず天地金乃神の願い実現のためとなる。金光大神は、この「お知らせ」を安政六年の「立教神伝」にも似て劣らぬ、第二の「立教神伝」として拝受し、「お知らせ事覚帳」に書き留めた。そうして金光大神は、神から与えられた自らの死を包む風呂敷に、その身を委ねるのである。

おそらく考察してきた「お知らせ」を金光大神が受けた前後の言葉であろうか、佐藤範雄は、

此方死なば、屍は菝にして川に流すなりと土に埋めるなりと、勝手にせよ。人の死にたる体は空なり、不浄なり。

しかし、親を川に流したと言うては、世間もかれこれ言うであろう。菝に巻いてでも土に埋めておけば、事は足る。御霊のまつりは大切にせよ。(理 I 佐範 20)

と金光大神の言葉を伝えた。金光大神の家族の者の一人から聞いて、これを記したものと考えられる。解くまでもないが、一、二用いられている言葉についてふれておく。「空なり、不浄なり」の「不浄」は、いわゆる穢れ不浄観のそれではなく、屍の崩れゆくさまについて佐藤範雄が伝承に際し、選んだ語句であろう。「御霊のまつりは大切にせよ」の「御霊」については、「この現身を終える時は霊として奉斎される」あるいは「霊神として奉斎される」という葬後儀礼の祭祀の対象としての霊とも考えることができるが、本論のとって来た視座からいうと、その「御霊」とは、「人民」「大願の氏子」を助けねばおかぬという金光大神、つまり願いの権化としての生命を指すもの、として考えてよい

言葉である。

「身代わりにさせる」との「お知らせ」を受けて七日後、金光大神は四十六歳から座り続けた取次の座を退き、それから十二日後、床にあってその生涯を終えた。その日は、新暦と旧暦が九日十日と連れそうた明治十六年の旧九月十日、新十月十日、予てから金光大神が仕えてきた金光大神祭り日であった。⁵⁷⁾
(教学研究所員)

注

① 本論で引用する「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」及び「金光大神御理解集」は、『金光教典』本部教庁、昭和五八年に拠った。なお、出典箇所の指示は同付録にある略号一覧の指示に従った。引用文中の括弧は筆者。

② 「お知らせ事覚帳」が公開されたのは昭和五八年『金光教典』刊行に伴ったことであり、研究的営みがようやく開始されたという状況にあるところからである。ちなみに、当該の「お知らせ」について所感的論述でこれまで発表され筆者の目にとまったものを挙げておく。

瀬戸美喜雄『教学叢書2 金光教祖の生涯』教学研究所、昭和五五年、二三四～二三六頁。

同右『金光教』講談社、昭和六〇年、二三二～二三六頁。
同右『世を照らす光』本部教庁、一九八八年、第八章。

拙稿「教祖様ご晩年のご信心について」「教祖様のご縁につながって」本部教庁、昭和五七年、一〇三～一〇五頁。

竹内長次『神徳』金光教徒社、昭和五八年、二九四～二九五頁。

同右「御覚帳に拝する教祖百日の修行」『金光新聞』昭和六二年一月二九日、一月六日、一月十三日、各号。

加藤弘「身代わりについて」同右紙、昭和六三年一月二四日、一月三十一日、二月七日、各号。

奥山巖雄「人類の罪のあがないとしての『身代わり』という考へは、金光大神の信心にとつてつまずきである」同右紙、昭和六三年四月一〇日、四月一七日、各号。

富田義男『教祖百日修行について』引田教会、昭和六二年、五～一七頁。

③ 金光大神の記した「歳書帳」（御祈念帳）に、この時期の伍賀参拝の記録を拾うと旧暦八月一〇日、九月五日、一六日に金光大神広前に参拝していることになっている。

④ 本文に記した三回の後は、明治二四年二月、明治二七年八月、同三三年一月まで新、旧が「九日十日と連れ合っていく」月はない。

⑤ 松沢光明「明治二年三月一五日の神伝に関する一考察」紀要『金光教学』第二六号に金光大神祭り日や縁日の起源と意味について詳述されているので、参照されたい。

⑥ 伝承資料には、次のようなものがある。「明治十二年旧正月二十一日、コレラ福田連島に流行したり。其折、教祖に其由申上げたるに、お書き下げを下され、『これをかけて居れば世話なし。』とありたり」『研究 金光大神言行録』第三卷一六二五 藤井くらの伝え。「私が明治十二年の頃、コレラの始まりの時、恐ろしうて恐ろしうて、そこからそこへもよう出ぬ。張紙を見ると身がすくみて了う。その事を金光様に話したるに、『はやり病に恐れて居りてどうなるう。』と笑い居られ……」同右第三卷一八八四 吉田芳助の伝え、等。なお、金光大神の「歳書帳」(御祈念帳) 一二年のコレラに関する記述の初見および最終記事は次の通りである。

一 川井(河合)寅年大

巳年女丑女

これら 辰年同 六人

小人丑 辰未女家内安全

病のがれ札 安全

(M 12・新6・13)

旧4・24)

一 御之郡福嶋 未生 三十三

春木久吉

母参辰 家内安全

ころり亥女 礼

(M 12・新12・19)

旧11・7)

⑨ 岡山県下ではこの年五月二日下津井村で発生したとされている。同右書参照。

⑩ 『金光教教典』帳二六・19・1・12参照。

⑪ 『研究 金光大神事蹟集』第一卷一九九。

⑫ 同右第二卷七五八。

⑬ 前掲小鹿島『日本災異志』によるとこの早魃は全国的なものであったことが分る。

⑭ 『研究 金光大神言行録』第四卷三三二〇 小林財三郎の伝え。

⑮ 『金光教教典』理Ⅲ内伝13・15によると、片岡次郎四郎の伝えに拠って、それは、新曆七月二日から旧曆九月九日(新一月九日)までのこととなっている。

⑯ 『研究 金光大神言行録』第三卷一二七三 高橋富枝の伝えによると、「旧七月二十四日(十六年)お暇乞の御裁伝あり。」其方が居るでお道は立って呉れるであらう。此方も生き通しとはいかんぞよ」(度々参りて御理解を聞いて呉れいとは三年前より言はれ、月参りなしたるに、六月には御無沙汰したり。)其年には夏中やせて居られたり。……」とある。

⑰ 同右第三卷一二七五 高橋富枝の伝え。「……浅黄の表、白の裏の薄き夏布団。白き衣(後には白のみ)。あれ程よく、きれいなお顔がよくおやせなさったと思ふ。奥様が、『起こしましようか』と言はる。お顔や胸をさすり奉るに、やける様なお熱なりき……」。

⑱ 同右第二卷七三六

金光菽雄の伝え。

- ①⑨ 竹内長次「御覽帳に拝する教祖百日の修行3」前掲『神徳』によると、神の食餌箋による断食として、病による食欲不振とみない解釈が提起されている。しかし本文に示した諸伝承によって、例年にならぬ百日の酷暑と二・三年来の病による体力の衰弱などの関係で考えねばならない。青木豊昭和五八年度研究報告「金光大神の健康状態に関する資料集」で四名の医師による金光大神の晩年の体調についての所見が集められており、それによると総じて、消化器系の病であったと報告されている。
- ②⑩ 中江兆民「一年有半」『中江兆民全集』第一〇巻岩波書店、昭和五八年、一六四頁。
- ②⑪ 宮田真喜男「金光教における死の意味」紀要『金光教学』第五号参照。
- ②⑫ 例えば吉原良三の家族の死の場合など。『金光教教典』理Ⅱ吉良3参照。
- ②⑬ 渡辺照宏「死後の世界」岩波書店、昭和三五年、二章、池見澄隆『中世の精神世界』人文書院、一九八五年、一五、五一、五二頁、『岡山県大百科事典』山陽新聞社、昭和五五年、「死の忌み」の項など参照。なお拙稿昭和六〇年度研究報告「『天地』の中の死生」一章でこれについてやや詳しく論じた。
- ②⑭ 岩本徳雄「『不浄・穢れ』に関する金光大神理解」紀要『金光教学』第二六号参照。
- ②⑮ 例えば、竹内長次は桜丸に関する「お知らせ事覚帳」の記述を取り上げ「教祖様のお願ひ通りに、桜丸様は長く靈界をさ迷うことなしに、この世に再生されることは必定であるので、一年祭とか、三年祭とかの式年祭もする必要がないと言い切っておられる……」また「教祖様は……所謂頭幽感通の境に入られた御晩年にして、愛孫桜丸様の死によって、更に深く、人間の靈に再生のあることをお示し下された」と述べている。竹内前掲『神徳』二四七〜二四八頁。
- ②⑯ 『聖書』ロマ書6・23。
- ②⑰ 中江兆民「統一有半」前掲『中江兆民全集』二四一〜二四二頁。
- ②⑱ 正宗白鳥「我が人生観」『正宗白鳥全集』第九巻新潮社、昭和四〇年、二四二〜二四三頁。
- ②⑲ 岸本英夫「別れの時」『岸本英夫集6』溪声社、一九七六年、一四九頁。
- ③① 「天地」の概念については、拙論「神としての『天地』」紀要『金光教学』第二五号で論じたところに従う。つまり「天地」と天地金乃神は両者とも、「一つの存在とその世界を言い当てる語であり、相互に言い替えが可能である」（二二頁）と述べた意味での「天地」である。
- ③② 神からの人間の離反については、『金光教教典』理Ⅰ近藤10、12、理Ⅱ近藤17、理Ⅲ尋求142、など参照。
- ③③ 前掲拙論「神としての『天地』」三章参照。
- ③④ 松井雄飛太郎「金光教と浄土真宗の比較研究」紀要『金光教学』第五号、一三八頁参照。

③4 橋本真雄「出社の成立とその展開 上」同右第四号、六八・六九頁。

③5 前掲瀬戸『教学叢書2 金光教祖の生涯』二一九頁。

③6 沢田重信「金光大神における出社の意義」紀要『金光教学』第二号、一四頁。

③7 『金光教教典』帳二〇・20〜26参照。

③8 この動きについては、早川公明「『金之神社』考」紀要『金光教学』第二号に詳しい。

③9 拙論「『人代』—その神の忘却と隠蔽についての素描」同右第二号参照。

④0 拙論「『理解』のことばについて」同右第一六号、二章参照。

④1 『金光教教典』は、この箇所では「残りなく金光大神でき」と句読点を付していない。複数の金光大神の誕生を考慮に入れたところからであろう。筆者も、問題を残しながらも、「万国に金光大神の働きを現す人があまたできて……」（前掲「教祖様ご晩年の信心について」八九頁）と解釈したこともあったが、「金光大神でき」を挿入句として考えた方が、「金光大神できたらこそ……」（帳二五・27・3）という用例とも考えあわせ、妥当であるとして、本論では句読点を付した。

④2 前掲岸本「別れの時」一四三頁。

④3 井上ひさし「死の前での平等」岩波叢書『文化の現在6』岩波書店、一九八〇年、二九九〜三〇〇頁。

④4 他に、『金光教教典』理Ⅲ金理19、同内伝13・14参照。

④5 『楠木徳森大人を偲びて』王寺教会、昭和六一年、三〇頁に、「昭和十一年一月末頃より体の具合を悪くされ、二月十日御帰幽なされました。信奉者一同、大変さみしい悲しい思いを致しましたが、『私は死んでも死なない』と申され……」と死の床にあっての楠木徳森の言葉が紹介されている。

④6 「主体的かつ信仰的な生命の表白」は金光大神の道に従い取次に従事した人々の死に臨んでの言葉にも窺うことができる。例えは、

「霊となれば、仮令神様お取次せんと申されても、御願ひして（人々を）導きする故、必ず狼狽へ迷うてはならぬ」（片島 せん）の言葉、『教母 片島せん師』奥平野教会、大正一五年、一五七頁。

「死ぬのではない。教祖の道の最も大切なところが、まだほんとうに現れて居らぬから、それを話してあるく。」（畑徳三郎の言葉）高橋正雄講述『世の肥やしとなろう・わが道のおかげ』東京布教七〇年式典委員会、昭和三三年、八〇頁。

「この世で愉快なものは教祖様のお手伝いをするのであったが、もうそれもできないので、あの世へ行ってお手伝いをさせて頂く」（西城種吉の言葉）『西城種吉先生』下関教会、昭和三二年、三三頁。

「生きておる間にこのように神様のおかげをいただいたのですから、死んで霊になっても御用させていただきます」（竹本駒蔵の言葉）『賀茂の流れ』四条教会、昭和三九年、一三頁。

「俺は今死んで行くけれど決して、この教会から去りゃしない」
 (山森新助の言葉) 山森文司編『功根彦』御影教会、昭和四年、五九頁。

「わしが死んだなら、(人々が)縋って来れば如何なる願事でも、教祖のお膝元に居て取次ぎ助けて貰うてやる」(越智常太郎の言葉) 「雪中の梅」六、川上教会資料、昭和二年。

「霊となったら来てくれというところに行かしてもらって、皆さんにおかけをこうむっていたくよう守らせてもらう」(杉本董の言葉) 『杉本董先生』黄金教会、昭和四年、まえがき。「わしは死んだらいそがしい。全国手にかけてところへ、ずっと回らんならん。(信心の)間違うておる者には枕元へ行つてやらんならん」(杉田政次郎の言葉) 杉田道雄『杉田政次郎師の信心』鳥原教会、昭和四六年、八六頁。

④⑦ 『金光教典』理Ⅱ佐光28・2には死者の魂は「天地の間にふうふうと、ぶとが飛ぶように遊んでいる……」と、魂は「天地」から離れないことを教えている。これは死後の世界の描写というよりも、生死とも「天地」にあることを説いたもの。また「日のもとへ帰る」「天へ帰る」(理Ⅱ難幸13・2)も右と同じ。

④⑧ 「御理解集」では理Ⅰ山定18・2、理Ⅱ大喜3・1に「人民」の用例がある。

④⑨ 前掲拙稿「教祖様ご晩年のご信心について」二三五頁。

⑤⑩ 前掲瀬戸『金光教』二三五頁。

⑤① 二、三記述を拾ってみよう。

一 丸山 卯年 大願 浅ノ千太郎
 一 岡山新丁 辰年 礼

礼 (M 8・10・1) 大願 (M 9・6・11)

一 御之郡 未年男礼 一 児嶋番田村四十五年

大願成就 寅卯方地上名や立

用子ニ参内は(M 11・3・23) 付妻申年大願礼

(M 12・2・9)

など。尚、右の「付」は「天地書付」を渡したことについての略記とみられる。「内は」は家庭、家族を指す。括弧内の数字は記述された年月日を示す。

⑤② その他、本教文献に用例を探すと、例えば、高橋常蔵の教語に次のようなものがある。「病人が苦しむ時には、教師は祈念して半分だけ自身の身に病気を引受けてやれ……教師は信者の身代わりと思え」「穀物野菜は、人の生命の身代わりとなる故に大切にせぬと、殺生の罪となる」「川之江教会初代、高橋常蔵師」川之江教会、昭和六一年、三七頁。

⑤③ 西田長男「贖罪の文学」『日本神道史研究』一講談社、昭和五六年、大江時雄『兔びすの旅』海鳴社、一九八五年、西田長男・三橋健『神々の原影』平河書房、一九八三年、桜井徳太郎『日本宗教の複合的構造』弘文堂、昭和五三年、等参照。

⑤④ 同右西田・三橋『神々の原影』三五二―三五二頁。

⑤⑤ 前掲加藤「身代わりについて」はその立場で論じている。

山口包二「死生観について」菱田嘉吉編『金光教の死生観』
 下谷教会、昭和四四年、八二〜九二頁。

⑥7 「金光大神祭り日」の当日が金光大神の死去の日となったことにつき、市村光五郎はつぎのようにその所感を記している。
 ある人が九日十日は金比羅様のご縁日であるから、金光大神縁日を変えたらどうかとの勧めを受けて、金光大神は「金光が手盛りに変えることはできぬぞ」と答えたと市村は伝え、さらにこのことにつき、「生き間のお言葉と九日十日神去りの時と、考えみるに恐れあり」と記した。『金光教教典』理I市一34。

管長退任要求運動の思潮と高橋内局

—本部出張所報告に見られる文部省との交渉を中心として—

佐藤光俊

はじめに

本教における所謂「昭和九・十年事件」史において、昭和九年十月十二日の各支部々長十六名による教監宛「進言書」提出、議會議員有志の声明に始まる一連の教内動向が、管長罷免の要求を軸として展開された、管長及び管長権への対抗運動と位置づけられるものであること、また、翌年一月十九日付の文部省による「制度改善案」提示と岡山県知事の調停介入は、管長罷免を求めた運動主体にとって、その挫折を意味するものであったことは、既に見てきたところである。^①この岡山県知事による調停事項に基づいて、教監に推挙^②され、就任した高橋正雄は、以後、調停事項の履行を当面の責務として教政運営を担当することとなった。しかし、改制定された教規、教則に基づく教政の運営は、現実には、予期せぬ幾多の困難に当面せしめられて行く。概括すれば、(1)大教会所復興造管部事務引継ぎで現れた不正事実とその処理問題、(2)新制度運用段階における決裁権に基づく管長の教監責任制への対抗、(3)金光家血脈訴訟と判決結果への教政的措置、(4)宗教団体法公布による教制審議と教規改定を始め、この時期に並行して進行した日中戦争から対米英開戦への戦時下における国策対応など、その在任期間に継起した諸問題がそれである。このような高橋内局における教政課

題とそれへの対応の様相には、終始、教内の反管長機運の胎動と共に管長の原状回復を意図した教政への対抗が見られ、この間に処して、管長補佐の立場から新制度の運用による教団秩序の回復を使命としなければならなかった教監の立場が窺われるのである。

殊に(1)、(2)、(3)の継起的事態を通じて、一面では、管長罷免要求頓挫後における管長退任を企図した運動の顕在化——訴訟提起等への新展開——がみられ、他面では、新制度運用上における教監職責と管長権をめぐる角逐が具体化し、教政運営が停頓する事態が惹起せしめられて行く。このような動向は、岡山県知事による調停の成立と文部省指示による制度改正の実現によって、一旦收拾された管の対抗的事態の再燃を意味するものでもあろう。そして、このことは、満州事変から日中戦争に至る過程での宗教団体規制、公認教団統制の強化や国民精神総動員体制確立への宗教動員策に向けての教団的対応と共に、当局者をして監督官庁たる文部省との交渉を一段と緊密化せしめ、従来の一般的要件に加えて、その交渉に特殊な要件をもたらすものとなったことは推察に難くない。従って、昭和十六年における教規の制定も、こうした過程の反映乃至は所産として位置づけられるべきものと考えられる。^③

本稿では、右の観点に立って、所謂「昭和九・十年事件」の收拾過程とされる高橋教監就任への段階から宗教団体法に基づく教規制定（昭和一六年四月一六日）に至る迄の間において、新たな様相をもって生じた本教と文部省との具体的交渉を、本部出張所「報告」^④を素材として検討する。とりわけ、そこに見られる相互の関係相をめぐって、そこではいかなる交渉がなされ、それは国家による宗教監督や干渉と具体的にはどのような関わりを示すものであったのかという関心から、この間の高橋内局の施政とその歴史的性格に検討を加えて行く。

一、教監責任制をめぐる文部省と教監

後に「教監責任制」と呼ばれる教制原則の発端は、昭和十年一月、時の教監阪井永治に、次いで同年五月、教監高橋正雄に指示された文部省の制度改善案に窺うことができる。この制度改善案の意図性格については、その骨子が、(一)大教会所会計制度の公明化、(二)教監責任制の確立、(三)管長肉親者は教団の要職に就かざる事の三点に要約されるものであり、その意図が太政官布達第十九号に基づく管長認可制度の原則保持をはかり、教内規程の改正による事態收拾を図らせようとするものであったことは、既に言及されてきたところである。^⑥従って、教内規程改正の指示の背景には、その不備を「紛議」の原因と見做す文部省の判断が示されていた。

では、文部省は、教内規程のいかなる点にその不備を見、改正の基調をどのように示したろうか。

(一)については、「金銭問題は最も疑惑を抱かしめ易きものなるが、教派に於ても其の淨財処理が公明ならざることは一一般の疑惑の基となる」との観点から、「教派の淨財が教派首脳者の私財の形式によりて処理さるる如きは不利なる方法なり」と指摘し、具体的に大教会所、復興造営部事業を挙げて収支の明確化と予算決算の明示を求め、会計制度の整備、確立を指示した。次いで、(二)については、教政の任は教内全般がその責任を分ちもつべきであるとの意義からも、教政上に遠慮、隔意を生み意志疎通の障害を惹起しない為にも、管長の肉親者が教務行政に直接干与する事は不可との判断を示し、「此等の人々は教内の徳化方面に従事すべきなり」と、その方向性を示した。

これらの二項目の改善指示と共に、文部省の意向の基本的要件を示しているのが、(二)教監責任制の確立であった。

金光教は立教の当初と異り教団の規模組織は著しく膨大に進展せり。仍て、之を統治するに自ら之に適応する制度施設を要す。今、

金光教の制度を見るに、教治に関する責任の所在するところ極めて曖昧なり。金光教に於ては管長が世襲制度なる為、管長が直接に教政に携ることが抑も禍根を萌す所以なり。之が他の宗教団体に見るが如く、管長が選挙制度にして就職年限を規定せるものに於ては、自ら教内の人心を常に更新するの特徴を有す。然るに、管長職が世襲終身といふ場合に於ては兎角人心を倦ましむる虞なしとせず。仍て、管長は全然教治責任の外にありて徳を以て教内を指導し教化することが其の天職なりと信す。管長が濫りに教治に容喙し、剩へ其の我意を振舞ふに到りては是れ全く管長の天職に悖るものなり。管長の権限縮少さるるやに感ぜらるるも決して然らず。管長職に在る限りこの窮屈なる点多多少ありとするも、之は天賦にしてこれを嚴に戒慎せらるること其の天職を全うする所以なり。此に於て教政の全責任は教監が負ひて補佐を果すべきものなり。

其れには金光教現行の規定を改革するの要もあるべし。兎も角も、教監本部当局に於て、一教教治の責任を負ふべきを緊要事なりとす。

右に見るように、主務省の意向の基本的性格をなすものは、制度改善、就中、「教治に関する責任の所在」を教内規程に明文化することによって、この事態を惹起した根本要因が剔去可能であるとの判断にあつた。すなわち、管長制度の立て前からする時、管長が直接教政に関与し、教治上の責任を負う立場に位置する場合、その責任を明確化する方途として選挙制度を採るのが通例であり、管長を世襲とする限りにおいては、管長は教政に直接関与せず、教治責任に超越して位置すべきで、代つて教監が教政上の責任を負つて管長補佐の機能を果すべきであるとの規程改正への基調を示し、この点が「緊要事」であると指示したのである。こうした基調方針に加えて、より具体的には、教規教則改正案を添付提示し、中でも「教則 本支部職制改正案」における教監責任制確立への具体策を次のように規定した。

教則 本支部職制改正案（文部省案）

第三条 教監ハ管長之ヲ任免シ専掌属員ハ教監ノ具申ニ基キ管

長之ヲ任免ス 教監専掌属員ハ教師タル者ニ限ル

第四条 教監ハ管長ヲ補佐シテ一切ノ教務ヲ統理シ其ノ責ニ任

教則 本支部職制（改正前）

第三条 教監専掌ハ管長之ヲ任免シ属員ハ教監ノ推挙ニ依リ管

長之ヲ任免ス 教監専掌属員ハ教師タル者ニ限ル

第四条 教監ハ管長ヲ補佐シ本部一切ノ事務ヲ担当ス

ス 教監事故アルトキハ上席專掌其ノ職務ヲ代行ス

第五条 專掌ハ教務ニ参与シ教監ノ指揮ヲ受ケ事務ヲ分掌ス

第五条 專掌ハ管長及教監ノ指揮ヲ受ケ事務ヲ分掌ス

この教規教則改正案は、「文部省よりの命令とも云ふべきもの」として、宗教局長高田休広から管長、宿老、教監に對して、提示されている。一方、この指示を受けて、教規教則改制定案を議案として開かれた第五十回臨時議會（昭和一〇年五月一九—二一日）では、「文部省の發動にして修正さへ許されざる事情」と了解した議員達によつて、原案通り、満場一致で可決されている。

もつとも、この文部省指示が、主務省の監督權に基づく「命令」でなくとも、その骨子をなしたものは悉く、歴代教監が管長に、また支部長等が教監にその實現を求めた進言、要望などに認められる内容であつて、とりわけ教監責任の明確化を具体化した「本支部職制改正案」に関する限りでは大方の異論はなかつたと言つてよい。これらの歴史的經過と各々の要求内容が示すところは、殊に大正七年末の佐藤範雄の管長宛「進言書」提出以降においては、管長、神前奉仕者、教監の職掌、分限を制度上に明確化しようとする動きであり、更に、昭和五年以降においては、瞭然と管長權の絶対化、神前奉仕者の地位の相對化を目論んだ管長による一連の動向への教政的牽制の試みである。これらの施策化が意圖したものは、一方では国家の宗教行政の根幹をなす管長制度による現実と、他方では、管長、神前奉仕者がそれぞれに尊嚴なる存在として両立すべきであるとの教内的伝統を暗黙の前提とするものであつたが、この前提から、時々の教政者は、管長には教政への專制的態度の自肅を求めつつ、教制上には大教会所の神聖、神前奉仕の尊嚴性を確立しようとして企圖してきたのである。けれども、それらの進言や要望は、管長によつて時に放置され、また破棄されるなどして、管長の意志と教内趨勢との間で教政者達が進退に窮したことも度々であつた。こうした経緯から、時々の教政者は絶えずこの矛盾を緩和することに意を用いて來たと言つて過言ではなく、その具体策の要が教監責任の明確化の要望であつた。しかし、教規の規定上、管長の決裁權によらないいかなる教团的決定もあり得ず、たとえ教規の改正を試みるにせ

よ、その認否は最終的に管長自身に委ねられていたのであり、管長権に制約を加えるに等しい教監責任権限の制度化は極めて実現困難なものであったのである。

こうした歴史的背景の下で、文部省、岡山県知事の調停を経る中で実現せしめられてきたのが、先の「本支部職制改正案」であった。この規則改正によって、新たに教監による管長補佐の内容が「教務統理」と表現され、専掌任命が教監の具申（推薦）に依るものとなり教監の指揮下に属して教務を分掌することとなったのである。教監、専掌共に管長が選任してきた従前の規定とは大いなる変化と言ってよい。

文部省指示に基づく諸規則改正、中でも「本支部職制」の改正は、高橋教監の胸中では、「教監という名前は（従来と）同じでも中味は全く違って来て居る」と捉えられ、強い期待感をもって受けとめられている。

教監責任制と言ふのは、本部の専掌以下の人事が、教監の具申に依らねば任免共に行はれず、その他教務上の責任を一切教監に於て負ふ事であります。^⑧

先にも見たように、文部省の判断は、管長世襲制を採る教団では教治責任が曖昧になり易く、そこで管長は教治に容喙せず、内局首班制度として責任の帰属を明らかにし、管長の地位を保全すべきであるという点にあった。従って、管長は「教務に対し超然たることを理想とし、……徳を以て部下に臨み教化の中心となること」^⑨が求められ、教監には教政の全責任の負荷が要求されていたのである。この意味において、管長権の実質は教監に委ねられるべきものであり、その権限は名目化され教監職責として実質化されるべきものとの受け止め方がなされたることは推察に難くない。

教監責任制であるから、管長に御意見のあるべきではない、あるいは教監責任制を犯するものである、とは申されませぬ。若しさうなったら今度は教監の独断専行といふ弊が生ずるのであります。……管長に御意見があつて宜しい。これ迄より一層あつてよいのであります。教内にもいろいろの意見があり、亦私自身にも意見がある訳で、それ等をまとめて決定するのが教監の職責であり

ます。そしてその実行の責任を担ふのも教監であります。決裁は管長がされる事は固よりであります。管長御自身の意見に依つて教治教務が左右されてはなりません。

この発言によつても、管長決裁権の実質は教監に委譲され、管長の決裁権を背景とした意志の発動や権限の直接行使はあり得ず、その決裁も名目のみであるべきものとの見解であったことが窺われよう。こうした見解に立脚する限りにおいて、管長の意見は「これまでより一層あつてよい」と容認し得たのである。

こうした一連の発言の中にも、教監責任制に基づく教政運営に対する教監の現実的期待感と確信の深まりが読み取られるのである。それは、就任以来一年足らずの歳月を経、その間には大教会所復興造営部事務引継ぎを大筋において完了し、専掌任命をみるなどの教政運営を経験する中での実感に裏付けられたものであつたであろう。また、その一方でこうした実感の根柢をなしたのが、「大教会所規則」制定による「大教会所神前奉仕の神聖不可侵」の実現であり、教団存在の意義発揚の根柢を確立した初めての制度と評価した点であつたことは言うまでもない。「本教の御立前の肝腎な所を法の上に確定された」として、文部省指示に基づく諸規則改正の意義の筆頭にこの点を位置づけたことは、本教者による評価のあり方を示すものと言えよう。このことは、高橋自身がかねて求めしめられてきた「立教神伝」解釈に基づく教団への変革的展望を具体化するものであり、また、教内が多年にわたつてその制度化を求めてきたものでもあつたのである。「大教会所規則」制定に基づく大教会所神前奉仕の神聖性、中心性、不可侵性の制度的確立が、他の諸規則改正にも増して中心命題であり、高橋教監における教政運営への期待、確信の根柢をなすものでもあつたことは、次のような一文にも示されている。

指示三要項のみにては、一番大切なものが足らざるを以て、全教が凡てを暴露して具申せる事に基き、大教会所御取次者の不可侵が(文部省によって受け容れられて、制度上に)確立せし事は大いに見る可きものあり。……申すまでもなく御取次は惟神のこ

とにして……只仰ぎ奉り、押し奉るべきものなり。此の神業を確立せざれば、本教を危くするものと謂ふべきなり。然るに、全教信念の上に於ては侵すものなしとするも、万一にも侵し奉らんとするものあらんには由々しき大事なるを以て止むを得ず侵犯の出来ざることを法の上に制定するの必要が生ずるものにして、実に本教を守る上に於ては必ず此規定を置くの必要に迫られ、主務省に於ても此点を考慮されて立案せられたることは感謝に堪へざる所なり。

右に見るように、文部省による「指示三要項のみにては、一番大切なものが足ら」ないとの認識がなされていたのであり、五月十日の文部省出頭以前においても同様の発言がなされている。^②これらの点を踏まえる時、本支部職制の改正による教監責任制の確立とは、高橋にとっては「御取次の神聖」確立のための支柱であって、その信仰的、教義的な中心性に対して、教監とは、「侵し奉らんとするもの」への「邪魔を起させぬやうにして行く働き」と理解されるものでもあった。従つて、高橋教監が教監責任制への期待や確信を表明する時、その背後には大教会所神前奉仕の「神聖」とも「不可侵」とも性格づけられる信仰的中心性の基調確立への充足感と運用への使命感が脈打っていたのである。

しかしながら、文部省が企図した制度改革とは、あくまで冒頭に見た三点に要約されるものであって、右に見た高橋教監の見解との間に齟齬する点のあることは否めない。かねてから、こうした懸隔の所在は、岡山県知事による調停事項に対しても教監就任への受諾条件を示した事にも、また先の阪井教監への文部省による制度改善案に対しても不満足意向を示し、具体的には「大教会所規則制定案」の追加を求めた点などにも示されてきていた。

さらに、このような文部省見解に対する高橋の見解の差異は、次のような高橋の文部大臣、宗教局長に対する言明の中にも読み取ることができる。

信心の中味は信者以外の者には分らず。若し官庁に於て余りに干渉が過ぎると收拾すべからざる事となる。保護監督も必要とあらばして貰ひたきも監督と干渉、保護と干渉とは誤り易き所なり。其辺の事をも話しおきたり。今日の事情御安心下さいとも言ひ得ぬものがあり、後始末は慎重にする必要ありと思ふ故に只静観して頂きたしと大臣、局長に言ひおけり。

昭和十年五月十日、文部省の招致によって出頭の後、制度改善案の提示を受け、管長と共に即日応諾した高橋教監は、管長、宿老、県知事等と共に大臣官邸において大臣訓示を受けるが、右は、宿老に続いて最後に挨拶した教監の発言要旨の報告である。

言うまでもなく、この時期における本教は、法的立て前としては非宗教と位置づけられた神社神道が祭祀と宗教との分離政策によって、実質上、不文法として国教の位置を確立した国家神道体制の下に、仏教、キリスト教と共に公認宗教としての位置を与えられてきた教派神道の一派としてその存在を公認されてきていた。一面では国家による強制的な、しかし同時に他面では、公認諸教団による合意の下で形成された国家神道体制下での政教関係を見る時、そこに賦与される信教自由の具体的内容は「個別的特権としての自由」として意識され、従って普遍的な人権として捉えられる契機は希薄であったと言ふべきであろう。国家神道の形成過程、つまり祭祀と宗教との分離によって神道とは区別してその宗教活動に合法性を与える政治的必要から生れた教派神道などの公認宗教は、管長制度の下に国家の監督下におかれ、公認教団に対する政府の監督は専ら管長に委任された教規宗制寺法の制定をはじめとする管長権の運用を通じて行われることを原則としたのであって、その「公認」とは普遍的人権としての信教自由に対する保障であった訳ではない。右に見た高橋教監の言明も、そのような国家神道体制下における一公認教団たる本教が置かれた立場や位置を背景としたものであり、またそのような状況を既定の与件と見做す認識の枠組みに規定されたものであったことは踏まえておかれるべき事柄であろう。しかしながら、国家神道が法的立て前においては非宗教と宣言され、明文法規定を持たない事実上の国教であったことによって、一般的には公認教団に対する自治への制限は、次章で述べる段階までの間は安寧秩序紊乱、臣民義務違反と法的に断罪されない限り、また文部省による監督権の実態に照して見る限りでは、事実上、極めて曖昧な形でしか存在しなかったのである。

一面において、こうした国家神道体制下における国家と公認教団との特殊な関係が、先の制度改善「指示」ともなり、

また高橋教監をして政府の干渉拒否を言明せしめ得た客観的理由に挙げられようが、他面において、「信者以外の者には分らず」とした「信心の臭味」に対する教監の信仰的な自負にも瞠目せしめられるものがある。その自負の内容をなすものが、既に再三指摘してきた大教会所神前奉仕に対する「神聖」性への確信であった。この確信が自負ともなっており、かかる事態の渦中においてなご政府の「静観」を求めしめ得たのである。

ところで、こうした筋道において教監責任制への期待と確信を表明してきた教監であったが、右に見てきた文部省との見解の落差には少なからぬものがあつたのである。このことが、具体的に表われるのは、昭和十年八月二十九日付で任命された専掌任命の人事について、八月十二日、専掌推薦具申書を管長に提出したが二十日に至ってもなお決裁が得られぬ事態においてである。その事態について畑一をして文部省宗教局長に打診した教監は、「教監の『責任』内容解釈に就き質問致し候……管長は決裁権あるのみにて、其間異議異論あるべからざるは申す迄もなけれども、何日間に決裁せざるべからずと云ふ事は定め兼ねる」との報告を受信している^②。この報告書によって見る限り、早くもこの時点において教監「責任」の限度、範囲が管長権との関わりで問題化せざるを得なかつたことが窺われるのである。教監の具申による教務上の案件が、管長によって実質上決裁されない時、具申した教監は「一切の教務を統理」する職責を果し得ないこととなるからであつた。さらに、教監の具申に対する管長の決裁権行使は、決裁拒否をも含めてどの範囲まで許容されるのか、名目化されたものか実質を伴うものかについては無関心ではいられたかつただろう。教監の職責がどれ程明確化されたとしても、教則上の規定に過ぎず、教規の正文では何等の定めもなく、管長については「管長ハ本教最高ノ栄位ニシテ本教規ニ依リ本教ヲ統管ス」と定められていたのである。この点を勘案する時、教監権限と管長決裁権をめぐる文部省見解は、右に見たごとくどこまでも教監責任制の意義に立脚するものではあつたが、他面、管長制度の立て前からして、その地位を全く空文化することもなし得ず、決裁権の具体的運用については明言を避けたものと言えよう。もっとも、この案件については、八月二十七日に至つて宗教局長の意見書^③が寄せられ、教監責任制の意義を発

揚する立場から断定的に管長の意向を斥け、漸くにして管長決裁が得られることとなったのである。

このような問題は、管長職印の取扱いを規定し、専掌の分掌を定めようとした「教令 本部事務規定制定案」、新会計制度による管長内事費（手当）の支給額を編成した「昭和十一年度大教会所予算案」^⑩や、「教則 機務顧問会職制制定案」^⑪、「教則 教師昇級規定・教師昇級詮衡委員会規定制定案」^⑫等、従来管長の専権に属した事案に対する運用規定の立案をめぐって、管長決裁が得られぬ事態が続出し、後年に至るまで問題化して行く。このことによって、重要教務は著しく停頓せざるを得ず、文部省指示に基づく新制度運用に關して、教監は決裁権を楯とした管長の抵抗に出遭うこととなったのである。こうした事態に対する文部省見解を改めて示したのが、畑一専掌による次の報告である。

大教会所予算案に就いては、本省に於て現状の如き事態惹起するを予想致しをりたる処なれども、……改制定を見たる法規（教規教則）の運用が現管長に於て阻止せらるるの事態にまで至らばともかくも、然らざる以上、如何に教監の責任制度確立すると言ふとも、決裁にならざる以上何ともする能はず。決裁相成りたる以上は、すべて其等に関し其責任は教監に於て負ふべきものとの見解に有之候。

主務当局の判断は、一面では、教監責任制の意義を強調し教監の具申内容に管長が異論を挟むことを否認しておきながらも、改めてここでは、管長による明らかな教規違反や不履行が認められぬ限り^⑬においては、その決裁権の存在を認める判断を下したのである。従って、教監の期待に反して、決裁権をも教監の責任権限に委譲して名目化し得るものは考えないとの判断が示されたのである。いかに教監責任制といえども、教監の基本的職責は管長を「補佐」し、その内容として教務統理の責めに任ずべきであるとの見解であった。換言すれば、文部当局は、管長が異存なく決裁できる教監の具申を望み、教監も具申通りの決裁が得られるといった、その間に何等の隔意のない理想的な両者の関係を期待したのであったろう。けれども、教内における現実的実態は、制度上で構想された理想的運用を可能とするには余りに

も両者の思念に懸隔があったと言ふべきであらう。

かくて、制度改善を指示し、教監責任制の確立を求めた文部当局と、これを受け容れて教内改革を志向した高橋教監との間では、相互にその意義の理解を異にし、現実の運用段階における判断においても差異を垣間見せ、以後の教政運営上にも極めて流動的な要因を残していったと言わねばならない。^⑤

二、宗教団体法への基本的対応

改定された教規教則に基づく教政運営を開始した高橋内局の施策が、管長の決裁権を楯とした抵抗に遭遇する事態の中にあつて、高橋教監は、教監責任制に基づく教政運営への期待と確信を表明し、その根拠を大教会所神前奉仕の神聖性、中心性、不可侵性の制度的確立に置いたことはここまでに見てきたとおりである。また、この点での意義の認識は、管長決裁権の所在をめぐつて、従つてまた教監責任制の現実的運用をめぐつて主務当局との間に懸隔を露呈するものでもあつた。

こうした高橋教監の認識、判断は、他面において次のような見地に立つものでもあつた。

大教会所御奉仕に神習ひ、それを仰ぎそれを信じ奉りて……その御比礼を蒙つて行く外はないのであります。それが信者にも及んで参りまして、真実の宗教として生きた働きをするやうになるものと思ひます。この度宗教団体法の草案が出来、目下宗教制度調査会で審議中であります。その法案の骨子は本教の新制度に悉く現はれて居るのであります。本教はこれを実現する実力を持つて居ると見られて、昨年来の事件に端を発し諸規則の改定を指示せられる事になつたのであります。その中心は御広前金光様の御取次であります。この信念の生き手本なくして、何うしてこの大事が出来て居るでございませうか。……最近宗教界には色々の事が起りまして、国家が之に深き関心を持つやうになりましたが、一面に於ては正に宗教時代を現出して居るのであります。^⑥

文部省指示に基づく新制度について、当時政府の企図した宗教法制定の先駆的適用と捉え、「宗教時代」における本教の使命感を披瀝した右の一文において目指されているのは、「真実の宗教」であり、「宗教として生きた働きをするやうになる」ことである。そして、その中心、「生き手本」を「大教会所御奉仕」とも「御広前金光様の御取次」であるとも表明したのである。宗教団体の成立以前に、本教新制度と当時宗教制度調査会に諮問中であった「宗教団体系草案（松田案）」の意図との関連において、本教の中心生命と思念された「大教会所御広前奉仕」の意義、本教の使命を説いた右の見解には、文部当局による何等かの示唆のなされたことや、佐藤範雄が宗教制度調査会に教派神道の代表として宗教法制定促進の立場から終始その法案審議に加わって来た経緯との関連を推測せしめるものがある。^⑧

ところで、ここに高橋教監が表明した「真実の宗教として生きた働きをするやうになる」との目的意識の内実はどのようなものであったろうか。

それについては、先ず、本教新制度確立に至る迄の本教の実態と、それに対する高橋自身の問題意識が顧みられねばならない。次いで、当時の宗教界一般の状況的特質が想起される必要があるだろう。両者は宗教の「生きた働き」と目指された目的意識の二側面をなすものと考えられる。

前者について言えば、高橋は早くから身分秩序、立場意識など教団内に生れた既成化への批判と、「信心中心」主義確立による教団革新の必要性を説き、それらへの先決的課題として自らの信念確立への道を歩ましめられてきていた。そこでは、教団現実への批判的洞察と将来への危機意識の生成がみられ、それらに立脚した教団への根源的信頼の確立を通して、そこに初めて教団批判から革新構想としての教団論への展開がはかられて行くさまが見られた。^⑨かくて、教監就任にあたって、就任受諾条件を示して、教制的にも大教会所神前奉仕の制度的確立を柱とする「信心中心」主義の実現をはかって来たのである。

後者について言えば、昭和十年に前後して続生した新興宗教の多くは「類似宗教団体」として、神道、仏教の公認教

派に属さない宗教団体、つまり非公認教団として、警察的規制領域の一部として内務省警保局の管轄下に置かれたが、その勢力の飛躍的拡大は「宗教復興」、^④「邪教」の氾濫膨張として取締当局の警戒を呼んだのである。第二次大本事件（昭和二〇年二月）、ひとのみち教団事件（同二年四月）、天理本道事件（同三年一月）、燈台社事件（同四年六月）へと続く「邪教」弾圧事件は、天皇制国家の宗教団体規制の「ファシズム期的展開の各ステップにおける画期」^⑤であり、政治的、イデオロギー的支配再編の宗教統制局面での表われであった。つまり、天皇制国家の宗教政策上の特徴は、国家神道の強制にあったが、天皇制国家が本来的にあらゆる宗教に対抗的で非寛容であって、宗教団体が常に弾圧に晒されてきたという訳ではなく、国家が、意図的な計画性をもって宗教団体、とりわけ新興教団を弾圧の対象としたのは昭和十年以降のことであり、第二次大本教団事件以来のことであって、それ以降の様相には明らかかな政策上の質的転換が指摘されるのである。そこには、一方で、昭和恐慌、満州事変以来の国際的危機感の瀰漫と社会不安が見られ、人々に身近で新たな精神的支柱を求めしめ、新興宗教簇生の社会基盤が造出されていた。しかも、その集団は、公認教団とは異なり、その枠外で教義的にも組織的にも国家機構に組織されない、宗団としての結束性、自律性を特質とする「群れ」であった。他方では、満州事変から日中戦争に至る過程にあって、あらゆる社会機構や団体の天皇制国家への一元的動員がはかられ、内務省警保局の宗教団体規制への積極化、治安維持法適用による「不逞」教団殲滅意図の明確化、公認教団統制をめぐる諸官庁の競合といった諸側面が見られ始める。ここでは、「過去の経験に徴すると、類似宗教の多くは不敬、詐欺、医療妨害、良俗破壊等の宗教的犯罪の温床であったので、特に近時に於けるが如き類似宗教の異常なる発達は、その社会的弊害の及ぶ所昔日の比ではない」と、その取締りの緊要性と正当性が主張されている。^⑥

このように見てくると、高橋教監が宗教としての「生きた働き」を指標としたことには、右に見た二つの要因が色濃く反映されているものと考えられる。このことを喧伝される宗教界一般の反社会的評価の中にあつた高橋教監自身の問題意識に即して見る時、宗教団体法制定への文部当局の意図がどのように伝えられたにせよ、それを公認宗教における

教化力の振興、換言すれば旧慣的教治制度の改廢による「宗教」の社会的信頼を回復せしめるものとの受け止め方がなされたろうことは推察に難くない。^④

もとより、明治三十二年十二月に、時の山県有朋内閣が帝国議會に提出した第一次宗教法案から数えて五度目、四十年の歲月に互る曲折を経て初めて貴衆兩院を通過することとなる「宗教団体法」は、その制定に至る政府側の意図や動機、これをめぐる議會内外での議論や運動に多様な起伏と曲折が見られ、殊に宗教界の対応にも政府側の要求と共に看過できない特徴があった。宗教法案をめぐる議論として、帝国憲法第二十八条と法案との関係をめぐり、神社の宗教性の認否、国家の監督権と宗教教団の自治権の相克、信教自由の範圍限定と制限の可否、つまり、臣民の権利と義務との關係解釈等の論点がみられ、法案への反対論が展開されてきた。けれども、こうした動向の反面では、各教団による個別利害の追求が熱心に展開されて行ったのであり、そのことも度重なる法案改訂の重要な契機であったことは見逃せない事実である。当時の公認教であった教派神道、仏教、キリスト教では、その公認化過程に差異があり、信教自由の法的保障は各教団の個別的特権として賦与されたのであって、細部にまで互るその権利内容には相当の格差が見られた。^④このことは、統一法規を欠いた単発法令適用のもたらす結果でもあり、教団ごとの国家との現実的關係や距離にもよるものであった。こうした条件下で、各教団が固有の利益追求に走る時、それは個別利益の誘導、確保につながる傾向となることは現実的には避け難いものであった。こうした傾向は、各法案によって企図されていた信教自由への制限や教団統制に対しても、それ自体を問うのではなくその枠組みのもたらす自派の権益の多寡によって各法案への賛否が決定づけられる場合が殊の外多かった点に窺われるところである。^④さらに、この点に加えて、公認教団の中でも教派神道各派の立場は、他教団と比べて一般に、国家の神祇崇敬政策上直接間接の保護を与えられ、その公認化過程でその公的「教義」を国体觀念と接合する操作がなされた場合も多く、従って国家の干渉を批判する契機が薄かった点や、「三教平等主義」を掲げた統一的宗教法の制定をめぐる議論の過程においても、依然非法律的な保護を期待し、政界縁故への

繋がり重視する傾向が基本姿勢であった点が指摘されてきている。^④このような統合的規制を目指した宗教法の制定をめぐる各教団の対応が、とかく既得権の保障をメルクマールにその拡大をも期待する思惑に駆られたものであったことは、帝国憲法下での既成教団人の信教自由に対する法意識の到達点と限界を示すものであったろう。とは言え、法案が各教団の既得権の保障を意味せず固有の利益が否定される部分からは、徹底した批判と反対論が生れ、憲法の臣民の権利条項を楯とする抵抗も示されたのであり、その意味では数次に亙る法案審議の過程を通じて新しい法意識の展開が見られたことも事実である。^⑤本教の宗教団体制定への対応を検討するに際しても、当然これらの特徴と傾向は踏まえられねばならないものと言えよう。

このような現実を踏まえる時、先の文部省指示による新制度発足の意義を宗教法制定の先駆的適用と捉え、「宗教時代」に対する使命と覚悟を披瀝して「真実の宗教として生きた働きをするやうになる」と表明した目的意識の背景を窺い知ることができよう。すなわち往年の「教内紛擾」によって文部省の監督権発動にも等しい制度改善を指示されてきた本教首脳のかかる課題意識には、教制の不備によって長年阻害されてきた本教信仰の「根本的生命、統一的中心」をなす信仰生命としての大教会所神前奉仕の意義を蘇生せしめようとする信仰的契機と共に、社会と主務省に対する負荷意識^⑥とも相俟った、宗教としての社会的信頼と教化力の回復を果し、社会的責任を担う教団的更生への志向性という社会的契機が内包されていたのである。

高橋教監は、こうした事態の中で、昭和十一年十月、

「ひとのみち」手入れ、天理教にもいろいろの事あり。その筋の取締、社会の注目異常。これ他山の事ならず、宗教全般に対して不信の眼鏡く宗教の爲に容易ならざる事態たるのみならず、かくの如くにして信するに足るものを失ひ行く社会民衆の不幸如何ばかりぞや。国家としても国民が信憑すべき所を失ふを見て放置して可なるべきや。

本教としてはこれを外にしては斯の如き状態に当面し、これを内にしては内部の統制未だ全く整はず、漸くその方途に就かんとす

るも前途甚だ遠し。^④ (傍点筆者)

と、自らのノートに書き記している。満州国承認、国連脱退に示されるアジアモンロー主義路線を基調とした対外政策によって、反満抗日運動や華北支配への対策上から軍備拡張がはかられ、二・二六事件鎮圧後の軍部の発言権確立を機として、国家総力戦準備があらゆる面で推進されて行く。こうした動きは、蘆溝橋事件(昭和二年七月七日)に始まる日中戦争への前触れであったが、政府は一方で大本教団を皮切りに、ひとのみち教団、天理本道等四教団など一連の「不逞宗教」を弾圧しつつ、他方では各教団に対して国民総動員に向けての活動力の發揮や、軍部の要請による恤兵、慰問、軍需品献納、宣撫活動への従事などを要求した。「教団殲滅」を意図した弾圧事件の発生は典型例に過ぎず、祭典祭詞や参拝行動、書籍発行などあらゆる宗教行為への干渉^⑤の日常化が進み、「宗教警察」なる規制分野が確立し、その統制は段階を追って厳しいものとなって行ったのである。先に、「宗教時代」の現出と表現した教監発言には、宗教界に対する一般の不信感が捉えられ、これに対する宗教者の社会的使命が表白されていた。同時に、内務・司法省による「手入れ」・「取締」と社会的関心の「異常」ぶりへの警戒心が喚起され、公認教団統制と保護・監督の第一次的専権を持つ文部省すなわち「国家」への不満が露にされている。

さて、ではこのような時局の進展の中において、先の教監発言に窺われた信仰的契機と社会的契機とは、いかなる矛盾もなく教団の信仰的、社会的再生を実現して行くのであろうか。

この点を示唆するのは次の報告である。第二次宗教団体法案が宗教制度調査会の諮問を経て答申され、答申から一月余後の昭和十四年一月十八日、第七十四回帝国議会上程される。この間の十三年十二月二十七日、稲田文部省宗務課長と面談した畑一専掌は、その会談要旨を教監宛に報告して次のように述べている。

(課長に対して) 愈々宗団法も議会通过する事ともならば、内容外形共に金光教が確立するので、これは実に難い事と思ひま

す。どうかよろしく御願ひ致します。この訴訟（身分関係確定請求）も大審院まで行くでしょうから、丁度そんな具合になるのではないでせうかと思ひます、とつけ加へてをきました。

これは単なる私見でなく、折も折で全く将来の見透しの点から行けば、新しい御主人に新しい着物を着る事になると思はれ、これ全く御神意の発露と考へられます。^⑩

前段部は宗務課長への発言であるが、宗教団体の成立によって「内容外形共に金光教が確立する」との認識においては、先の教監発言との差異は見られない。畑専掌から教監への所信が記された後段部に見られる「新しい御主人に新しい着物を着る」との表現には、家督相続回復請求訴訟の原告（金光正家）側勝訴の判決を受けて、当時係争中であった金光家邦他十一名を相手どる身分関係確定請求、不動産所有権確認訴訟の推移への見通しを交えた、宗教団体法成立に伴う管長退任による教団再生への待望感が読み取られよう。「新しい御主人」とは新管長への就任を期待した神前奉仕者（金光摂胤）を、「新しい着物」とは宗教団体法施行によって制定される新教規を指すものであった。そこには、それが表面上、宗教団体法成立への期待の表明でありながらも、実は同法の施行によって実現可能性を高める管長退任への期待の表明、或いはその可能性打診の意図が込められていたのである。^⑪

このような管長退任を企図する思潮が改めて顕在化する事態を惹起したのは、言うまでもなく金光正家を原告とする金光家邦を相手どる金光家家督相続回復請求訴訟が大審院において金光家邦の敗訴を判決した出来事を通じてであったが、この点への論及は今は措く他はない。しかしながら、では、一方で明らかな管長退任を期待する思念の胎動と顕在化を孕みながらも、同時に、宗教団体法によって期待されたところの宗教としての社会的信頼と教化力の回復を図り、「真実の宗教として生きた働きをするやうになる」とも目指されていた教団の更生は、どのように実現せしめられることとなるのだろうか。この点は改めて宗教団体法公布以降の事態の中で検討されねばならない。

三、教制審議をめぐる文部省との対抗と同調

(1) 第一次教規草案をめぐる

第一次近衛内閣によって宗教制度調査会に諮問された「宗教団体法要綱」は、同会の答申を受け、答申から一月後の昭和十四年一月五日、第一次近衛内閣の後継首班となった、かつての宗教制度調査会長平沼騏一郎の下、留任した荒木貞夫文相の手によって要綱が法案の形に改められて、一月十八日、第七十四回帝國議會貴族院に上程されることとなった。二月十九日、貴族院では一部修正の上、三月二十三日、衆議院でも可決された「宗教団体法案」は、同年四月八日、法律第七七号として公布され、翌十五年四月一日から施行されることとなった。この法律の公布に伴い、従前認可されてきた各教宗派が宗教団体として、また「類似宗教団体」として扱われてきたもののうち地方長官へ届出たものが「宗教結社」としてその適用を受けることとなり、宗教団体については同法による教規・宗制及び教団規則を作成して、同法施行後一年以内に文部大臣の認可を受けなければならないものと定めた。つまり、公布から二年の猶予が与えられたのである。

こうした定めによって、本部当局は、昭和十四年六月一日、「教制審査委員会職制」を發布し、十月五日、その第一回委員会を開催して宗教団体法に基づく教規制定の大綱審議に着手した。^⑤以後の審議経過から窺われる顕著な特徴は、文部省、管長、教制審査委員会及び本部当局の三者間での角逐の様相である。この内容の検討が本章での主たる検討内容となるが、それに先立って、公布された同法によって本教は具体的にどのような教規の変更を迫られたかを瞥見しておく。

宗教団体法の施行によって、同法施行の際現に存する教派（教派神道二三派）、宗派（仏教宗派五六派）は、改めて認可

申請をしなくても、そのまま向こう一年間に限り同法により認可された非法人の教派、宗派と見做され、その管長も同様であった。しかし、施行後一年以内にその内部規則たる教規、宗制について文部大臣の認可を受けなければ、設立も合併・解散、規則の変更、法人化もできないこととされ、その内容は、名称、所在地、教義の概要、管長・教団統理者その他の機関の組織、任免及び職務権限等と細分化され、教派には管長を置くことが義務づけられ、教派を「統理し之を代表す」と定められたのである。

さて、教制審査委員会では、昭和十四年十月五日に審議を始めたが、翌年五月に至るまで顕著な動きはなかった。この間の一月十六、七日、文部省において「宗教団体法施行準備に関する神仏基各教派事務主任者協議会」が開かれ、教規、教会規則等の編成様式、記載事項の程度範囲の詳細な準拠例が示され、留意事項の指示がなされ、また、同法「施行令」、「施行規則」等の公布に時間を要し、各教団における取り組みの開始に制約がもたらされたためである。このため、同審査委員会において、文部省宗教局からの出向を求め、詳細な説明と立案方途を聴取し得たのは、公布後一年を経た十五年五月十一、二日のことであった。このような理由によって、実質的な審議が始められるのは五月九日、文部省による内閣の都合上、草案提出期限を六月末とする通牒（四月三〇日付）に接して以降のこととなった。五月十一日には、文部省から川村理事官を招き、基本問題に関する講義を受けて討議を行い、六月二日からの委員会において事実上の原案起草のための作業に着手し、実質二十日間程で原案が作成されたのである。作成と共に一方では連日、原案整備が行われ、二十二日から二十六日にかけて原案に対する全体審議を行い、教規草案の決定を見ている。

原案立案段階における基本態度としては、次の諸点が確認されていた。

- (1) 宗教団体法に示す管長とは、其の教派における最高の権能を有するものたるを本旨とするものなれば、従って信仰的にも一教の模範たる徳望を備へ教派を総統するの任に堪へ得る者を選定すべき内容を有することは……当然の事と思考す。
- (2) 故に、新教規に規定せらるべき管長選定規則は、法の精神に基くと共に本教教義に立脚し、教派成立当初の精神及宗教たるの本

質に鑑み最も完備せる規則たることを希望す。

(3) 先年の本教事件が兩者(管長、神前奉仕者) 別立の結果なりと断ずるは早計にして、むしろ其の禍根は他にありしと見るが至当ならずや。……教規を定むる上に於ては、純信仰のみによって之を律するべきものに非ざることを勿論なれば、信心を基本とすると共に、将来最悪の場合起るとも之を救済し得る規定たることを条件となすは申すまでもなきことなり。之を要するに、管長が神前奉仕に當ることの不合理なることはいふまでもなく全然問題とならず。次に神前奉仕者が管長を兼ねることにつきては、仏教に於て法主、座主などが管長に当り居る例はあれど、本教に於ける神前奉仕の内容は他に例のなき獨特のものたれば、之を同一に扱ふべきにあらず。更に、管長の名前のみを持ち実務は他の者に当らしむれば可ならずやとの解釈もなし得れど、かかることは今回の法の精神より見て許されざることなり。

すなわち、(1)に示された管長の権能をめぐる確認は、同法第四条に規定する統理、代表権に関するものであったが、その代表権の実体としての「教派」は、「此の組織によって決定せられる意志が、内部に対しては全体の意志として統制力を持ち、外部に対しては全体の働きと認めらるる社会的作用を現はして行く」べきものと期待されていたのである。その意味で、明らかに神前奉仕者の管長就任を意図する立場とその論拠を形成するものであった。(2)では、(1)とは逆の立場から、管長選任規則立案にあたっては法への準拠と共に本教自体の教義に基礎を求め、之を強調する立場が示されている。(1)、(2)に関わって、「本教に於ける信仰の中心は教祖立教の神意に基き大教会所御取次に在ることと言ふまでもなし」とは、この審議過程でも度々確認されてきたところである。ところが、(1)、(2)の点を念頭に置く時、神前奉仕者をもって管長とする教規制定の既定化が予測されるが、同時に(3)に見るとおり、管長、神前奉仕者別立の教風への是認論も有力な見解であった。それは、単に伝統や教風であったばかりでなく、何よりも、(1)、(2)の観点から立案された教規草案に管長決裁は得難いとの見通しは現実のものであった。これに加えて、たとえ神前奉仕者をもって管長とするにもせよ、現任管長の既得権への対応問題があった。一章に見てきた教監責任制をめぐる文部省と教監との見解の差異についても、そこにどれ程信仰的期待が寄せられ、信仰的契機の膨張が見られたにせよ、客観的には明治以来の管長制

度が、教団の既成化や時代の動態、進展に応じて、その画一的運用が困難となった場合の、管長制度の原則保持のための内局首班制度に過ぎなかったのである。つまり、「世襲」と規定された管長襲職規則に基づく金光家邦への管長認可を既成事実と見做し、その既得権は保障してきたのであった。こうした経過が、教政当局者によって改めて踏まえられ、管長既得権の保障問題への方途の立案は避けられない重荷ともなったのである。何よりも、その保障のない教規案に管長はもとより、文部省の同意は得難いとの観測^⑧もなされていた。しかも、宗教団体の法文上、管長制度は原則的に維持されていたし、可能な範囲で各教派に固有の伝統秩序も容認したのであって、一般的に血脈を中心とした管長世襲の制を否認する意図は存在しなかったのである。また、この点と共に、相次ぐ宗教弾圧事件の中においては、教統保全の観点は現実的に重要な要件として意識されるものであって、責任職に神前奉仕者を充てるべきでないとする積極的分離論や、神前奉仕者はたとえ本部教会主管職（大教会長）といえども兼任すべきでなく、兼任することで「神聖」性が侵され、現実にも専念出来難いとの見方も根強くなされていたのである。(3)の立場からすれば、管長、神前奉仕者別立だけが残された可能性であった。

このように、(1)、(2)に見られる神前奉仕をもって信仰の中心とする点では大勢に異論はなかったが、(3)に見られた現実的見地や「昭和九・十年事件」以来の新制度に基づく教制原則保持の観点は、既成の管長像を前提とする限り揺るがせ難いものであった。

こうした中で、教制審査委員会において改めて教制が論じられる時、原案作成の段階では、異論はありながらも結果的には管長——神前奉仕者別立案が基調を形成したのである。各班の分担作業によって立案された原案は、全体整備がはかられ、正式委員会に諮られることとなったが、その場においてもなお、(1)、(2)及び(3)に関わる右の基本問題に決着は得られず、その最終判断は特別委員会^⑨に一任されることとなったのである。

特別委員会において、最終的な決定をみた草案では、「第五十一条 管長ハ本部大教会主管者之ニ当リ……」(第三章

第一節、管長」と規定し、次いで「第三百六十条 本部大教会所主管者ハ神前取次者之ニ当ル」(第四章第二節、本部大教会と定めた。神前奉仕者↓本部大教会主管者↓管長の順序で基本資格を定めたのである。但し、経過規定を設けて、

第七百八十三条 本教規施行ノ際現ニ存スル金光教大教会長ハ之ヲ本教規ニ依ル金光教本部大教会主管者ト看做ス

第七百八十四条 本教規施行ノ際現ニ存スル金光教大教会所神前奉仕者ハ之ヲ本教規ニ依ル金光教本部大教会神前奉仕者ト看做ス

但シ第三百六十条ノ規定ハ本教規施行ノ際現ニ存スル管長在職中ハ金光教本部大教会神前取次者ニ付之ヲ適用セズ

と規定したのである。すなわち、先の第五十一条及び三百六十条においては、神前奉仕者が管長に就任する旨の立案を行いつながら、経過規定においては現管長在任中は現状を維持するとの立案を行ったのである。

特別委員がこうした判断に立ち至ったについては、先ず、両者別立案を基調とした原案による限り、管長の既得権は保障し得ても、宗教団体法では内局首班制度、つまり従来の教監責任制は法文上の根拠を喪失していたのであり、その意味で神前奉仕の神聖性、不可侵性は保障を欠いたものとなり、現状以前への逆行を意味せざるを得なかった点が考慮されねばならない。また、「教化と統理の一体」化が課せられたものである以上、神前奉仕の中心性確立の保障を得るには神前奉仕者の管長就任しか選択肢はなかったものと言ってよい。これに加えて金光家血脈訴訟判決に対する教政当局者の判断と措置とは、今や決定的な既成事実でもあった。そこで、特別委員会における草案決定では、あくまで、正文においてそのような規定を施す一方で、既得権は既得権として保障する道を、二次的に経過規定に求めたのである。けれども、それはいかに「草案」であるとは言え、内容的には相矛盾するもので、先の原案段階での二分された見解を本文と経過規定に振り分けた結果となつて、この点に関する最終的判断を保留しようとした意図が窺われなくはない。

さらに言えば、敢えてこのような両面的性格を有する草案を決定し、管長に上申した点から言えば、文部省に対して本文の基調か経過規定か、また経過規定を条件とした本文かの選択を迫り、その意向を有利に引き出そうとした結果では

なかつたのかとの推論も成立するだろう。なぜなら、こうした草案を文部省に提出するには、先ず管長決裁が得られねばならなかつたが、いかに経過規定で配慮を示したとは言え、明らかに管長の基本資格を神前奉仕者とする点を焦点とした草案であつて、これを管長が決裁する筈はなかつたのである。また、管長への上申が既に提出期限(六月三〇日)に切迫していた点を勘案する時、教政当局者は管長不同意の場合にあつても草案段階での最終的な交渉相手を文部省と予想していたとも考えられるからである。従つて、管長決裁が単なる手続きであるとしたなら、敢えてその内容的矛盾を承知の上で、本文において立案意図を明示しつつ、他方で、既得権への配慮をも示して、宗教団体の命による神前奉仕者の管長就任への道を実現し、同時に、管長退任への血路を開こうとしたのではなかつたかとも考えられる。

かくて、管長への草案上申(六月二七日)、管長指示による文部省への提出延期願提出(七月一日)、文部省からの提出督促(七月二日)、教監の管長宛文部省提出方具申(七月四日)、管長による教監への辞表提出要求⁶⁰(七月四日)、管長の文部省出頭(七月五日)へと事態は展開して行く。その結果、内閣作業の都合上、管長の異見は後日提出する旨付記することで、草案は立案通り提出され、管長からの「教規草案修正案」(管長私案)は、八月十四日に文部省へ提出されたのである。この間の教制審議の経過と管長の対応は、逐一文部省に報告され、文部省からの示唆は本部出張所を通じて本部当局にもたらされていたのである。

教規草案提出と共に開始された文部省での内閣以降、管長私案への対処策を検討した文部省は、改めて委員会案との根本的相連を確認すると、教政当局に対して教内での立案の一本化を要請し、九月十二日に再開された教制審査委員会での課題としたのである。管長私案の内容については、八月十七日、畑道雄の文部省出頭報告によって次のようにもたらされている。「主要なる点は左の二点なり」として、

一、教祖の血統を継げる者は己なり。仍ち教祖在世せば、教監以下が立案したるが如き教規は作らせられざるべし。故に管長就職

規定は現行の俣とし、管長、神前奉仕二本立の流儀を維持し度し。

二、教監の権限を全面的に縮小されたし。

其の他は些細なる由。

管長が、あくまで世襲制規定維持に固執してきたことは本部当局にとっては自明のことであり、教規草案においても重ねて考究されて来たところである。その点で最大限の譲歩を示したのが経過規定であった。他方、管長の側からすれば、第一世管長在世時以来の制度であり、昭和十年の制度改正においてもこの点の改正は求められなかったのであり、血脈裁判の大審院判決においても家督相続資格を喪失したが、戸籍上での身分（庶子）は残り、広義の世襲であるとの見解が成立してきていたのである。

このように、基本問題に関して教内中枢部において異見ある教規草案に対して、文部省としてもその措置には教内の一本化を期待する以外になかったのである。けれども、教内における管長と教政当局者との間では、既に教規草案の上申に至る経過について教監は管長からその引責を求められ、これを応諾しない教監には、以後の具申が悉く管長によって決裁拒否されるという事態が惹起していたのである。いわば、管長にとっても、教政当局者にとっても、譲ることのできない局面の現出であり、教規草案をめぐる管長と当局者の対抗は双方が文部省を介して対峙したまま次の展開に委ねられねばならなかった。

(2) 第二次教規草案をめぐる

既に、日中戦争の全面化以来、時局は予想外の長期化と行き詰りの様相を呈し、経済面では対米英依存の度を強め、軍事的には両国の中国市場の権益を犯して、その関係悪化は不可避なものとなっていたが、ヨーロッパにおける第二次世界大戦の勃発（昭和一四年九月）や南方物資確保の南進政策、三国同盟の締結（同年九月二七日）によって、日本はいよ

いよその命運を決定的なものとして行く。昭和十二年七月に始まる「挙国一致」、昭和十三年四月の国家総動員法による国家総動員の体制確立は、三国同盟締結を背景とした南進膨張に応じ、段階を画して強化されて行ったのである。国家総動員の体制確立は、同時に宗教団体の教化動員への要求の厳しさの増大をも意味した。内務、司法両省による治安維持法、不敬罪を武器とした教団統制は、宗教団体再編の動きとも相俟って一段と苛烈なものとなり、軍部も戦争拡大と共に直接介入の度を増して、文部省はこれらの諸官庁から挾撃される形で公認教団統制と動員政策の活発化の必要に迫られていたのである。こうした背景の下で、長年の宿願であり、他官庁に伍して全宗教団体の統制を一手に握る法的基礎が、施行を間近に控えた宗教団団法に他ならなかった。

さて、本教が、前節に見た第一次教規草案の文部省による内閣を受け、改めて第二次教規草案の立案を開始するのは、十五年七月から十月にかけてのことであったが、立案の前提ともなる内閣結果はどのように示されたらうか。再開された教制審査委員会では、十月一日、内閣結果の報告が行われている。内閣によって、結果的にもたらされた文部省の基本姿勢には、非常時局下における宗教団体は、国家目的への即応と教化活動活発化の要求が示され、そのためには、力の結集、人的財的無駄の排除、機構機能の拡充、整備を行い、教宗派の合同をも行うとの方針が明示されていたのである。従って、その中枢機関として「管長」を位置せしめるべく、「管長は一教化の中心者たるを要す」、「信念、教化の中心と立ち得てこそ初めて一教統理運営の大任を果し得べく、教化の中心と統理の中心者とを別立するが如きは不可なり」、「自ら一教の責に任すべく、従来の如き事務総長の責任制の如きは許されず」との言明がなされたのである。さらに、具体的には、

(1)、第一次草案の基調をなした「神前取次者」の法的根拠はないので、それを基礎として「本部大教会主管者」、「管長」を順次規定することは不可能である。そこで、教会主管者の第一権能を神前奉仕にあるとし、その中心を大教会として、大教会主管者が管長にあたることとする。

- (2)、大教会所^{トウキョウ}主管者選任方法は、全教の意向を重視するため、全教会主管者の選挙とすること。
- (3)、附則中、大教会神前奉仕者、大教会長、管長に関する経過規定は、立案主旨と一貫性を欠き、立法技術上無理がある。^{②)}

などの指摘であった。これらに見られるように、第一次草案の立案過程において、同法の意図との関わりで多角的に調査を進め情報収集を行い、その成果に基づく立案であったにも拘らず、第一次草案の審議経過や立案内容に比して、極めて大胆に具体化された修正要求であったと言える。宗教団体が立法化段階と施行、運用段階、つまり、公布後の二年間において、「新体制運動」^{①)}の勃興による情勢変化が起り、文部省は、この新体制運動と呼応する形で宗教団体法による認可権を楯に、既成教団の再編成を企図し、時勢に藉口して宗教動員の積極化をはかる教団統合を強制し、宗教界新体制の形成を目指したのである。^{②)}こうした内閣結果に示された情勢の変化について、畑一も教監宛書簡で、「現宗教当局の行き方は宗団法施行後に外部より来たる圧力なる事略察せらる」と述べ、内務、司法両省及び軍部との競合関係におかれた宗教団体規制をめぐる文部省の立場への観測と、文部省による大胆な既成教団再編への意欲ぶりを指摘している。

内閣結果に示された「管長」の機能には、そのような文部省の宗教統制への積極的政策転換が示されているが、それは概して第一次草案の立案過程における特別委員会の判断と意図とを裏書きするものであり、管長既得権の保障措置として設けた経過規定を「立案主旨と一貫性を欠く」との理由から撤廃と指示し、立案主旨承認の意向を示したのである。もとより、本部当局からすれば、最早、管長私案に示された世襲への固執など問題にならなかったし、本文における立法主旨への異論がない以上、それは神前奉仕者の管長就任を約束するものであって、経過規定の削除に異存はなかったものと言ってよい。教監は第二次案立案に当って、

委員会としては此の際一切の情実を離れ妥協を排して、第一次案に拘らず宗教団体法の精神に即して、教規立案の理念と信念を一

貫する為に、管長、大教会長並に大教会神前奉仕者に関する経過規定は全然之を削除するの外はないと信するのである。この点是非管長にも諒解して頂き、又全教の総意にも聞いて必ず其の実現を期する決心であり、同時にかくすることが真に立教の神意に副ひ奉り本教百年の教基を確立する所以であると確信する次第である。

との所信と方針を表明したのである。言うまでもなく、経過規定を削除するとは、管長既得権への配慮はしないとの態度表明であり、「管長にも諒解して頂き必ず実現する」とは、管長退任と神前奉仕者の管長就任の謂であった。この方針により、第一次草案及び「教規修正要項案」を下敷きに鋭意その立案を進めた委員会は、四十日余後の十一月二十八日、第二次案の成案を得て、再び管長に上申することとなった。この時、改めての管長の対抗は当然予測されるものであったが、当局者には文部省方針による改訂であるとの根拠があった。

ところで、この間における文部省、本部当局との交渉過程には、注目すべき変化が窺われる。その最も顕著な例を拾うと、第一次内閣直後の八月二十日、畑道雄から教監への情報として、宗教局川村理事官による次のコメントがもたらされている。

要するに、前年の事件以来五年を経過し、其の間、金光教も文部省の指示に従ひ、教監以下苦心して内治に努めて来たのであるから、もう革新してもいい時期であらうと言ふ結論に達した模様なり。

「もう革新してもいい時期」とは、昭和十年以来の管長の罷免や退任を求め続けてきた思潮の胎動に対応してのものであるが、何よりも、第一次草案の立法主旨を承認する限り、現実には現管長の退任は必至であるとの観測が漏らされたものと見られる。

昭和十五年暮、宗教局長から第二次教規草案の提出督促がなされ、翌年一月七日、再度の督促が一月二十日の期限を付して達せられても、管長は依然世襲制規定化への固執を放さず、督促に応じなかった。こうした中で、高田休広元宗

教局長からも側面情報が寄せられるなど、次第に教規草案をめぐって文部省の対管長姿勢の変化が伝えられたのである。更に、三月に入って、「新体制確立運動」による新教規制定促進の陳情が始められると、「現文相秘書官内山氏の話」、松田文相、金光教の問題に就ては管長を処断する事に腹を定め居り、或は宗教当局にその方策を進むべき内意を伝へたるに「あらずや」と伝えられるなど、管長処分への形勢展開の報がもたらされている。こうした情報入手は、第二次草案の主務省提出に拒否を示した管長と対面せしめられてきた当局者に強い示唆と方向性への確信を与えるものであったことは疑いない。第二次草案立案をめぐる当局と管長との対立は、畑一の言によれば、「委員会案と管長案と一本のレールを両方から鷲進して来た様な現在の状態」と表現され、管長の言によれば、「何としても根本思想が違ふのだから、少々規定を変へた位で自分の思ふ通りのものにならぬ。どうせ最後は爆発だ。今爆発するか先でするか、何れ時間の問題だ」と思念されていたのである。こうした形勢下における文部省からの情報内容には、過去数年間に互る教内からの要求に対して、その可能性は示唆しながらも決して容易に同意を与えることになかった主務当局の立場の変化が示され、それは、宗教団体法施行以後に見られた文部省の立場の変化と結びついた既成教団再編政策の具体的表れという点を抜きには考えられないものである。つまり、第一次教規草案に示された神前奉仕者の管長就任による旧慣的教治制度の刷新と機構上の指導的中心確立への志向は、本部当局の意図とも相俟って、宗教団体法施行上の手本ぶりを示すものと受けとめられたのではなかったろうか。また逆に、かかる情況下にあって、あくまで世襲維持の態度を貫き決裁遷延の態度を見せた管長の宗教団体法対応は、固陋な旧慣擁護の立場に過ぎず、神、仏、基あわせて九十数派にのぼる教宗派、教団の規程内閣を進める文部省から見れば、教団統理能力を問わしめるに十分な客観的口実を与えるものであった。かくて、その間に幾多の曲折を生みながらも、新教規制定の促進運動と、鉄道相小川郷太郎の斡旋によって、教規認可申請の期限日に至って漸く管長の認可申請書への捺印が得られ、文部省提出の運びとなったのである。

おわりに

最後に、改めて宗教団体法による教規制定に際して、「本教百年の教基を確立」するものと表明した教政当局者の意図と、既成教団の教化動員を企図し「宗教報国」の実践を強制しようとした監督官庁との間には、いかなる矛盾も存在しなかったのかを瞥見しておきたい。

この点で、三章に見てきた文部省の管長処断方針の情報と共に、他面では趣きを異にした意見が並行してもたらされていたことには示唆深いものがある。それは、松尾長造前宗教局長、稲田宗務課長、川村理事官の言としてもたらされたものである。まず、畑一が、昭和十五年十二月二十四日、松尾前局長と面談して第二次教規草案の管長宛上申以来の経過と最終的争点である管長選任規定の概要を報告したことに対する応答である。

どうも金光教には革命思想がある。それが管長の承服せぬところだと思ふ。……管長の身分といふものは宗(団)法によって保障されてをる。それを代へる事は易世革命だと言はれても弁解の辞はない。……マア、教監や君達がガンバラネバイカン。ガンバルと言ふ事は、管長を擁護する事で、管長の汚点を外に示さない事である。^{⑧)}

こうした主旨の発言は、松尾前局長にのみ見られるものではなく、稲田宗務課長もかねて同趣旨の発言をして、教内に胎動する反管長の機運と退任要求の思潮に警戒心を示していた。こうした見解は、金光家血脈訴訟に対する文部大臣、同次官の憤慨ぶりにも示されてきたところである。これらは、概ね宗教団体法施行以前に見られたもので、文部省の方針転換以前のものであった。ところが、同様の懸念はその施行段階においても形を変えて表わされ、第一次教規草案内閣結果においても、また第二次草案の管長への上申以後においても、稲田課長、川村理事官の指摘に示されてきている。^{⑨)}

この文部官僚による問題指摘は、いずれも管長選任規定の改訂について、本部当局と文部省担当官によっていかに宗教団体に根拠を置くものとの説明がなされ、全体に納得されようとも、現実には神前奉仕者の管長就任を方向づけるものであったことは明白な事実であり、その改訂が、宗教団体の意向を貫徹するだけのものとは見做し難い点への懸念の表明であった。「金光攝胤氏擁立の意向を宿するもの」との見方が拭い難かったのである。殊に、主務当局としては、本部当局者がどれ程同法の意向に理解を寄せ、その意向に協調しようとも、それが同時に他面では宗教団体の文部省内閣結果に名を借りた管長排撃 || 神前奉仕者擁立意図の貫徹でないとの保障がない限り、安易に、国家総動員体制下の「宗教報国」活動での実績や評価のみで、これを容認することはできなかったのである。同法施行によって、既成宗教の再編強化と教化動員力の増強をはかり、内務、司法両省と軍部に対抗して、全宗教団体制の専権確立を目指した文部省は、一定の自律性と一体性を備えた社会集団を、一元的な動員政策から見逃すことや、宗教団体の一定の任意な解釈、運用の余地を残すことを許容し得なかつたのである。

こうした、本教における宗教団体の対応の歩みを顧みる時、社会的契機においては、国体觀念への随順と時勢即応への当然視を血肉化し、一段と国策協調の路線踏襲を前提化するものであったにも拘らず、国家による強硬な宗教団体規制に対して、それを単に一方的に強制され、無条件に随順するだけの存在としてではなく、自らの信仰的契機の抑圧に対しては抵抗を示して、信仰的契機の充足を追求して行く側面が示されていると考えられるであろう。

かくて、右に見た文部官僚による指摘に接しながらも、結果的には「修正認可」の手続きによって、「管長ハ教祖ノ子孫ニシテ金光ノ姓ヲ冒セル男教師中教祖ノ信心ヲ承継シ教統ヲ保持スルニ足ルベキ徳識アル者ニ就キ之ヲ選挙ス」(第二六条)と規定した教規の認可を獲得して行く。言うまでもなく、神前奉仕者の選任を意図した立案であった。教規認可申請期限の間際、文部省、教政当局、管長、それぞれの願望を異にした鼎立状態を仲介し、教規の認可をもたらしたのは時の鉄道相小川郷太郎であったが、小川の言に対する教監高橋の記した所感は、両者の思念の格差を示していよ

三月二十五日、朝八時、佐藤恒夫氏来訪。小川郷太郎氏と会談の結果をもたらす。その中の一に、文部当局の言ひたる以上の事を（教政当局者が）ネズをかけて教内へ伝へ居る感ありとの事なり。そは文部省としては、統理の中心以外に信心の中心を法的に認める事出来ずと言ふのみ。それを信心の中心を統理の中心と言ひたる如くに（我々が）伝へ居れりと。……決してネズをかけ過ぎて居るにあらず。併し、その様に思はるるふしの出来居る事も実情なるべし。

（教学研究所所員）

注

① 拙論「管長罷免要求運動の軌跡と歴代内局の立場」紀要『金光教学』第二号参照。

② 調停事項については、前掲拙論注④及び第四章参照。教監への推挙にあつた宿老佐藤範雄は、岡山県知事宛「具申書」（昭和一〇年四月二十五日）で、「去四月二十三日の御指示に基き後任教監として高橋正雄を起用すべく此旨本人に申聞け候處、別紙の通答申致候。過去現在に鑑み一々尤もの儀にて、これ以上拙職としても強要するを得ず。事情御賢察の上御考慮相煩度此段具申仕候也。」と、その経過を報告し、管長宛「推薦状」（同四月二十六日）では、その末尾に「右は本教成立以来、異例の形式なり」と、新教監推挙に至る経過の特異性を記している。右文中の別紙「答申」については、同拙論第四章参照。

なお、本稿における引用資料は、原則として仮名は平仮名に

統一するが旧仮名遣いは残し、資料名については原文のままとした。句読点、濁点は適宜補った。省略については、前略、後略は付さず、中略のみを……で示した。また、文中、筆者注は（ ）で示す。旧字体や旧表記は、原則として新字体、新表記とした。

③ 宮田真喜男は、昭和一六年に認可された教規における管長選任規定の問題を論じ、昭和一〇年の新制度とその運用過程を管長、神前奉仕者という「教団の政治権力と信仰的權威」の分離乃至は「信仰が政治に優先するとの見解」の定着化過程と捉え、一六年教規における神前奉仕者の管長就任への方向性は、その建前の崩壊乃至は自己否定であるとの批判を加えている。本稿では、宮田論文で明らかにされた点に多くを学びつつも、基本的には、昭和一〇年改正の教規教則とその理念を「建前の確立」とし、一六年教規への改訂をその「崩壊」乃至は「教政者自ら

が打ち立てた課題を自ら打ち消し取り下げるにいたった」とする見方において見解を異にしている。なぜなら、一〇年改正の教規教則は、管長罷免の要求が主務省によって否認され、その留任が確定した段階における次善策として管長権の発動を規制し制限する措置として、文部省指示の枠内において実現し来ったものであって、元来の要求であった管長の退任を前提とした神前奉仕を中核とした教団体制の実現への志向は充足せしめられてはいなかったからである。また、そのように見ない限り、事実、様々な形で一六年に至るまで管長退任を求める思念が胎動し、種々の試みがなされてきたことが説明できないのであり、それは「建前の崩壊」や自己否定ではなく、管長罷免の要求に始まり、その合法的退任を求める思潮が、これらの事態の現出を通じて貫徹せしめられて行くものであったと考える。宮田真喜男「教団統理者選出の変遷——昭和十六年教規をめぐって」紀要『金光教学』第一四号参照。

④ 「本部出張所」について、教団がその開設を制度上に定めたことを示す初見資料は、明治三十三年六月三日付の「本部事務規則」第五条の規定である。また、その開設理由については、別派独立請願にあたった佐藤範雄が請願達成の後、管長にあてた「内申書」に、「畑徳三郎を東京常任の専掌として、今後政府及び各教派に対する事務に当らしめられたし。此は已に内務省を辞する時に、仮に政府の本教に対する御達し受所として上申仕置候次第。是は独立と同時に東京に出張事務所を要する慣

例に御座候」と述べたとるに窺われるところである。

本稿で採り上げる本部出張所から教監にあてた報告類は、そのような本部出張所の機能、性格に関する歴史的推移を背景にしながらも、同時に、「昭和九・十年事件」以来の教内動向と文部省、延いては国家との関わりにおける時々の焦点的課題を反映するものと見られる。その多くのものには、「拙生帰京後……文部省へ出頭致、局課長両氏に面談致し御伝言相伝へ種々懇談致」「御芳翰正に拝承仕候。御来意の御趣旨 明朝局長に申入度と存じ居候」「本日本省へ出頭逐一高田局長及橋本課長同席を願ひ報告致、且つ一二私見を以て当局の意向を尋ね候、結論左に摘記候」等々と、何等かの形で教監からの指示や「委任」のなされた形跡を窺わせるものが多い。また、教監による委任という背景を示す記述のない場合であっても、当事者間においてのみ意志伝達をはかる書簡の性格上、予め電報、電話、会談等で指示、委任がなされ、改めて報告文でその点を断る必要のなかった場合も十分に予想でき、その報告内容をも勘案して見るとき、主務官庁及びその関係者との連絡交渉について、教監からの指示又は委任を受け、その結果を「報告」したと見られるものが殆どであると言って差支えない。このことは、昭和一〇年一二月の「本部事務規定」改定において、特に教監からの委任事項の処理がその所管事項の一つに加えられたことも相俟って、高橋内局の施政にとって本部出張所を通じた主務当局との連絡と、直接交渉がいかに重要な要件をなすものであ

- ったかを示すものと言えよう。なお、これらの教監宛報告のうち、二点の例外を除くと、すべて文部省宗教局長、同局課長、理事官、宗務官、事務官、属官、或いは下村寿一(任、昭和七年七月五日)免、同九年六月七日)、菊沢季麿(任、同九年六月八日)免、同一〇年四月二日)、高田休広(任、同一〇年四月二日)免、同一二年七月七日)、松尾長造(任、同一二年七月七日)免、一五年四月二日)、阿原謙蔵(任、同一五年四月一三日)免同一七年一〇月三〇日)など、その時々々の元、前任の宗教局長経験者、さらには篠原英太郎内務次官、安部源基警保局長などの文部、内務両省官僚を対象とした、本教側からの事情報告、打診内容と、官庁側の意見の聴取内容の報告であると言つてよい。この他、教監発本部出張所宛書簡控も数点確認されるが、何らかの形で官庁の内意打診、事情報告方を依頼したものや、教監宛報告への返答以外はない。これらによって、本部出張所「報告」の性格、内容の一端及びその交渉の様相を知ることができよう。
- ⑤ 高橋正雄述『教団自覚運動の事実とその意味』(以下『自覚運動』と略記) 金光教北九州教務所、昭和四二年、五四、二二六—二一七頁。
- ⑥ 昭和一〇年五月一〇日、文部省へ出頭した教監高橋に対する「金光教の紛議は兎角教規教則の不備に依つて之れが表面化したのであって、此の改正を最も必要とする故に当局が其の骨子案を作成して居るから之れを篤と披見の上、今日中に解決せら
- れたし」との高田宗教局長の言にそのことが示されている。「高橋教監報告ノ概要—高橋教監ト面談顛末—昭和一〇年五月一日。
- ⑦ 「本教改革ニ関スル宗教局長ノ指示要項」『金光教地方志會議要項』金光教有志中央連絡事務所、昭和一〇年一月。この記録は、「地方有志會議」(昭和一〇年一月二九—三二日)において、専掌畑一によって公表されたもので、「同要項は畑専掌の聞取書にして、菊澤(季麿)宗教局長の認容を経たるものなり」と付記されている。
- ⑧ 具体的には、「教規(第一款第四条)改正案」「教則(第二款)本支部職制改正案」「金光教布教興學基本財団寄附行為改正案」「教則 大教会所復興事務局規則制定案」「教則 大教会所規則制定案」から成る。「文部省制度改善指示案」昭和一〇年五月一〇日。
- ⑨ 「高橋正雄覚一」(以下「覚」と略記) 昭和一〇年五月一〇日の条。この席に同席した多久岡山県知事の言。
- ⑩ 『金光教第五〇回臨時議會議事録』(以下『第〇回議會議事録』と略記) 議員福田源三郎発言、三三頁。この議会で、議員寺田金次郎によって、「本議会上に提出されし教規教則改正案並に制定案に就き、理事者の説明を承り事態止む得ざることと思ふも尚將來に対して此の儘では内容的にも又外形的にも満足し得ざるもの多々あり。其故に事態鎮靜して教内外が常態に復したる暁に於ては、此等の不備不完全なる所の変更改正をなさ

んとの附帯決議をなすことを提案したし」との理由により、動議がなされ可決されている。これによっても、議会側がその改正内容に不満ながらも同意せざるを得なかった事情が窺知される。その主たる不満点は、教規改正案における管長規定(第四條)に「本教最高ノ栄位ニシテ」の十字挿入の改正点や宿老規定に代わって教監責任制を制度上保障するための教監推薦機関(顧問制)創設への具体策欠如、神前奉仕者と大教会長との位置関係、分限、区別の曖昧性等の諸点であった。なお、議会劈頭における教監理事者説明でも、「此改正案、制定案に就ては、私としても不満なきにあらざるも、時節柄内外の事情は一刻たりとも猶予を許さざるを以て不完全なるを知りつつ、本部として提案せし次第なり」と説明されている。

⑪ 例えは、

(1)明治四〇年四月、佐藤範雄が教監就任に際して発表した「規箴・宣言」には、「教監は管長を補佐して教規教則及び規定に従ひて、本教施政の大任を負ひ、上下に対して其実務の責に当るものたることを明にする事」と文部省指示の(二)項に相当する条項がみられる。

(2)大正六年末の佐藤範雄の管長宛「進言書」には、(一)、(二)、(三)項への該当事項が見られる。

(3)大正八年一〇月設置の制度審議会審議では、(一)、(二)項に関わる制度改正への構想が立案されている。

(4)昭和九年一〇月、教監小林鎮が管長と交した「覚書」には、

(一)、(二)、(三)項に該当する要求がなされている。

(5)昭和九年一〇月、各支部長一六名による教監宛「進言書」では、(一)、(二)項にあたる施策の実施が要求されている。

(6)昭和九年一月、阪井永治が教監就任時に管長に提出した「将来に対する御願及び別記」では、一段と明瞭に(一)、(二)、(三)項に各々該当する内容が示されている。因みに、その別記では、

一、教務全般に対し教監の責任制を確立する為諸規則の改正を施すこと

一、本部、大教会所及復興造管部等の財務の公明なる運営を期すること

一、大教会所規程及金光家々憲を定むること

一、金光家一族は教化の中心となりて全教に信心の範を示すを以て本旨とすること

の四点が集約的課題として記され、管長の同意が求められてきていたのである。

また、文部省指示の教規教則改正案を上程した金光教議会における教監理事者説明でも、「文部省が指示せる改正案制定案なりとは謂へ、其の中身は総て本教内より申し出でしことのみにして、其上尚本教の将来の発展をも考慮されたる上で指示されたるものに外ならず。形は文部省より示されたるものなるが其内容は本教内より出でしものばかりなり」とその概要と経緯を披瀝している。『第五〇回議会議事録』三九頁。

⑫ 前掲拙論、四頁参照。

- ⑬ 教監高橋は、後に文部省宗教局川村理事官との問答の中で、「大体今迄は、そこ（管長と神前奉仕者）が二つになって居ると言ふことが本教独特の立前であると思つて来ました」と述懐している。「文部省における高橋教監、稲田課長、川村理事官会見記」昭和十五年管長との折衝記録」（以下「折衝記録」と略記）昭和十五年七月二十九日の条、一一一—一一八頁。また阪井永治も次のように述べている。「あの当時、直信諸先生が本教の将来の大範として立てられたところが、教政と神務ですね。その二本立ということで融和をしてやって頂くと。それが教祖様御神上りの直後に受けられた形であつて、それが本教の一番すぐれた点であると。……本教は、教政と御取次ということとが、全く別に行われているというところに、本教のここまで発展してきた根拠があるのだから、これだけはどうしても守らなければならぬということが、その当時の本部として一番大事な指導理念であつた」。会合記録「阪井内局の事情について」一五一—一六頁。上坂隆雄「研究ノート『昭和九・十年事件』と佐藤範雄」紀要『金光教学』第二四号、第三章参照。
- ⑭ 前掲拙論、第三、四章参照。
- ⑮ 高橋正雄「新制度運用の精神」『信行』信行会、第一巻第一号、一〇頁、昭和一〇年二月一七日。
- ⑯ 「時局收拾ニ対スル根本方針（文部省指示三要項）」昭和一〇年一月九日、「覚一 資料一」。
- ⑰ 『第五一回議会議事録』昭和二十二年二月二十四—二十七日、四九
- ⑱ 管長決裁を形式上のものとし、その権限を名目化し、その実質を教監に委譲すべきであるとの見解は、既に教監小林が管長との間で交した「覚書」（昭和九年一〇月七日）にも窺われるところであり、また高橋が教監就任要請の受諾条件として記した条々の中にも見られるものであつた。すなわち、「教監新任と同時に管長職印及本部印章を之（高橋）に渡さるべき事」との履行条件が示されていた点がそれである。また、和泉乙三は、教規第四条における「本教最高ノ栄位」という管長規定と、大教会所規則第六条の「本教至高ノ聖務」との大教会所神前奉仕に関する規定とを比較して、「前者を形式的規定とすれば後者は内容的規定」であるとの解釈を示している。和泉乙三「大教会所規則の制定につきて」④『信行』信行会、第一巻第五号、三頁、昭和十一年五月二一日。
- ⑲ 復興造営部事務引継ぎの経緯、概要については「大教会所復興造営部事務引継ぎに関する経緯」参照。昭和一〇年四月二六日、知事調停成立の席上、高橋は「事務引継無事終了するまで、専掌等の職員推薦せず」との方針を明示したが、結論的には七月二三日付の知事周旋案を受諾する形で前教監からの引継ぎを終えることとなつた。引継完了の後に開かれた全教各層二〇〇名を招集して開催した「協議会」（八月七—一〇日）において、その経緯を報告した教監に対して参会者一同は、その報告内容についての扱いを教監に一任することとして教監の「全面支持」

を決議している。引継経緯と内容には幾多の問題を残しながらも、事実上、教監信任の決議であった。こうした経緯を経て、教監として改めての出発点に立った高橋は、就任後三カ月余を経過した八月二日、専掌任命を行い、同二九日付、小林鎮、和泉乙三、関口鈞一、畑一がそれぞれ任命された。

⑲ 前掲高橋「新制度運用の精神」七頁。

⑳ 「信行」では、「一、大教会所神前奉仕が、一教至高の聖務にして、他の侵犯を許さぬこと。一、大教会所に献ぜられた淨財のお下りは、凡て法人が管理して一教運営の資に充てられ、個人の私有を許さぬこと。一、一教教務担当者の責任制を確立して、教政は一に全教の総意に基づいて運用せられること。等が制度の上に確立せられることとな」ったと表現している。前掲「信行」第一巻第一号、三一四頁。また、高橋正雄は、文部省改正案の意図及び骨子を、(一)、大教会所規則制定による神前奉仕の不可侵性確立、(二)、大教会所献納金品の取扱いの教団移管、(三)、教監責任制の確立の「三カ条」にあったと解説し、恰も文部省による制度改善の指示がその三点であったかの如き見解を示している。前掲『自覚運動』五五、七六―七七、一一七―一一八、一二四―一二五頁参照。

㉑ 拙論「高橋正雄における信仰的自覚の確立と展開―信念の確立と立教神伝解釈の教団論への展開について―」紀要『金光教学』第二五号参照。

㉒ 『第五〇回議会議事録』四〇―四一頁。「大教会所規則」に

ついては、『自覚運動』二二六頁参照。

㉓ 『大毎新聞(岡山版)』昭和一〇年四月二八日。

㉔ 前掲高橋「新制度運用の精神」一二頁。さらに、この点について、「今度の立前に於ては、本教の教治に就ては全部教監が大小に拘らずその責任を担ふべきものと解釈致して居ります。さうでなくては、大教会所を始め奉り全国各教会所の御広前御取次の神聖不可侵を貫いて、御取次の御比礼を充分に教の内外に輝き渡らせ奉ることが出来ぬのであります。何のための教務か、何のための教治かといへば、この御事より外に教務教治の本質はないものと存じます」と述べている。(傍点筆者)『第一回議会議事録』四八頁。

㉕ 『第五〇回議会議事録』二四頁。同発言に触れたものに以下のものがある。『第一回議会議事録』五四―五五頁。「覚一」昭和一〇年五月一日の条。「覚二」昭和一二一年五月四―七日の条。「教監、中央委員並びに教区委員長懇談要旨」昭和一〇年四月二九日。中央発第二六号「教監更迭ノ経緯ニ関スル報告」昭和一〇年四月二七日参照。

㉖ 赤沢史朗「『信教自由』とその限界」『近代日本の思想動員と宗教統制』校倉書房、一九八五年参照。

㉗ 井上恵行「宗教法人法の基礎的研究」第一書房、昭和四四年、二五―二七頁参照。

㉘ 畑一発高橋教監宛書簡、昭和一〇年八月一五日。但し、教監の責任内容、解釈の質問に対する回答は、「過日の和泉、福田

両氏の意義に解すべきものなりとの明答を得申候」とあるのみで、その内容は推察の他はない。

③〇 「金光教今日の場合、教監が責任以て推薦する人物に不公正の人物があるとは考へられぬ。又管長がこの人物を入れてくれなどと自分の都合よき人物を管長が申入れることは法文上断じて許されぬ云々」「専掌推薦についての宗教局長意見書」昭和二年八月二十七日。

③① 畑一発高橋教監宛書簡、昭和一〇年二月二十五日。

③② 「決裁ニ関スル件」「覚一〇 資料一」「昭和十一年二月一日—十二年一月三十一日。

③③ 同右資料。

③④ 畑一発高橋教監宛書簡、昭和一〇年二月二十五日。

③⑤ 特に文部省がこの点を断ったについては、もとより管長の許可条件の一つが、具体的には「管長ハ本教規ニ依リ本教ヲ統管ス」と自ら定めしめた教規の規定にあつて、これに抵触する時は管長を任命した主務当局として明らかにその認可取り消しの対象となるものであつたという理由にもよるが、他にも次の述懐に明らかな理由の所在が示されていよう。

「その時（昭和一〇年五月一日）、高田局長が私（高橋教監）を呼び呼んで、そうして議会が通過するのに、管長がそれを承認しないということがあつたら、文部省に電話をよこしてくれ。文部省はこういう一札をとっているのだから。管長が署名し捺印しておられる。『今度のことは自分の責任だから、

文部省のお示しになった案が成立してそれが実施されるようにいたします」と。『万一、それをせんようなことがあつたら、自分（局長）が進退を決する』と。こういう一札を取っている、文部大臣あてに。それを私に見せてくれて、こういうふうになっているのだから」と。会合記録「昭和九・十年事件概観（昭和三年—一〇年）」「一二—二三頁。「覚一」昭和一〇年五月一日の条参照。

③⑥ つまり、一方では文部省指示に基づく教内改革と、それを基盤とした教政の正常化を要求されながらも、他方では、教監責任制を実現しようとする施策が悉く管長によって決裁権を楯とする拒否に出会わしめられ、そのことによって逐一の事態についての打開策を主務省の判断に求めざるを得なくなつて行く。従つて、教監の責任権限に基づく教政運営は、管長の決裁権に根拠を求めるか、主務当局に判決を委ねるかの他はなく、度重なる主務省への意向打診は、かえつて教監責任制の意義をも、国家によって委任されてきた自治権としての管長権の実質をも空文化するシレンマを生み、結果的には主務省に対しては管長の非を具状する形での意向打診ともならざるを得なかつたのである。

③⑦ 前掲高橋「新制度運用の精神」九頁。

③⑧ 佐藤は、第二次宗教法案の工程に際して、その諮問機関として設けられた同会に、大正一五年六月一日の第一回総会以来、昭和一五年三月の解散に至るまでの間、その委員として参加し

てきた。彼は、宗教団体が公布された翌日の昭和十四年四月九日、金光教第五九回臨時議会において、明治二十三年八月から統一的宗教法の必要を痛感し運動を展開してきた経緯と理由を述べている。「覚二」昭和十四年三月二十八日、四月九日の条参照。

③⑨ 前掲拙論、紀要『金光教』第二五号参照。

④⑩ 渡辺治「ファシズム期の宗教統制—治安維持法の宗教団体への発動をめぐる—」『戦時日本の法体制』東京大学出版会、一九七九年、一一三—一一九頁。

④⑪ 同右論文、一一五—一二一頁参照。第二次大本事件の直後、内務省は宗教団体規制全般への視野拡大の意欲とその決意を披瀝したが、『金光教報』では、「宗教警察の意義—永野内務事務官『宗教警察に就て』を読む」と題してその全文要旨を採録している。ここでは、宗教警察の対象について、「現在在我国の宗教に対する見解は宗教を二大別して、一は公認宗教として国家の保護監督を受けているもの、即ち神道十三派、仏道十一宗五十六派、基督教各派であって文部省の所管に属し、他は『神仏道基督教等の教宗派に属せずして、宗教類似の行為をなすもの』で、これらは内務省の所管に属し警察取締の下に服する事となつて居るのである。依つて宗教警察の主たる対象は、一応は公認宗教よりも類似宗教にあるが如く見受けられるが、この區別は必ずしも宗教警察の限界を定めたものでなく、若しも公認宗教にして、反国家性反社会性を現すならば、宗教警察は直

ちに之に向つて発動するのである。……又従来の罰則は不備でもあり、布教者個人に偏していたが、今後は個々の布教行為よりも、進んで教団自体に及ばざなければならぬのである」と述べている。『金光教報』第四一二号、金光教本部、昭和十一年九月十五日。

④⑫ 同右資料。

④⑬ 文部当局によつて、本教新制度と宗教団体制定意図との関連がどのように説明されていたかを直接示す資料はない。但し、二章冒頭の資料に見るように、「宗教団体の草案」の骨子が「本教の新制度に悉く現はれて居る」との認識は明らかにされていたし、文相松田によつて宗教制度調査会に諮問された「宗教団体制案要項」「宗教団体制草案」に徴して見ても、文部省によつて指示された制度改善案の三点中、第一に挙げられた「大教会所會計制度の公明化」は、この諮問案の特徴の第一に挙げられるものでもあった。すなわち、「一、教派、宗派、教団をすべて法人としたこと—即ち宗教団体の首脳者と財政、財産との關係を明かに區別、その間に混淆、紛乱を生じ、相互の事情が互に累を為して純正なる信仰を妨げ教政に悪影響を及ぼしてゐるたのを極力避けんがためである」との特徴点についての解説がなされている。このことによつても、本教における財運用の公明化とその教監による責任運用の二点で「宗教団体制草案」に意図された法改正の内容との合致点は一般的にも認識し得るものであったと言えよう。本号所載上坂論文、注⑥参照。

④④ たとえば、「特権からの距離」という点では、従来キリスト教は消極的に公認されているのに過ぎず、その点からすれば既成宗教の中では最も国家的保護の薄い地点にあったが、逆にそのため国家による積極的な干渉法令を欠いており、かえって他教より自由な立場にあった」とされる点などである。前掲赤沢書、一三三頁。

④⑤ たとえば、第一次宗教法案における神仏基の三教平等主義に対する仏教側の反発は、信徒数で圧倒的格差のあるキリスト教への不平等、不公平を主旨とするものであり、明らかに仏教側の既得権確保の願望に基づくものであった。また、いずれの法案に対しても、キリスト教からの抵抗が強かったのは、同教の「世界的宗教」としての地位に対する特権享受の正当性意識が、他教への「淫祠邪教」視、弾圧の当然視へと結びついたからである。従って、その反対論の論理的明快さは、自己の信仰的立場と教团的利害の一致点において法案批判が可能であったことによる。前掲赤沢書参照。

④⑥ 同右書、一二七頁。

④⑦ 同右書、一六七頁。

④⑧ 文部省に対しては、「当時、若しも御省を始め岡山県当局の至らざるなき御保護、御指導を仰ぐことがなかったならば、今日果して如何なる状況に陥って居るでありませうかと、顧みて今更感謝感激に堪へぬ次第であります。……就きましたは、この御礼には鋭意教内諸般の肅正に努めまして、教祖立教の真意

を明徴にして、国家社会に御奉公申上げるより他に何ものも無い事と存じて及ぶ限り努めて参つてをります云々」と述べてその所信を示し、教内に対しても、同様の課題意識を示して、国家、社会への責任感を表わしている。教監高橋正雄「文部省当局に対する御礼挨拶（原稿）」昭和十二年五月七日。前掲高橋「新制度運用の精神」参照。

④⑨ 「覚八」昭和十一年一〇月五日の条。

⑤⑩ 高橋正雄発烟一宛書簡、昭和十一年一〇月二四日。同、昭和十一年十一月二六日。烟道雄発高橋教監宛書簡、昭和十二年七月一七日。

⑤⑪ 烟一発高橋教監宛書簡、昭和十三年二月二九日。

⑤⑫ こうした趣旨の文部省及びその関係者との交渉結果の報告は、早くから頻繁になされ、大別して、大教会所復興造営部事務引継ぎに現われた不正の嫌疑、新制度運用をめぐる教監員申案に対する決裁拒否の事態、金光家家督相続回復確定請求訴訟の推移と大審院判決に対する教政当局の措置等をめぐって、度々行われてきたところでもある。概括的に見て、管長認可取消しの方途を積極的に提案したのは下村寿一元宗教局長であり、菊沢季麿、高田休広の前、現宗教局長は、それぞれの時点で、復興造営部事務引継ぎ、金光富久子離婚無効確認訴訟をめぐる、管長の身辺問題に刑事事件の惹起を予測し、それを口実とした管長認可取消しの可能性を示唆し、「刑事事件にしようと思へばいくらでもある様ですね」との教唆的発言をも与えている。

ところが、古川隼人、金光正家提訴にかかる家督回復、身分関係確定の訴訟が始まり、やがて宗教団体の議会上程が日程のぼると、文部当局は、一方では管長に対する管轄下教師による面従腹背的行為の相剋性が一大家族国家観との道德的側面から、他方では国家の監督権に対する各教団の自治権の主張への刺激を回避する政治的思惑から、極めて慎重で消極的な対応へと変化を見せてきていたのである。拙稿、昭和六一、六三年度研究報告「管長退任要求の思潮と高橋内局―本部出張所報告にみられる文部省との交渉を中心として」(一)、(二)。

⑤③ 同右拙稿において論究してきたところである。

⑤④ 公布された宗教団体法の特徴点については、少なくとも立法法の当初においては、その運用過程や戦後の評価に見られる程の強硬な統制的意図よりも、むしろそれ以前に立法化が試みられた二法案に比べれば、相対的には「自由主義的」傾向さえ見られる。宗教団体法要綱を従来の二法案を比べると、条文数にしても、それぞれ一三〇条、九九条から附則を入れても僅か三七条へと減少し、内容においても教師身分の固定化は断念され各教の自治に委ね、画一化の傾向が排除され、宗教団体の自治への干渉規定や活動の制限禁止規定は減少している。しかし、同時に、先行した宗教弾圧事件の既成事実化と関わって、非公認教団までを含めて法的規制下に組み入れ、文部省の行政処分権の内容には統制強化の傾向が見られ、所属職員の法令・教規違反の罰則規定は嚴重となり、主務大臣の監督事項は明記、恒

例化されるなど規制面の強化がなされている。また、こうした特徴に加えて著しいのは、行政処分の基準となる安寧秩序、臣民義務、公益などの概念には、昭和一〇年以降の宗教統制の段階的強化とその実績を既成事実とする特殊ファシズム的な変容がみられ、その法文解釈上、安寧秩序紊乱の適用範囲は拡大されるなど、立法化段階での意図と施行、運用段階での解釈では大きな差異が生じた点は見逃せない事実である。これらの変化は、教制審議の過程にも大きな変化をもたらすものであったことは否定できない。

⑤⑤ その審議経過と管長、文部省との関わりについては、高橋『自覚運動』巻末年表参照。

⑤⑥ とは言え、昭和一五年一月一〇日には、高橋、小林、竹部、大淵、森定による宗教団体法の逐条検討を行い、一三日には和泉、畑専掌らとの方針協議、一四日から一六日には神道各派協議会、神仏管長・基督教代表者による宗教団体法説明会への出席等がなされた。

⑤⑦ 「宗教団体法施行令」(勅令第八百五十六号)は、昭和一四年一月二三日、同「施行規則」(文部省令第一号)は、同一五年一月一〇日、各地方庁への同「取扱方の件」(文部省訓令第四号)は、同年三月八日、「宗教団体登記令」(勅令第九十八号)は同年三月一六日に、それぞれ達せられたのである。

⑤⑧ 「教制審査委員会 C 班資料 管長選定に関すること及神前奉仕者選定に関すること並に管長と神前奉仕者との関係に就て

の考査」昭和一五年五月二十七日。

⑤9 「教制審査委員会 A 班資料 (一) 法人非法人の別」昭和一五年五月。

⑥0 注⑤9資料参照。

⑥1 ここでは、「神前奉仕を教祖そのままの神業と信念し、上下私心を離れて純真なる信心を以て等しく之を仰ぎ居たらんには、決して対立の起るべき筈なしと思路す」との見解が見られる。同右資料。「覚二八」昭和一五年六月八日の条参照。

⑥2 前掲会合記録「昭和九・十年事件概観」四四―四五頁、大淵千仞発言。

⑥3 特別委員会は、小林鎮、和泉乙三、畑一、長谷川雄次郎、堀尾保治、白神新一郎、井上定次郎の七名で構成され、主に当局者と議会首脳で占められていた。教監は委員長としてこれに加わっている。「覚二八」昭和一五年六月二二日の条。

⑥4 古川隼人、金光正家によって提訴された金光家邦等兄弟を相手とする身分関係確定訴訟及び家督相続回復請求訴訟は、岡山地裁、広島控訴院を経て昭和一三年七月二六日、大審院において第一審原告（大審院被控訴人）金光正家の全面勝訴を確定する判決が下された。この間、終始金光家一門の内部問題として一切不関与の態度を表明してきた本部当局であったが、係争中の形勢に應じ、金光家邦敗訴の事態をも予測して各方面からの情報収集を展開してきた。判決結果によっては「善処」するとは当初からの方針であった。判決後の七月二九日、教監は本部出

張所を介して宗務局長に対し、判決結果がもたらす問題点及び文部省見解を打診している。ここでは、管長の戸籍上の身分異動に伴い、世襲と規定した管長選任の基本資格と抵触すると考えられるが、その場合管長認可の訂正手続は本部から申請すべきか否か等が懸念されている。これに続いて、(イ)八月七日、佐藤範雄以下六名連署による管長宛「勇退方進言書」提出、(ロ)八月一日付、教監、宿老以下七名連署による文部大臣宛「御伺」調製、(ハ)八月一日付、「管長勇退方進言書」に対する管長からの「考慮中」との回答、(ニ)八月一六日、高橋教監、文部省へ出頭伺出の事態が進行して行く。これらの事態から浮ぶ本部当局の態度は、管長への勇退勧告の進言に示される所であり、文部省に対しては、「金光家邦は大審院判決確定に依り金光本家の相続無効に帰したる事実により、其の管長たる職は自然消滅せし義と相心得可然哉」と迫るものであった。このような措置が急がねばならなかったについては、昭和九・十年事件以来の決着をこの点に見出そうとする社会的耳目が集められていたことが要因となっていた。他方、これらに対する文部省の見解は、一身一家の身分に関わる民事上の結論は法文上管長職の既得権には及ばずとして、これを退けるものであった。これに對して、教政当局者は、教団統理上の障害と管長個人の救済への方向を提示して、文部省との間に明らかな対抗関係を現出したのである。

⑥5 この判断について、後に第一次草案内閣結果の報告を受け、

第二次草案立案方針を決定した本部当局は、その経過を次のように説明している。

「現に管長、大教会長並に大教会所神前奉仕者の職に在る者は皆夫々既得権を有するものであるから、今回の教規改正に當つて其の既得権を喪失せしめるのは妥当であるまい。然りとすれば、現管長在職中は現状のままとして置いて、現管長退職又は死亡の後、始めて新教規の規定を發動せしめる外はないであらうとの考慮の下に然るべき経過規定を設けて、一面に於て既得権を尊重し他面に於て一教の平和を保持し、以て只管新教規の成立に全力を傾注することにしたのである。然るに文部省に於ける教規草案第一次審査の結果、此の経過規定は教規立案の主旨に於て条理一貫しないばかりでなく、立法技術上無理があると共に、宗教団体の精神に合致しない事実、即ち、所謂旧体制を将来幾年乃至幾十年の長期に亘つて存続せしめようとする不合理なものであつて、根本的に考へ直さねばならないものであることが明らかになつたのである」と説明されている。「新教規立案に関する基本態度」昭和十五年一月一日。

⑥⑧ 六月末日を期限とした教規草案の文部省提出が不可能となり、その延期を願い出、文部省からの督促が通牒される事態の中で、七月四日、管長と会見した教監は、「自分として眼を通さぬものを決裁は出来まい。管長の決裁権を何と思ふか。管長として、一旦期限を定めて当局へ申出たその通りに出来ず猶予を願はねばならぬ様な事にさせたのは誰の責任か。そちらの責任ではな

いか。いよいよ文部省へ出すものは三十日に出来た様な事ではないか。……それをどう思ふ。一札出して然るべきではないか。……よく考へて何か書いて出すべきものがあるのではないか。……話はどうない」と、間接表現ながら暗に辞表提出を迫られたのである。「教規草案提出督促に対する管長、教監面談要旨」昭和十五年七月四日。「畑出張所長 稲田課長、川村理事官会見報告」折衝記録」昭和十五年七月二十九日の条、一一一―一一八頁参照。

⑥⑨ 「管長私案内容報告並びに稲田課長意見報告」折衝記録」昭和十五年八月一七日の条、一八七―一九〇頁。なお、課長の意見内容については、前掲宮田論文、紀要『金光教学』第一四号、注②参照。管長私案は、八月二日、文部省宗教局長の招致によつて出頭した教監に提示され、教団として教内意見の取纏め方指示を受けたが、それは八〇四力条中、主なるものは四九条の修正を求めるもので、教義の大要、管長就任規定、管長及び教監の権限、本部大教会規定、神前奉仕者資格規定、機務顧問会職制に及ぶものであった。

⑥⑩ 前掲宮田論文、紀要『金光教学』第一四号、注①参照。

⑥⑪ 「第一次教規草案内閣概要報告」昭和十五年二月一日。

⑥⑫ 「教規修正要項案」昭和十五年一月。

⑥⑬ 木坂順一郎「大政翼賛会の成立」『岩波講座日本歴史20近代7』岩波書店、一九七六年、藤井松一「戦争とファシズム」『期』の天皇制」、後藤靖編『天皇制と民衆』東京大学出版会、一

九七六年、江口圭一『十五年戦争小史』青木書店、一九八六年参照。

⑦② 前掲赤沢書、二三九―二四二頁参照。

⑦③ 畑一発高橋教監宛書簡、昭和十五年一月二四日。

⑦④ 「新教規立案に関する基本態度」昭和十五年一〇月一四日。

⑦⑤ 「畑道雄、主務省出張の顛末―折衝記録」昭和十五年八月二〇日の条、一九四―二一六頁。

⑦⑥ これに続けて課長と懇談した畑は次の助言を得たがその内容がこのことを裏付けていよう。「只そこで特に注意申上げて置くことは、それが単に本部当事者の意見だと言ふのでなく、教内どの教師又は信徒に聞いても金光教の教統は神前取次と言ふことにあるのだと言ふ信念をはっきり言へるやうにして置いて頂きたい」、同右資料。

⑦⑦ 「高田先生との面談内容左の如し。……金光教の問題は四月を待って、その事態に照応して、教団統理の能なしとの理由で管長の認可取消をやるか、もう一つは新教規の認可申請は管長がやるのだから勝手な理由や内容を以て申請するかも知れないが、其場合、修正認可と言つて主務省が発動して金光教の教規は認可する。但し、かくかく修正の上施行すべしと言ふ手である。恐らく、この手段を撰ぶ腹をきめてをりはせぬかと思ふ」畑一発高橋教監宛書簡、昭和十五年一月一三日。

⑦⑧ 前掲『自覚運動』一六七―一八九頁参照。昭和十六年二月五日、川村理事官と会見した畑道雄は、その会談の中で、「いよ

いよ事態がどうにもならなくなりましたら、その時は全教一致して少々の騒ぎがあっても全教の声が主務省に聞える様にして貰ひたい」と、該運動発起への示唆を得たことを報告している。畑道雄発高橋教監宛書簡、昭和十六年二月七日。「覚二九」昭和十六年三月二六日の条及び「覚三〇」同年三月九―二六日の条参照。

⑦⑨ 「覚三〇」昭和十六年三月二〇、二四日の条。

⑧① 「小林、畑専掌、管長ト懇談要旨―折衝記録」昭和十五年九月四日の条、三〇四―三一頁。「管長、小林専掌会談要旨―折衝記録」昭和十五年二月四日の条、四一八―四二二頁。

⑧② 畑一発高橋教監宛書簡、昭和十五年二月二四日。

⑧③ 稲田課長は大審院判決後の事態の中で、「然し、僕は金光教に易世革命の思想がある様に思へてならない。平生は立派だと思ふが、いよいよとなると出て来るやうな気がする」と述べた。畑一発高橋教監宛書簡、昭和十三年九月二日。

⑧④ 「今日の教規制定に関する全体の進め方が、金光家邦氏を排撃し金光攝胤氏を擁立する動きである様な客観的情勢なり、態勢なりをとらぬ様万般に亘り一層の留意をなすこと。従つて、管長選任方法に関する規定の立方の上に充分なる考慮を払ひ；将来の管長も金光家の中から選ぶことを原則とする立前にすれば、現状より推して、金光家中の人物と言へば金光攝胤氏を措いて外はないのだから、どうしても金光攝胤氏擁立の意図を宿するもの様に邪推せられ易い。管長選定の範囲を原則的に

金光家に限ると云ふことは此際いろんな意味に於て再考を要するのではないか」。「畑主事、稲田課長との懇談要旨報告―折衝記録」昭和一五年一〇月一日の条、三五九―三六四頁。

「十中八九、制度の改正によって今の管長は引退する事になるでせうと私は思ってるんですがね。然しね、その後が大切なんだ。それは現管長を排撃したのではないと言ふ事が一貫してをらなくてはならない。……決して管長排撃をやったのではないと言ふ事を立証せねば後が立たない。……新制度になって管長を選挙する事になるが、それが攝胤氏はこの際選挙してはいけない。そりゃ、全教の信望のあつまる結果と言つてしまへばそれまでのもんだが、大体文部省の上の方では御家騒動、管長と攝胤氏の争ひとどうも見てをるので、……攝胤氏を表に出したら上の方で通らないかも知れん」。畑一発高橋教監宛書簡、昭和一六年一月九日。

⑧4 「覚三〇」昭和一六年二月二五日。

信徒運動についての一考察

——管長退任要求運動をめぐる——

上 坂 隆 雄

はじめに

教団は、昭和九年から十年にかけて、管長金光家邦（明治二一〜昭和六三）の退任を求め、「昭和九・十年事件」という、教団始まって以来の全教的混乱・動揺を経験する。該事件が社会問題化し、国家権力の介入を招来するほどの全教的混乱状況を呈した主因は、それまで有志各教会長に限定して展開されていた文部省への管長罷免要求運動が、教団一般信徒層をも糾合して、全国各地に信徒有志団が結成され、既存の「金光教青年会」と共に、管長退任を求める運動が一段と展開し、高揚したことによる。

そのことは、「平和円満」の教旨に従い、表面的であれ教団の安定的な発展を背後から支え、全国各地の教会所での教導に基づき、信仰生活を進めていた信徒達が、教団史上初めて教団の前面に出て教団の問題性・課題性に直面し、それに対して様々な問題指摘・教団への具体的要求を提示した事態でもあった。

このような事件の様相を踏まえた時、それまでの教団の歴史における、教団と信徒^①の關係性をめぐる諸矛盾がこの事

件を惹起した一つの要因として存在したと考えられるのではないだろうか。何故ならば、それまで直接的な関わりが希薄な中にも、教団の統理者として尊崇してきた管長を、徹底的な指弾の対象に措定し、その目的実現のために協調が図られるには、その矛盾が全教信徒間に一定程度であれ胚胎されていなければならぬ。即ち、それが管長退任を求める必然性として共通に作用していない限り、信徒運動が全教的に高揚した理由は捉え難いと考えるところからの予想でもある。

そこで、本稿では、先ず信徒層から教団に提起された具体的要求、問題指摘を踏まえつつ、信徒運動高揚の必然性をもたらしした要因、即ち、教団と信徒をめぐる歴史的矛盾の解明を図りたい。

さらに、そのような矛盾を胚胎しつつ展開された信徒運動が、管長退任要求を軸とする一連の事態の推移の中で果たした意義、及び、信徒運動を展開することによって信徒層にどのような信仰的自覚が醸成され把持されることになったのかを究明しつつ、信徒運動が提示した問題性・課題性の持つ、教団にとつての普遍的な意義の解明を期したい。

なお、資料については、旧字体や旧表記は、原則として新字体、新表記に改め、仮名遣いについては平仮名に統一した。また、句読点、濁点は適宜補い、文中、筆者注を（ ）で示した。

一、大教会所復興造営事業指定献納金と教治への参与

先ず、それまで有志教会長に限定して教内問題解決を図っていた有志盟約が、昭和十年二月下旬、敢て一般信徒層へ管長罷免要求運動を拡大化することに決した意図^③、及び、その参画要請に同調した信徒層の動向を簡単に整理しておく。

有志盟約指導層が、全教一般信徒層へ盟約運動を拡大した意図は、信徒層を糾合し、以て管長罷免要求運動の全教化

を図り、監督官庁たる文部省がその監督権を發動せざるを得ぬ教団状況を現出せしめることによって、国家権力による管長罷免の早期実現を目論んだことにある。

このことは、一方では昭和十年一月初頭以来展開してきた管長罷免要求運動が、文部省の容易に認めるところとならず、他方では一月十九日、教内問題の解決策として教監阪井永治に指示した文部省制度改革案の管長による履行拒否、また二月十七日、実弟金光文孝の教監任用等、管長による盟約運動への正面からの対抗、その切り崩しが企図されるという、管長側・盟約側両者間の抗争が全面化した教内状況が反映されている。つまり、信徒層の糾合という有志盟約の決定は、管長罷免を実現するために、盟約側の判断として選択し得る最後の方途に他ならなかった。

有志盟約は、右のような判断に基づき各教区で、管内各教会所の中核的信徒たる信徒総代・各役員・青年会幹部に対し、盟約運動への参画を要請する。これに同調した信徒層により、先ず第二教区（大阪府）で昭和十年三月十三日、「教団廓清期成会大阪信徒有志団」（三月十五日、会名を「教団肅正期成会」と改称）が結成され、その後、近畿地方を中心として、肅正期成会の名称の下に、京都・神戸等各地方信徒有志団が結成されて行く。これとは別に各地方単位で結成されていた信徒組織の結束が図られることとなり、四月九日、肅正期成会は全教各信徒有志団による全教的連合組織に発展する。全教信徒層の盟約運動への参画は、該運動がそれまで千二百人余りの有志教会長により展開されていたことを踏まえた時、教内状況をめぐる様相を一変させたことは論をまたない。岡山県知事への管長罷免要求数願書は、昭和十年四月九日付で大阪・東京等六地方信徒有志団の総数約三十万人名義で提出されており、以後、海外を含め四月十二日迄に全満州・名古屋等六団、十五日には約三十万人の九州地方信徒有志団の結成が図られて行く。これらの点を踏まえた時、少なくとも当時の全教信徒数約百十五万人の内、半数をはるかに越える信徒達が管長退任要求の陳情に名を連ねたことが推察できる。

この信徒有志団の全教的結成に伴い、三月中旬から殊に四月に入って以後、文部省・岡山県当局への管長罷免を要求

する陳情運動、靈地への管長自決勧告のための祈願運動、四月上旬、全教十五会場で開催された青年会による青年信徒大会への協賛等、信徒層による運動が展開して行く。それに伴い、『大阪朝日新聞』・『大阪毎日新聞』等各全国紙による連日に亘る報道、ラジオ放送等によって、本教問題は社会問題化されることとなって行く。

このような信徒運動の高揚に伴う全教的紛糾・社会問題化を憂慮した文部省は、三月末日、多久安信岡山県知事に対して教内問題への介入を指示し、管長と有志盟約の調停が図られることとなるのである。

以上、概説したように、有志盟約による一般信徒層への盟約運動拡大化決定から、僅かに一カ月余りの短期間に、全国的規模において多数の信徒層が管長退任要求運動に動員されたことから、先ず盟約により信徒層の糾合が図られたことが、信徒運動高揚の直接的起点であることを確認し得よう。

このような信徒層による行動は、有志盟約教師側から見れば信徒の「動員」に他ならなかったが、他方、信徒自身の立場に眼を移して見る時、信徒層が盟約運動に同調・参画するについては、そこにどのような信徒自身による問題把握があったのだろうか。単に有志盟約教師達による動員策やその至当性の論理のみではなく、彼ら自身の主体的契機とは何であったのかが明らかにされる要がある。換言すれば、盟約教師の立場から、いかに大教会所神前奉仕者を冒瀆した管長への「不信不疑」が高調されたにせよ、それが長年に亘って管長統理下の教団内で胚胎・蓄積されてきた教団と信徒をめぐる歴史的矛盾から醸成されていた問題意識と合致し、管長退任への必然性として再認識されることなくしては、信徒達の行動の根本的原因を見出すことは困難であろうと考えられる。

このように考えた時、信徒層が管長退任要求運動を展開する契機となった問題意識を明らかにするについては、盟約による参画要請の具体的内容と、さらには信徒層が教団に実現を図るべく提示した具体的要求の中身に注目する必要がある。

そこで先ず、有志盟約が信徒層に管長排斥の至当性の徹底を図るべく作成し、全教信徒へ配布したパンフレット『井

戸は清水になるまで』の内容を簡単に整理しておこう。そこで信徒層に初めて公表された、管長による教団専横・私宥視の歴史的具体的事例を挙げると、教祖伝編纂の途絶、制度調査委員会の廃止、教祖四十年祭奉賽会の解消、大教会所復興造営事業運営資金不正運用への疑惑、以上四点である。^④

ここでは、大正九年の金光家邦管長の襲職以来、国粹新報事件惹起に至るまで、管長統理下における教政が、中心的に取り組んで来た、これら四点の教団の重要課題の達成が阻害されてきた原因が、悉く管長、及び管長家の恣意によるものと断定されている。そして、そのような管長による専制的施策を可能ならしめ、その原因をなして来たのは、教団の信仰の正統な継承者・教団の信仰的中心生命たる大教会所神前奉仕者が、副管長・大教会所副教会長として二次的位置に置かれていたという、教団体制の歴史の矛盾に帰因すると指摘されている。では、これらの有志盟約によって指摘された四点に亘る歴史的具体的原因は、信徒運動を支える問題意識の核心的根拠としてどのように認識されたのであろうか。

本部としては如何に円満解決するとも、復興資金として指定献納した以上は、其の使途の明示を要求すべきを当然と考える。之に対して、広島代表より意見の開陳ありしも満場異議なく決定。^⑤

右の資料は、昭和十年四月二十七日、全教各地信徒代表が一堂に会して教内問題への対処法を審議した、第一回全国信徒代表者会議の記録である。翌二十八日、初めて開催された第一回全国信徒大会では、管長即時辞職要求と、その徹底的継続等を含む四項目に亘る決議が採択されることとなる。

既に昭和十年四月二十五日、有志盟約は管長留任を前提とする岡山県知事調停案の承認を最終的に決定し、翌二十六日には、その覚書に基づき有志盟約の同意をも得た高橋正雄が教監に就任していた。つまり、この討議は管長と有志盟

約間の抗争が、盟約の管長罷免要求運動の断念と交換条件に、大教会所神前奉仕者の教团的位立の確立に対する知事内諾を以て、一応の解決が図られていた教内状況を前提とするものである。即ち、信徒代表は、教団首脳部間で管長留任を前提とする「円満解決」が図られたことを知悉しながらも、信徒の立場から飽く迄も管長の即時辞職を要求するが、その正当性の根拠として、大教会所復興造営事業資金として献納した資金の使途の不明を問題としていたのである。肅正期成会は、昭和十年五月三日、大会決議の実現要求と共に、この復興造営資金の使途と現状の公示を管長に要請するべく、本部当局に「歎願書」を提出することとなる。^⑧

勿論、この復興造営事業の運営をめぐる管長の問題性に対しては、有志盟約・本部当局共に問題視しており、信徒層のみに固有な問題意識であったわけではない。しかし、少なくとも、管長退任の必然性の中核的要因として信徒層の立場から、その問題が見据えられていることは疑いない。

次に、復興造営事業と共に、それと密接な連関性を持つ教祖四十年祭奉賽会事業の歴史的経緯を踏まえつつ、そこに信徒と教団をめぐるどのような矛盾・不満が蓄積されていたのかという問題に迫って行こう。

大正十一年二月に設置された教祖四十年祭奉賽会は、教祖奥城改修を主たる事業とし、その付帯事業の一つとして、信者納骨所の建設が計画された。しかし、既に明らかにされているように、主に金乃神社移転をめぐる管長家と教政当局者との角逐により、管長は同年十二月、教祖四十年祭奉賽会事業の延期、教祖五十年祭時（昭和八年）の完工を目指すとの裁定を下していた。その後、大正十四年四月、大教会所の炎上に伴い、その復旧が教团的中心課題となり、同事業は何等進捗を見ぬばかりか、昭和七年十二月に至って、教祖四十年祭奉賽会の解散が命ぜられ、同奉賽会は途絶することとなる。

この教祖四十年祭奉賽会、とりわけ信者納骨所の建設は、生前は勿論、死後の安住を希求する信徒にとって、教祖の足下に永眠したいとの熱願と共に、地方における墓地新設が困難な時代状況^⑨も加わり、歓喜を以て迎えられてきていた。

その完工を信じて、家族の分骨を教会所に預ける信徒も少なくなく、また大正十一年二月の計画発表から同年九月までの、僅か七カ月間で八万円余り、大正十一年の教団予算約一六万円の実に半額に当る献納がなされている。^⑭このことから、多くの信徒が納骨所実現を如何に強く願っていたかが推察されるのである。

加えて、大正十一年の管長による延期の裁定から、大教会所炎上の大正十四年末迄に、同事業資金累計総額は約二九万円^⑮、それ以後、教団の趨勢が大教会所復興へと向かう中において、奉賽会解消までに献納金累計総額は四四万八三一円余りに達している。つまり、教祖四十年祭奉賽会事業、殊に信者納骨所の建設は、完工期日延期の事態にあっても、その解散に至るまで強く信徒によって、その実現が願われて来ていたのである。問題は、奉賽会事業に、その使途が限定されている指定献納金を含む事業資金の行方であった。

昭和四年十二月の奉賽会委員会で、奉賽会への献納資金の大教会所復興造営事業への充当が採択されるが、その後、地方教会長から反対意見が提起され、昭和五年四月八日の同委員会で再度協議された結果、奉賽会と復興造営事業の合体・統一、それぞれの事業は継続して完成を目指すことで合意される。事業の完成を目的とする委員会には、その職制上、指定献納金の他目的への充当や移管を決定する権限はない。何よりも、それが使途を特定した指定献納金であったので、献納者には教祖奥城の改修、或いは、信者納骨所建設という特定された献納目的があり、その意味での道義的観点からも奉賽会事業の継続以外に、その使途はあり得ないとの判断からである。^⑯

しかし、教団は昭和六年三月、管長の教祖四十年祭奉賽会責任総裁辞退の意向が発せられたのを契機に、各献納者に了解を求め、奉賽会事業そのものが、本来、大教会所再建復興を前提とし、且つ目前に迫る教祖五十年祭を迎えるに際して、その造営事業完成が急を要すると判断し、「無条件」^⑰で昭和七年十二月二十七日、奉賽会事業資金の全額を復興造営部に移管するのである。^⑱

このことは、たとえば大教会所復興の信仰的教団的重要性を納得して教団の願いに従ったとしても、教祖五十年祭時の

完成を願いながら指定献納を進めていた信徒にとって、願ひそのものが再度に亘って教団により蹂躪されたことを意味するものであったことは、想像に難くない。

一方、教祖四十年祭奉賽会事業資金の全額移管を受けた大教会所復興造営事業は、昭和二年七月の「大教会所復興造営部」設置、同年十二月の事業方針確定に基づき第一段階として、その付帯事業たる大教会所敷地拡張計画に伴う、教義研究所、金光中学校の移転、客殿の造営等の諸事業は漸時進捗を見ていたが、主目的の大教会所本殿、神殿等の造営は何等の進捗も見られなかった。昭和六年、教内からの完工への強い希望の声を受けた総裁（管長）及び本部当局は、教祖五十年祭までの本殿完工を確約したが、その時点で工期は僅かに二年を残すのみであり、到底完工を望み得るものではなかった。

この復興造営事業への指定献納金を含めた総収入は、昭和二年八月八日より、昭和十年四月末日迄の八年間に、総額約一三五万円であり、昭和二年から昭和九年迄の八年間の本部歳入予算総計約一〇六万円と比較する時、全教信徒の復興への願ひの強さが窺い知れよう。

全教信徒がこれらの教団事業に指定献納を進めた昭和初期は、昭和二年の金融恐慌とそれに続く昭和四年の世界大恐慌を頂点として、都市部の失業者の増大、農村の疲弊はその極に達しており、全国的な経済的危機状況を呈している。加えて、政治的には昭和六年の満州事変の勃発、軍部によるテロリズムの頻発等、社会不安が横溢していた。民衆の生活は、経済的にも社会的にも「時代閉塞」の状況に置かれていた。

そのような時代閉塞の中にあつて、教団の興隆発展を、或いは自らの死生の安心を願ひ、ひたすら事業の完工への願ひを込めて教団事業に献納を行っていたのである。その意味で信徒による両事業への指定献納金は、まさに「浄財」というべきものであった。

殊に教団は、教祖五十年祭を迎える基本理念を、管長の「教祖生神の御信心を体得してその信心へ還り、改まり清

まるとの信仰姿勢にあると示した。ここでは、回帰すべき教祖の信心として、特に教祖における財の不浄なき取り扱いの在り方を手本として強調し、献納精神の純化・徹底を図るべく信徒を指導していたのである。²⁹⁾

以上のような大教会所復興造営事業献納金の歴史の実相を踏まえた時、有志盟約による管長問題、とりわけ信徒代表者間で懸念されてきた、これらの経緯と指定献納金運用に対する疑惑の公表は、信徒がその真心を込めて献納した「浄財」であるだけに、管長の行為が自らの信仰的実存を踏み躪る存在として、実感的に把握されるものであったといえよう。しかも、大教会所復興事業への献納精神の純化・徹底を図っていた教団の、しかもその統理者による不正であるだけに、それまで「教務上に於ても最高師表と崇むるべき神徳人徳の兼備さるる人格者神格者と信じ」³⁰⁾ていた管長が、自らの至誠を踏み台にして「信徒の浄財を私」し、「巨万の富を築く」存在と捉えられ、本教教義に違背する存在として指弾されたのである。従って、このような管長その人に対する認識は、短期間では容易に払拭し得る性格のものではなく、信徒運動それ自体の動向を本質的に規定することとなる。

つまり、信徒運動高揚の歴史的必然性の一要因は、教団事業に対する信徒層の不満・不信が教内に広範に亘って醸成・胚胎されていたことに求められよう。このような信徒層の問題意識が基盤となり、信徒運動を展開する過程で、それが教団体制に対する信徒固有な立場からの具体的要求へと結実・昇華されることとなる。

一、教治は全教の総意に基き之を行い、独断専行を絶対反対す。

一、速に教規教則の整備を図り、特に会計制度の確立を期すべし。³¹⁾

柏原（米次郎・広島信徒有志団） 早く新内局を成立し、会計を明にしなければならぬ。今日かかる問題の生ずる（原因）は那邊にあるか。それは、本部の各役員が教会長のみで、信徒の方からも役員を出して、かかる問題の今後

ないようにしなければならぬ。²³⁾

右の資料は、昭和十年四月二十八日の全国信徒大会において教団への要求として決議された四項目の決議中の第三、四項であり、後者の柏原の発言は、これら決議に内在する信徒層の問題意識として認められるものである。もとより、当時の教団にあって教団の責任は、その統理主体である管長に帰属するものであるが、その管長統理の下に教団運営に携わっていた教師もその責任の一端を負うべきものであったと言うべきであろう。加えて、復興造営資金の不正運用へと至らしめた事情には、その事業資金を厳正に管理・監査する会計制度が確立されていなかったことに因るのであって、独り管長にのみ責任が帰せられるべきものでもなかった。

柏原の見解からは、管長をして教団紛糾を惹起せしめた原因を、「本部の各役員及び教会長・教師のみ」、即ち、教団の教政を執行してきた本部役員、教会長、教師が不備な会計制度の下で教政運営を行ってきたという、教団の構造そのものにも原因が見据えられていることが窺われる。

教団上、教団機関の職員は、教師職保持者にその任用資格が限定され、自らの専門的知識・職能を教政に役立てようとの意志を有しても、信徒の立場では教団運営に関与する道は開かれていなかったのである。つまり当時の教団体制では、現実社会にあって様々な職業・役割に従事しつつ本教信仰を生きる信徒独自の立場・問題意識を直接的に教団に反映し得ず、加えて、信徒は教団の抱える問題性・課題に関与し得ない実情にあった。²⁴⁾ その意味で、柏原の見解には、信徒不在の教団運営体制そのものが、必然的に「浄財」の不正運用等に象徴される管長の教団私有視・専横を結果せしめたとする認識が示されているのである。

従って、このような従来の教団体制を反省的に踏まえ、信徒も教団運営へ関与・参画すべきだと認識されて、第三項で見る「全教の総意に基」づく教団体制確立が要求されることとなる。第四項からは、そのような教団体制確立を要求する信徒層の問題意識の根底に、教団財政運用システムの不透明性、即ち会計制度の不備が問題として強く意識されて

いたことが物語られている。また、決議第三項は、青年会が指向した、「教治の機関に信徒の代表者」が加わることに
より、教務の公正さが実現し得るとする問題意識を踏襲したものである。^⑧

これら信徒層による教団への要求は、教団紛糾の原因を独り管長に負わせず、それまで管長専制体制を構造的に支えてきた教政者＝教師の責任をも見据えている点において、信徒の問題意識として歴史的意義を持つものである。即ち、管長問題を契機として、上述した意味において「教団」意識が醸成され、信徒も主体的に、教団の運営に参画しようとしたことは注目に価することであろう。

二、地方教会所の実態と管長留任後の盟約方針

教内の肅正とか浄化とかの問題は、本部の改まり素より必要なる事に有之候へ共、信者側より見れば寧ろ教会の不良教師を駆逐する事が先決問題と被存候。何となれば宗教家らしからざる人物が相当に蔓延り、教祖の御教を冒瀆しある為に候。一例を申せば傘一本で開くる道なるに柄にもなく数万円の借金にて教会所を建てし為、氏子の腹を傷むるもの。質実剛健以て垂範示教の責務を有する教師が衣食住に贅沢を尽し、或いは酒食に耽りて家内の平和を害する教師或いは、金持信者を争い合う事項等、枚挙に遑無之候。畢竟、神を売る商売人と評せざるを得ず候。^⑨

右の資料は、「お道の前途を思い忌憚なき卑見を述べ」る旨前書きされた、昭和十年五月三日付の一信徒による教監高橋正雄宛の投書である。この資料が、昭和十年五月三日付であることを踏まえた時、既に四月下旬、教団首脳部間で問題解決が図られ、その方向性に対して懸念を抱き、敢えて、その方針である教団諸制度の改善等のみにより教団の立て直しを果そうとする在り方に疑義を提示しようとしたものと考えられる。即ち、教団喫緊の課題は、むしろ地方の教会

所の教会長・教師の在り方そのものへの根元的な問い直しにあると、教団改革の方向性が提言されているのである。

ここには、「浄財」により支弁されることを意味する、借財による教会所建築、世俗的な欲望の充足に恋々とする教会長・教師の非信仰的な在り方等、概して「神を売る商売人」、即ち、教会長・教師の意識が布教・救済から教会所の維持・経営に移行したことに相対して惹起する問題性が指摘されているといえよう。

そこで本章では先ず、信徒が所属して信仰生活を進める基盤としての地方教会所、並びに信徒がそこで実際に教導を受ける教会長・教師への右のような信徒の問題意識が、管長退任を要求した信徒運動高揚の必然性と、どのような内的連関性を持つものであったのかを解明しよう。それにあたって、ここで指摘されているような教会所の実態が、歴史的にどのように確認し得るのかについて、昭和初期の教団に限って検証しておきたい。

大正十四年四月、全教の願いを傾注して大正十年に竣工した大教会所は、一夜の内に灰燼に帰した。この大教会所の焼失を経て昭和期に入った本教は、大教会所完成までは地方教会所の建築を慎む旨の本部通達^⑤が撤廃され、以来、地方の教会所の新築が増加する傾向にあった。地方教会所の新築は、一面、地方における教勢の興隆・展開を象徴するものであるが、他面、次のような、それに付随する問題が惹起していた。

昭和二年七月の支部々長会議において、教会所建築に関する指示が、本部当局より各教区支部へ命ぜられる。その要旨は、「教会所を新築せらるゝ向も多々あり」と教内教会所新築の増加傾向を踏まえ、「建築に伴う不祥事を未然に防ぐ」べく、教区支部の嚴重な監督・取り締まりを要請したものである。本部当局が見据えていた「建築に伴う不祥事」とは、「頼母子講等を組織して不浄の金品を以て神威を瀆す」、即ち、建築資金捻出を目的とし、「頼母子講等」世俗的恣意的資金調達方法を講じて、信徒からその経費を得るといふ非信仰的な在り方である。

本教の布教は、「信徒に向かつて教会所の世話を依頼せず」、「寄進勸化をせず」、「信徒に義務金を課せず」等、信徒に対し財的な負担を強いることを戒めた教祖の遺訓を規範としていた。この教会所建築をめぐる本部の指示からは、

大正中期から昭和初期にかけての、飛躍的な教会所の増加に伴い、財をめぐる教会所運営が、漸次教旨と乖離していた教内の実態が窺われよう。

次に、「国粋新報事件」惹起直前における教会長・教師、及び教会所家庭の問題を、教祖五十年祭奉迎準備の一環として、昭和六年から同八年にかけて全教に亘って実施された本部巡教を通して本部当局に把握・確認されたことの中に窺ってみよう。この巡教の結果確認された中心的問題は、教祖四十年祭記念巡教実施後から教祖五十年祭までの十年間における教会所数の増加と比較して、今回の巡教聴取者減少という成績から帰結された教勢の停滞という問題であった。本部当局はその主因を、教会長の「布教精神の衰え」、^④「教会教師の信用失墜」等、教師の問題に在ると判断せざるを得ず、「種々の問題が教会所に発生せる」現状にあることを、この巡教で認識せしめられるのである。具体的に教内で惹起していた「種々の問題」の中核的問題は、教会長、及び教会家庭の問題、即ち、教会長の意識が教会所の維持・経営へと移行し、「浄財」の貯蓄、或いは私生活での贅沢傾向等、教祖立教の神意たる欲を放して救済に専念する結果奉仕の理念が希薄化する傾向が認められることであつた。^⑤本部当局は、このような問題を踏まえて、昭和九年の教政方針の重要施策として、「布教実務者の信念向上」と共に、教会家庭の指導強化・促進を図ることを取り決めるのである。^⑥以上のように、「国粋新報事件」惹起直前の教会所の状態には、「此俚（布教精神が衰えている教内状況）で行くならば十年二十年後の本教は駄目になりはせざるかとさえ憂慮している」との宣教部長佐藤一夫の見解からも端的に窺われるように、危機的状況として認識されるべき深刻な問題があつた。

このような昭和初期の布教実態を踏まえた時、先に挙げた信徒の問題指摘は、本部当局が確認していた「種々の問題」の一面を、信徒の視点から捉えたものと考えられ、強ち特異で偏見に満ちた問題指摘ではなく、信徒運動高揚の背景をなした一要因と見なさなければならぬものがある。とはいえ、管長をして教内紛糾へと至らしめた責任の一端に教師の責任が見据えられてはいるが、直接に教会長・教師を指弾の対象とするものではなかつたという信徒運動の動向か

らして、この問題が信徒層の問題意識の根幹をなし、それが直接の契機として信徒運動の高揚へと作用したと短絡的に断定すべきではない。むしろ、多くの信徒は、教会長の教導に従い、信仰生活を進めていたのである。

そうであるとした場合、信徒達が信仰生活を進める基盤としての教会所と、管長をめぐる問題性が、どのように連関する性質のものであったのか、換言すれば教会所の構造それ自体に内在する教会長・教師と信徒との関係性のどのような要因が、信徒運動高揚の原因として作用したと確認し得るのかが、ここからの問いとなる。

教会長は経済事情に大切な神業を襲断されて、勤労主義の社会人が血と涙で供える浄財を涼しい顔をして受けているようですが、各教会所に於て立教の神意はどの程度に成り下っていることでしょうか。(中略) 教師が献備から大枚の利子を払って建築を争い、家族は有閑になれてブルジョア的(ブルジョア的)なくらくなってよいのでしょうか。(中略) おかげ〱を何にでもふりまわして献備は当然の報酬の如く考え、道を医薬代用にして居るようですが、だれがこんなことを教えたのですか、又そうなったのですか。そんな神様なら教祖の拝み給うた神様とは違うではありませんか。^④

右の資料は、青年会幹部信徒による教監高橋正雄宛の投書である。この信徒の基本的問題意識は、教会所建築、教会家庭の問題指摘等、先に挙げた信徒の指摘と類似している。この信徒の問題意識の基盤には、教会所へ信徒が献納する「浄財」に対する、教会長の信仰姿勢・その運用への疑念が窺われよう。その点において、信徒と教会所をめぐる問題性が、よりの確に指し示されている。勿論、この信徒の問題指摘のみに依拠して、当時の教会所全てにその世俗化ぶりを一般化してはなるまい。しかし、少なくとも、当時の教会所と信徒との関係性から、このような問題性がもたらされる要因があるとすれば、その点は確認する要がある。

教会所の維持・運営の経費は、各種学校・病院経営等による事業収益がない限り、基本的に信徒が神への真心として献納する「浄財」により充当される。「浄財」である以上、それは献納した信徒にも、教会長にも専有されるべきものではなく、本質的に神の所有にかかるべきものである。従って、教会所の財運用は教会長の個人的判断にのみ委ねられ、運用されるべきではないだろう。また、教会所が社会に対して宗教活動を展開するものである以上、その財運用を公正にすることは社会的責任でもあるだろう。

しかし、教会所が法人化し得ず、しかも独立採算制とでもいうべき原則により運営されている当時においては、教会所運営の代表権は教会長にあって、教会長と「責を分つ」存在と規定されている幹部信徒としての「信徒総代」でさえ、教会長の権限を犯すことは、制度的に認められていなかった^④。従って、「浄財」の取り扱い方は、いきおい教会長の個人的判断のみに委ねられることとなる。そのことは、容易に教会所の財と教会長個人の財とが不分明となり、教会長の恣意的「浄財」運用の危険性を誘発する要因ともなり得よう。

右の資料に指摘されている問題性は、一面このような信徒不在の教会構造それ自体にも、潜在的に内在化されていると考えられる。即ち、万一教会長が世俗的な在り方を示した場合においても、信徒はその運用の在り方を是正し得る権限を持たないものとして位置づけられていたのである。殊に、「道を医薬代用にして居る」との指摘は、教会長が非信仰的に「浄財」を取り扱う在り様を端的に示している。教会所がこのような状態に立ち至った時、例えば、

教会は教師の私すべきものにあらざるは明白の事ながら、信者が物言えば黙れと一喝される先生も有之候^⑤。

との教会所における教会長・教師の在り方に対する問題指摘からも窺われるように、救済を願う信徒に対して、所謂悪しき教師意識を以て信徒に臨むこともなる。ここでは、助けた者と助けられた者、教える側と教えられる側、献納す

べき立場と受け取る立場という一方的で固定化した関係が現出し、その教会長の意識は、信徒を、そしてその信徒が献納する「浄財」を、ひいては教会所そのものを私有視する在り方へと結びつき勝ちであったことは否めない。

以上のような、教会所の構造それ自体に内在化されている私有化の問題性は、既成化に伴って現出する性質上、教内信徒間に矛盾・不満として潜在的であれ問題意識として蓄積されるものであった。先に挙げた信徒の問題指摘を踏まえた時、教会所と信徒をめぐる問題性と管長の問題性は、片や教会所の、片や教団の、本質的には信仰の私有視という問題性において共通の問題であったと考えられる。このことから、全教各地の信徒層による信徒運動の高揚は、一面、管長の信仰的責任追及という現象的様相の背後に、このような地方教会所が孕む問題性を、その志向性・動向それ自体の中で内在的に問題とするものであったといわねばならない。

では、このような信徒運動の志向性は、どのように教団の方向性へと展開せしめられて行ったであろうか。

今日は信徒ふんきせり、(中略) 信徒へ事態を明にし、一面、管長を支持して来たのを信者にわびる。全教一致団結して進みたいと思う。^⑧

右の資料は、昭和十年四月十一日、盟約運動に同調した青年会、肅正期成会等信徒層による管長退任要求運動が全教的規模を以て展開される中であって、盟約中央委員が岡山県知事の調停案に応ずる方針に傾きつつある段階で開催された、盟約地方委員長会議での中央委員による発言である。信徒運動の高揚は、それまでになされた管長と副管長間の派閥抗争との一般的認識に対し、少なくともそれが全教の信仰的意志に基づく性格のものであることを社会に認知せしめ、文部省を動かす働きを持つものであった。右の資料における「管長を支持して来たのを信者にわびる」との表明からは、盟約のような高揚する信徒運動の具体的な相に照らされて、これまで管長専制体制を支え、そして増長せしめたのは、盟

約教師全てにその責任の一端が帰結することを、信徒側の追及の前にいみじくも教師自身が自覚せしめられたことを示している。

このような盟約教師の自覚は、昭和十年四月二十五日、管長留任を前提とする知事調停案受諾、即ち管長罷免要求運動の断念という事態の推移の中で、さらに厳しく問われねばならなかった。

前章で述べたように、信徒層は昭和十年四月二十八日、管長退任要求運動の徹底的継続、教治の機関への関与等を教政当局に要求している。これらの要求の背後には、管長をして教団専横・私有視に至らしめた、教会長・教師の責任への強い問題意識が顕在化している。盟約中央委員は、自らが盟約運動に糾合し、その徹底的継続を要請しながらも、その目的を中途で断念したという事態を踏まえた時、信徒層の強硬な姿勢に示される問題意識を捨象しては、事態鎮静化への方向性、換言すれば管長罷免要求に代る新たな盟約運動の目的を信徒層に提示し得ない状況に立ち至っていたのである。

教師の自覚反省

教祖立教神意の徹底

有志盟約の祈願

制度の改革

新本部当局の事業

右は、昭和十年五月三日、岡山県知事による調停成立に伴う、新内局の発足を受けての有志盟約の指導理念を、全教各盟約教師に指示したものである。右の資料からは、有志盟約、本部当局共同で管長留任後の教団状況に対応する、その中核的基盤をいずれも教祖立教の神意の体現者たる大教会所神前奉仕者の信仰に措定し、特に有志盟約の方針が新たに「教師の自覚反省」即ち、教師の在り方への根源的見直しに向けられていることが窺われる。

このことは、本教の信仰の中心が大教会所神前奉仕者に具現されていることを自覚し、それを中心に教団諸般の営みが行われていたならば、管長をして教内紛糾を惹起せしめる余地がなかったとの認識^⑤に基づくものでもあった。この認識は、先に述べた信徒運動の高揚によって自覚せしめられた盟約教師の責任に対する自覚が、改めて大教会所神前奉仕者の信仰との関係で捉え直され、管長留任下における盟約の方針・目的へと結実したものであると考えられよう。

では、大教会所神前奉仕者に対する教師の反省すべき在り方とは、盟約中央委員においてはどのように把握されるものであったろうか。

昭和十年五月六日、有志中央委員は、本章冒頭に引用した教監高橋宛の一信徒による書簡を教監との合意に基づき、「本教現下の事態に鑑み教会長教師各自が真に自覚すべきこの時期に際し洵に好箇の資料^⑥」との判断から、盟約教師に配布し、その徹底した見直しを促すのである。先に見た五月三日付で、教内盟約教師の徹底した自覚反省を指示したことを踏まえた時、先の書簡に指摘されている教内教師の実態こそ、自覚反省すべき具体的事例であったのである。

このことは、本部当局（教監）・盟約指導部のところに、管長留任以後の教団体制が依拠することとなる大教会所神前奉仕者の信仰が、「無私無欲」に象徴されるものだけに、本章冒頭に引用した信徒の書簡からも端的に窺われるような信徒層の問題意識が一際強く作用し、教師のそれに逆行した在り方こそ根源的に問い直されねばならない問題と把握されたのである。

その意味で、管長問題を契機として高揚した信徒運動に内在化していた問題意識は、盟約指導層・本部当局に対して、管長問題とは他ならぬ教師それ自身の中に内在化する問題であることを、改めて端的に自覚せしめるものであったと考えられる^⑦。

三、文部省具体案受諾と信徒運動の終息

昭和十年五月十日、文部省当局は既定の方針に基づき、管長、教監、有志中央委員等教団当事者代表を招致し、昭和十年一月十九日、教監阪井永治に提示した制度改善案を骨子とする教規教則改正のための具体案（以下、「具体案」と略す）を提示する。具体案が岡山県知事の調停案に基づく、即ち、管長留任を前提とするものであることを聞知していた肅正期成会各地信徒有志団代表は、その翻意を文部省に要求すべく、文部省官僚と正面から対抗することとなる。

そこで先ず、文部省官僚と信徒代表との折衝に着目し、信徒代表の主張の性格、及び、それを受けた文部省当局者の認識を究明・確認しつつ、高揚した信徒運動がどのように文部省の教内問題解決に影響するものであったのかを解明しよう。

昭和十年五月九日、信徒代表は高田休廣宗教局長、添田敬一郎政務次官と面談し、強硬に管長の処断を要求するが、両者とも管長留任は既に決定済みとの立場を示し、取り合わない。翌五月十日、信徒代表は山榊儀重参与官と面談する。

参（参与官以下同）君等が、かゝる宗教を信心して来たのが因果だ。此上は、不徳不信の管長を君等から導いて行く様にしたらよからう。

代（信徒代表以下同）私共の目的は政治運動ではありません。信念の命ずる信念運動でありまして、若しあなたの言の如く管長其俣と言はるゝなれば、此の運動は益々悪化の形となる。将来收拾し得べからざる事件に立ち至ることあらば、其の責任は誰が持ち得ますか。

参 其は其の問題を引き起したものの責任である。

代 然らば例に、時の政府が非常な悪政を行いたる場合、国民が怨嗟の声を上げて暴動化したる場合に、其の責任

は時の政府が負わないでもすみませうか。
参 答なし。

山本参与官は、教団が管長世襲制を執る以上、信徒はいかなる管長であれ、その人を支援し管長たらしめる以外に、加えて教団の信仰的中心生命たる大教会所神前奉仕者の教団的位置確立が実現すれば、何等信仰の問題は存在しないはずであるとの見解を示す。しかし、この見解を受けた信徒代表は、自らの運動を大教会所神前奉仕者の教団的位置確立等一定の成果を獲得すれば收拾を図る政治的運動ではなく、管長自決達成そのものを所願とし、それが阻止されることは、「信徒の本教に対する信仰を奪う」、即ち、管長自決と信仰そのものが同義の価値に匹敵するとまで思念する、非政治的「信念運動」であることを主張した。

この席上、信徒代表は、国家が管長を留任せしめるのならば、必然的に教内紛糾の悪化・拡大化が招来されることになる。信徒運動の一層の激化と決意を披瀝して詰め寄ったのである。さらに、教内紛糾を惹起せしめた管長に、その責任が帰属することを参与官に認識せしめ、国家による管長処断の必要性を一貫して主張するのである。

しかし、この信徒達の要求は、管長制度により教団を間接的に統治していた当時の宗教統制政策を踏まえた時、国家にとつて、その権限を委任する管長が批判の対象となること自体が、国家の宗教政策そのものを問題化する容認し難いものであった。つまり、信徒代表の国家への管長退任要求自体が、管長制度を採る国家そのものの責任を問うことをも意味するものであったのである。しかも、美濃部達吉が提起した天皇機関説の排撃運動が厳しくなっているという政治状況下、政府の権限は天皇の国民統治権に帰属するものであり、信徒による管長排撃は、ひいては「国体」への批判をも意味するものであった。

従つて、このような性格を内包する信徒代表の要求に対し、参与官は「事態が益々紛糾する様なら断乎たる処置に出

る」^⑧、つまり、信徒運動の激化には、警察力の発動を以て対処するとも警告したのである。

以上のような、信徒代表と文部省首脳との折衝からは、信徒運動が信仰に根差して発動していることを踏まえた時、信徒代表にとってその信仰を阻害する存在として、国家権力が自らの要求の前に、障壁となって現出したことを意味する。即ち、論理的には、教団を覆う当時の国家の宗教政策それ自体が、管長を擁護し、それ故に管長退任を所願とする信徒運動をその根底から規定し阻害する制度的要因なのである。だが、信徒代表によるこの折衝からして、彼等が必ずしも自覚的に、国家の宗教統制政策に基づく国家の在り方を問題化し、管長を留任せしめる国家の責任それ自体を問うものであったとは言えないだろう。

しかし、教団首脳部が、国家権力の圧力により、具体案を受諾せしめられる状況下において、信徒代表が強硬に国家に対し管長処断を迫る在り方の中には、たとえ当時の宗教政策に対する認識が希薄・無自覚的であるにしても、信仰に基づき国家権力に抵抗を示すものであったという点において、信仰と本質的に相容れない国家権力を相対化し得る可能性を認め得るのではないだろうか。

このことは、信徒代表と折衝した参与官が、「実に信念運動程恐ろしきものはない。果して此の問題が文部省指示要項に依りて解決出来るや否や」と、その信仰的非妥協的在り方に対して、驚きと共に文部省の裁定による解決への不安を吐露しているところからも僅かに窺われよう。

では、文部省当局をしてその対応に躊躇せしめたほどの信徒運動の熱情は、教内問題に介入しその解決を企図した国家権力に対して、どのような影響を及ぼすものであったのであろうか。その点を、昭和十年五月十日、文部省当局が教団に提示した教規教則改正のための具体案を検討することによって、究明しよう。

第十七条 事務長は毎年二月翌年度の予算を定め大教会所会の議決を経大教会長「及神前奉仕者」の承認を受くべ

し 仏教の本末会参照 今回の信徒側の意向を取入れて作る。^⑧

右は、文部省が教団に履行を命じた具体案中、「大教会所規則制定案」第五章「会計」第十七条である。「今回の信徒側の意向を取入れて作る」との文部省当局の説明が付されていることから、この規程には信徒層の要求が反映されていることが確認されよう。

第一章で述べたように、信徒層は教内紛糾の原因の一端を、教師専断による教団運営体制、特に会計制度の不備に措定しており、そこから信徒の教治の機関への関与を教団に要求している。昭和十年四月に入つての信徒運動高揚に伴う教内問題の社会問題化という状況は、国家権力にとって社会を騒がせ安寧秩序を妨げるものであり、その監督権を行使せざるを得ぬ限界点近くにあつたと考えられる。このような信徒運動の激化を憂慮した国家は、青年会、肅正期成会信徒幹部に、特高をつけて監視しており、その動向・思想を具に掌握しようと努めたと考えてよい。

では、信徒層の動向を掌握していた国家権力は、右の第十七条のどこに信徒の意向を具体化したのであろうか。

第五章では、大教会所全収入の布教興学基本財団への編入が規定^⑨されており、それによって教団予算を大教会所収入で充当し、以て教団財運用の公明化、即ち、管長による恣意的な教団財運用を抑止することが企図されている。そのため文部省は、第六章において全教の総意に基づく大教会所諸般の事務・運営を図るべく、その審議機関として、「大教会所会」の設置を規定した。

従来の大教会所は、一般の教会所と同様、いわば教団を構成する一組織単位として、その設置場所が規定されるに留まっていたが、具体案ではその第二条に、「本教教義の源泉にして一般教会所の模範たるもの」と規定されている。加えて、以後の教団予算の大半が、大教会所収入により充当されることを踏まえた時、大教会所は名実共に教団依立の中心的基盤として位置づけられたといえよう。文部省具体案には、教団の審議機関の一つとして新たに、全教の総意に基

づく教団財運用を達成すべく布教興学基本財団内に評議員会の設置を指示している。大教会所会は、この布教興学基本財団評議員会と共に、教団運営上重要な審議機関としての位置を占めるものであったといえよう。

文部省は、その大教会所会の構成員として、本部役員、議会議員、支部々長等教職保持者に加えて、「教信徒たる者」と、一般信徒の教治の機関への関与を具体化すべく教団に指示したのである。つまり、第十七条で指示されている「信徒側の意向」の内実とは、全教総意に基づく教団運営を実現すべく、大教会所会に信徒を参画せしめ、その運営の一端に加えることが企図されていたと考えられる。

では、文部省はそこどのような国家的意図を以て、信徒の教治の機関への関与を実現せしめるべく、教団に指示したのであるうか。

この具体案中、第五章は文部省が進めていた宗教法案（松田案）の方針が具体化された規程として、宗教界に注目されている。^⑤ 文部省が宗教法案制定を進める主要な意図は、一面、宗教に関する法令が明治政府以来、単発的に発令されている事情に鑑み、その整理統廃合を図ることによって、「不逞」な宗教取締の強化・促進を期するものであったが、他面、既成教団による国民教化活動促進を図るため、その財政的組織的基盤の強化・確立を企図するものでもあった。^⑥

右の国家意図を踏まえた時、第五章は、教団にとってその歴史的な重要課題の一つであった財政制度の確立を実現させ、以て教団財の公明正大なる運用を図らしめることを約束するものであったが、そのことは同時に、準戦時体制から日中戦争全面化の時局に即応する教団活動の基盤を強化・確立せしめるものであるという点において、国家意図が貫徹された規程でもあったのである。^⑦

この第五章は国家意図の貫徹のためのものであり、また文部省による具体案の実施においても、教団は一般信徒の大教会所会議員への就任を結果的に実現し得なかった。^⑧ しかし、そうだとしても、ではこれらの事実を以て、信徒運動が

果した意義は捨象され得るのであろうか。勿論、国家は既に昭和十年一月の段階で、教団紛糾の原因を教団会計制度の不備にあるとの判断から、教監阪井永治に大教会所会計制度の確立を指示している。このことを踏まえた時、この大教会所への信徒参画の指示は、全教総意による教団財運用の公明化を実現せしめる為の、国家の既定の方針であったとも考えられる。しかし、一月の段階では有志各教会長と管長間の対抗が事態の様相であり、信徒層に盟約運動が拡大化された三月以降の段階では、教団紛糾の規模もその性格も一変していること、また、何よりもそのような紛糾の全教化を憂慮するところから、国家権力が教内問題に介入したことを踏まえる時、それぞれの段階での国家意図は一貫しているものの、少なくとも、信徒運動の高揚は、教団財政基盤確立の実現には、信徒の意向を取り入れずには果し得ぬことを国家に認識せしめるものであったと考えられる。換言すれば、信徒の教治の機関への関与という国家の指示は、信徒運動の高揚が前提であり、そのことは、信徒層の動静が問題解決を図る上で、喫緊で、しかも不可欠の要件であるとの国家の判断を窺わせるものではなかったろうか。その意味で、この具体案により、教団財の公明化、教監責任制の確立、大教会所前奉仕者の不可侵性の確立等、教団の歴史的な重要課題が実現したことは、これらの諸課題を教団の意志として国家に認めしめた背景に、信徒運動の高揚が少なからざる影響を与えるものであったと考えられるのである。

以上、具体案に関わる信徒運動の足跡を検討しつつ、その歴史的意義の解明を図って来たが、そこには管長制度という国家の宗教統制政策そのものに、教団が根元的に規定されていた当時の実態を確認せざるを得ないものがある。この具体案により、管長の恣意的教団運営を抑止し得る教団体制が確立されたことに対して、管長制度に基づく管長専体制により弊害が続出していた他の教派神道教団から、それが教派神道全体の改革につながるものと期待され評価されたことから窺われるように、管長の教団私有視・専断は、本教にのみ固有な現象ではなかった。

つまり、管長による教団私有視・専断を許した歴史的制度的要因は、管長に教義の裁定・教師の任免等教団統理権限を委任していた国家権力が、管長権限そのものを支え補完していたことに求められねばならない。その意味で、信徒の

信仰を蹂躪した管長の退任を所願として高揚した信徒運動は、その歴史的必然性を規定する要因として、教団そのものを覆っていた管長制度という時代的条件こそ、本質的な歴史的矛盾であったことを改めて確認せざるを得ないのである。具体案を受諾せしめられた教団は、昭和十年五月十九日開催の、第五十回臨時議會において、具体案を骨子とする教規教則案を上程・審議し、同二十一日、無修正・全会一致で可決する。同二十一日、教規教則案施行後、即ち管長留任確定後の方針を審議・検討していた有志盟約、青年会指導層（教師）は、有志盟約が管長罷免要求運動を「誤算であった」として、自らの指導理念の誤りを、青年会連合本部も管長辞任達成は不可能である旨を、それぞれに明示し、共に本部当局（教監）を支援し、新規程の内実化を今後の方針とすることに決する^⑩。このことは、肅正期成会信徒層以外は、管長退任の早期実現を公式に断念したことを意味した。

昭和十年五月二十二日、肅正期成会は全国信徒代表者會議（第二回）を開催し、管長自決運動の徹底的継続、管長退任の日まで靈地絶対不参拝等の決議を採択し、管長への對抗的姿勢を強化する。しかし、昭和十年六月十六日、有志盟約の靈地絶対不参拝決議撤回の要請を受けて、その諾否を協議した（第三回）全国信徒代表者會議において、この決議を一部緩和し、新たに「現管長金光家邦氏の名に於て行はるる祭典祝式には絶対に参拝せざる事」を決議することとなる。この決議の一部緩和は、「管長の自決ときりはなして参拝は出来ない。又、管長自決が吾々運動の目標である。今この決議をやぶることは、この目標をすてることになり、即、肅正期成会の解散を意味することになる」との信徒代表の見解からも端的に窺われるように、管長辞任を所願とする自らの存続の意味を自らが否定する、即ち、肅正期成会の解散へと方向を決定的にしたことを意味した。

以後、昭和十年七月下旬の大教会所復興造営部事務引継の完了^⑪、八月上旬、その全教的承認に伴う有志盟約の解散を受けて、昭和十年九月四日の肅正期成会連合本部の解散により信徒運動は終息するのである。

では、昭和十年三月の盟約運動への参画以降、全教的に高揚した信徒運動が終息する要因は、どのように確認し得る

のであろうか。その点を、信徒運動を担った信徒層が、自らの運動に対する問題性をどのように見据えていたのかという観点から確認しておきたい。

先達てから肅正運動にたずさわり、せめてお道の奉仕と存じ専念御用に使って頂いたので御座いましたが、最近になりまして、肅正とは他の問題ではなくて、私それ自身の問題であることを愈々切に痛感させて頂くに至りました。(中略)九州信徒代表として会議にも列したので御座いましたが、自分の足下がただただはつきりとなって来るにつれて、教祖様へも最近の肅正運動の行き方が誠にすまないものに思われてならなくなりました。^⑤

右は、肅正期成会の解散への方向性を決定づけることとなった、全国信徒代表者会議(第三回)に出席した一信徒の所感である。右の資料からは、信徒有志団結成以來、熱心に運動を展開して来た立場から、自らの在り方を自己批判的に捉えようとする心情が窺われる。

信徒運動は、教団浄化達成を期して、文部省への陳情、管長自決勧告等、政治的手段を以て、管長を信仰的に容認し得ぬ存在として、徹底してその退任を第一義的目標として来た。つまり、信徒運動は、現象的には徹底して管長その人を問題とする在り方に終始している。

有志中央委員との会合では、管長留任を承諾したことに対して、「不謹慎な言葉や態度を以て」その責任を糾弾する在り方を示した。特に全国信徒代表者会議(第二回)では、管長退任に固執するが為に、本教信仰が依拠すべき大教会所、或いは、信仰の始源たる教祖の奥城がある「靈地」への不参決議という、信仰的側面を捨象しての在り様を呈している。信徒運動は、信徒の信仰的実存に根差した「信念運動」であった。しかし、これら信徒運動が示す具体的な相は、非信仰的な在り方を呈していたと自己批判的に捉えられるに至ったのである。つまり、自らの運動が示す信仰的側面を捨

象してまで管長退任に固執する在り方を通して、信徒のところ、「肅正とは他の問題ではなくて私自身の問題」、即ち、教内問題を管長に、或いは盟約教師へと、自己以外に転嫁してその達成を果そうとしていた、信徒自身の在り方そのもののへの反省的自覚が醸成されたのである。

勿論、信徒運動終息の主要な要因の中には、管長退任の至当性を説き、信徒を糾合しながらも、文部省による管長留任を基調とした調停を受け入れて行った盟約教師の妥協的姿勢への不満・不信感、さらには、文部省具体案の教団承認とその履行によって、自らの運動そのものの意義への懷疑・幻滅、そして放棄へと傾かざるを得なかった信徒達の心理的側面にも無視し得ないものがある。管長退任を所願として、信徒運動を展開して来た信徒にとって、その目的が実現し得なかったことに対する口惜しさ、挫折感は察して余り有るものである^⑧。

しかし、先の引用資料からも窺われるように、信徒のところに、教団浄化・肅正を管長辞任等自己以外の存在とその在り方を指弾し、それを是正することのみを追求してきたことへの反省的自覚が醸成されたことも、信徒運動終息の一方の要因として確認されなければならないだろう。つまり、教団の浄化・達成を自らの在り方への信仰的吟味・検討によって果そうとする在り方へと、その主眼が移行する時、管長退任を求める運動は、必然的に終息へと向かうことになったと考えられるのである。

おわりに

以上、信徒運動高揚をもたらした要因、即ち教祖四十年祭奉賽会・大教会所復興造営両教団事業、教会所の実態、教団そのものを根源的に規定していた時代的条件としての国家権力、以上三点を踏まえつつ、信徒運動が教団に提示した歴史的な意義を模索すべく論究して来た。

そこで、本稿を結ぶにあたって、改めて、管長問題を契機とする教内の紛糾に関わることによって、一信徒のところに醸成された、教団と信徒との関連性についての認識を検討しつつ、信徒運動が教団に提示した歴史的普遍的意義を整理しておきたい。

金光教の中心は天地の親神様であって、御本部は先生のものでも無く、金光様のものでなく、即ち天地の親神様と一般信徒のものであります。(中略) 本部は天地の親神様と氏子の喜びの賜ものであります。^⑧

右の引用資料からは、教団諸般の営みが本質的に神の願いを中心に運営されるべきものであり、その実質的中核的担い手を、信徒自身に見据えている教団観が窺い得る。

第一章で述べた通り、管長問題に認められたのは、信徒が様々な願いを込めて教団事業に指定献納した、本質的には神に帰属すべき「浄財」を、管長家の私有物と認識する管長の世俗的な在り方であり、その根底には、教団を管長家の私有物とする、非信仰的な教団観が確認された。しかも、第二章で述べた通り、管長の問題性は、独り管長に固有なものではなく、教会長・教師も等しく負い持つ性質のものなのである。

その問題性を普遍化すれば、教団とは一家一個人の専有物ではなく、また教師のみにより運営されるべき性格のものではないことが意味されているのではないだろうか。

先の引用資料には、信徒層が管長による教団私有視・専横を実感的に把握し、管長問題を自らの信仰問題として取り組むことによって、それまで希薄であった「教団」に対する認識が、「天地の親神様と氏子の喜びの賜もの」、つまり、神と教祖の遺訓に依って信仰を生きる全ての信仰主体が共に、救済が成就すべく築き上げて行く場こそ「教団」であるとの認識をもたらすものであったことが窺えよう。換言すれば、信徒による管長退任要求運動は、教団が何人にも専有

・支配されるものではなく、逆にそれ故に、信徒自らもその本質的構成要素として、教祖の教えを実現すべく、積極的且つ主体的に担わねばならない、信仰共同体の一員であることを運動それ自体の中で潜在的であれ信徒層に認識せしめ、また教団内に提起するものであったのである。

そして第三章で述べた信徒代表による文部省当局への折衝は、信仰的実存を賭して教団の願いを実現しようとした点において、教団の実質的担い手であるべき信徒の在り方を示すものであった。

以上の「昭和九・十年事件」をめぐる歴史過程の中で、信徒層に醸成された「教団」観を踏まえる時、それは改めて今日の教団に生きる我々にとっても、信仰を生きる全ての信仰主体自身にとっても、内なる信仰的不純物の克服こそ、「教団」構築の原点であることを訴えかけていると考えられる。

(教学研究所員)

〈注〉

① 本稿で論究する信徒とは、原則として、教職を持たない「教徒」、「信徒」即ち、宗教学上の狭義の「信者」として規定した。

一般に信徒又は信者についての見解については、二種のものが見られる。一つは、宗教学上、「信者」について、その属する宗教団体の教義を信奉する信仰者の総称であるとされ、狭義における「信者」とは、神職・僧侶・牧師・教師等聖職者以外の「信者」であるとされている。その狭義の「信者」と宗教団体との関係は、「病院と患者」、「学校と生徒」、「汽車と乗客」の関係、即ち後者は前者の構成要素ではなく、しかし、

両者が極めて密接な関係にあり、「前者があるところ常に後者

がある」という関係から、狭義の信者は教団の「常素」である」と解釈されている。二つは宗教学上、「平信徒は患者や乗客のように不特定多数ではないし、生徒のように一定の年限のうち卒業してゆく経過的存在ではない。」、「平信徒が宗教団体の維持に不可欠の財的貢献をしていたのに、従来は不当に軽く扱われていた」との観点から、「平信徒は聖職者と並ぶ重要な宗教団体の構成要素」と解釈されている。

当時の教規の規程では、教師は教内各機関の職員になり教団運営に関与し得るが、教徒・信徒は、それぞれ「本教並に所属教会所の維持を助くる者」(第五三・五四条)と規定され、経済的に教団及び、所属する教会所を維持し、宗教活動を補助する存在であるが、その運営に対する権限を保持する存在ではな

かった。その意味では「常素」という概念規定に該当するものであったと言えよう。井上憲行『宗教法人法の基礎的研究』第一書房、昭和四四年、三二七頁。森岡清美編『変動期の人間と宗教』未來社、昭和五三年、一六〇―一七頁。以上参照。

② 「一般教師信徒諸氏には、なるべく知らせないで、教会長の職に在るものゝ責任として、それだけの範囲内で、事を速やかに解決するようにと苦心してまいりました」『井戸は清水になるまで』（以下『井戸は清水』と略記）有志中央事務所、昭和一〇年三月一九日、二頁。

③ 一般信徒への盟約運動拡大は、昭和一〇年二月二五日から同二八日まで開催された、盟約各支部々長会議で決定された。

「一、本教現下の事態の真相を、各教会所信徒総代、役員、青年会幹部等に之を發表し、全本教徒の勢信心を促すこと。二、本教信仰の本義を一層明徴にし、信徒に純正なる信念を養わしむる為め巡教を実施すること。以上の二項に関して、必要なる材料は中央委員より送付す」有志中央委員発有志各地方委員宛「通知」中、盟約各支部々長会議決議八事項中第一、二頁、昭和一〇年三月一日。

④ この点については、「教師のみの陳情運動取扱わず、信徒が動けば、一教の統制にかかる主務省も、発動せざるを得ん。」との発言に示されている。「有志地方委員長懇談会」会議録中、有志中央委員関口鈞一発言、有志中央事務所、昭和一〇年四月一日、一八頁。

⑤ 有志各支部々長、議員有志は、一般信徒への盟約運動拡大を決定すると共に、盟約支部々長として最後の管長罷免要求陳情書を文部省に提出する。そこでは自らがり得る最後の手段の一つとして、管長の血脈の不純性、個人的資質・性情の問題性までもその中に記し、管長解任の実現を企図している。有志各教区支部々長・議員有志連署、文部大臣松田源治宛「陳情書」添付資料、昭和一〇年二月二七日。宮田真喜男「教団統理者選出の変遷」紀要『金光教学』第一三三号、五二頁、注⑧参照。

⑥ 教団肅正期成会各地信徒有志団が全教に結成される経緯について概括すれば、次の様な諸点が確認される。肅正期成会大阪信徒有志団は、昭和一〇年三月三〇日、有志各教区委員長に対し、各地に肅正期成会の組織結成促進の旨を依頼し、信徒による盟約運動を早急に開始するよう要請する。また、昭和一〇年四月九日には東京、大阪、京都、神戸、和歌山、奈良の三府三県代表者会議を開催し、肅正期成会の今後の方針を協議する。その結果、改めて、(一)、肅正期成会を全国的に結成の事、(二)、陳情書及び自決勸告書の提出方勧誘、(三)、肅正期成会の本部を大阪に置く事、(四)、未結成の地方は直ちに組織化を促し、一大合流運動を実現する事、等々を決議し、肅正期成会の連絡・合同を図ることを取り決めている。なお、昭和一〇年四月一四日までに既述六信徒有志団の他、名古屋、山口県（東部、中部、西部）、全九州、静岡、全朝鮮、全満州の肅正期成会各信徒有志団の結成が報告されている。「第二回事務所報告」教団肅正期

成会大阪地方信徒有志団、昭和一〇年四月一日。教団肅正期成会大阪、東京、京都、神戸、和歌山、奈良各地方信徒有志団連署、全国一二五一教会長及信徒総代宛「通知」、昭和一〇年四月一日。「第四回事務報告」教団肅正期成会大阪地方信徒有志団本部、昭和一〇年四月二三日。

⑦ この歎願書の各地信徒有志団の詳細は、以下の通りである。
 大阪―代表小笠原清太郎外一六万四七六名(確数)、東京(関東信徒同志団)―代表藤井文治郎、後藤儀三郎、石井安次郎、神谷長市外四万六七四六名(概数)、京都―代表福井繁太郎外二万七五三七名(概数)、神戸―代表豊田庄市外二万九〇五三名、和歌山―代表宮田楠五郎外一万七〇八三名(確数)、奈良―代表和田圭介外七五五〇名(確数)、〈総計〉二八万八四〇五名。「第三回事務報告」教団肅正期成会大阪信徒有志団、昭和一〇年四月一日。

⑧ 「昭和一二二年教勢統計(二月末現在)」では、昭和一〇年の教会所数一三一六、教師数三二二八、教徒数一一万一〇六三、信徒数一〇四万三四一六、教信徒合計一一五万四四七九となっている。本稿では、教信徒合計数を用いた。なお、教祖五〇年祭当時の教勢について、「正式参拝者一二万遙拝者六万である。即ち記念誌配布総数よりして一五、六万人の信徒が生きたる信者と申されよう。実に二〇万足ぬ者で統計表に現われたる者は百万の数字を示すが、……実に汗顔のいたりで真に相すまぬ次第なり」と述べた資料もある。「支部々長会議記録」中、教務

部長古川隼人発言、昭和九年一月一八日。

⑨ 拙稿「『昭和九・十年事件』と佐藤範雄」紀要『金光教学』第二四号、一四四頁注④参照。

⑩ 前掲『井戸は清水』二九―三五頁。例えば、この四点に亘る管長専断の事例の内、復興造管事業に関わる不正への疑惑については、復興造管部の運用が管長兄弟の専断により取り進められていたこと、及び、造管部の会計に問題があるとして、昭和九年九月、岡山県刑事課により取調べを受けたこと等が記されており、総括して、「一教の源泉であり、根本道場たる、我が大教会所の御造管ということが、前記の始末で、不浄も不浄、大不浄が、次から次へと重なっております」と報告されている。

⑪ 大会本部編「第一回金光教全国信徒大会記録抄」座長(小西聖夫・大阪信徒有志団副委員長)発言、昭和一〇年四月二八日、二五頁。

⑫ この第一回全国信徒大会で決議された四項目に亘る決議は、以下の通りである。

一、我等は一教を統率するの徳能なき現管長を絶対に信任せず。仍て金光教参百万信徒の名に於て、管長の即時辞職を求む

一、「大教会所御広前」の神聖を誓い、其の尊厳を永久に保持すべし

一、教治は全教の総意に基きて之を行い、独断専行を絶対反対す

一、速に教規教則の整備を図り、特に会計制度の確立を期すべし。

教団肅正期成会本部発教監高橋正雄宛「歎願書」昭和一〇年五月三日。

⑬ 「本教信徒一同多年の宿望に有之候大教会所復興造営の御事業は、別紙宣言にも陳述致置候通り、炎上後未だ何等の御手配もなきやに存じ、全教信徒又大いに失望仕居候間、何卒至急我等の意に満つ可き御方策公表相成且又従來の復興事業献納金の帰趨をも此の際速に数字的に明確に御公表賜る様貴職より管長に對し我等三百万信徒の聲として切に御要請相成度懇願申上候也」同右資料。教団肅正期成会関西代表小笠原清太郎、関東代表大林正作発松田源治文部大臣宛「陳情請願書」昭和一〇年四月二二日参照。

⑭ 佐藤光俊「管長罷免要求運動の軌跡と歴代内局の立場」紀要『金光教学』第二号、二〇〜二三頁、「大教会所復興造営部事務引継に関する経緯」(以下「事務引継」と略記)昭和一〇年八月六日、一〜二頁参照。

⑮ 宮田真喜男「大正六年から十一年頃の畑教監時代の教団の問題」紀要『金光教学』第一号、佐藤光俊「管長と宿老の徑庭」紀要『金光教学』第一九号参照。

⑯ 「實際信徒日に増し加はる教勢に反し、教徒の増加極めて遅遅たる憾みあるは、其の原因多々ありて、指導上教会長の努力足らざるは固より一因ならんも、墓地の新設を許さざるも亦有

力なる障碍の一つなり、従来所屬せる寺院境内に墓地を有する者の如き、其の寺院に依託されざれば埋葬を拒絶せられ、迫害を蒙る等の実例甚だ乏しからず」『第二回教師懇話会』第二日記録、『金光教徒』第一四八号、大正六年二月一〇日、七頁。

⑰ 前掲宮田論文、紀要『金光教学』第一号、二四頁参照。

⑱ 『第三九回定期議会議事録』大正一五年二月一九日、四三頁。

⑲ 「奉賽会収支決算書」昭和七年二月二六日。

⑳ この判断は、次の奉賽会委員(議会議長)長谷川雄次郎の見解からも端的に窺われよう。「積立金を他の目的事業に変える事は合法にあらず異法なり。奉(賽会)事業の目的を完成する為に献納さして他に流用する事は、奉賽会の職能(で)なし。決定権(も)なし。(中略)積立金の専有権は献納者にあり、奉賽会は所願目的と献納者の間に立ちたる取次機関に過ぎず

(中略)多くの献納者には事業目的あり、納骨所あり、という意志あり献納せるものあり、斯る誠意のある金を復興に献納する事は、献納者に於て不当なり、(復興)造営(部)が受ける事が一種の不浄にあらずや」『教祖四〇年祭奉賽会委員会』記録、昭和五年四月八日。なお、この移管は、「第一一条 用途を指定せる献納金は其目的以外に使用することを得ず」の規程に抵触するものであった。「教則、本部及支部会計規則」『金光教規教則』昭和五年四月現行。

㉑ 管長の教祖四〇年祭奉賽会総裁辞退の意向が伝えられた、昭和六年一月二九日の支部々々会議で、奉賽会解消・その事業

資金の復興造営部への全額移管で意見の一致を見たが、その方法について次のような方策が採られた。「一、各教会長に於てなるべく簡単な方法の下に献納者の連署捺印をなさしめ置くこと、二、右意向調査の結果につきましては昭和七年一月末迄に報告のこと、三、(省略)」「支部々々長会議記録」昭和六年一月二九日、一七〜一八頁。

⑳ 教祖四〇年祭奉賽会委員長、本部教監小林鎮發教祖四〇年祭奉賽会委員、各教区支部々々長外宛「通牒」、「金光教報」第三二五号付録、昭和七年九月一五日。

㉑ 昭和六年一月二九日の決定に基づき、各支部を通じて各献納者に了解が求められることとなったが、その期限までに報告があったのは、一九教区中僅かに七教区に過ぎず、奉賽会事業資金をめぐる状況は行詰り状態を来した。その打開の道を審議した昭和七年八月一五日開催の支部々々長会議では、「一同の意見一致を見たる如し」として、次のように記されている。「会成立当時より今日に至る間の本教事情推移に鑑みて、大教会所復興造営部を主体として、之に無条件にて奉賽会を合流せしむること」「支部々々長会議記録」昭和七年二月一八日、六〜七頁。

「支部々々長会議記録」昭和七年八月一五日、一八〜一九頁。

㉒ 教祖四〇年祭奉賽会収入総計は四四万八三二一円七五銭、支出総計五万八八三円一三銭、差引残額三八万九四二八円六二銭である。従って、差引残金が復興造営部に移管された額である。前掲「奉賽会収支決算書」。教祖四〇年祭奉賽会委員長小

林鎮、出納課主任今田周吉發復興造営部造営奉行小林鎮、出納課主任金光孝宛「引継書」昭和七年二月二八日。

㉓ 昭和六年一月一四日の支部々々長会議で、教祖五〇年祭迄に、本殿だけでも完工するように求める決議がなされ、総裁に願ひ出たところ、承諾が得られた。次いで、六年三月一四日、復興造営奉賽会が開かれ、その席上、右の報告及び、これに対する実施方針に対する協議がなされ、「一、之が発表を区々たらしめざること(まぢまぢになると疑惑を挟む虞れがある)二、五〇年祭迄に御神殿を完成のこと(本殿全体の竣工は望み難しとしても)三、経費は百万円と予定し計画推進のこと(本殿だけの建築費)」と決定をみている。「鏡影遺稿」黒忠教会、昭和二年二月、四四四〜四四五頁。

㉔ 前掲「事務引継」五〜六頁。なお、この総収入は、教祖四〇年祭奉賽会移管分を含むものである。

㉕ 昭和二〜九年「金光教報」参照。

㉖ 金原左門外『近代日本の民衆運動と思想』有斐閣、昭和五二年、二〇三〜二〇四、二一三〜二一五頁参照。

㉗ 「教祖五〇年祭奉仕の根本精神」『金光教徒』第八三四号、昭和七年八月二六日。「五〇年祭奉仕の根本精神(続編)」「金光教徒」第八三五号、昭和七年九月二日。

㉘ 教団肅正期成会大阪信徒有志団(二六万四七七名名義)発文部大臣松田源治宛「陳情書」昭和一〇年三月二一日。

㉙ 注㉔に同じ。

③② 前掲「第一回金光教全国信徒大会記録抄」二七頁。

③③ 例えば、昭和二年七月二七日に設置された大教会所復興造営部の会計制度は、「造営奉行の命を承けて造営事業に関する一切の金銭物品の出納を掌る」出納課がその財務一切を処理しており、その職員は、「総裁の命する所による」と規定され、管長・総裁に任免権が与えられている。金銭保管・管理、その監査等の規程は定められていない。「復興造営部心得」「金光教報」第二〇一号、昭和二年八月一日、八頁。

なお、復興造営部事務引継のため、教監高橋がその会計取り扱いの実態を調査した結果、「会計当務上の処理は、命ぜらるるまゝに赤沢課員取扱い、一切の事は総裁及金光文孝氏にて処理し他の職員は一切之に触れざりし」と、その内情を吐露している。前掲「事務引継」八二〇頁参照。

③④ 「第五〇条 教師は礼典を修行し宣教に従事し教則其他の規程に依り本教内の職員に任せらるゝことを得」（教規第五章教師）、「第三条 教監専掌は管長之を任免し属員は教監の推挙に依り管長之を任免す 教監専掌属員は教師たる者に限る」（教則第二号、本支部職制）『金光教規教則』昭和五年四月現行。

③⑤ 例えば、次のような信徒の見解にもこの点への問題意識が示されている。「事態爰に至る本教上□五百万信徒の総意をいけません。元来臭蓋的知らしむべからず依らしむべしの誤れる積年の弊害指導主義が本教を今日あるに至らしめたものである」

第三教区一信徒発中央事務所先生各位宛書簡、昭和一〇年四月一九日。

③⑥ 前掲「第一回全国信徒大会記録抄」一八頁。なお、青年会及び信徒層が関与を旨指した教治の機関とは、具体的には議会であったと考えられる。青年会名古屋地連総務部「本教議會を二院とする件」『金光青年』第九六号、昭和一〇年二月一日、三六頁参照。

③⑦ 例えば、信徒間に教団意識が昂揚していた状況は、次のような一般的评价からも窺われよう。「金光教では時局問題発生以來教団意識の昂揚が頓に信者の間に著しくなった傾向があり、時局の内容そのものは甚だ陰鬱なものではあるが、それが副産物として思い掛けぬ拾いものをした形である。（中略）時局以來青年会の結成を見る教会が増加し時局以前五百内外であったものが一躍五〇余を増加して五五〇以上に達したようである。

これは青年信徒が如何に教団に対し関心を持っているかの証左であるが、之等若き信徒が教団意識を明確にしたことは同教の将来に対して更に強固な基礎をうち建てたものと云わねばならない」（傍点筆者）「信者に教団意識の昂揚は儲けもの」『中外日報』昭和一〇年四月二四日。

③⑧ 渋川政雄発教監高橋正雄宛書簡昭和一〇年五月三日付。

③⑨ 前掲『鏡影遺稿』四三五～四三六頁。

④① 「支部々々長會議記録」昭和二年七月二五日。

④② 具体的に、両巡教成績中聴取者五〇名に満たなかった教会所

教 区	50年祭時	40年祭時
第1教区	17	9
第2教区	2	2
第3教区	21	0
第4教区	17	4
第5教区	10	0
第8教区	8	7
第9教区	5	2
第10教区	16	4
第11教区	16	5
第12教区	15	1
第13教区	5	3
第14教区	6	0
第15教区	11	2
第16教区	20	8
第17教区	4	4
第18教区	10	2
第19教区	13	1
第20教区	9	1
第21教区	8	1
海 外	8	4
計	221	60
全教会所数	1,267	835
全教会所数 対 比 割 合	17.4%	7.1%

数を比較すると、右の表の通りである。

「支部々長会議記録」昭和九年一月一八日、二二～二三頁。

④ 「第四九回定期議会議事録」昭和九年二月一九日、四二～四

四頁。

⑤ 以下の発言に、結界奉仕の尊厳性の希薄化、教会家庭の問題性の指摘が示されているよう。「部長就任当時一週間部内を巡視

巡視いたしたるが、凡ての教会所に真に奉仕せる者一もなし、

(中略) 厳格に努めさして頂く事より外なく御結界を離れて神

の御用にならぬ。今日の布教の成績をみて汗顔にたえない」

「支部々長会議記録」昭和九年一月一八日、二八頁、池川朋唯発

言。

「教会所に参拝せしに、御結界に先生は坐って居られず、よく

見れば昼寝をしておられ御家内は針仕事をし、三人の子供は御

結界の中を遊場にして暴れて居る(中略)他の教会へ参りにし、

御結界には誰れも居らざるのみか声を掛けしに応答すらなく、

奥に廻り水を求めしに無心者と思ひしか返辞すらなき有様なり。

御神前に礼拝し御初穂を奉りし処、御家内と子供が出て来て御

初穂を直ちに持ち去るというが如き様にて実に遺憾に思へり」

前掲「第四九回定期議会議事録」八六～八七頁、八木栄太郎発

言。

「大体、真の御取次ぎをぬきにして教会経営に汲々たるものが

多い。本教の盛大を加うるにつけて、自から経営に意をそぐ

ものが多い」

「支部々長会議記録」昭和九年一月一八日、二六

頁、道願政治郎発言。

「教会長がおさがりを私物にして終うことは布教並びに運用上

余程考慮せねばならぬ。只々貯蓄することのみに汲々たるもの

あり」

「支部々長会議記録」昭和九年四月八日、一五頁、長谷川雄次郎発言。

- ④④ 前掲『第四九回定期議会議事録』二四～二五頁。
- ④⑤ 同右資料四七頁。
- ④⑥ 羽根田真十郎（青年会広島島地方連合会常任委員）発高橋正雄宛書簡昭和一〇年五月二八日。
- ④⑦ 宗教法人法に基づき、その大半の教会が法人化されている今日の教会では、信徒の代表者も教会の意志決定権を有する責任役員に就任し得る。しかし、当時においては、教会所の意志決定権は教会長にのみ帰属しており、制度的に総代や信徒には教会所運営への参加資格がなかった。
- 法律的にも、「総代は厳密な意味での社寺などの議決機関でも諮問機関でもない。民法法人の監事に相当するものでもない」とされ、「補助者としての同意権」を行使するものと解釈されている。つまり、当時の教会所・寺院の意志決定権・代表権は、教会長・住職にあり、信徒の代表者としての総代は、その権限を犯すことは許されなかった。六一教令第二号「教会規則準則」〔昭和六年一月二一日改正・施行〕第六・七条、第一〇条。『金光教令達類纂』昭和七年四月現行、「教会所細則」。『金光教規教則』昭和五年四月現行。前掲井上恵行『宗教法人法の基礎的研究』、二八六～二八七頁参照。
- ④⑧ 渋川政雄発高橋正雄宛書簡昭和一〇年一〇月一日。
- ④⑨ 前掲「有志委員長懇談会記録」中、有志中央委員関口鈞一発言。
- ⑤① この点については、例えば、次のような新聞記事からも推察されよう。「『社寺の募財は氏子、檀信徒との間柄を密にする』のに一面の道理があるなら、神仏諸宗の内紛は宗風挙揚に役だつかも知れない、すくなくとも金光教の争議は、天地金乃神の威光を発揚しようである。闘争心理の灼熱している間だけ信徒になりたい。一箇半箇の知事の仲裁に威力はあるまい。信仰に妥協は禁物である。幕直に進前し最後の幽関を突破して、そこに開ける新天地に蘇生するがよい。」『大阪朝日新聞』昭和一〇年四月二三日。
- ⑤② この点での教師の自覚は、信徒の追及ばかりでなく、一部教師の間では既に自覚されてきていた。「思うに管長をして名利物慾の権化たらしめたるは、一面それを支持したる者在りし為で皆はつきりしていたならば、こうはならぬのではないか。そこに気がついて、無欲御開道の教祖様の御生活現在の御広前御生活に神習い神と人の助かる道にのみ献身して貧しきもの、病める者の同行者となり、御奉仕させて戴かねばならぬと思います。」佐藤博敏発中央委員宛書簡昭和一〇年三月一八日。
- ⑤③ 「指導精神に関する件」中央発第二七号、添付資料「真金光教の建設に邁進せよ」有志中央事務所指導部発有志各教会長宛、昭和一〇年五月三日、七頁。
- ⑤④ 「殊に教師にして真に其の本務に自覚し教内各教会所の結果の御奉仕充実し其の尊厳を保持すると共に大教会所御広前を中心として真に結合統一せられたらんには、今回の不祥事件の如きは発生するの余地なかりしならん」同右資料、四頁。

⑤4 有志中央事務所指導部発有志各教区委員長長宛「通達」中事発第一号、昭和一〇年五月八日。

⑤5 昭和一〇年八月二十九日、有志中央委員小林鎮、畑一、和泉乙三、関口鈞一を専掌に迎えた高橋内局は、着々と新規程の内実化を図って行くが、それは八月十九日結成の信行会、翌一一年一六回に亘って開催された御奉仕神習会、教師協議会、信徒総代会により、その新体制が基づくべき中心理念たる大教会所神前奉仕者の無私無欲・無一物の信仰を体得する信仰の実践活動を中心として取り進められた。そこでは、「昭和九・十年事件」の成果を、道を私した「大管長」を排撃したことにあったと位置づけ、改めて管長の在り方を教団全体が克服することに焦点を置き、各地の「小管長」即ち、各教会長の「信者を私したり、財を私したり」する在り方の根元的見直し、検討が教団的仕構えを以て取り進められようとしていた。「全鮮教師協議会記録」昭和一一年六月二日、一六―一七頁、関口鈞一発言参照。

⑤6 この会見における宗教局長、政務次官の応答はそれぞれ次のごとくである。「今日の場合会見に付ての文部省としての意見は、予め申上げる事は出来難いが皆さんの申される委細の点は諒承いたしました故に管長の自決云々に就ては聞き置くという程度に於て今日はお別れしたい。」「問題は既に解決し居るじゃないか。管長を今直ぐに自決させる事はいけない。管長がなければ教規教則の改廃も出来ないではないか。管長の自決問題は教内だけで解決するがよい。」「対文部省対教監交渉顛末

報告」（以下「交渉顛末」と略記）一―二頁。

なお、文部省当局は、既に四月一三日、次の六カ条の方針を確定しており、管長が四月一七日岡山県知事の調停案の受諾・履行に応じたため、その第一項目を履行したのである。即ち、①教監阪井永治に指示した文部省案を管長が承諾する場合は、教内有力者を招致し、其の具体案を提示・実施せしめる。②管長が応じぬ場合、管長を招致し次官より辞職を勧告する。③その勧告に応ぜず又は、出頭なき時は直に管長就任の認可を取消す。④その場合は嗣子大厚の成年に達するまで、副管長をして管長事務取扱とする。⑤その場合教監は、前々教監小林鎮、前教監阪井永治等が考えられるが、結局宿老佐藤範雄の出馬を促す外なきか。⑥管長事務取扱在任中は、教令を以て適宜運用する。「昭和一〇年四月一三日主務大臣の決裁を経て主務当局が本教事件に関して執りたる方針六カ条」昭和一〇年四月一三日。前掲「交渉顛末」四―五頁。

⑤7 全国信徒有志団大阪・名古屋・京都・紀和・東京在京信徒代表発宿老佐藤範雄・教監高橋正雄宛「上京信徒決議文」昭和一〇年五月一〇日。

⑤8 この点は、昭和一〇年五月一〇日、具体案を提示した際に、教団当事者代表を前にした高田宗教局長が、「管長が批判的になるは面白からず」と、教内問題についての所信を述べているところからも端的に窺われよう。「文部省指示教規教則案」中教監高橋メモ部分、昭和一〇年五月一〇日。

- ⑥0 前掲「交渉顛末」六頁。
- ⑥1 「上京信徒代表と教監高橋正雄との面談顛末」昭和一〇年五月一六日、三頁。
- ⑥2 前掲「文部省指示教規教則案」。
- ⑥3 「昭和九・十年事件における青年会の動きについて」昭和三年一月二四日、五七頁。「昭和九・十年事件当時の信徒層の動きについて」昭和三年七月二六日、八二頁。
- ⑥4 「第十四条 大教会所の収入は財団法人金光教布教興学基本財団に繰入す」前掲「文部省指示教規教則案」。
- ⑥5 「既報具体案第四条は、将来樹立されんとして注目されている。因に既報四カ条の具体案の目的とするところは大体次の如きものである。(一〜三)略) 四条 大教会所規則制定案の件 これは大教会所は単なる教会所ではなく仏教で云う繪本山の如きものであるから、教則で以て規則を定め大教会長及び神前奉仕者の職分を明らかにし、決議機関として大教会所会議を作り、(中略) 会計は大教会所の全収入を管長と雖も手を触れしめないものとして、一旦財団に繰入れ、大教会所の経費は財団の回付金から支弁せしめる制度を確立することを目的とするものである。』『中外日報』第一〇七一五号、昭和一〇年五月一四日。
- ⑥6 赤澤史郎『近代日本の思想動員と宗教政策』校倉書房、昭和一六〇年、一四五〜一四六頁参照。
- ⑥7 具体案の施行により、以後の教団予算はその殆どを大教会所収入に負っているが、昭和二二年から同二〇年迄の予算総額五七六万三五四円の内二五万二八七四円、実にその半額にも相当する「浄財」を対支文化事業費、事変対処費等戦時活動に充当していることを踏まえた時、正に国家意図が貫徹されていることが改めて確認されよう。高橋正雄述「教団自覚運動の事実とその意味」昭和四二年、二二九頁参照。
- ⑥8 その理由は、大教会所が教団の一単位組織として教団に従属するものである以上、その審議機関である大教会所会の議員は、当然、教団の職員でなければならず、その資格を教師に限定している教規に抵触することにあつたと思われる。『金光教規教則』昭和一〇年六月現行。
- ⑥9 「神道各派の教政は仏教々団と比較すると大変非進歩的で、いずれの教派を問わず管長の専制が行われて居り、それがために各種の弊害が続出しているのである。然るに金光教が今日の管長の専制を離脱して立憲政治に転じたことは、やがて神道各派全般にもその影響を及ぼすものであり、従つて神道教派が専制のために教勢が萎縮していたものを明朗な教団に変じて、その向上と發展を期せしむることが出来ると思う。その意味に於て金光教の大改造は神道全体の改造であつて実に素晴らしい業績だと思惟する。」「金光教の改造と他派／全神道教派の悪制度管長専制廃止の導火線だ、教派神道某要人は語る」『中外日報』昭和一〇年五月二一日。
- ⑦0 「現局に対する指導部の談」有志中央事務所指導部、昭和一

○年五月二日。「声明書」青年会連合本部、昭和一〇年五月二一日。

⑦① 「大阪信徒代表者会議概要報告及連絡事項」教団肅正期成会
広島地方信徒団事務所、昭和一〇年六月一日。

⑦② 「信徒代表者懇談会記録」中神戸信徒有志団副委員長赤松嗣
康発言、有志中央事務所、昭和一〇年六月三日付。

⑦③ 昭和一〇年五月三日の本部事務引継完了を受けて着手されて
いた復興造営部会計調査の結果、教義講究所、客殿等、管長又
は実弟金光文孝個人名義の敷地の借地代として、復興造営部か
ら不当に支払われていること、金光中学校敷地購入、埋立地等
に関する不明事実等々が判明した。事務引継は、その斡旋に当
った岡山県知事の指示により、管長から復興造営部への五万円
納入、並びに現状の俣引継ぐこと等を取り決めた、管長、教監
等関係者間の「覚書」の手交（昭和一〇年七月二三日）により、
七月三〇日事実上の引継を終える。前掲「事務引継」参照。

昭和一〇年八月七日から同一〇日まで開催された、大教会所
復興造営部事務引継に関する協議会により、初めて右の引継ぎ
内容に接した肅正期成会信徒代表にとって、復興造営部の実態
は、「管長職は、大教主として金光教を私有物視し、以て専念
財を蓄するものと解するより何物も見出し得ませんでした」と
の感想が物語るように、この引継内容を到底承認し得ず「覚書」
の感想を迫った。しかし、教監から、国家は教団財と管長私財が
不分明であったことを教団紛糾の原因と見ており、管長は一切

国法に抵触していないと判断して「覚書」手交を斡旋したとの
見解を受け、教団肅正期成会は、止むなく管長による五万円納
入を絶対に受納せざることを条件に、八月九日、引継の完了
を承諾し、教監を全面的に支援することとなる。この国家の判
断に基づく復興造営部事務引継の完了は、信徒層にとって、「
実に涙の染み出るような思いが湧き起」ったと受けとめられて
いる。このことよって、管長辞任の可能性は全て消え去るこ
ととなった。「大教会所復興造営部事務引継に関する協議会に
列席して」信第一八号九州地方信徒有志団本部実行委員長大久
保宅次発各委員宛、昭和一〇年八月二七日。

⑦④ 「（八月）八日すでに教監の全面的支持を表明し人事の決定
も近き今日、盟約をそのまま存置するは教務進展の上に面白か
らず、速に解散すべし」との見解にその解散理由が示されてい
る。このことは、管長退任を所願とし、専ら教団の「肅正」の
役割を担った肅正期成会の教内的存続の意義・役割が消失した
ことも意味するものであった。「去る八月一四日付有志盟約解
消せしため、信徒団としても善処したきこと」との解散理由か
らも窺われるように、肅正期成会連合本部がその解散を決意し
た直接の契機は、有志盟約の解散であった。肅正期成会連合本
部発肅正期成会九州信徒団本部宛「通知」信第一九号「別紙第
一、昭和一〇年八月二八日。

⑦⑤ 古賀政之助発高橋正雄宛書簡昭和一〇年六月二五日、なお、
古賀は教職を有しているが、九州地方信徒有志団副実行委員長

でもあった。

⑦ 例えは、次のような信徒の心情の披瀝が確認される。「願いは裏切られて、形式にすぎぬとは云え、苟くも管長として家邦氏の上に頂かねばならぬとは、何と云う情けない事でしょうか、泣いても泣いても泣ききれない気が致します。」前掲「大教会所復興造管部事務引継に関する協議会に列席して」。

⑧ 「台湾の信者の一人として」 柏原米太郎、昭和一〇年四月一六日。

〈研究ノート〉

金神とその信仰の諸相について

——民間陰陽道・金神信仰調査から——

岡 成 敏 正

はじめに

『金光教教典』には、当時の民間信仰の神々の存在を伝える言葉が多く見られる。たとえば、祇園・金神・土公神・年徳神など、今日の一般社会では耳慣れない神々がその代表的なものであるが、当時の人々にとって、これらの神々は、その生活心情の基盤をなすものであり、場合によっては、様々な行動を方向付けてくる、いわば行為の規準ともなる存在であったと考えられる。その意味で、そうした神々と信仰の実態をどのようなものとして把握するかは、金光大神や当時の人々の生と信仰をより適切に理解するうえで重要な問題である。なかでも金神は、金光大神や当時の人々の生活・信仰に極めて深い関わりを持っていたと考えられ、その多様性に富んだ姿や神性についての説明が求められる。

本稿は、昭和五十九年以来本所が岡山県下各地で実施してきた「民間陰陽道・金神信仰に関する調査」（補注参照）の成果を中心に、民間信仰における金神とそれに関わる信仰の諸相について、若干の解説を試みるものである。

なお、以下の論述においては、『金光教教典』中、「金光大神御理解集」は「理解」と略記し、典拠は『金光教教典付録』の略号一覧に従って示す。また、調査記録からの引用については、適宜、内容を要約して示し、必要な場合は調査地・伝承者を略記して示すこととする。

一、金神の諸相

金光大神も、「金神という神は、天の星の数ほどある」(理Ⅱ大喜11)と語っているように、当時の民間信仰において、金神と称される神、また呼称は別でも内実は金神の範疇に含まれる神は数多くあった。「理解」のなかにも、日金神・月金神・時金神・七殺金神・丑寅鬼門金神・回り金神・八将金神・熊王神の金神・たてこみ金神・八百八金神等々の金神が見受けられる。本章では、こうした金神各々の特性を窺いながら、様々な金神の姿、神性がどのようなものとして把握され、それぞれがどのように関わっていたのか考えてみたい。

七殺金神(金神七殺)

○この金神という神は、普請するのに、知らずにすれば牛馬七匹、知ってすれば亭主より七墓築かすと昔から言い伝えるじゃないか。(理Ⅰ荻須³)

幕末期、多くの人々が用いた頒布曆には、金神の方忌が示されている。その曆神中の金神は、家相・方位説では、年毎にその所在を変える凶神の一つとされ、各年に配当されている甲子・乙丑・丙寅等の六十干支のうち、甲・乙・丙等の十干との関わりで特定の方角を遊行するとされている。そして、それが所在する方角に向かって土木工事・家造り・転宅・旅立ち・嫁取りなどをすると七人を殺す、もし家人で足りなければ隣人を含めて七人を殺すという「七殺」の祟りを受けると説かれている。

この「七殺」の所以については、家相・方位説で、金神が夜叉国の鬼王巨旦大王の精魂であり、その巨旦大王が「金性」で七つの魂をもっているから、あるいは、金神の精が五行中、裁断・殺伐を司る「金気」であり、その「金気」の数が「洛書」で七・七赤とされているから、などと説かれている。

民間伝承では、一般に、金神は、その方角を犯せば七人を殺す、もし家人で足りなければ隣の家にまで累を及ぼす、と言われて恐れられている。つい二十年程前までは、この金神の方角に、土木工事・家造り・嫁入りなどしないようにと厳しく言っていたという（新見市新見在住古老・口碑）。また、度重なる不幸に出合い、これは金神の祟りによるものと思ひ、「七殺金神」を祭祀したという例もある（加茂川町下土井在住古老・事例）。

鬼門（丑寅金神・未申金神）

○ある時、笠岡の人が倉庫を建てようとしたが、人々はみな、鬼門にあたるからやめよと言った。（理Ⅱ三佐一）

○あの柱が丑寅にかかると言うて隅をちぎりて、とうとうしい（尊いの意か）金神様とか言うてのける。（理Ⅰ斎宗7）

○丑寅鬼門へ普請をすれば（中略）人が何と言うか。「八人家内がみな取り殺されるに違いない」と言うであらう。

（理Ⅱ難な3）

幕末期の頒布曆には、常時、丑寅の方角（東北）に「きもん」と記されている。鬼門は、元来、家相・方位説で論じられている方忌の一種で、一般には住居の中心から見た東北の方角及び場所を指す。そこには、人間に災厄をもたらす鬼類や陰気といった力が存在するとされる。また、丑寅の方角は「万鬼出入の門」もしくは「陰気の至極」であり、そうした力の聚る場ともされている。そして、その方角への造作・転宅はもとより、便所や塵塚など不浄のものの存在を忌むと説かれている。未申の方角（西南）は、丑寅の方角の対方にあたることから裏鬼門と呼ばれているが、一般に、人々は、丑寅及び未申の方角を鬼門と考え、その方角を忌避していた。

鬼門に関わる民間伝承としては、次のようなものが伝えられている。

金神と言え、**「丑寅金神」**「未申金神」が特に恐ろしいと言われる。これを「鬼門」と言い、その丑寅及び未申の方角への普請はもちろん、便所・流しなど、汚物・汚水が溜るような設備をすることを避けて空地にし、さらには汚物などを捨てたりしない。金神は不浄を嫌うからである（金光町佐方、繪社市新本、加茂川町下土井、井原市高屋などの各地在住古老・口碑）。**「丑寅金神」**は男の神で、それを犯せばその家の男が病氣などになり、「未申金神」は女の神で、それを犯せばその家の女が病氣などになる（金光町佐方、繪社市新本在住古老・口碑）。家の中に神棚を設けて祭祀される場合（金光町佐方、繪社市新本在住古老・事例）や、屋敷地の丑寅・未申の方角にあたる場所に石を積んで祀られる場合などがある（美星町烏頭中在住古老・事例）。

このように、鬼門への対処は一樣でないが、それが丑寅金神・未申金神の呼称をもって人々に恐れられているという点では共通している。

三年塞り（大將軍）

○三年ふさがりとか回り金神とかいうが、よく考えてみよ。ふさがっている間は普請ができないと言う。（理Ⅱ吉良②）
 ○旧暦には三年ふさがり、あるいは何のふさがりと書き記しあれども、普請作事などは書いてなし。（理Ⅲ教理①）
 三年塞りは、幕末期の頒布曆に記された八将神（後述する）の一つ、大將軍という凶神の俗称である。大將軍が三年に一度ずつ、東（卯）・南（午）・西（酉）・北（子）と位置を移すところから「三年塞り」という名称が生まれたとされる。家相・方位説では、この凶神が裁断・殺伐を司る「金氣」をその精とした「方伯神」（方位・方角を司るとされる神）であるため、それが所在する方角は、土木工事・修造・転宅・嫁取りなど万事に大凶であると説かれている。

民間伝承では、一般に、「三年塞りの金神様」と呼ばれて恐れられており、その方角への普請を忌む。また、「三年塞り」による祟りの恐ろしさはよく知られており、その方角に誰かが普請をすると、今でも皆が「あれは悪いぞ」と噂したり、それを中止するように忠告したりするという（金光町佐方、井原市高屋在住古老・事例）。「三年塞り」の方角に

普請をする時は、祈禱師に「お断り」の祈禱をしてもらってから着手する（山陽町鴨前、牛窓町牛窓在住古老・事例）。

「三年塞り」の方角を犯せば主な者から七人を殺すという「七殺」の祟りを受けると言われており、この方角へ普請をすると、大抵の家は絶えてしまうという（金光町佐方在住古老・口碑）。「三年塞り」は、その方角を犯せば七墓築かせる、もしその家の人間で足りなければ牛馬など飼育しているもの、それでも足りなければ大工・左官も含めて七墓築かせる恐ろしい金神様である（牛窓町牛窓在住古老・口碑）。「三年塞り」は、この方角を犯した時には七人の死人を出すぐらいに、その祟りが激しい（新見市千屋在住古老・口碑）。

これらの伝承から、三年塞りは、「金神七殺」の祟りと強く結びつけられて恐れられていたことが窺われよう。

八将神（八将金神）

○大將軍様が八将金神様をお使いになり、八将金神様が時々の金神様をお使いになり、世の中に満ち満ちておられる。

（理Ⅱ伝不6）

八将神は、各年に配当される十二支との関わりで特定の方角を遊行するとされる太歳・大將軍・歳破・歳殺・歳刑・大陰・黄幡・豹尾という凶神の総称である。幕末期の頒布曆には、それぞれの禁忌事項、及び所在する方角が記されている。

八将神に関わっては、次のような民間伝承がある。

金神には、「丑寅金神」「未申金神」をはじめ「七殺金神」「歳破金神」「歳殺金神」など、種々の金神がある（加茂川町下土井在住古老・口碑）。曆に記された「大將軍」「歳破」は特に「意地の悪い金神様」であるが、この他「豹尾」なども金神の一種である（山陽町鴨前在住古老・口碑）。曆に記された「太歳」「大將軍」「豹尾」などはすべて金神の一種である（金光町佐方在住古老・口碑）。

また、岡山市西大寺の講で祭祀されていた十六種の神名のうちに、太歳金神・大將軍金神・大陰金神・歳刑金神・歳

破金神・歳殺金神・黄旛金神・豹尾金神という八種の金神名が認められる（『研究金光大神言行録』一卷四三五、伊原幸吉の伝え。こうしたことから、八将神もまた金神に結びつけて恐れられていたことが窺われ、「二上八小」（理Ⅱ佐彦一）の「八小」は八将神のことではないかとも考えられる。

熊王神金神・日金神

○お道のわけを知らぬ者は、用向きありて他行せんに、「今日は熊王神に当たる。よける」と言うて、恐れ恐れ逃ぐるなり。（理Ⅲ道案12）

民間伝承によれば、熊王神金神は、子・辰・申の日に北、丑・巳・酉の日が東、寅・午・戌の日に南、卯・未・亥の日は西に巡るもので、主として旅立ちの際に問題になるという。日金神は、一の日（一日・十一日・二十一日）に東、二の日（二日・十二日・二十二日）は東南、以下同様に、三日が南というように、順次西南、西、西北、北、東北と巡り、九の日は天、十の日は地にあるというもので、主として地鎮祭や上棟式などの日取りを決める際に問題になるという（金光町佐方、総社市井手在住古老・口碑）。

家相・方位説では、熊王神金神は「方伯神方」、日金神は「日塞之方」とされている。そして、「方伯神方」については、その別称が「九魔王神」であり、「九魔王神」は大將軍の化身とされている。また、「日塞之方」は、日の大將軍であるとされている。つまり、共に大將軍に関わる日の方忌というわけである。

たてこみ金神

○家に病人が絶えないので、「たてこみ金神のしわざであろう。封じていただく」と言って……（理Ⅱ角佐7）

○世間に、たてこみ金神という家あり。あるいは、障りある家というて嫌う家あれども……（理Ⅲ教理14）

民間伝承では、凶方に普請することを一般に「金神を建て込む」と言い、その場合、家族の者が病気になるたり、怪我をしたりするなど、災難が多いと言われる（金光町佐方、総社市井手在住古老・口碑）。すなわち、たてこみ金神とは、

金神が所在する方角（凶方）に普請をすることによって、いわば金神をその家に建て込める・閉じ込める、あるいはその遊行を妨害することになるといふ意味合いで用いられた語である。この他、たてこみ金神になった家を買ひ、その家を他の場所に移動した場合、それを「引きずり金神」と言う場合がある（金光町佐方在住古老・口碑）。

八百八金神

○「日天四 月天四 八百八金神様、たとえ、あなたにご無礼をしておりますも、お許しく下さい」と言つて拝礼せよ。（理Ⅱ松勝と）

民間伝承においては、金神の種類がその数程に多くあるという意味合いで、「八百八金神」という語が用いられる場合がある。

「丑寅金神・未申金神や太歳金神・大將軍金神など、金神の名は全部で八百八ある」（金光町佐方在住古老・口碑）。普請をするについては、法印に屋敷取り（家相・方位鑑定）をしてもらひ、「金神除け」をするが、その場合、対象となるのは「八百八金神」である（岡山市金山寺在住古老・口碑）。

右の伝承に見られる丑寅金神・未申金神・太歳金神・大將軍金神については既述した通りである。また、「金神除け」といふ金神忌避は、家相・方位説における種々の方忌に留意しながらなされるものである。

家相・方位説に関わる江戸期の諸文献では、数多くの種類の方忌が示され、それら一つ一つについての禁忌が示されているが、そうした方忌は、その性格上、概して次の二つに大別できる。一つは、方位説として論じられる方忌で、年・月・日・時という時間に依つて特定の方角を遊行するとされる凶神・凶殺等に関わるものであり、もう一つは、家相説として論じられる方忌で、時間とは無関係な凶方として問題にされるものである。これまでに述べてきた方忌との関わりで言えば、七殺金神・八将神が年に関わる凶神、熊王神金神・日金神が日に関わる凶神で、いずれも方位説で論じられる方忌の一種であり、鬼門が家相説で論じられる方忌の一種である。そのうち、方位説における方忌の種類に関わ

って、「殺方の部類、凡二百余箇条年々八方に充重り、或は月に巡り日に起るの凶方少なからず」という江戸期の家相・方位家による解説がある。すなわち、年に関わる方忌で二百余箇条、さらに月、日に関わる方忌も少なくないということであるが、それに家相説における方忌の箇条等も加えれば、その総箇条は、八百八という数値に近いものになる。つまり、先の民間伝承における八百八という数値は、「江戸八百八町」などの用例のように数多くあるという意味で用いられたとも言えようが、家相・方位説で論じられている方忌の総箇条との関わりで用いられるようになったものとも考えられる。

なお、先の江戸期の家相・方位家による「年々八方に充重り」という解説に関わると思われる次のような民間伝承もある。金神は「八百八金神」と言われる程に数多くあり、金神の方角を犯さずに普請等ができないので、「信仰をして（金神を家の中に祭祀し、燈明・供物をして時々には拝むということ）こらえてもらわにゃいけないのじゃ」などと言っていた（金光町占見在住古老・口碑）。こうした伝承によると、八百八金神は、金神が八方に充満しているという意味合いをもつても用いられていたと考えられる。

回り金神

○天は日天四・月天四、地は金神である。三年ふさがりとか回り金神とかいうが、よく考えてみよ。（理II吉良2）
民間伝承においては、移動する金神、遊行する金神という意味合いで、「回り金神」という語が用いられている。

丑寅（東北）・未申（西南）・辰巳（東南）・戌亥（西北）の「四隅」と東・西・南・北の四方には、常に動かない金神が存在し、そのうえに「三年塞り」をはじめとした数多くの「回り金神」がある（牛窓町牛窓在住古老・口碑）。

右の伝承に見られるように、この回り金神とは、いわゆる家相説における凶方と対照的なもの、すなわち方位説における方忌のすべてという意味合いを持つものと考えられる。

○家相、時普請は、暦より引き出したるもの。時普請は縄の結び節ほど違っても当たりがつく。「日金神、月金神、

時金神、歳破、歳殺、七殺金神、豹尾、金神、嫁取らず」というであるけれども……（理Ⅰ市三〇）

。お道不案内の人は、第一、普請作事、家移り宅がえ（中略）何によらず、己が年回り、鬼門、未申、年月日回り、熊王神、時ふさがり、ご方角のことに吟味立てして、わずらわしきこと多し。どこそこに見てもらいたれば、何月何日何時にはかまわぬなどと、お留守をねらい……（理Ⅲ道案11）

右の「時普請」及び「何月何日何時にはかまわぬなど」と、お留守をねらい」とは、共に方位説における年・月・日・時に関わる方忌すべてに留意してなされる、いわば厳密な鑑定内容と、それに従って行われる普請について述べたものと思われる。そして、上記引用文に見られる各呼称は、そうした厳密な鑑定のため留意される種々の方忌の具体例として示されたものと考えられる。この点、歳破・歳殺・七殺金神・豹尾・熊王神の各呼称が、そうした方忌の具体例であったことは既述した通りであるが、上述の鑑定のなかで留意される方忌との関わりで、右に引用した二文に示された各呼称に注目してみると、「日金神、月金神、時金神」がそれぞれ日・月・時に関わる方忌に与えられた呼称であり、「年月日回り」は年・月・日に関わる方忌、「時ふさがり」は時に関わる方忌という意味合いで用いられた語であると解することができる。因に、「己が年回り」は、各人の生年との関わりで問題にされる凶方のことで、方位説で論じられている方忌の一種であると考えられる。つまり、先の「理解」に示された各呼称は、鬼門・未申を除いて、いずれも移動する金神、あるいは遊行する金神であったと考えられる。「回り金神」は、それら一つ一つの遊行する金神の別称であると同時に、遊行する金神の総称でもあった。

○

以上、種々の名で呼ばれる金神について述べた。それらは各々独自の意味を持ち、金神の多様な名称や姿を示しているが、そのなかにも共通した神性が認められたと思われる。その一つは、七殺金神・鬼門・三年塞りに代表される祟り神としての神性であり、さらには、家相・方位説における方忌と常に結びつけられる方位神として、建築をはじめとす

る諸々の営みの吉凶を左右する凶神としての神性である。金神は、このような特性を持つ神ゆえに、「御先」^{みさき}「藪神」^{やぶがみ}といった他の祟り神と結びつけられるなどして、「八百八金神」の名が示すように、数え切れない程の名称や姿を持つことになったとも考えられる。

二、「金神祟り」についての伝承

本章では、民間陰陽道・金神信仰に関する調査において聴取した「金神祟り」に関わる伝承・体験談を手懸かりにしながら、前章で見た金神の神性が、どのように伝播・継承されたか、人々は、金神の実在性をどう感じたのかといった問題について考えてみたい。

初めに、総社市井手在住の巫女A（大正元年生）、総社市井尻野在住の神官B（明治三十四年生）、新見市千屋在住の家相・方位家C（明治四十二年生）の各氏による「金神祟り」についての話を取りまとめて紹介することにする。

伝承Ⅰ

四十数代に亘る「総社宮五社家」を継承しているAは、現在も巫女としての営みを続けている。彼女は、「家相・方位を疎かにしてはならない」という先祖からの言い伝えに従って、人々の願いに応じて家相・方位鑑定を行っている。

Aの孫娘が、学校からの帰路、いわゆる巻き込み事故に遭い、すぐに病院に運ばれたが、外傷と内臓傷害が激しく、医者からも絶望視された。この知らせを受けた彼女は、普段から家相・方位説における凶方には十分に気を配り、家族の者にも注意を促す程であったので、即座に、「自分の家にこういう不幸が起きるはずがない」と思った。ところが現実には、ある電気会社が工事するについて、一本の仮設電柱を彼女の屋敷地内に建てる旨を願い出、それを了承

していた。その電柱が丁度、本宅から、その年の大凶方にあたる真西の方角に建てられており、電柱が建てられた約一か月後にその交通事故が起きたという。

事故後、そのことに気付いた彼女は、「こういうお粗末をしておったから、家にはこういうお知らせを頂いた」と思い、「お詫び祈念」をした。しかし、孫娘の容態は、一命を取り止めたものの、悪化する一方で、危険な状態が続いた。事故後約二か月して、問題の仮設電柱が取り除かれたが、その直後に、病院から、回復の兆が見え始めたという報告が入った。この電柱撤去を境に、孫娘の容態が好転し始めたということである。「ですから先祖からの言い伝えと同時に、お金神様はある（実在する）ものと、なお信仰の念を一層深くしました」と彼女は語っている。因に、Aは、ここでの「お金神様」とは、家相・方位そのものであると述べている。

伝承Ⅱ

総社市井尻野にある十三の小社の神主を勤めているBは、父親から家相・方位説に関わる知識や鑑定法を継承し、願いに応じてその鑑定も行っている。彼女によれば、父親から教えられたところでは、家相・方位説における凶方そのものが金神であるという。

Bは、西向きになっている本宅を南向きに変えるようにとの父親の遺言に従って、ある年その普請を行った。この年は、本宅が大凶方に当たっており、本来なら普請をしてはならないことになっていた。しかし、大凶方に当たる所でも、いわゆる方違かたがえをすれば普請ができるということがあり、日頃から、裏にある小屋で生活をしてきた彼女は、そのことで方違をしたことになっていると考えた。そして、転宅したうえで普請をするのだから構わないと思ひ、その年に普請をした。ところが、それから数か月して、心筋梗塞を患ひ、危うく命を失うところであったという。彼女によれば、小屋で生活をしたことによって方違になっていると思っていたが、実際にはそれが、完全な方違になっ
なかつたために病気を患ったのだという。

この他、Bは、金神について、「してはいけないという分限」を教えてくれる神であり、「金神様が腹を立てるようなことをしないのが一番です」と述べている。また、祈禱師によって営まれる「金神除け」について、「拜んで解く（金神の祟りを解除する）」というような生意気なことを思うても、それは無理です」と、その意味を否定している。

伝承Ⅲ

Cは、十七才の時、父親が凶方に立っていた木を切り倒したために亡くなるという経験をしたと言う。そして、そのことを契機に、今日まで独学で家相・方位鑑定習熟に努め、近在の人々の依頼に応じてその鑑定を行っている。

親類の者が普請を言ったので、彼はその屋敷の見取図及び方位図を書くと共に、何月何日までに完成させて、何月何日に入ると指示した。しかし、普請の途中で金銭が不足し、親類の人は、その指示通りに完成できなかった。その後、何とか金銭の都合をつけて完成させ、すぐに入居したいと言うので、再度鑑定をしたらうえで、今年入居するとよくないから中止するようにと忠告したが、当人は「悪うてもいいから入る」と言って入居した。それから二、三年して、その人は亡くなったという。

また、別の親類の者が普請を言うので、今年中止した方がよい、今年すると土台石まで動かすという年であるからと忠告したところ、当人は、今年、自分はともいいう年だからと言って普請をした。それから四、五年してこの人は亡くなり、その家の養子になっていた息子は家売ってしまった。その後、この家は、結局取り壊されってしまったという。

なお、Cは近年に普請をした際、入居するについて、仮小屋から本宅への方角が凶方にあたっていたため、三年間仮小屋での生活を送り、そのうえで転宅したという。

右の伝承Ⅰ・Ⅱ・Ⅲにおいては、交通事故・病気・死等の不幸は、いずれも「金神祟り」によって生じたものと把

握されている。具体的には、そうした事態が凶方を犯す行為に起因するものと解釈されているが、これらの伝承内容は、いくつかの共通点が認められる。第一に、家相・方位説における凶方と金神が一体のものとして意識されていること、第二に、凶方への行為が金神に対する侵犯行為となり、「金神祟り」を惹き起すものと思念されていること、第三に、「金神祟り」による不幸は、侵犯行為をしてから数か月から数年後に起きるものと考えられていることである。

一般に、伝承世界が継承されるについては、そこに様々な要因が想定できるが、先の各伝承では、その要因として先祖からの言い伝え（伝承Ⅰ）、父親からの教示（伝承Ⅱ）、家相・方位説に関わる諸文献（伝承Ⅲ）などが重要な意味を持つていたことがわかる。そして、伝承Ⅰの場合には、その先祖からの言い伝えを通して継承された祟り神としての金神の神性が、自身の許に起きた問題との関わりで、一人の人間のなかに実体化されていく過程が見られる。

「家相・方位を疎かにしてはならない」という先祖からの言い伝えを通じて伝承世界を継承したAは、孫娘の交通事故という不慮の不幸に出合い、伝承世界のなかでその原因を探り、その事態が凶方を犯す行為に起因したものと解釈している。この時点で彼女は、凶方に深く留意していなかったという自身の在り方を問題にすると同時に、金神の恐ろしさを実感したものと思われる。次いで、悪化する一方であった孫娘の容態が、ある時点で好転し始めたが、それが丁度、問題の電柱の撤去に符合するとし、ここで改めて、金神（凶方）の实在性を彼女が実感したものと思われる。さらに、この点を指摘したうえで、「先祖からの言い伝えと同時に、お金神様はある（实在する）ものと、なお信仰の念を深くしました」と述べている。つまり、この交通事故を通して「金神祟り」の实在性、あるいは金神が現実生活を大きく左右する実体的な神であるという確信を得ているのである。

伝承Ⅱ・Ⅲに見られるように、B・Cもまた、自身の許に起きた問題との関わりで、「金神祟り」の恐ろしさ、あるいは金神の实在性を実感させられている。そして、そうした実感に基づき、Bは、「金神よけ」の祈禱などはほとんど意味のないことと押さえ、そのうえで、「金神様が腹を立てるようなことをしないのが一番」、すなわち凶方を犯す行

為をしないのが最も大切な在り方と考えるようになっていた。また、Cの場合、自身の普請について、入居する方角が凶方にあたるところから、三年もの間、仮小屋での生活を送るという程に、家相・方位の鑑定による指示内容に、徹底的に従ってきた。以上、紹介したことから考えると、現実起きてきた不幸を通して、各伝承者がいかにそれまでの自身の金神に対する在り方を問題にさせられていたか、あるいはそのような不幸が各伝承者のその後の在り方にどれ程大きな影響を及ぼしていたかが窺われる。もちろん、それは、各伝承者が自身の許に起きた不幸を、「金神祟り」によるものと解釈したことに端を発するものであるが、結局、伝承世界を継承するなかでなされたその解釈は、各伝承者にとって、それまでに知らされてきた金神の恐ろしさを、その生の中に深く根づかせていく、一つの画期的なでき事であったと思われる。

伝承Ⅳ

金光町占見在住の古老Dは、十二才の時（明治四十二年頃）、母親が精神病となり、同町佐方にいた「太夫さん（神官）」に祈禱してもらったところ、「金神の祟り」であると告げられた。家の方位・方角が悪く、それによって祟りを受けているということであった。そこで、その「太夫さん」に、床の間に神棚を調べて金神を祭祀してもらったところ、母親の病気が治ったという。

彼によれば、この金神の神棚は、その後、普請をして中の間に移したということであるが、近年まで、毎年十月に近在の「太夫さん」を頼んで、「金神様のお祭り」をしてきたという。

伝承Ⅴ

倉敷市玉島陶在住の古老Eは、十四、五才の頃、急に頭が痛くなり、母親が「拝み屋さん」に頼んで祈禱してもらったところ、「丑寅の金神様に叱られている」と告げられた。「丑寅の方角（東北）は、本来清浄にしていなければならぬのに汚い物を流しているからだ」ということであった。そこで、その「拝み屋さん」に「お断り」の祈禱

をしてもらったところ、即座に頭痛が治ったという。

彼の家では、現在、庭の上がり口の部屋で、南向きに棚を設けて金神を祭祀していることであるが、その金神の神棚に、毎日、神飯と燈明を供えているという。

伝承 VI

山陽町鴨前在住で、近在の人々から「コンガラ様」（同地における巫女の称）と呼ばれている F（明治四十二年生）の所には、度重なる不幸に遭い、その原因は何かの障りにあるのではないかと、「お伺い」をするために訪ねる人などが今も後を断たない。彼女によれば、「お障り」にも色々あるが、金神の障りについては、「ご祈念」をしていると「〇〇の方角にお粗末がある」ということが判明し、その場合は、「お札」を作って、「お粗末」のあった場所に埋めて「お断り」の祈禱をするという。

伝承 VII

金光町佐方在住で、石鎚修験の「大先達」を勤める G（明治四十一年生）は、求めに応じて病氣平癒の祈禱も行っている。彼は、医者に病因がわからないような病氣でも、祈禱をすれば、金神・生霊・死霊の障りであるとか、法事をし忘れていたなどの病因が判明し、その障りを解除するための独自の修法によって病氣を治すという。金神の障りについては、「〇〇の方角に不浄がある」などということが判明し、その方角に七色の御幣を立てて「金神除け」の修法を行うという。

伝承 IV・V は、人々が祈禱師から、病氣などの不幸は「金神祟り」によるものと知らされる実情を伝えている。また、伝承 VI・VII は、祈禱師がその祈禱を通して「金神祟り」を人々に告げた様子を伝えるものであるが、それぞれには、「金神祟り」に関わる祈禱師の指摘として共通する内容が認められる。すなわち、各伝承では、病氣などの不幸が、いず

れも金神の方角を犯す行為に起因したものと指摘されていることである。このことは、「金神祟り」の伝承が、伝承Ⅰ・Ⅱに認められるような経緯によるだけでなく、祈禱師などを通じて、人々に伝播・継承されるものであったことを物語っている。

ところで、伝承Ⅳに見られるように、祈禱師の指導に従って金神を家の中に祭祀したDは、その後も、毎年「金神様のお祭り」を営み、金神との主体的な関わりを持ち続けている。また、伝承Ⅴに見られるように、Eは、今日でも金神棚に毎日、神飯と燈明を供えて、金神に対する報賽の礼をつくしている。人々のこうした営みは、祈禱師に「金神祟り」を告げられ、祈禱師の祈禱を通してその病気が快癒した後も、「金神祟り」に関わる祈禱師の指摘が、その後の在り方に少なからぬ影響を及ぼすものであることを示している。つまり、現実的な問題との関わりで「金神祟り」を実感させられた人々にとって、その経験は、金神を実体的な神として意識させ、その後の金神に対する在り方を問題にし続けさせる程に重大な事態であったのである。

三、金神をめぐる信仰の諸相

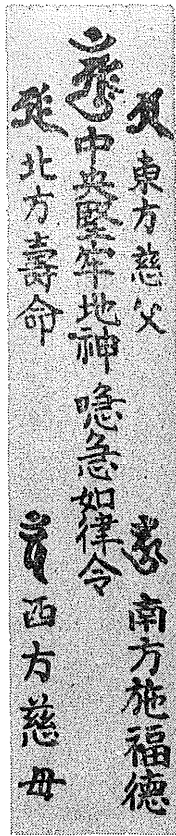
前章で述べたように、事情は一様でないにせよ、自身の許に起きた不幸との関わりで、祟り障りをする恐ろしい神としての金神を実体的な存在として実感させられた人々は、その後、金神への二様の対照的な関わり方を示していた。一つは、普請をはじめ諸々の行為に際して、家相・方位の法則に照らしながら、金神及びその位置する所を忌避する在り方であり、もう一つは、金神を祭祀し、いわばそれを奉斎する在り方である。前者の金神忌避は、祟り神としての金神の神性からすれば、極めて自然な対応であると言えるが、後者の金神祭祀は、その神性からすれば一見不自然なものであり、しかも極めて信仰的な対応であるとも言える。

本章では、民間陰陽道・金神信仰に関する調査において聴取した、人々の金神への対応に関わる伝承・事例を紹介しながら、上述したような金神への信仰が民間信仰のなかでどのようなようにして営まれていたのか、そして、そこでは金神がどのような神として人々に把握されていたのかといった問題について考えてみたい。

「屋敷取り」と金神

○みな、家蔵を建てる時に、屋敷取りとして注連縄を張って金神よけの守りを立て、金神に、この内をよけよと申し、普請をする者がたくさんある……（理Ⅱ大喜19）

先述のGによれば、普請をする
について、「屋敷取り」として「
金神除け」を行うのは、いわゆる



（写真1）

地鎮祭の時であるという。すなわち、それは、建築予定地の四隅に笹のついた真竹の丸竹を立て、周りに注連縄を張り、その注連縄内の中央に祭壇を組んで「地鎮安宅棟札」と呼ばれる棟札（写真1）を立て、建築予定地の中心に「七つ道具」と呼ばれる、真鍮もしくは銅で作った七種の板（主人・鏡・槍・金銭・長刀等を象ったものとされている）を埋めて祈禱を行うというもので、その棟札は、上棟式後に棟木にくくりつけ、家が変わるまでそのままにして祀っておくという。

右の「理解」からは、金光大神在世当時、「屋敷取り」が、注連縄を張り、祈禱師などによって「金神よけ」の札を立てたうえで執り行われていたことが窺われるが、その内容は、右の伝承に通じるものである。このことから、当時もおそらくは、その「屋敷取り」が今日で言う地鎮祭のような儀礼のなかで行われていたものと考えられる。このような地鎮祭に関わっては、さらに次のような修法が伝えられている。

総社市新本在住で、当地の八幡神社をはじめ八社の神主を勤めているHは、地鎮祭を行うについて、「地鎮祭太祝詞

方災消除祈禱」と記した札と共に、大きな御幣を作り、それらを女竹に斜めに挟んで神籬の横へ立て、その左側には「方位一切金神聖君鎮」と書いた札を祀る。そして、地鎮祭が終わると、それらの札を家の中の床の間に祀っておき、上棟式後に、それをすべて棟木につけて永久に祀るといふ。また、先述のFは、「大將軍方位金神御方除」、あるいは「陰陽金神御方除」と記した札（「内符」を包み込んだもの）を作って地鎮祭を行い、その札は建築する場所の土中に埋めるといふ。

これらの伝承及び先のGによる伝承は、前述した「理解」に示されているところの「屋敷取り」が、具体的にどのように行われていたかを窺う手懸かりを与えるものであろう。G・H・Fによる各伝承に見られるように、調整される札あるいは祈禱の作法は、各流儀によって異なるが、札及び祈禱によって、「金神崇り」を免れようとしている点は共通している。加えて、調整された札が、土中に埋められる、あるいは棟木にくくりつけられることによって、いわば恒久的に祀られている点も共通している。また、右に紹介した種々の札に記された「一方位」等の内容から、金神即方位・凶方として了解されていることが窺われる。さらに、金神がこうした信仰を通して問題にされるといふことは、それが土地と関わる、あるいはそこに潜在する神性を持つ神として考えられていたことを示唆している。

○金光大神も出雲屋敷にまでなりた。また、氏子で足らんで、牛馬とも七墓ならべるまで、金乃大神様へご無礼したもののじゃ。（理一斎宗7）

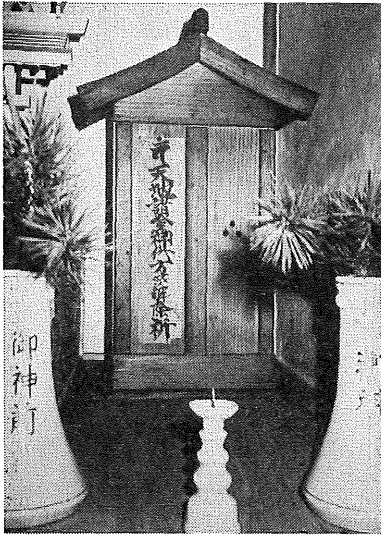
民俗学の諸成果の中には、各地に「出雲屋敷」と言われる習俗が伝えられているという報告がある。その報告によれば、この習俗は、出雲大社で祈禱を受け、お札と神土（大社の屋敷内にある砂）を持ち帰り、建築予定地の全体、あるいは中央と四隅、もしくは礎石の下にその神土を埋め、建築後お札を柱に貼りつけることによって、出雲大社の屋敷地すなわち「出雲屋敷」になるといふものである。多くの場合、「出雲屋敷」にすれば、金神の祟りがないというところで行われているが、その時には、「出雲の神様が偉いので金神が巡ってきても大丈夫」（岡山市金山寺在住古老・口碑）、あ

るいは「金神は大黒様の子であるから大黒様にお願ひすれば金神の障りがない」（落合町粟村在住古老・口碑）といった理由付けに関わる伝承が伴っている。

先の「理解」の中の「出雲屋敷にまでなりた」という言い回しからすると、金光大神在世当時、「出雲屋敷」は、「金神祟り」に遭った人々が、いわば最後の手段として講じた方途であったと思われるが、右に紹介した習俗は、そのようにして求められていた「出雲屋敷」の形跡を今日に留めたものと考えられる。そして、そうした今日の習俗から、当時の「出雲屋敷」が金神の侵入・祟り障りを防ぐために行われた信仰的手段であり、基本的には、先に示したような「屋敷取り」と同様、金神と関わる信仰の一つであったことが窺われる。

祭祀された金神

○無理に参るにはおよばない。どこの家でも金神様をまつっていない家はないから、朝夕、手を合わせて、今日もおかげをただかせてくださいと言って拝めば、それでよい。（理Ⅱ吉良5）



（写真2）

総社市新本在住の古老I宅では、今でも床の間の上に別の棚を南向きに設けて金神が祭祀されている。彼女によれば、「この辺では、どこの家でもお金神様はお祀りしております」という。先の古老Eも、その事情は一樣でないが、このあたり（倉敷市玉島陶）のどこの家でも、家の中に金神を祀っているという。先述のFによれば、古い家では、そのほとんどが神棚を設け、天照皇大神・氏神・年神などと共に金神を祀っているという。また、同じくCは、父親が他の神々とは別の棚を設け、そこで祭祀していた金神の社（写真2）を、後に他の神々と共に、一



(写真3)

つの神棚で祀るようにしたという。彼は、「金神様を祀るのは、金神様の祟りというものがあつちこつちにあるわけですが、それを総括して、どの家にもどの家にも祀つてな、それで金神様の祟りを除けるという気持ちでしたもんじゃないですか。ほとんどの家に金神様のない家はないです」と述べている。この他、民俗学の諸成果、一例をとれば、鶴藤鹿忠『岡山県の民家研究』で明らかにされているように、金神を屋内に祭祀する事例は、各地に認められるものである。

○二十七歳の時普請をし、家の中に金神様をまつらなければならないと思ひ、大谷の金神様へ参つて、お札を一枚いただきたく思ひますと願つた。(理II湯盤1)

この「理解」からは、「金神祟り」を回避するための周到なる配慮からか、新築後、家の中に金神を祭祀しようとしていることが窺われるが、右の「まつらなければならないと思ひ」及び「お札を一枚いただきたく思ひます」という「思ひ」は、金光大神在世当時の金神祭祀の実情を考へるうえで示唆的である。すなわち、この思ひは、おそらく、新築後に金神を祭祀するということが行われていたであろうその当時の習俗・通念に依るものと考へられるからである。

先述の神官Hは、現在でも、新築をした家には、金神・恵比須・年神の三社、もしくはそれに天照皇大神・稲荷を加えた五社の神棚を調えるように指導しているという。したがって当地(総社市新本)では、このH(または先代にあたる父親)による儀礼や指導によって金神を祭祀している家が多く見られるが、その一つ、丁宅では床の間の、向かつて右側の壁に神棚を設けて、小祠(金神の社)と共に「坤良一切金神祭方災退除守護」と毛筆で書かれた札が祀られている(写真3)。また、

同地在住のK宅もその一つであるが、この家では、中間（居間）の神棚に、小祠と共に「坤良一切金神祭消除守護」と記された札が祀られている。その他、同地にある国司神社の「堂守」Lは、毎年、近辺の家々を巡回して「家祈禱」を行っており、その際ほとんどの家に祭祀されている「一切金神」も、当然のことながら他の神々と同様、拝礼の対象であり、その際、札など新たに調えるという。

おそらくこうした事例は、かつて広く行われた金神祭祀の形跡を留めているものと考えられる。その意味で、右の金神祭祀における紙札に記された文字が注目される。Hによれば、「坤良」は「丑寅金神」「未申金神」を表わしており、「一切金神」は、字義通り一切の金神、すなわち数多くある金神のすべてという意味であり、「方災消除」「方災退除」は、凶方に起因する災厄を消除するということを表わしているという。また、「守護」は、「守護」と同様の意味である。つまり、この紙札に記された事柄は、かつて祭祀されていた金神が凶方に直結するものと考えられていたことを物語っている。

屋内での金神祭祀に使われていた札として、右のもの以外に次のように記されたものが本所の調査で収集された。

(a) ㊦ 天地諸金補供方災解除祈

(b) ㊦ 感應成就
奉祭諸金神大王
哀愍納受

(c) ㊦ 巳之生女
金神祭守護
家運長久

(a)は、神棚に祭祀されていた金神の社に貼りつけられていたもの（写真2参照）で、明治期に作製されたものであるという。(b)は、幕末当時、鴨方町松井谷で活動していた修験者が作製し、配布していたものとして残っており、そのなか

には種々の呪術的な文字が記された「内符」が包み込まれている。(c)は、岡山市上道北方の某家に祭祀されていた金神の社の中に納められていたもので、それと共にその社の中に納められていた他の札との関係から明治二十年頃に作製されたものと考えられる。この(c)は袋状になっており、その内側には、種々の梵字と共に「土金祭」「土金神」「水神」「金神大王八将神四大八大鎮護」等の文字が記されている。(a)・(b)・(c)の各札の頭上に記された梵字は、いずれも密教もしくは修験道における本尊・崇拜対象である大日如来、あるいはそれに関わる仏尊を表わしていると考えられ、この点からは、密教もしくは修験道の何らかの影響が推測されるが、各札の記載内容には、前述した総社市新本の紙札のそれと共通した面が認められる。すなわち、(a)の「方災解除」「方災消除」「方災退除」に、(c)の「守護」は先の「守壘」「守護」にそれぞれ一致している。また、(a)の「天地諸金神」及び(b)の「諸金神」は先の「一切金神」と同義であると考えられるからである。

ところで、金神祭祀には、丑寅金神・未申金神を屋外に祀るという形態もある。屋敷内の丑寅・未申の方角にあたる場所に石を積んで金神を祀っている家があり(美星町島頭中在住古老・事例)、また、家によってはその方角に「瓦宝殿」と呼ばれる瓦で作った小さな神殿を置いて金神を祀っている(総社市新本在住古老・事例)などの事例がその代表的なものである。先述のGによれば、丑寅の方角に便所や流しを設備して、「金神の障り」を受ける者があるが、その時は、屋敷地の丑寅の方角に七色の御幣を立てて「お断り」の祈禱をする。それは、金神が家の中に入らないようにするための祈禱であるという。

このように金神祭祀は、屋内に祀られる形態と屋外に祀られる形態の、大きくは二様に分けられる。そして、後者が特定の方忌とも言える丑寅金神・未申金神を祭祀しているのに比して、前者は、「一切金神」「天地諸金神」「諸金神」という、一章で述べた数限りない「八百八金神」に近い金神を祭祀しているというように、それぞれで祭祀されている金神の性格もまた異なっていると考えられる。

ヘイシ金神、六三金神

「ヘイシ」については、「幣死」「変死」「閉死」「返死」など祈禱師によってその書き方が様々であり、「六三」については「六産」とも書くが、民俗学の諸成果の中には、この「ヘイシ金神」「六三金神」に関わる各地の習俗についての報告がある。その報告によれば、妊婦がこの金神にかかっていると、その祟りで妊婦・産児が病気になるたり、命を奪われたりすると考えられているという。そこで、多くの場合、妊娠すると、法印・神主・巫女などの祈禱師の所に行き、それにかかっているかどうかを見てもらおう。そして、もしかかっているということであれば、その祈禱師に「ヘイシ除け」「六三除け」と呼ばれる祈禱をしてもらうということである。

先述のGやFによれば、「ヘイシ金神」については「親ヘイシ」「子ヘイシ」の二通りがあり、そのうえに「六三金神」があるということ、それぞれの金神にかかっているかどうかは、産月を迎える時の妊婦の年齢（数え年）によって判明するという。たとえば、産月を迎える時の年齢が十七歳・二十二歳・二十六歳・三十一歳・三十五歳・四十歳・四十四歳の妊婦は、「六三金神」にかかっている、というようにして判明するという。

このような「六三金神」「ヘイシ金神」に関わる事柄は、「理解」の中には認められない。しかし、幕末当時、鴨方町松井谷で活動していた修験者が「ヘイシ除け」の祈禱を行う際に調整していたという札（写真4）が残っていることなどから、金光大神在世当時も、おそらくこの金神が問題にされていたと考えられる。

事例Ⅰ 先述のFは、「六三除け」「ヘイシ除け」の祈禱を行っている。彼女が、それについて、次のように語っている。

「六三金神」にかかれば、妊婦と産児の両方がその祟りを受ける。「親ヘイシ」にかかれば妊婦が、「子ヘイシ」にかかれば産児の生命が危ない。「六三除け」「ヘイシ除け」の祈禱は、各祈禱師によって修法が異なるが、彼女は、「六三ヘイシ金神御方除け」と記した札を作り、そのなかに「内符」を入れ、併せて金の御幣を作って行う。依頼者は、

祈禱後、その札と御幣を持ち帰り、神棚に小祠と共に祭祀する。その後、毎年、子供の誕生日に赤飯を供えて「お祭り」をし、十三年経ったら、「お廃し」にする。

事例Ⅱ 岡山市上道北方在住のM宅では、床の間に別の神棚を調べて「ヘイシ金神」を祀っている。彼女は、それについて次のように語っている。

当地の「コンガラ様」（故人）に見てもらったところ、「ヘイシ金神」にかかっているということで、鯨を「コンガラ様」の所へ持って行き、「ヘイシ除け」の祈禱をしてもらった。祈禱後、「コンガラ様」の指示に従って、小祠を買い求め、そのなかに金の御幣とお札を入れて祭祀し、次いで鯨を戌亥の方角にあたる場所に埋めた。鯨は、子供の身代わりである。

なお、この「コンガラ様」が「ヘイシ除け」の祈禱に際して作製した札として、次のようなものが残されている。



(写真4)

(d) 八百万神
陰陽
方位 返死祭守護
産土大神

(e) 符
ジ
コ
ミ

(d)は、小祠のなかに祭祀する札であり、(e)は鯨を包み込んで土中に埋める札である。

事例Ⅰは、祈禱師に継承された「六三金神」「ヘイシ金神」に関わる伝承である。また、事例Ⅱは、祈禱師との関わりで人々に行われている「ヘイシ除け」の実情を伝えたものであるが、いずれも、「六三金神」及び「ヘイシ金神」がお産にまつわる凶神であるものの、祈禱

師等の調整する札などが、逆に守護性に富んだものとして祭祀されている。

以上、金神をめぐる人々が営んでいたいくつかの信仰を紹介し、それぞれの有り様、及びそのなかで問題にされた金神の性格を窺ってきた。言うまでもなく、その有り様は、それぞれに固有な在り方を示していたが、そこには少なからぬ共通性も認めることができたと思われる。第一に、それらが祟り神金神そのものを祭祀していること、第二に、その祭祀形態が祈禱師による儀礼や指導を通して営まれていること、第三に、いずれも「金神祟り」を回避するための手段として講じられたものであることなどである。そして、そのなかで問題にされた金神は、祈禱師により調整された種々の札に記された内容に見られるように、家相・方位説における凶方に結びつく神として考えられていたと言えよう。

おわりに

以上、民間伝承を紹介しながら、一章では様々な名称と関わって金神の諸相について概説し、二章においては祟り神としての金神の神性が人々に伝播・継承されていく過程、及びそのなかで人々が示していた金神への対応について考え、三章では、その祟り神金神との関わりで人々に営まれていたと思われるいくつかの祭祀形態について述べた。この考察を通して、金神信仰の概要、とりわけ伝承世界に生きる人々の金神に対する恐れの内容、あるいはそうした観念のなかで人々に営まれていた金神祭祀の実情などがいささかなりとも窺われたと思われる。

本研究は、未だ事例紹介の域を出るものではなく、問い残された問題も少なくない。たとえば、本研究を通して金神に対する様々な関わり方が浮上してきたが、それら一つ一つの対応の背景には、どのような信仰世界が横たわっていたのか、また、金神が各家に祭祀されているという実情が見られたが、祟り神金神がなぜ祭祀されたのか、そしてその祭祀された金神は人々にとってどのような意味を持つ神であったのか、さらには、「金神祟り」を信じる人々は、金神が、

回	実施年月日	調査地
1	59・12・7～8	新見市新見・新見市千屋
2	60・7・14～15	新見市千屋・落合町
3	60・8・29～30	新見市千屋・総社市井手
4	60・9・27	新見市千屋・総社市井手
5	60・10・13～14	金光町占見・総社市富原・総社市新本・岡山市
6	60・10・17	倉敷市玉島陶
7	60・12・26～27	総社市新本
8	61・6・4	加茂川町下土井・総社市新本
9	61・7・4～6	総社市新本・総社市上原・加茂川町下土井・岡山市・矢掛町・真備町

10	61・7・9	総社市井尻野
11	62・5・29	金光町占見・金光町佐方
12	62・6・27	金光町佐方
13	62・7・8	金光町佐方
14	62・8・13	井原市高屋
15	62・8・17	岡山市上道北方・山陽町鳴前・牛窓町牛窓
16	62・9・24～25	岡山市上道北方・岡山市金山寺・山陽町鳴前・牛窓町牛窓
17	62・10・21	岡山市上道北方・岡山市長利
18	62・11・20～21	総社市新本・山手村・美星町
19	62・12・3	岡山市上道北方・岡山市長利

補注

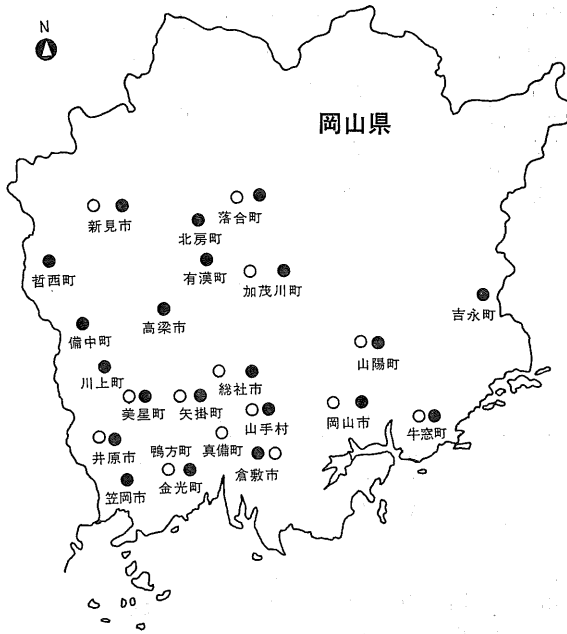
「民間陰陽道・金神信仰に関する調査」(但し、昭和六十二年以降は、民間陰陽道・金神信仰を含めて広く民間信仰の実態を把握する必要があるという観点から、「民間信仰に関する調査」と改め、今日まで継続してきている)の実施年月日、及び調査地は、左表の通りである。なお、図に○印で示した所が調査地であり、●印で示した所は、この調査によって、形態は様々であるが、金神信仰・祭祀が認められることが明らかとなった地域である。

その生活を大きく左右する神であるとして恐れていたが、そうした人々の生にとって、金神はどのような意義をもつ神であったのか、等々である。多様性に富んだ金神の神性、及びその信仰実態を把握し、金神に関わる金光大神の信仰世界をよりの確に理解するためには、今後の調査及び研究によって、さらに考察が深められていく必要がある。

(教学研究所所員)

参考文献

- 松浦東雞『家相大全』享和元年(一八)刊。
 同右『方鑑精義大成』享和二年(〇一八)刊。
 同右『方鑑斑鳩夜話問答集』文化十三年(二六八)刊。
 松浦琴鶴『家相一覽』天保五年(三四八)刊。
 同右『方鑑秘伝集』天保十一年(四〇八)執筆。



- 『篋篋内伝』(伝・安倍晴明著)天保五年(三四八)再版。
 『暦の抄』貞享元年(八四六)刊。
 『日用曆談』延享五年(一四七)刊。
 『万曆雜書大成』慶応三年(六七八)刊。

〈資料〉 金光大神事蹟集 (五)

(凡例は第二四号
一四五〜一四六頁参照)

高橋富枝 明治四十三年五月十七日 午後三時〜同七時

六條院教会所にて高橋正雄が聴取

五一八 (事六二八 言一二五七)

或日、神伝あり。

「神の道を立てねばならぬ。日本で一社と言われる様にならねばならぬ。元社と呼ばせい。三年の間、夫婦居間を別にして休め。三年月日が辛抱出来ぬ様では、神の道は立たぬぞ。此方の亭主は死んだ者じゃと思え。生きて居るから問い相談はさしてやるけれど。」
とありたり。

五一九 (事六二九 言一二七〇)

御祈念の折は、先ず、

「日天四、月天四、丑寅鬼門金乃神大明神、金光大権現(始めは金子宮、次に金子大明神、次に金光大権現、次に金光大神と申されたり)の手續を以て、願ひ奉ります。云々。」
と仰せられたり。

お被詞は、朝と晩と上げらるるのみにて、他は願込みをなされ、それより、

「天地乃神聞取り。」

と言うて、今迄願込まれた事を繰返えして再び仰せられ、それより御裁伝ありたり。

お声はおとなしく、おちつき、よく通るすずやかな、どさくさのないお声なりき。

お被は一卷一息にて、終りの声を引かれる事極めて長かりき。

五二〇 (事六三〇 言一二六四)

西六主人(高橋)も金吉様も共に腕が利くより、よからぬ噂を立てられ、教祖等毎夜強盗に出でらるとして三年の間も領主(浅尾)より内偵したる事あり。

五二一 (事六三一 言一二七二)

「神号は、日天四、月天四、丑寅、未申、金乃神大明神と言うて拜めい。」

と仰せられ居たる事、凡そ十年許りも続きたらんか。

「大そう難しい様で御座ります。」
と申し上げしに、

「丑寅、未申がつくから難しい様なが、神様がそう仰せらるるから、そう言うて拜めい。」

と仰せられ居たり。

五二二 (事六三二 言二二六八)

御立腹の時は、顔を赤めさせ給い、長き御眉びんびん動き、手をももしりももしり、

「此方の亭主は肥料界ぎの百姓じゃったに、それがこうなったが憎いで、『狐じゃ狸じゃ』と言おうが。此方は人が助け度いばかりに、こうしてやって居るのじゃ。それが気にいらんけりゃあ此方を殺して見い。そうすりゃあ、法印の言う通りになるうぜい。」

と仰せらるる様、森敵を極めたり。

五二三 (事六三三 言二二六一)

教祖、猶農業を営まれ居る頃、麦を取り入れらるるに、少しも乾し給わず。近隣に其真似をしたる者ありしが、或時其者尋ね来りて、

「此方には麦はどうなりましたか。私方には、此方の真似をして乾さずに入れたら、虫がついて困ります。」

と、不興げに語れり。教祖、これを聞き給いて、

「形の真似は出来もしょうが、心の真似は出来はすまい。」と仰せられたり。

五二四 (事六三四 言二二五八)

野え仕事に出らるるにも、跣足にて出入せらるるに、
「人に、『怠惰者にて草鞋を作らぬからじゃ』と言われてはならぬから。」

とて、棒の先へ一足宛かけて、行き帰りせられたり。(こは管長(金光)も実談なりと言われたり。)

五二五 (事六三五 言二二五五)

教祖未だ百姓をなしつつ修行せられ居たる頃の事。或年浮遊子(うんか)非常につき、何れも油を注ぎて除虫の方法を講ずる時に当り、教祖には神命ありて、

「油を入るるに及ばず。尤も他より預れる田は打捨ておくべきに非れば。」

とて、三反許りの所を、或者と半分ずつ作り居られたるに對し、

一升五合許りの油を二筋に入れ、

「バシヤバシヤ攪乱すれば稲いたむにより、其儘になしおくべし。」

との神命のままに、其儘打捨ておかれたり。

其当時の事、或夜神命あり。

「今夜は八つ迄寝ずに、あの棚の下に居れ。」

との事に、しかなし居られたれば、夏の夜の事とて、蚊の襲い来る事夥しかりしも、神、そを防ぎ給い、猶来るも、

「痛まぬ様してやる。」

とあり。全く其通りなりしが、これ神意に出ずるものにして、

「かく多くの蚊来るも、喰わせまいと思えば、喰いはすまいが。浮遊子も其通にて、余計居る事は居ても、さわりにはならせぬ。其印を見せる為めに、今夜は寝ずに居れと言つたのじゃ。」
とありたり。かくて油を入れられたる方のは、翌朝多くの浮遊子、浮きて死し居りたり。秋になりては、何れも上出来にて、畝俵(一畝当り)もありたるが、他家のは、うんかの喰い残り、少しばかり出来たるのみなりき。

明治四十三年五月二十二日 午前十時午後二時

六條院教会所にて高橋正雄が聴取

五二六 (事六三六 言一三二三)

下葉の氏は最下級にして、行々は出社にもする見込のあるものに許さるるにて、度々参拝し来り、拍手神門を許されたるものなり。一ノ弟子は師匠の後をつぐ事の出来るものとの意。

五二七 (事六四〇 言一四二九の二)

最後に、御顔を拝したるは、明治十六年九月四日、沢野(高橋富枝の長女)を連れて参拝したる折にて、お言葉はなかりしも、これが一期のお別れなりき。

五二八 (事六四一 言一二六五)

御広前は六畳二間に、庭の方へ出されたる四畳の三間にて、最

奥の六畳は結界内となり居たり。結界内へは、西六(高橋)、笠岡(斎藤重)、松本(松本与次)の三人のみ入るを許され居たるが、中六(方町)、明王院の坊主、こうしようなる人、緋の衣を着て参り来り、結界内に入りて拝礼し居たり。教祖に聞けば、

「福山の家中にて兄に当る人、長州征伐に出でて傷を負いたるを以て、其願に來り居られるのじゃが、俗人と同座でもいけまいと思つて結界の内て拜まれるようにして居るのじゃ。」
と仰せられたる事あり。

五二九 (事六四二 言一三〇五)

教祖は麦食わずにて、幼少の時より米のみなりしが、養家に入られてよりは、暫くの間は麦をも食し給いき。煙草はお嫌いにて吸い給わず。御酒は昼の間は召し上がられず。人に接するに、顔を赤めたるはよろしからずとの事より、夜のみ少許用い給えり。

五三〇 (事六四四 言一三〇二)

教祖は三十三才の時、四国を巡られたり。此年、夫人に向ひ、「今年は三十三の祝いじゃけれど、祝いはすまいと思う。人にも入用をいれさせ、宅にも入用を入れて、飲んだり食うたりする許りじゃ、何にもならんから。それよりか、金を五百目許り出して呉れ。それで私は四国を巡つて来ようと思う。」
と出て行かれたり。

其巡りの途中、土佐にて「戸閉(た)てずの庄屋」と言う家を

見たり。そは、

新築の時、さる法師入り来りて、「宿泊せしめよ」と乞うま
ま許したるに、翌朝出立の際、「此方には、年中戸を開てず、
夏にも蚊帳を吊らんでもよい」と言いおきて、其儘消え失せ
たり。それより後は、年々其言の如くす。

と伝えられ、其家の戸や敷居の木片を持帰るもの多く、教祖も小
片を持ち帰り居られたり。

明治四十三年五月二十八日 六條院教会所にて高橋正

雄が聴取

五三一 (事六四五 言一三六五)

教祖より御話しあり。

「或時、立派なる上菓子の中に、毒を入れ居り。『子供には喰
わすな、其方、一つ喰うて見い』との神伝ありたり。残りは、
土中へ埋めたり。」

と。

五三二 (事六四六 言一三六六)

九月十日より十一日への(?)秋祭の時、魚を買い少々お客も
ありたるならん。夫人は「早く夕飯を出さん」と思い、魚を切る
位の手伝はして貰い度思わるるも、教祖は一向頓着なく、朝より
の一人の信者に向い、日暮頃までもお話しきす。其内に、教祖は

便所へ行かれたるが、如何なるはずみなりしか、俄かに裏の一荷
入れの小便壺の中へ倒さに落ちられたり。夫人は急ぎ引き起して、
着物を川へ持ち行き洗うなど、忙しき事なりしが御裁伝あり。
曰く、

「親類が大事なな、氏子が大事なな。神には考があつてして居
るのに、それを不足に思う。命を助けられた恩は忘れて不足に
思うから、余計に手がかかるぞ。」

と。

五三三 (事六四七 言一三三五)

藤井きよの氏、大阪や広島へ行き、道を立てんとしては失敗し、
其筋の附文をつけられて帰り来りたることあり。其頃、教祖、西
六に向い、

「わたしも阿呆じゃが、あなたも阿呆づれになって道を立てて
くれなさい。近頃は賢い者が皆方々へ出ていって、しくじって
は帰って来ます。」

と仰せられたり。

五三四 (事六四八 言一三六七)

金吉氏賭博に負けられ、その折、催促に黒崎(現倉敷市玉島)辺の者五、
六人來り、堤辺の家に居りて、

「金神をたたきこわす。」

などと言えるがお氣障にて、正月元日より二十三日まで教祖のお

脚立たざる事ありき。二十三日暮れ方参拜したる、可成にお燈明細く上げられ居るのみにて、教祖御祈念中なりき。森田(森田八右衛門)と棟梁(川崎元)と奥様(金光)と、後より共に祈念出来居りしが、教祖の御声は段々細く、二時間許りの後には消え入らん許りにて、棟梁の如きは、

「若し死なれたらどうしましょう。」

と西六へ相談しかけたる程なりしが、終に奥様御袖を引きて教祖を呼ばれたるに、手強くはねのけ給いたれば奥様は倒れられたり。それより教祖は、天井につかえん許りに跳び上り、賽銭箱や目刺し、干し柿などを取り上げて投げつけ、御腹立あり。

「なんのかんのと云うて、家内の者等が何を知って居りゃあ。神の事について委細を知って居るのは西六の子明神(高橋)だけじゃ。」

と仰せらる。奥様より使を出されて、藤井広武氏の父(藤井胸)を呼びにやられ、羽織を着けて出で来りたるが、其時には、教祖は已に平常の如く、挨拶に対して、

「へい、今晚は。」

と言わるる様の有様にて、何の言う様もなかりしが、それより御裁伝にて、

「若葉の心得が悪いが、神の祈願に叶わぬで亭主にあたりが置いて居たのじゃが、西六の子明神が仲裁に立った様になったで、それに対して許してやる。」

とありて、世話をして、堤の上にて待てる者に支払わしめられた

り。

こは、四神(金光)様十才許り。古川へ嫁がれたの(古川)が八才許りの時なりき。

五三五 (事六五〇 言一三五九)

教祖夫人の弟(古川)、大病の時、御祈念に非常に力入り、笠岡と西六と共に御取さばきと言う事あり。

笠岡は髪結だらいい三杯も血をはかれ、夜通し苦しみ、二人も付ききりにて汗を拭う程にて、西六は白き泡の様なるものを吐かれたり。其翌日、教祖、神伝あり。

「此度は誠にきつい取さばきをさしたけれども、人が不思議がるから此後はすなよう。」

と。それを聞きて笠岡憤怒し、

「身についた者の難儀の時には、人に取さばきをさせておいて、人の難儀は見すておけと言う。そう言う妻ぬかで尻をふく様な事をする神ならこちらから暇を出すぞ。」

とて、今にも教祖に打ちかからんとする勢なりき。教祖は手を合わせ、火の様なるお顔をなし給えり。其間に立ちて西六は、笠岡へも断りを言い、教祖へも断りを言いて、

「お静まり下され。」

と取なし居る内、たな岡(保手)や森田も来りてひや(なが)の方へ伴い行き、其場は収りたり。其後笠岡は一度、じゃばらの着物を着、浅黄のももひきにはほかむりをし、こんゆたん(紺の風)を

負うて来り、

「下津井の金持の後家にて、笠岡の一ノ弟子が大病にて祈念に行つたが治る様子が見えませぬ。治れば百円供えろと言つて居ります。」

とて願われたるが、後にて教祖、

「妻ぬかで尻をふく様なものぢやなどと言つても、矢張り神様に用事があるか知らんが、今日は参つて見えました。」と話されたり。其後も家族の者は屢々参拜せられたり。

五三六 (事六五一 言一三三六)

教祖は誠に無学なりしも、実語教などは引きて教をせられたり。

五三七 (事六五二 言一三四一・一三四四・一三四八)

堅盤谷の婆さん、四十二才位の時まで、八人の子供七人迄失い、残る一人は盲目となりたれば、所々にて占て貰うに、皆、金神の祟りなり、と言つ。依りて或日、

「金神は、殺す神か生かす神か。殺すが神なら、親子三人を一度に殺して下され。生かす神であるならば、この娘も助けて下され。」

と言つて拜礼せられたるに、

「此方は殺す神ではないけれども、『逃げとけよけとけまわつとけ』と言つて、よけようとするから咎めるのじゃ。外の神は、『神様』と言つて崇めながら此方は、『金神、金神』と呼び捨て

にして、神を神と立てぬから、障りもせねばならぬ。亭主も来て、よく聞け。」

と言いつつ、

「きもん金神、金毘羅宮。」

と叫びて、恰も、憑きものしたるが如くなるを以て、とめこ(小)へ入れ、百日許りも其儘にしおきたるに、或日、

「亭主、狐や狸と思つて入れて居るのじやろうが、それが神の氣に叶わぬ。婆の根が衰える許りじゃ。」
と言わるるより出したるに、婆さんの曰く、

「どうか三年のお暇を貰われますまいか。貴方は好きな女を女房に持つて下され。」

と。かくて、婆さん自らは、

「どう致したもので御座りましょうか。一町程もある田地もなくなつて了いましたが。」

と伺いしに、神伝に、

「其方は神の守りをして人を助けてやれ。然し、助けてやつても『物を持って来い』とは言ふな。普請改めと言ふ事(敷地を)取り居るを、踏みて改めやる事なり)をしてやれ。」

とあり。それより、神を拜む事を始められしに、亭主は、

「仕事に出るに、弁当の茶をわかすのが面倒じゃ。」

と言つて、他の女を置き、毎夜通い居たるに、傷寒(チフス等)の病にかかり、依りて、婆さんより、

「私が心配しますから、病気を半分にして下され。」

と願われしに、

「凡夫ではわかるまい。」

とて、半身明らか不随となり、三日間取りしめおかれたり。亭主これに氣付き、他の女とも手をきり、改心したり。其と共に、夫婦、別間の修業も許され、

「子供二人授けてやる。」

とて、其通りになれり。

然るに、尚此婆さんに神伝ありて、

「此方の家の相続人は授けてやったが、此家では亭主から信心せぬによりて、神の相続は、亀山(現倉敷市)の香取(香取繁右衛門)にさせらる。」

とて婆さんの三つの宝なる鈴と錫杖と鏡とを、教祖の弟に当る人に授けられたり。弟なる人は、それを頂きて嬉しさに堪えず、帰途氣が触れたる様になりて、あばれ回り、帰り来りてよりも、人々取鎮めんとすれば、飛び回りにて、

「きもん金神、金毘羅宮。」

と叫び、尚、

「大谷の戌の年（教祖）を呼んで来い。」

との事にて、教祖出で行かれ、集れる者一同に先ず挨拶せられたるに、

「何の事じゃ、此方が呼んだに、こちらに挨拶もせぬ内に、

『皆さん』とは何事じゃ。」

と叱りつけ、

「さて、其方は丁寧な者じゃから、神が頼む。神を助けてくれ。これ迄に二百七十人からに乗り移ったが、皆心を違えて了うから、みくじも違う。それで亥の年に乗り移ったが、誠に貧乏で、家を買うてあつてもそれを建て替える事が出来ぬ。其方は丁寧な奴じゃから、『神を助ける』と思つて、家を建て替えてくれ。」

と言わる。承知して帰り、それより秋をすまし、節季にもなる迄に、少し許りの金と暇を拵え、自ら手巧者になりければ、大工などもして建て居られたるに、ふと手が軽くなりたる事あり。そは、止めようとすれば止める事も出来たるが、左様にして建て終り、節季の二十八日には、三貫目の金を借りて持ち行き、家を建つるにつきて借りたる金など払われたり。

又、正月餅をつくにも、夫人に命じて、

「大きな鏡餅をついてくれい。朔日に亀山へ持つて参るから。」

とて其筈にせられ、朔日には、早朝年神様を拝せらるるに、思はず拍手一つ打たれたり。従来、教祖は神拝の節、「拍手うつは神を勧請するものなれば、あとにて鎮め奉る力なくば、打つべからざるものなり」と考え居られたるを以て、曾て一度も拍手を打たれる事なかりしが、此時、思はず拍手打ちたるを奇しき事に思いつつ、それより氏神様へ参られ、拝礼せらるるに、ここにても何となく扇子持てる手の振うを覚えられたり。庄屋へも挨拶をなし、帰りて雑煮餅を祝いたる後、亀山へ参られたるに、

「大谷の戌の年、其方は今朝年神様の前で、拍手を一つ打つて止めたのう。神が神門拍手を許してやったに。」

とありたり。頭にしみ込む程有難く感ぜられたるが、尚も、

「其方は、神が見込んで頼んだのじゃから助けてくれ。外の者は、痛い、痒いがあつて、其願いに来るのじゃが、其方のは訳が違ふ。兄は兄丈の事にして、日本で一社と言われる様にしてやる。其方一代の内には、医者籠をかき入れさせせぬ。」とあり。

五三八 (事六九一 言一三四三)

七墓つかされると言う事は、占見より内(川手)の事ならんか、鶏も井に落ちて死なれたり。

五三九 (事六九二 言一三四九)

占見は山伏の許しを得られたるなり。

五四〇 (事六九三 言一三五〇)

山伏の手を切られたるは、八助とたな岡(保平)が許状を持ちて三十兩を菓子箱に収めて、児島の尊瀧院へ返しに行かれたるに、ひ衣を着て出られて「取しまるから」と言われたるも、それ限り手を切られたり。西六信心せられてよりの事、二十三、四、五か、或は今少し後の事。

五四一 (事六九四 言一三五一)

尊瀧院の許状は、万吉なる玉島の世話好の人より受けて来てくれたり。「仏ではぐわい悪し」とて返さんとしたるも難しかりしが、神より時節を――。

五四二 (事六九五 言一三六一)

小田県時にて笠岡が牢へ入られたる時、大谷が此次じゃと言う風にて、彼是言うより奥の間へ入り、戸を閉てて了われて、「此方を打ち殺しておけ。」

五四三 (事六九六 言一三六二)

山伏が幕や提灯を取りたるとき、神命ありて其時参り、「何事でありますか。」

と云うて参りたるに其夜は何の御話もなく、朝の御裁伝に、其時、お籠に乗りて浅尾へ行かれ(呼ばれて)たるが、西六の手續にて南浦(現倉敷市)お勇(藤沢)なるもの総社で道を開き居られたるが、それより足守の殿様(木下家)へも開き、浅尾(浅尾藩)へも聞えてお呼びになり、道の事にて、其折神主を仰せつけられたるなり。

五四四 (事六九七 言一三六三)

お上から止められて拜まれん事となりて、御説諭を許すとありてそうせられ、御理解ともなりたる事ありたり。

五四五 (事六九八 言一三六四)

山伏などが、兩がけなどを荷うて騒がしく言うて来るに、教祖はまじまじと目をばちばちとして坐りて居られたり。

五四六 (事六九九 言一三六八)

二十三夜には早くお休み遊されたり。

「月待ち日待ちをしてねむたいから拜んであげられぬと言うて、うとうとして居ってはならぬ——。」

五四七 (事七〇〇 言一三七七)

九月の二十二日が主もにして、あなたのお祭なりき。

五四八 (事七〇一 言一三七七)

夜長屋(東新座敷)に休ませ貰いたるに、足音がすると思うと、井戸の水を三杯位かべりて帰られたり。心願のある時。

五四九 (事七〇二 言一三八〇)

一升辨位の量の銀を供えたることあり。笠岡の友江より。

それ迄は相場の上げ下げを教えられ居たり。友江、所々にて綿を買いたり。次第次第に下げたり。それより其次ぎに上げて来た時に売らせられたるが、其折お供えしたるが、それを持ち参り礼をし、神前に三段ありしが、其右の方へ暫く供えありしが、すす取をし島合に俵十二俵供えありしが、それを片附けて(六畳間の

方丈けの縁) 結界の外へ出で、其傍にくぎをつんだ様なものが十日も出しありたるが、或時に、森田八右衛門が、

「何でありましょうか。」

金光様が、

「ありゃあ、どうしたか。」

と仰せられる。

「外にあります。」

と言うに、

「はあ。」

と仰せられ、

「何でありましょうか。」

と言うに、

「さあ、何か笠岡の友江が御礼にとて供えたのじゃ。」

と言われ、森田ごみを払いて持ち行きたるに、又其儘、神前へ供えおかれたり。

五五〇 (事七〇三 言一三八五)

世話方より説諭願を村へ出したり。其後は御被なく、御届は出来、御裁伝ありたり。

(金光様は位は受けられず。管長へ浅尾の神官と言ふこと下りたるよりは御祈念出来たり。而し御被は上げられず。)

五五一 (事七〇四 言一三八九)

手篤き者はお引籠りの中も参り、奥様の御取次なされたるが、
「ここまでこいでも、我宅で信心せよ、朝夕の御届だけはして
あげる。」

と言う御話を出来居たり。

五五二 (事七〇五 言一三九〇)

財産三分は、あそこの財産は、家の別け地は、本家へ六分、宅
(四神)の方へ四分と言うことになりたるなりと。

五五三 (事七〇六 言一三九二)

岡山の松本へ三十両出しやり、京都にて關所(財を没収
される罪)になら
んとせしを救いやられたり。奥様其事を訴え来りたるとき、御裁
伝ありて与えられたり。殿様の方へ三日先きに礼状書き、不足の
手紙先きに出したるが三日遅れ来りて助かりたり。

五五四 (事七〇七 言一三九三)

橋本卯平へも、借金攻めになり居るを助けられ、西六取次がれ
たり。其時五円与えられたるも御裁伝なりしなり。

「一番せる(急)方の利子へまわしおけ。次第に出来れば与え
る。」

とて、其次ぎに十兩渡されたり。其後「棟梁の方へ金の事はまか
せて了え。子明神は女の事なれば」とて其方へ任せられ、其後は

如何なりしか。

五五五 (事七〇八 言一三九五)

俵は長屋の軒下、門の入り口の所へ積みありたり。

「ふう、今夜は賊が来るけんおう。」

と言われ、「かしかし」と音がする。金光様声作りをなされば、
ばたばたと走り帰り居たり。二十俵迄はなき位に見えたり。石灰
の俵かと思える位なり。神伝にて、

「これを喰うて了う迄には道が開ける。」
と言う事なりき。

五五六 (事七〇九 言一四〇五)

昔は力の強い人が来さえすれば、幾らにてもあらたな御話あり
たり。其人其人によりて、きびしくもあり、すなおならずなお通
りなりき。

(御裁伝のこと)

明治四十三年六月 六條院教会所にて高橋正雄が聴取

五五七 (事六五三 言一三八四)

小田県当時、警吏来りて差止めたる事あり。

「私が取次させねばよい。」

とて、暫く御引けになりたる事あり。其間も手篤き者は参り、奥

様、御取次ぎなされ居たるが、

「ここまで参つて来ぬでも、我宅で信心せい。朝夕の取次だけはしてあげる。」

とて、御話下され居たり。

五五八 (事六五四 言一三二六)

安倉の人某、牛窓へ舟を注文し、出来上りたるも、金なし、との事にて、教祖より二十両出し与えられ。舟の名も「金神丸」と命じたるがありき。

五五九 (事六五六 言一二六三)

長屋の軒下、門の入口の所へ、二十俵許りもありたらんか、石灰かと思わるる程、色の変りたる俵を積みあり。

「これを喰うて了う迄には、道が開ける。」
との事なりき。

五六〇 (事六五七 言一三五二)

或時、神伝あり、

「亀山より弟(右衛門)訪ね来るが故に、在宅せよ。」

との事なりしが、暫らく待たれたるも来られず。依りて山へ行かれ、柴二把刈り居らるる所へ、石之丞(金光)様来り、

「亀山より来られたり。」

と告げられたれば、直ちに帰られ、

「今朝、御祈念をなし居たれば『庭に下りて、後へ先へ往返せよ』と神伝ありたるが、何事ならん。」

と物語られたるに、亀山の御弟、

「そは、私今朝、当所へ来らんとて出ずれば、参拜人あり。終に三度引返したり。其の御知らせならん。」

と話されたり、と教祖より聞けり。

五六一 (事六五八 言一三五五・一三九九)

舅古川八百蔵氏、常に、

「大勢の子供あるに、信心許りする。」

とて反対せられ居たり。然るに、或時、教祖に神伝あり、

「郡内、小坂村(現鴨方町)なる叔父(目細久太郎)、予て病中なるが死去されたり。」

とて、親族皆打連れ、葬儀の準備して行かれたるに、叔父様は、快方なりとて、小倉の帯を巻きつつ、奥より出で来られたり。教祖は殊の外面目なく思召されたり、との事なるが、其時、又、神伝にて、

「『もどしの風は十層倍』と言つて帰れ。」

とありたり。蓋し、古川氏の反対に対しての事なるべし。

五六二 (事六五九 言一四〇一)

御奥にて膝を崩さるるにも、人の前なれば、

「御免なさらませ。」

と丁重に会釈されたり。

五六三 (事六六〇 言一四〇三)

或時、主人参拝し、帰りに話したる事あり。

「或者来りて刀の口をゆるめ、そりをうたせて、チャンチャンと音をさせつつ、『貴様が願主か。下れ』と言う。教祖は少しく下り、眼をまじまじさせつつ、手を組み、静かに坐り居られたるが、後、世話係来りて、玄関先へ呼びて話をなしたり。其間、一度、刀を抜きて畳へ突き差したり。」

五六四 (事六六一 言一二五九)

御子供五人あり。

「農業を止めては喰えぬ。」

と言うが母堂及夫人の御心なりしが、それにつきて種々の験現れたり。或年、一反の畑を分ちて、夫人と別々に五畝を耕し、これに綿を植えられたることあり。夫人は、

「肥料を施さねば。」

とて、白粕を一俵買ひ来りて施されたるも、教祖の方は少しも入られず。剩え、傍に秋大豆を植えつけられたり。

かくて、秋来りて取入れ済みたる後、出来高を比較せられたるに、教祖の方、秋大豆二斗を外にして、尚お綿五百目多かりき。

夫人の方は、

「肥料代をも支払われざる可からず。」

とて、教祖は、其代として、秋大豆を夫人に与えられたりと言う。

五六五 (事六六一 言一二六〇)

教祖、百姓を止められてより、母君と夫人と、窃かに、木綿崎山上の畑五畝許りなるに、甘藷を植えられたることあり。旧八月十六日は、占見村秋祭にて、神輿も出づることなればとて、神命によりて教祖は、岡山の松本なる信者を連れて、上の山へ上られたり。上りて見らるるに、大なる畑に甘藷が三株許りつき居るのみ。松本を顧みて、その余りに甚だしきことを語り合ひ給いて、山を下られたるが、下りにて御拝の時、神伝に、

「『神輿を見に行け』と言いたるは、実は畑を見せようと思つての事じゃ。母と家内が、此方の亭主に隠れて植えつけをするから、つかぬのじゃ。」

とありたり。

五六六 (事六六三 言一二七三・一二七六・一二七七)

明治十六年旧七月二十四日、参拝の節、お暇乞の御裁伝あり。

「度々参りて御理解を聞いて呉れ。」

とは、三年も以前より仰せられ居たれば、欠かさず月参せしが、六月には、余り暑くもあり、幼き子を携えたれば、御無沙汰申上げたり。

かくて、七月二十四日、参拝したるに、御裁伝あり。曰く、

「其方が居るから、お道の本当の事を伝えて呉れるであらうの

う。此方も、生通しとは行かんぞよ。」

とあり。忝く拝受して御前を下り、長屋にて御飯を頂き、再び御広前へ帰り来りしに、教祖招かせ給いて、日頃御自身の坐らせ給える御机の所に坐らしめ、御自身は四畳半なる隣室に退きて、常は膝をもくづさせ給わぬに、此日は、珍らしくも跌坐し給ひて、御前には、紙を綴り厚さ二寸余もあるをおき、御手に取りつつ宣う様、

「あなたは、神様から御教のあったことを、書きつけて居られますか。」

と問わせ給う。

「いえ、私は書いては居りませんが、覚えて居ります。」

と申し上げしに、更に御言葉を継ぎ、

「私は、こんなに書いて居りますが、私のは、無筆ものの事じやから、人にお見せ申す事は出来ぬが、忤が居りますから、よいようにしてくれまいわい。』ようもようもこう言う事が出来ましたのう。今朝からも、何度も何度も日天四、月天四がそう仰しやる。『よう、これ迄勤めて呉れたのう』と仰しやりますじや。」

とて、ほろほろ涙を落し給えり。

やや暫しありて、又、宣う様、

「今晚は、お泊りなさればよいわい。」

と仰せらる。

「始めて沢野をおいて参りましたので、母が困りましたようか

ら。」

とお答え申したれば、

「それでは、お帰りなさるかのおう。」

と残り惜しげに仰せられたるが、お言葉を賜りたる最後にて、其夜、泊めて頂きたらばと残念に堪えざるも、今よりせん術もなし。

明治四十三年七月二十五日 六條院教会所にて高橋正

雄が聴取

五六七 (事六六四 言一四〇九)

御帰幽の当時、一子明神様より御遺言なり、とて承りたるは、

「『浅吉は、家の相続をさせる子じゃけれども、ああ言う事になつて居る。皆んな、可愛がつてやってくれよう。菘(金光)は丁寧をつくせ。皆んな仲ようせいよう』と仰せられたり。」
となり。

五六八 (事六六五 言一四一五)

三年も御引籠りなされたる事はなし。私などは、参拜すれば、常と同じく御話下され、にこにこ笑いつつ出で来られたり。御広前を淋しくしてありたるのみ。

五六九 (事六六六 言一四二八)

安政三年か四年(私十八才か十九才)、中大島(現笠岡市)嫁入先

姑の甥太助、狂気のようにて、義妹お作を連れて参拝す。教祖、

「亥の年の信心にて、御陰を受けよ。」

と仰せられ、一週間にて靈験を受け、御礼参りもしたり。御裁伝もあり。御厨子を握えられ、大勢参拝し居たり。

五七〇 (事七一〇 言一四〇八)

九月に参りたるは三日か四日か。私に神伝あり。

「此方には手みくじ一つも分るものはないから言うて聞かしておいてくれ。おかくれは十日朝七つか、おそし十時か十二時。」

と言う神伝を得たり。九日には参詣も多し。鈴鹿(現鴨方町)なる神官の保証にて、宮内の手続にて、広前とりたれば、氏神

「佐方(現金)の一本木まで行け。そこまで行けば人が来る。」

との事なりしが、果して広武(藤井)氏来れり。

そこまで行つたので節句の御礼との事は神が受けてやる。亭主参れり。

「葬式はあなたの方へして貰うて呉れ。」

との事なり。

「差支は入田(齋藤)へ。」

との遺言なりとの事なり。それより帰りて出かえたり。

行き見れば、皆紙製にて粗末なりしが、輿と旗はこしらえて上げましたり。葬儀の祝詞は二時のほり出しとありたるに用意出来ず、三時になりても出でず。近所のもの悪口を言い、「金光様は一代仰しやつたことは一つも違わなんだが、葬式は定りの時に出

やせぬ。」と言いたり。

五七一 (事七一〇 言一四一三)

龜山の弟の家は古見に帰られてよりも建ててやられ、二度も家を建てやられたるなり。

五七二 (事七一〇 言一四一四)

鴨方(現鴨方町)のこちらの茶店の婆さん、父、或年の祭に参拝の途中、曰く、

「大谷は大勢参りまして御発行のことです。佐藤さんが、『此上を起そうか、大谷を起そうか』と言われたることあり。」

父の話。

五七三 (事七一〇 言一四一六)

財産三分のことは聞かず。白川へ奉られたりと言う事も聞かず。

五七四 (事七一〇 言一四一七)

岡山木屋が三度金を取りに来りたり、との事は聞かず。

五七五 (事七一〇 言一四一八)

お正月に上りたる御初穂の沢山積みあるものに火移りて焼けたるが、それを教祖はじっと見て居られたるが、

「其跡へ残りたる丈けを帳へ取って三年祈念をしてやれ。外の

ものはちよつと、参て来て見た許りだ。」

と仰せられたり。私も居りて見たり。夜の事。二十三夜か何か改めた日なりき。私等が参りてより大分後の事なりき。

五七六 (事七一六 言一四二〇)

お上から止められたときに、「さびかえ」と仰せられ、大勢参り居たるも、其内眞の信者のみ残りたるを仰せられたるなり。

五七七 (事七一七 言一四二二)

天地乃神と教祖とお譲り合ひの事は(近藤氏伝)承り居らず。

五七八 (事七一八 言一四二四)

神憑りは神々によりて重々しきとさあらぬとあり。教祖に天照大神(日天四)の御憑ありたることあり。左様の時は、人がうるそうてうるそうて、涼やか的心にてある様なり。神がお上りになりて身が軽うなります様に思えば、目もあけられる様になる。

五七九 (事七一九 言一四二六)

香取近辺の者、鴨方筋の茶店に來りて一夫氏に、「道楽をして教祖に金を借りに行きたるが少しも返せとは言われざりき、云々。」

高橋正雄が聴取 聴取年月日場所不明

五八〇 (事六六八 言一二七一)

副管長(鑑光)十二の時。其方は今日より愈牛をつかうとみぞを切るとは、野に出でられ居りて、氏子参りて歸りてお取次するも、みぞは切りさし、牛は使いくさしでは歸れぬ。其儘にしては歸れぬより、十二年よりは牛をつかわせ。表の名代に立てられたり。

それよりは、(其後三、四年も其通りにせられ居たるが、後より、べつたり神動せられたり)教祖使われるは、牛あばれるも、副管長様御使いなされば静かに働くなりと言う。奥様、物語らるるに、小さく――

五八一 (事六六九 言一二七四)

桜丸孫が杖を引く。十六年正月。

五八二 (事六七〇 言一二七五)

宿の上の古川の祖父様(古川八)に言つてある丈け。枕びょうぶが立ててあり。

浅黄の表、白の裏の薄き夏蒲団。白き衣(後には白のみ)。「あれ程よく、きれいなお顔がよくおやせなさつた」と思う。奥様が、

「起しましょうか。」

と言わる。お顔や胸をさすり奉るに、やける様なお熱なりき。涙

をこぼして下られたり。胸ひげ多かりしが。

佐藤先生は、

「宿りて、お祈念する。」

と言わる。管長は、

「歸りて何所から祈念をしてもよろしいと親父は申して居りますから。」

と辞退せらる。佐藤氏も共に、日の暮頃歸り来れり。沢野六つにて連れ行かれたり。其時は西六にも参拜者多くて再び参り得ず。

然るに節句の日は村の祭日なれば、お神輿について装束して参り十日にお伺すればお神去となり。お鏡とお初穂を神様へ心許りに持ち参り、「佐方の一本木迄行って見い、葬（訪カ）をして来居らん」と言わる。恰も広武氏来り居り、遺言もあり、

「西六に弔うて貰うて呉れ。西六に差支があれば、入田へして貰うて呉れ。」

と仰せらるからとの事にて勤めたり。

（御帰幽）（九月四日参拜す）（奥様起そうと言わる。お休み中丈でもお楽にとて辞退す）

五八三 （事六七二 言一二八八）

正月五かんだの間は様をつけられ、上下共に結構になる様に。

五八四 （事六七二 言一二九〇）

二十三夜の月待ち日待ちと言ふことありて信者集り居たり。ず

つと始めのことにて、後には仰せられざりき。

五八五 （事六七四 言一二九五）

「大谷のは慾な。『わたを上げ』と言うた、『米を上げ』と言うた。」

と言ひ居たり。

八重のものが願来り、

「金光様、私方には、にしんを反に十かんから十一かん十五かんし、二〇に肥をしても、五俵地より出来ぬから、どうぞおかげを頂せて下され。」

とあり、

「反に一俵宛出来増のおかげをやるにより、一町作り居たるに十俵の中一俵供えれば九俵は自分の儲けなるが、重箱の隅ですませば一年限りぞ。」

と教えられたり。

（或年大風ありたる時、金神様の水を持ち歸り、笹の葉を以てふりたるに再び花をもり返して米が取れたり。）又、「綿にても俵咲がよいか、三本咲がよいか、一本咲がよいか願いをせよ」と言われたり、それを「わたを上げと言うた、米を幾ら上げいと言うた」と悪口をつく。

正月十一日は天照皇大神宮を祀り、百姓はあまざきを作りて供え、豊作の様に願う。わせ、おくて、もち米、中田に至る迄、何が一しな取れぬと言ふことなき様、と願ひ込みせらる。十一日は

作定めて、信心の強きものは、知らず植えても都合よきものを植えさして貰うことにて、十一日には、夏物は何、米何、と教えがありたり。

或時に、しんがの長迫(現笠岡市新笠岡)より若者参り来り「今年は小豆がよい」と仰せられたり。然るに不足を言い、「ささげ(豆科の作物)はよかったに」と秋になりて不足を言いたり。

教祖も懇ろに教えらるるに、どうじゃこうじゃと言つて、よざれたるなり。

五八六 (事六七五 言一三〇六)

神様より、養子に來りては麦をも食べられたるが、神より、「(戌の年) これからは米を頂かせてやる」と仰せられたり。

五八七 (事六七六 言一三〇七)

入り口に、大なる大なる板に「大阪白神新一郎 金百五十円(百円?)」、次に佐藤は「八円」とか、ずうと一間半も木札を連ねられたり。十円、西六も持ち行かれたるに、

「これは何と書いてもらいましょうか。」
と言いたるに、裁伝に、

「一封としておけ。金名を書けば、あとあとの出世が出来ぬ。」
と言われたり。川手与次郎(大谷村の戸長)氏世話係にて、

「かくせねばならぬ。」
と言いたるより出来たるなり。

正月二十日より拝み始め、五月の十七日に、
「心に慾をつけて捨てた着物はけがらわしいから着な。」
とあり、

「着る物に不足は一代させぬ。」
とありたり。かんざしも三本ありたるを、お初穂にて参りたり。
お宮を建てる為めなりしが、

「金神は宮へは遣入らぬ。金光大権現の宮じゃ。」
(拜み始めの翌年、五十一年前)

五八八 (事六七七 言一三〇九)

途中にて、本部の普請をやめられたるは、安倉の元(川崎元右衛門)さんと
言う人が、大谷の遠縁に当る人なりしが、それを棟梁にせられたるが、棟梁の家内がよくなく或時にも、明神様(高橋)が訪ね
行かれたるに、

「西六の明神様、日天四様月天四様のおみくじが下りますかい。」
謙遜して、

「分りませぬ。」
と言うに、

「私には分ります。私には光明神と言う神号を頂きました。金光様は『西六の明神様が私を馬鹿にする』と言つて泣いて御座る。」

と言う。おかげを受けに参つて、そう言う御無礼をしては相済まぬ。お許しなされたから笠岡と私とは入らして(結果内) 頂き居

たるに、そう言う事では相済まぬ、と思ひ、

「おことわりをする。」

とて立上り。直ちに、

「恐れ入りますが、これ迄金光様御無礼して居ります。只今、光明神とか言いまして結界の内へ許して下され——て入り——。」

「はあ、そうですか。誰が言いましたか。」

「棟梁の家の人が言いました。」

「私は息のはしにも言うたことはない。そう言うことを言うて私の面をよごす。此間も、松本が此間も参つて来て、『門からお広前迄十八遍拜まねば入らせん』と言うので、そう言うことをする。これ迄には、そう言うこともないのにどうしたものかと思つて居たに。」

と仰せられ、大そう御立腹にて、奥様より棟梁夫婦を呼び、はじめ裁伝にて、

「西六が結界の内へ飛びこむと言うて、此方が泣いたと言うたと言うが、此方で言わんことを作り出して、信徒をかれこれと、言うては此方の道が立たぬに依つて、棟梁は居つてもよいが、此時限り、荷物を拵えて帰るがよからう。」

との事にて、それより、——。

五八九 (事六七八 言一三二〇)

橋本卯平、岡山の荒小源太右様のお出入なりしより、正月の四日に年始に行かんとて、大谷へ参りたるに、糺物の汚れたるを着

たるに、それにては相済まぬとて、紋付の布子と羽織をぬぎて与えられたるに、其者先方へ行き、「金光様の御代理」と言ひて道木へかこわれ、言う侍の内にて、金屏風を回らして拝み出し、大そうの参拝者にて、「御寄附、御寄附」と言ひて、大そうの炭やふとんを舟一そうにつみて安倉へ着けたり。その者金光様へは一寸御札参りしたるのみにて、棟梁と共に酒屋を始めたるも、腐つたり。其為めに宮は作られざりき。宮は二間四面のものにて、諸種の彫物や置物をつくりありたり。

五九〇 (事六七九 言一三二一)

もう少々の金を、ありもせんものを集めて宮などして呉れな。神はうるさい。日本国を助けて行つて居つて見い。千両箱も方程あるものも助つて見い。一箱程はへんはあるまい。

五九一 (事六八〇 言一三二二)

赤沢さんも、金光も言わず。金神さん金神さんで押通したるなり。金光改姓のことはよく知らず。

五九二 (事六八一 言一三二四)

一の弟子とは師匠の後をつぐ事の出来るものとの意。○子明神 正月二十五日。○金子宮。○金子明神。○金子大明神。○金光大権現、金照明神は大権現より大神になられたる時の事、大権現が上よりお座せられたるより、金光大神となりたり。

五九三 (事六八三 言一三一九)

八月二十八日お引けになりたり。其日参りたる者の話にありたり。

五九四 (事六八四 言一三二〇)

十日も十五日もお飯を食べられず、それでもお広前をば勤められたり。

五九五 (事六八五 言一三二二)

百日修行の事は知らず。

五九六 (事六八六 言一三二五)

「外へ出ては『やあ』と言つて西へかけり、『やあ』と言つて東へかけりして居りよし。」

「どうしてこう言う事をせいと仰しやるのでござりますか。」と申上げしを、

「亀山から弟が来ると言うことじゃけんど——。」

五九七 (事六八七 言一三二八)

正月の五かんに日に、正月中に大そう御献備上りたり。或日神様が、

「これを火をつけて焼け。」と仰せられ、どんどん焼かれ、

「これで残りたる丈けが真のものなり。」

と仰せられたる事あり。(帳面へも載せ)

(明神様お参より三四年も経ちたる頃の事)

五九八 (事六八八 言一三三二)

先にことわりを言つてせい——

——自由自儘にするから叱ると言う事あり。天地金——金——願
い奉るも——下——夜無礼所——あなたの御ひれ

年やく、七難八苦、大厄は小厄、

昼夜□神□こしよい

わざなし□ありましようとも

もし精霊のうらみ□人のほのうほらがありますなら、

御地内御地

悪水の捨て場

お持ち

出来成就

お願ごみに、如何にも天地の神委細聞きず□(み脱カ)申すとて、今迄の願込みを一通り仰せられて、それより裁伝あり。

未申に無礼する□女七墓つかす。後には八将神の事はお止め

なり。

時のまわり日のまわり刻限までのまわり方、おさしゆり(つこ)を願ひ奉ります。八将神を——。

五九九 (事六八九 言一三三七)

男子の部

一ノ弟子

金子宮

金子大明神

金光大権現

金光大神

六〇〇 (事六九〇 言一三三八)

女子の部

一ノ弟子

子明神

金子明神

金子大明神

金照明神 金光大神となられてより後の事なりき。

『高橋富枝師自叙録』(抜) (昭和九年版より収録)

昭和四十四年二月、教祖伝記編纂会議後の裁伝により

口述

六〇一 (事一〇五三)

此の時(安政五年正月二十日)は参拜の人多くして土間迄も人を以て埋めて居りましたから、私は後の方より拜んで居りました

が、教祖様の御祈念中に、私の体は手を合せて坐って居る儘自ら三飛び飛んで教祖様の御後に参りました。教祖様御祈念を終え給い、私も一礼して座を下りしに、教祖様も座に直り給い、参拜者一同に向い、

「此の婦人が今独りで飛んで御神前に近づいて来たのは、皆の衆には訳が分るまいが、之れは此の婦人が兼て氏神天王宮に信心凝らして居たから、氏神が金神様に向い之れは我が氏子であるから、何卒引立てて御蔭を頂かして呉れと、御神前に連れて来られたのである。」

と御理解がありました。一同の者も眼前の不思議に一方ならず感動致しました。私も以前百夜丑の刻詣りの御蔭を今眼の前に見て一方ならず恐れ入りました。(六頁)

六〇二 (事一〇五四)

越えて(安政五年)二月十日に参拜致しました。月の十日は教祖様が守眷属の祭日と定めて居られた日であります。此の日参拝致しましたら、

「神門拍手を打って拝め。」

と仰せ下されました。私は神門拍手とは何の事でもありますやら合点が参りませんから、押返して夫れは如何なる事で御座りますかと御伺申上げしに、

「神門拍手とは拍手と共に神の門が開け、其の方の願を神が聞届けてやる、今日より下葉の氏子としてやる。」

と仰せありて、六寸程の五色の幣を御下げ下され、之れを押し戴き帰りにて御取次ぎを始めさして頂きました。(七頁)

六〇三 (事一〇五五)

番頭の重吉と清水石松と二人村総代として大谷に参り、教祖様に向ひ金神狸を引取って貰いたしと申込みました。其の時教祖様の御裁伝に、

「此の方には狸は遣って居らぬ、神の守りをする幼き婦人を留籠に取って入れて金神を取り押えたと言うが金神は入っては居らぬ。其の方の処には未申の方に納屋を建て金神の障りが有ると言ひ本家と納屋と両方に金神除祭って居るが、金神が無いものなら帰って金神の厨子を取って棄てて仕舞え。」
と甚く叱責せられました。(一三頁)

六〇四 (事一〇五六)

其後、頃は慶応二年の暮山法師御本社教祖の御広前を荒しました。二十四日神前に拜んで居た時、御裁伝に大谷には山法師が来て荒したが、来春三月の七、八日か十日頃には御上に通り公に拜める様になるから、酒と肴とを以て喜びに行けと御教えがありました。因って直に酒と鯛とを用意して大谷に御参拜致しました。やがて御広前に着きまして、其処らを見渡しますに、兼て献納の絵馬、幕、提燈、幟等を処狭きまでに吊下げてあったのが、何一つ見えず、些やかな御厨子が一つ残ってある斗り、見るからに

涙こぼるる御有様です。私は素知らぬ顔して参拜者に向ひ、結構な御煤掃きですと申述べますと異口同音に山法師の暴状を鳴らして居ります。教祖様は声聞き付けて奥より笑顔にて御出ましになりましたから、今日の御挨拶申上げ、偕て来旨を言上して酒肴を御供え致しました。教祖様は御神前に向わせ給ひ其の旨御届下されました。其の時の御裁伝に、

「何千何百人と参拜者は有るが皆不浄の言を言い、言い瀆しばかりして人に腹を立てさす者ばかりで、一人として神を勇め慰める者はないのである。其の方は幼き婦人ながら先の喜びを言立て神を勇める、神も誠に喜ぶぞよ。」

と仰せ下され、面目身に余って有難涙に暮れました。(二五～二六頁)

六〇五 (事一〇五七)

明けて(慶応三年)三月七日神様より大谷に用あり急ぎ行けと御教えが下りました。匆々出向ひ御伺申上げしに、教祖様は何時もの通り笑顔をして何事の仰せも御座りません。偕ては自分の御籤違いなりにならんかと心密に危みつつ、其の儘御広前に一泊し、翌朝になり御祈念の折御裁伝に、

「其の方を呼んだのは外でないが、此方の亭主は浅尾の方へ御用召に成って行くに因り、留守中其方手代りを致せ。出社も多々あるが此方の手代りは婦人ながら其方に申付くるぞ。」
と仰せ付けられました。誠に恐れ入ったる有難き次第にして畏み

つつ御受けを致しました。やがて教祖は浅尾藩邸へ駕籠にて御越になり、留守中の御手代りは私が勤めさして頂きました。御近親の御方々御心配に成って、毎日昼過ぎから村端れ迄出迎えに行かれました。私は神様へ御伺致しますれば、未だ帰らぬと御教えになりませうから、止めましても聴かずに皆出迎えに行かれました。

八日目に朝から酒や肴が沢山に御供えに上りますから、偕ては神様から教祖の御帰りの準備を御宛いになると悟り、今日は愈々御帰りになると申しまして夫々用意をして御待申て居りました。果して其の日御帰りに相成り、浅尾蒔田侯の御覚えも目出度、侯の御前も上首尾にて、大谷、須恵、佐方三か村の神官を仰せ付けに相成り、一同安堵致しました。其処で用意の酒肴を運んで、教祖様と八重村の庄屋田中年足と云うて、人物も至って確かで其の頃中々中を利かして居りました人と、私と三人一座で無事御帰宅の御祝を致しました。偕て愈々盃となつて、始めに教祖様に盃を上げますと、此田中と云う人が申しますには、

「金光様は今日は亭主役の事、西六様は留守役にて神様の御守役なれば、西六様が今日の上席、次は田中、次が金光様じゃ。」

とて、第一番に盃を私に下され、夫れから庄屋、夫れから金光様と盃を廻しました。御食事も済みまして、教祖様は御祈念遊ばされて御結界に御直りになり私は次に下りました。此に於て庄屋の田中は、之れからは金光様が神様の御守役じゃとて厚く敬礼を致しました。教祖様も此の条理正しき取扱い方にとて御感嘆遊ばされました。(二六〜二八頁)

六〇六 (事一〇五八)

二十歳の頃大谷に参拜せし折、安倉の棟梁の妻教祖様に御風呂の御案内を申し上げました。其の折の御裁伝に此方の亭主は今日より神の身持をせよ、西六も同様に心得えよ、此の後風呂行水を差止めると御教えがありて、私は其の日から二十九歳の折亭主を迎える時に、神様の御許が出るまで十年の間一切入浴を断ちました。教祖様は十四、五年間御断ちに成つて居られたと覚えませう。

(三二頁)

六〇七 (事一〇五九)

越えて七月二十四日御参拜致しました時、教祖様の御裁伝に、
「道は次第に開け行き居るが、其方は此方の亭主の通り実意丁寧を守つて道を開いて呉れい。其方が居るで道は立てて呉れるであらうのう、後にも能く頼むぞよ。」

と仰せ下され、夫れから奥に参りまして教祖様は半紙三つ折り横綴り帳の三寸厚みのものに、永年の間神様の御教を御書留めになりたるものを御示し下され、

「私のような無学の者を御使い下され、斯る結構な御教を下されたる事誠に辱く、今日は朝から終日泣かされます。」

と御仰せあつてワツと許りに御泣伏しになりました。私も恐れ多く勿体なく辱く涙にくれました。(五七〜五八頁)

六〇八 (事一〇六〇)

斯くて教祖様は八月二十七日の晩より御引籠りになりました。翌二十八日大谷に参拝した者が帰って来て、今日は金光様は御引きになって居られますと申しますから、神様に御伺い申しますと御裁伝に、

「此の度は金光大神も大患ぞよ見舞に参れ。」

と御教がありましたから、早速大谷に参ろうと存じましたが、九月一日は月の三日なり、二日三日は鈴鹿の道場開きで、亭主が門人を引き連れて参列しますので留守居がなく四日になりて愈々今日こそは大谷へ参らばやと思ひ居りました処へ、佐藤龜雄師が寄られて、金光様御病気の由承り御見舞に参らんと此処迄参りたりと言わる。さらばとて私も同道して大谷に参りました。大谷に着いて御神酒と鮓とを、佐藤師と兩人して買ひ調べ御供えとして持ち参拝致しました。佐藤師は御結界に坐つて御座つた菽雄様と話し居られた間、私は御神前に御祈念を致しましたら、神様より御裁伝が下りまして、

「金光大神も此度は大患に付き、見舞に参れとて其方と呼んだが、此の度はとても難しい。只今吃逆が付いて居るが之は正午を過ぎたら止まるであろう。来る十日の七つか明け六つには金光大神も神去になるであろう。此方には手籤の一つも分る者は無いにより、此の事を其方に教え遣わすに因り、委細の事を家中へ申し置いてくれ。」

と御教がありました。御神前を返りますと、菽雄様は御結界内と、

教祖様の御寢室との仕切りの襖を御開きにならんとせられました。が、二三寸位の襖の隙間から、枕屏風の立ててあるのがちらっと見えますから、是れは参拝者から見透しになつても悪いと心付き、菽雄様を御止め申上げて下より廻つて西側の一間口より上つて伺いますと、教祖様は御熟睡になつて御出になり、枕元には奥様が悄然と御坐りになつて居られました。奥様は御起し申しましようかと仰せ下さいましたけれど、能く御睡眠に成つて御出になれば、別段用向きとは之れなく、只御見舞申上ぐる丈の事故、其の儘に驚かし参らせぬ様と押し止め、御枕元に近づきますれば、肉落ちて骨も露に御疲れの程も推測られて、御いたわしく御頬の辺りより御胸に掛けて、徐かに御摩り申上ぐれば、熱氣烈しくああ是ではとても助らぬ、是れぞ此の世の御別れかと思ひ参らすれば、胸迫り来てはふり落つる涙は堰き敢えず、いとど悲歎の涙にくれました。漸々に涙を払い御寢室を退がりまして中飯を頂きます時、奥様の仰せには、此度の病氣は私の親里古川家に知らした斗りで、何方へも知らせは致しませぬが、あなたには如何して御承知になりましたかと御尋ねになりました。私は神様から今度は金光大神も大患であるぞよ御見舞に参れよと御教を頂き、世間を忍びまして只平常の月参りの様にして参りましたと御返事致しました。臆て暇乞いせんと立上れば、佐藤師は暫く逗留して御祈念を致し参らせ度いと申し出でられしも、菽雄様は信徒が此処にて御病氣の御祈念をするのを、教祖様は御嫌い遊ばされるとて御許しになりませんでした。其処で菽雄様へは御裁伝の趣を告げ、奥様へは

御大切になされませ御祈念は致しますからと申置き涙ながらに御暇申しあげました。(五九〜六一頁)

六〇九 (事一〇六一)

九月十日の朝の祈念に御伺い致しますと、

「金光大神今朝の明け六つに神去に成ったぞよ、封金と鏡餅とを節句の御供えに持たしてやれ、佐方の一本松迄行ったら報知の使に遇う、途中迄でも御供えを持って出れば其方の心は神に届くぞよ。」

と御教えがありましたから、直ぐに御供えを準備して亭主に持って行って貰いました。亭主は大谷指して家を出ましても、胸塞がり涙堰き取えず、下原の常夜燈(現存す)の辺迄行って足更に進まず、暫し佇立して涙に咽びしが、斯くては果てじと漸々氣を励まして佐方の一本松迄参りました。此処で神様の御教通り、大谷から藤井廣武氏が報らせに來られるに出遇いまして、

「御葬祭は明る十三日に取り極めたり、兼て御言置も聞き置かれて御承知にもあらんが、葬祭は西六に頼め、西六で都合出来ねば入田に頼めと御書置になって有ります。」

と聞取って、亭主は引返えして帰って参りました。夫より人を雇い入田の瀬戸廉蔵師に報らせ、入田より御領の佐藤範雄師に報らせまして、十一日には兩人共私の方へ参られました。夫れから笠岡にて葬祭に入用の品を買い調べ大谷に参りました。御葬祭には私の亭主が齋主で其他の齋員は左の通り。

齋主	高橋	藤吉
副齋主	佐藤	範雄
齋員	瀬戸	廉蔵
大麻役	山本	利平
塩水役	近藤	藤守
後取	近藤	藤守
齋員	藤井	吉兵衛
同	勅使河原	静也
同	藤井	廣吉
同	尾道	北国屋

教職十余名参列、誠にしめやかな御葬祭にて木綿崎山の頂上への奥城所へと御供申上げました。今に至り當時を追想すれば胸塞りて思ふ事の十分の一も言葉に出ませぬ。(六一〜六三頁)

六一〇 (事一〇六二)

明治十四年の月は忘れましたが、大谷に参拝して歸りに、教祖様は、

「あなたもう車に御乗んなさい。車賃に難儀はさせまいと神様が仰せられるから参ったり去んだりするのに不自由をなさんなよ。」

と仰せ下されて御門前より車に乗せ下され、内に雇うてある車じやから遠慮は要りませんと仰せ下され車にて御送り下さいました。其の時から車に乗る事を御許し下されました。私が車に乗り始めたのは其の時からです。(六五頁)

岡山県浅口郡六条院町、六条院教会高橋沢野師（明治十一年三月二十一日生）談

昭和二十三年四月二十四日 六条院教会にて高橋博志が聴取

実母富枝師から聴取したものと及び自ら見聞したもの

六一一（言二四八一）

教祖は時々面白い事を言うて人を笑わせて居られた。御裁伝中にも参拝人がくすくすと笑わされることがあった。

六一二（言二四八二）

教祖は穏やかな方であつたが、家族のお方など御氣に入らぬとがあると、人の前でも構わず教えられた。

六一三（言二四八三）

教祖の御養母、ほくり往生をせられた。当座、一子明神（金光とせ）小餅を二つ焼き、叩き合せて灰を払いながら靈前に供えられ、

「只の三日でも患われれば大切に上げてられるのに、ごんげもない（あっけない）ことであつた。」

と仰せらる。教祖御祈念の時御裁伝に、

「神のお蔭ではくり往生されたのに、ごんげもないと言つ。長患いして、病人も看護人も困るのがよいか。それで平生、『婆

にやれ、婆にやれ』と言つて、大切にさしてあるのじゃ。そんなことを言うなら、其の方が途中で取つて食うて居つたのか。』と叱られたり。

六一四（言二四八四）

教祖も、金照明神も、後には御徳で蚊が食わぬようになられた。夏の夜御二人が御話しになり、其処に一子明神が居られると、よく

「ああ痒い痒い。あなた方は蚊が食わぬからよいが、私は蚊が食うから何うもならん。もう子供の所へ行って寝させて貰います。」

と言ひ、御家族の寝て居られる離れの方に行かれることがあつた。御話がすむと、金照明神は離れへ行かれ、一子明神が御本宅（屋母）に帰つてやすまれた。

六一五（言二四八五）

教祖も、人にあたらせようと思われてか、又はそう言う御時代があつたのか、昼御食事の時、炬燵へあたられたこともあつた。

お控の間の炬燵にあたられ、金照明神にもあたらせられ、時に丸焼きにした可なり大きい鏡餅を、ちぎつては砂糖（白）をつけつけ、話しながら食うてしまわれた。金照明神は、同じようなのを一つはよう食べぬので、残して紙に包み、貰うて歸られた。

六一六 (言二四八六)

教祖はよく、

「御神号を書いてくれと言つて、こうして紙を持って来て居る者があるが、此方は無筆じゃから何うも書くのが辛い。」
と仰せになって居た。それで金照明神は遠慮して、ようお頼みせられなんだ。

六一七 (言二四八七)

金照明神、安政五年一月二十日に教祖の御許に参拝せられ、初めて御挨拶をなされ、

「婦人なれども、千人に一人の氏子じゃ。今日直ぐ神門拍手を許してやりたいが、それでは余り軽々しいから、もう一度参つて来い。」

と仰せられ、二月十日に参拝せしに、左の御書下げを下さる。

「出社一乃出し子明神

正月二十五日」

(正月二十五日にかきおかれしもの)

下葉の氏子を越えて、初めから子明神の神号を下さる。金子明神、金子大明神と進み、金光大権現が金光大神に進まれた時に、金照大明神と進めらる。(神様からは金照大明神と下されたのを、後に私(沢野)が遠慮して金照明神と申し出したのである。)

六一八 (言二四八八)

一子明神様の御神号は、此方の妻は外にない、一人の神の子と言ふ御意味である。

六一九 (言二四八九)

御弟の繁右衛門様が亀山から占見(現金光町)へ帰られた時、亀山の家を教祖自分で壊され担うて帰られ、建てて上げられたのである。三荷にして持ち帰られたと言ふことである。

六二〇 (言二四九〇)

教祖は御器用で、大工仕事などもよく出来、御自分で家でも建てられた。或る時、のみを使うて居られた時に御手が自然に振出し、それから手みくじを頂かれるようになった。

六二二 (言二四九二)

金照明神は度々教祖の許に参られしにより、岡山の松本と言ふ人、

「あなたはこちらへ御詰めですか。」

と問いし程なりしが、

「一日、十五日、二十八日、十日、二十二日などの御日柄には、自分ところの広前を勤めよ。」
と仰せらる。

六二二 (言二四九三)

明治十六年七月二十四日参拜し、最後の御言葉を賜わりし時、示された御手記は、三つ折の紙(半紙よりやや大型の紙)に認められたものであった。

六二三 (言二四九四)

教祖の御病中、金照明神最後の参拜をされし時、私も連れられて参り、金照明神、

「お前は此処に居れ。」

と言ひ、御室内に入られしが、私もついて這入る。教祖はずやすやおやすみになり居り、一子明神、

「お起し致しましょうか。」

と言われしが、お断り申し、金照明神、

「九日の夜か十日の朝御神上りのよう、神様の仰せであります。」

と一子明神に申し上げ置き帰られたり。

六二四 (言二四九五)

或る時、小田(現金)の森田八右衛門氏、金光様に御入浴の御案内をなせしに、

「神様が『これから、神の身持ちをする為め、風呂に入るな』

とおっしゃるから、這入らぬ。」

と仰せらる。森田氏、

「それでは西六の御弟子さん、お這入りなさい。」

と言ひしに、教祖、

「神様が私に入るなと仰せられたのじゃから、西六も同様じゃ。」と仰せられ、金照明神、非常に嬉しく思われたり。

六二五 (言二四九六)

一子明神、月役のある時は、水天宮のお守のようなものを掛けて井戸端(水神様の傍)へ行かれる習わしなりしが、教祖より、

「以後は天地乃神様にお断りして、水天宮のお守はもう掛けない。」

とお止めになった。然るに、一子明神、尚掛けて行かれしに、自

づと御自分の手で頭をかきむしる様子をして止められず、遂に、

「恐れ入りました。」と三度大声にてお断りをせられしに、漸く止まりしことあり。あらたかなことであった。

六二六 (言二四九七)

又、或る時、一人の婦人、教祖の広前に大提灯を供え、拜み居る内に、自分の口で、

「提灯だけ供えて、蠟そくを供えんでは、何にもならぬ。」

と口走りしことあり。

昭和二十三年六月七日、六条院教会にて高橋沢野師か

ら高橋博志が聴取
実母富枝師から聴取したものと及び自ら見聞したもの

六二七 (言二五〇〇)

教祖も初めは二尺計りの御幣を持たれ、其れを振りながら、
「丑寅の方向に建物をして居る。それが御無礼になつて居る。
お断りをせねばならぬ。」

などと仰せられて居たが、後にはそう言うことは言われぬようになつた。

六二八 (言二五〇一)

教祖、初めは、
「お蔭を受けて敵俵取らして貰うて、一俵供えれば九俵は我が物になる。それを重箱の隅で済ますような事をするから、後のお蔭にならぬ。」

と言うような教をして居られたが、
「金光様も慾なことを言われる。」

と言う者ありて、後には、そんな教はせられぬようになった。

六二九 (言二五〇二)

教祖の御家には雄猫を飼うて居られたが、其れが或時近所の雞を取つた。そこで教祖は、
「金神猫が悪い事をしたと言われるようなことではならぬ。」

とて、其れからは一子大神(金光とせ)に申付けられ、年中炬燵のやぐらにつないで飼われた。

六三〇 (言二五〇三)

教祖は、御自分と笠岡の大明神と金照明神とを、
「三幅一對、一幅一緒。」
と言ひ居られたり。

六三一 (言二五〇四)

笠岡、大谷に捕手が来ると噂されし時、教祖、
「別れの水盃と言うけれども、金光大神の道は黄泉路帰りと云う事があるかも知れぬから、神酒かいさんとして差向けてやる。」

とて、笠岡大明神、金照明神と御三人にて、御神酒で別れの盃をなされ、後に残つた者が先きに捕られた者の祭をすると言ふ誓をなされた。外にも「私も」とお頼みした者ありしが、教祖、

「私等三人は神様に命を捧げて居る者じゃから構わぬが、皆んなは未だ妻子を養わねばならぬから。」
とて御許しにならなかつた。

高橋博志 「教祖神観の素地について」(抜)

昭和二十五年四月刊『金光教学』第六集

六三二 (事一〇六三)

晩年の神々しい御容姿は其の円熟した御神徳の表われである事は言う迄もないが、一般に福徳の相と言われる長眉毛、垂れ頬は香取家の特徴であって、「香取眉毛」と言う稱さえある所以で、今も尚香取家の人にこれを見るのである。(二六頁)

「佐藤宿老の追憶」(抜) (『御領辰の歳』より収録)

昭和四十二年七月刊

六三三 (事一〇六四)

教祖さまは、

「お取次は女でも子供でもつとめさせていただけ。そして思うとおりをいうておけ。神があわせてやる。」

また、

「御祈念帳へ書いておけばおかげをやる。」
とも教えておられるのであります。(五五頁)

高橋茂久平 「教祖面影」(抜)

明治四十一年十月九日刊『大教新報』第一三三号

六三四 (事一〇六五)

余輩仄に伝え聞く、教祖在世の当時、所謂人相見を職として世を渡る某といえる者、靈地を東方に距る一里余、玉島港の或旅宿

屋に泊りて、主人に謂いて曰く、

「此近郷に徳者ありと聞く、即ち往きて見ん。」

と。一日未明に行厨(当)を携えて出行く。其日夕方帰り来て又曰く、

「世には珍らしき徳者もあるもの哉。今一度行きて見ん。」

と。翌日も亦前日の如して出往きぬとぞ。斯くて薄暮帰り来りて主人に語らういけらく、

「予昨日も朝より夕に及び、今日も亦昨の如く大谷金光の家に到り、仰いでは其相を凝視し、俯しては其心状を深察し、顔貌容姿より一言一行の微に至るまで、根の限り力の極みを尽ししが、已此職に就きてより以来、未だ曾て斯る徳者を見し事なし。恐らくは今後とも無からん、又あるべしとも思われず。其眉毛の長くして且大、其眉宇顔貌の威嚴ありて尊貴、其皮膚の光沢より筋肉の緊張其居止動作の崇高にして而も温容なる、如何なる暴漢倭人も一度膝下に接して其温容には懐かぬ者なかるべく、又老若婦女と雖も其威嚴には蓋し狂るるを能わざるべし、実に異数の徳者を見たり。仍て熟々考うるに、我大日本帝国の皇位は万世一系なれば、斯る偉漢も終生国王の冠を戴くの期なかるべし。然れども若し此者をして異国に生を得しめしならば、隨に一度は王位に上るべき天稟の相を具足せるものと確認せり。」

と。

「神訓の威徳(上)」(抜)

明治四十二年一月一日刊『大教新報』第一四五号

料集

六三五 (事一〇六六)

教祖の神御在世の砌り手厚き信者より教祖の神に向いて、

「私方に此度神殿を設け奉りたれば、何か御神体として御祀り申すものを御下け下さる様に。」

と頻に御願申上る者があると。其時教祖の神、

「此方には他の宮寺の様に御札御守等は一切発さぬのを法とするのであるから左様な物は別れない。氏子の心にて何なりとも之をと思ふ物を御祀りして御敬い申せばそれで良い。」

と御悟し遊ばさるるのが常であつたけれども所謂凡夫の浅き心には、この尊き御悟しも合点し兼しものと見えて、重ねて御願申上ると其時、それではとの思召にて、三折紙を四つ切にして其の中央に大きく、天地金乃神と記され、右の方に少し下りて生神金光大神、左の方に今月今日で一心に頼め御蔭は和賀心にありと記されて御授け下されたのである。之を世に御書下とお称え申して居るが、教祖の神御直筆の分は至極少数であつても天下に数十枚とはなきものである。

竹部教雄

「教祖み教など」(奉201―抜)

教祖の教語、事蹟等について、竹部教雄が収集した資

六三六 (事一〇二二)

金光大神の御神徳 ― 難波幸師の話―

「神前の燈心をかきたて、難船を救わる」

昭和二十八年一月三十一日の夜、古川隼人師宅に伺い、談話中、同氏妻古川光子氏より難波幸師の話聞いた。難波幸師は、教祖に親しく接してその教導を蒙り、岡山県児島郡田ノ口教会を創設した方で、古川光子氏の実祖母である。

幸師は、教祖の御教えを頂くのを楽しみに参拝しておつた。歩きやすいために、常に日和下駄を使用していたとのことである。

大谷の地に宿泊して、夜分お参りしては、教祖の御教えを頂くことを常としていた。或夜、御理解の最中に、

「今沖でしげにあつて難船しかけておる者がある。あかりを見せてやらねばならぬ。」

と仰言つて、御神前の燈火をかきたて、明るくされたことがあつた。その翌晩お参りしておると、船頭風の人が参つて来て、

「昨晩しげにあつて方角が分らなくなつたとき、或一点に灯がみえ、それを目標に船を進めて危く難船を免れた。」

との御礼御届がなされた。丁度その人の語る明りの見えた頃合いが、前夜教祖が燈心をかきたてられた時刻に符節を合せていたの

で、その御神徳にいたくうたれたということである。(三〇四頁)

六三七 (事一〇三)

叔父與八の死 高橋沢野師から金光真整聴取

教祖様の叔父様かだれかがなくなられた時に、教祖様は財布をくびにかけて、街道筋の店々を、

「借りておりやしませんか。」

と言って、聞き聞き歩かれた。そして、あった店では、すぐにその金を支払われたという。

これは、教祖様から明神様が聞かれた話でありましょう。その叔父様は、明神様は知っていられた様子はありません。

(與八——安政二年五月十一日歿) (一九頁)

六三八 (事一〇四)

源七の養子話 金光真整誌

川手叡治郎さまの奥さまは、益坂村(現鴨方町)の出身であられたが、香取十平さまの奥さまも同じところの人で、近しい親類であられたと伝えられる。そこで叡治郎さまの夫人のい、わさまが、お里の益坂におかえりの途中で香取家に立ちよられ、いろいろとお話をされることもあった。子供のいい、わさまが、子供の多い香取家を見られ、そのころには他所にゆかねばならない運命をもっていられる二男坊の教祖さまにめをとめられるのは、自然のなりゆきであろう。

「ここには良い子がおるが、うちにもraitたいが。」
 ということから話をはじめ、益坂村の江本庄八、大谷村の大橋万吉の二人にすめられて、教祖様は養子に行かれることになった。(二二頁)

六三九 (事一〇五)

遺品の下げ渡しについて 金光菽雄誌

金光大神より申渡、明治十六年未旧九月十日、神避(神去方)に付諸氏へ下給、袷を其時申渡す言。

右、大神より被_二仰付_一書記。未旧九月九日夜九つ時、照家(菽雄)書記り置、申渡す御言。

「右御紋附袷を掛た心を常にわすれな。」
 との御事。(四二頁)

六四〇 (事一〇六)

百日修行並びにお引けの日の予告 金光菽雄誌

明治十六年癸未旧正月朔日、大神從御達し、私本体へ本年旧五月二十九日(新七月三日)より、百日の行□□仰付、旧八月二十九日(新九月二十九日)從広前引、旧九月十日迄百日之行済限金光大神と被_二仰候事。

右之通明治十六年未旧正月十五日に大神從再度被_二仰、俣照家書記置、為_二後日_一との御事。(四二頁)

六四一 (事一〇七)

教祖の印象 難波 幸

毎時(いつ)参っても参っても教祖様はいつも莞爾(にこやか)な御顔許りで、

「よく参られました喃。」

と仰せられて、次から次へと御理解を下さるので、丁度元旦の晴れ渡った海から今日様がお昇りなさる。それを拝んで何とも言知れぬ嬉さを味いますような心がして、

「もうお日も入相近うござりませぬ、途も遠いからの。」

と仰せ下さるまでは、お暇することも忘れたものであります。

「今日は古川で泊めて貰いますから。」

と言えば、

「それでは。」

と、また長らく御話を賜ることもありません。(五九頁)

六四二 (事一二七)

い、わ、の、帰、幽

昭和二十八年正月十三日夜、奉修所の所用で、参与古川隼人師を訪い、談。偶々おこの様のこと及び、おこの様からいわ様の帰幽について、次の如きことを伝え聞いておると話された。即ち、「私共は、おい、わ、婆さんのことをシラバアシラバアと呼んでいた。頭髮が真白であったから、このようによんでいたのである。このシラバアが、私が九才の年のお節句の日に、節句団子が食

べたいと言われるので、くら姉が早速にこれをつくり、私がこれをもってゆくと、仰向けに少し枕を外した儘で、口をほっくりあけて亡くなっていた。私はびっくりして、『婆さんが死んだ』と大きな声で叫んだことを覚えている。」

とのことである。尚このことは、夜分のことではなかったように伝え聞いている。(六四〜六五頁)

「教祖様のこともーお百姓のころの金光 さまー」
(抜)

昭和二十八年十月刊『金光教青年』

六四三 (事一〇六七)

或年のことではありません。陽もはや西に傾きかけたところに、地主の川手さんのところから、金光さま呼びにまいりました。何事かと急いで行ってごらんになると、十数町はなれている占見村まで、一寸使いに行って来てくれとのことでありました。占見村は大谷村からは村一つへだてた村であります、領主が違うので、村人と村人との仲があまり良くなかったのであります。そこで占見村まで使に行くのを、しりごみする人も多かったのであります。ところが金光さまはそれを心よくお引き上げになり、すぐおでかけになりました。

地主の川手さんは、用事はじきにすんで帰って来るだろうと、心待ちに待っていましたが、なかなかお帰りになりません。日は

とっぷりと暮れて、あたりは暗くなつてしまいました。川手さんは、

「可哀そうなことをしたなあ。こんなにおそくなつてしまつて。何も今日に限つたことではなかつたのだから、明日にでもすれば良かったのに。人のいやがる占見村へ、暗くなるまで使いにやつたのだから。さぞかし不平に思ひながら、いやな顔でもして帰つて来るだろうなあ。何う言つて迎えてやろうか。」

と考えていられました。そう思つているところへ、がらがらと戸を開けて金光さまはお帰りになりました。

川手さんが、

「大へんだつたなあ。ごくろうさん。」

と声をかけるのに対して、金光さまは、

「何うもおそくなつて、相済みませんでした。」

と平常のとりの明るい顔で、おことわりを申されました。さぞかしいやな顔をして帰るだろうと考へていた川手さんは、意外に感じました。用事をすまされた金光さまは、

「ありがとうございます。どうぞこれからも御用があれば、何時でもお呼びくださいませ、夕方でも夜中でもすぐやつてまいりますから。」

と気持よくおっしゃつたので、川手さんはいよいよびっくりしたといふことであります。(八〜九頁)

「教祖事蹟落穂集」(金印一抜)

昭和二十八年一月 古川隼人師から聴取

六四四 (事一一七〇)

兎に角夫人は非常に信者の方を町重に扱つておられたらしいといふことは伝えられている。又、いかに教祖の御神勅を大切にしておられたかといふこと、の消息を語る一つの話に、当時、この師、萩雄師共に若く、遊稽のことが同じく好きであつたところから、三味線の合奏などもよくされていたらしい。子供は東新長屋にいたもの。勿論御広前に遠慮してはちをあてず、爪弾きであつたのであるが、それでもつい興にのつて少しく大きな音をさせると、直ぐに夫人がとんでこられて、

「これこれ金光様の御祈念の邪魔になるが。」

と諭されたことがよくあつたといふことである。因みにこの師は、殊のほか遊稽のことが好きで、正神様が総社におられた時分には、屢々泊りがけで遊びに行き、その夫人かね氏より三味線を教わつたといふ。かね夫人は、上品な方で、殊に遊稽のことに優れた人であつたといふ。師は伝えてゐる。

尚、「教祖さまが小便壺に落ちられた話は、教祖御立教当初のことと考へられるか」と、古川師はその私見を述べられたので附記しておく。(二〜三頁)

田辺民五郎 明治四十三年八月十八日 岡山教会所にて 同人娘

田辺里氏から高橋正雄が聴取
文政四年生

六四五 (事七二〇 言一四三三〜一四三五)

神様が、

「今夜は、鎌をかついで外へ出い。」

と言われれば出る。そうして、

「あちらへ行けい。こちらへ行けい。」

と言われるように、三遍でも五遍でもして居る。

「帰れい。」

と言われれば帰る、と言う風にして居った。

「此の下の方の田も、人にやって下さい。」

と言われる。

「それでは、私方ののがうなりますが。」

と言えは、

「喰えれば喰い、喰えねば喰わいでもよいが。」

と神様が言われるので、其通にした。

小麦も、三十七俵実干しにして門へ積んでおいたら、玉島の者

が、

「若い者の、散財の代に呉れい。」

と言うて来た。

「売って払えい。」

と神様の言われるから、其通にしようと思えば、家内が止めたけ

れども、神様の言われる事じゃからと思つて、其通りにした。家内は怒つたけれども、後には、上げる者が多く出来て、喰うには困らぬようになった。

田淵徳行 「岡山以東地区に於ける教祖時代の伝道状況」(抜)

昭和二十四年四月刊『金光教学』第四集

六四六 (事一〇六八)

明治六年九月十六日、教祖より御神号の御書附を頂き、翌七年一月十七日には教祖より、

「向後、汝の社は社名を鍛冶屋本社と称すべく、汝には光時の神なる神号を授くべし。且つ汝の社も毎月十六日を以て縁日とせよ。」

の御言葉を頂いたという。爾來師は光時金神と呼ばれ、其名は備前北部を初め、播磨・美作・因幡・伯耆等の近国に響き、毎日の参詣者百余を教うる盛況を示し、その整理のためお届けの番号札まで出したということである。(一四三頁)

津川治雄 明治四十三年八月二十一日 足守教会所にて高橋正雄

が聴取

天保七年生

六四七 (事七二一 言一四四六)

始めは、神前とて別に飾りてはなく、御供物は、ごぎを敷きて、畳の上に列(なら)べ、床に、小なる厨子を置きてありたり。

六四八 (事七二二 言一四四八〜一四四九)

御言葉など、別に改まりて用いられず。お生れのままなり。足守藩家老、杉原寿男なる人を伴い、参拝したることあるも、御態度同じことにて、

「へい、そりゃ。」

と会釈せらるるなりき。

六四九 (事七二六 言一四五一)

三年目位の時、

「今日は津川一の弟子が参詣致しました。」

と、神前へ白さるるが位を授けらるるなり。

明治四十年十月十一日『大教新報』に自記掲載

六五〇 (言二五二三)

私の所から大谷までは八里程あります。私の大谷へ参ります目的は御願をして頂くのではなくて、生神金光大神様の御理解を頂く為でありました。そこで参詣をしました度に、今少し、今少しと御理解を頂いて居る内に、日はすっぱりと暮れます。そこで玉

島までかけて出て宿を取って居りました。夫ではどうも心せわしく、おかげを頂くに気足らぬ思いがするものですから、左様、

今からは四十五年にもなると思います。或日の事、教祖の神様へ、何処か御膝下にて、一軒宿を定めて頂く様御願ひ申しました処が、

「御承知の通り、御本社には人家がありませんから困ったものであります。」

と仰せられました。夫から御参詣の度毎に御願ひ申して居りました処が、或時、

「あなた、お宿が出来ましたぞ。」

と仰せになりました。其の時の有難さ嬉しさは今に忘れません。そこで、

「お宿は何方にありますか。」

と御伺致しますと、

「此門を出ると直そばの家で。」

と仰せになりましたので、はてなと考えて見ますと、意外にも之は奥様の御里方でありましたから、

「有難う存じますが、どうもそこへは参り兼ねます。」と申し上げますと、

「何もおかまいはありません。ただとめるではありませんせぬ。

宿料を取りますから、『亭主、用がある。一寸来い』とお呼びになさってよろしい。」

と仰せられました。けれども、私は恐れ多くて再三再四お断りを申し上げました。其処へ奥様がお出ましになって、

「御遠慮には及びませぬ。之から宿業をさす積りで、もう用意もして居ります。そうして皆さんが行って下さらぬと、反って困ります。さあ、私が同道で行きましょう。」

と斯様な仰せでありましたから、止むなく御指図に従いまして、罷り出て宿りました。抑もこれが大谷に宿屋のあるはじまりであります。其処の主人は、今より三代前の古川参作という、至って心安な質朴な人でありました。

佃あさの

「中六三日田調査」(奉引一抜)

昭和二十六年十一月十三日 六條院町中区三日田の自

宅にて 本人(七十八才成年) から直接聴取

佃あさの氏は柏島出の人にて、国枝三五郎氏と遠縁にあたり、子供の頃連れられて参拜。

六五一 (事一〇八 言二五一五)

この三平(三五郎氏のこと)というのですか、おじいさんが、休みの日にはさそいで来て、

「おおい、おめえらあこい。大谷へおめえりにいこう。」
 と言って種類の子供を大勢連れて行ってくれました。私は、

「つれてめえてえよお。」

と言いながらついて行きました。子供を大勢つれて参ったたら、教祖様は大変喜ばれました。教祖様は、

「よおおまいりして来たなあ。」

と言われて、私の頭をさすって下さいました。そのさすっていたくのがうれしくて、よく参っておりました。

その三平というおじいさんは利口な人と思われます。そして頭の髪を結うていました。教祖様も髪を結うていられた様です。(二頁)

六五二 (事一〇九 言二五一六)

教祖様のおうちは小さかったです。庭には仰山な御札の幟がありました。何抱えという程ありました。

額の様なもの(絵馬)もありましたが、何さま家に入ったら幟が沢山ありました。(二〜三頁)

寺田じゅう、高橋正雄が聴取 聴取年月日不詳

六五三 (事七二七 言一四八三)

教祖、或年の盆に神前と仏壇とへ灯明を掲げられしに、仏壇の方は消えて仕方なし。よけて、それより後は、祈念改式せられたりと(寺田氏祖母伝)。

土岐周治郎 「教祖様の言行資料についての調査票」1094—土岐光

一―周治郎氏から直接聴取

六五四 (言二五六二)

明治十三年旧正月早々、父土岐周治郎十七才の時、養母サワの言葉により始めて教祖のみ許に詣でる。

(養母の言葉とは―養母は大谷に近い沙美の生れで、父の叔父叔母にもあたる備中高梁の土岐家に嫁ぎ、夫豊三郎との間に子なき故に、同家の後継者として養子に貰わる。養母は予てより、教祖のみ許にお参りして信心して居り、高梁から時々お参りしていた。

或る日養母のお参りの時、教祖様には養母に対われて、

「お前の方には笠岡の安田の孫を養子に貰ったそうだが、これからは、年取ってそう遠方を度々参って来るので、若い者を参らせ。若い者は先きが長いからのう。」

と仰せられた事を父に申伝えて、

「これからはお前参って行けよ。」
と養母が父に言われた言葉のことです。()

丁度お正月早々のことで、お広前には大原焼の火鉢に火が入って居り、御結界の教祖様には父が御挨拶申上げると、

「若いのに、よう参って来たのう。お前は笠岡の安田から養子に行つて居るそうじゃのう。」

とにこやかなお顔ですつとお立ちになつて御神前に出られて、御供えになつてあつたお鏡餅をお下げになつて、奥におはいりにな

り、てつき(餅を焼く金網)を一緒に持つて火鉢のそばに持つて来られて、父に対われて、

「此のお餅を焼き焼き食べながら、此の年寄りの言うことをよく聞けい。」

と仰せになり、餅とてつきを父にお渡しになつて御結界の座におつきになり、

「今、若い者が此のような年寄りの言うことを聞けばおかしいように思うであろうが、それでも聞いて置け、為になるぞ。先きでは、もっと聞いて置けばよかつたと思つたやうな時が来るかららのう。」

と諄々と絶え間なく話し続けて下された。そのお言葉は備中言葉そのままの方言で、別に若い者として信心心で参つたと言つより、笠岡の実家に帰られるのを楽しみに、親の言われるのを幸に、ついで参り位であったが、教祖様のお姿を見ただけで難有うに頭が下り、聞くお話は何とこの難有いように心が引つけられる思いがして、やがては慕わしく、時の過ぎるのを忘れて聞き入つていた。

徳永篤孝

「山口県東部初期布教について」(抜)

昭和二十四年十月刊『金光教学』第五集

六五五

(事一〇六九)

現在、田尻教会にも熊毛教会にも、その「御神木」が奉斎してある。

(長さ 三尺)

須佐之男神社	家内安全	祈 禱
神 官	金 光 家	

(巾 五寸)

これが、桐箱に入れてあって、桐箱の蓋には朱の教紋が木版で捺されてある。田尻教会のこの御神木は岡崎種次郎師(田尻初代教会長)が入信当初、長男治作氏(明治十六年七月十二日二才で死亡)を連れて、唐樋常蔵師の許に参拝した時、唐樋常蔵師が、「教祖より頂いたものであるが、講社の御神体に。」と言って授けられたということである。

又伊陸教会には、明治十四年、教祖より唐樋常蔵師が頂いたという教紋入りの提灯が、当時の講社より引継がれて、宝物として保存してある。(一七二頁)

徳永健次 高橋正雄が聴取 聴取年月日不詳

六五六 (事七二九 言一四八五)

夜十二時頃参るも、お出で遊ばされたり。(徳永健次師談話)

六五七 (事七三〇 言一四八七)
御裁伝はなかりき。

六五八 (事七三一 言一四八八)
御祈念には、
「生神金光大神様、生神金光大神様。」
とくりかえしくりかえし仰せられたり。

昭和六二年度研究論文概要

六二年度に提出された研究報告のうち、本号に論文として掲載したもの以外の、各所員、助手の研究論文と業務報告の概要をここに掲げる。

第一部

金光大神事跡資料解説(三)

——天保七・八年の大谷村と金光大神——

金光 和道(所員)

「金光大神事跡集(小野家文書編)」の作成をめざして、今年度は養父余治郎の没した天保七・八年(金光大神三・四巻)の資料の抽出、確認を行ない、さらにその解説を、金光大神の出世繁盛という視点により、以下の通りまとめた。

○天保七年の飢饉は、大谷村でもその例にもれず、お救い米により飢えをしのぐ者が続出し、村の有力農民さえ没落の度を早めた。その中において金光大神は定額以上の年貢米を納め、その余りを村税にあてたり、救助用の麦、そら豆を村に供出するなどして高収入を得、穀物の騰貴を逆手にとっているとも思える。

○「領主役人の来村」「村の普請」「飛脚」「庄屋中郡連れ使い」の項目を他の村民との関係で分析した結果、金光大神が村事に多く出、よく働いていたということが判明した。

○天保七年、飢饉の年に田畑二筆(九〇〇平方メートル)を購入する契約を結び、その翌年、養父がかつて質入れしていた「前畑」を受けもどした後、先の二筆に加え畑一筆(四〇〇平方メートル)を天保九年に購入した。これらの田地を金光大神の名義に変更後、ただちに先の二筆を質入れし、その田畑の購入資金にあてているのは、金光大神の積極的な農業経営の姿勢を示しているものである。

本教祖霊祭祀の歴史について

松沢光明(所員)

本稿は、本教における祖霊の位置づけや祖霊祭祀の在り方についての教義的解明を目指す、その前段的作業として、これまでの祭祀のなされ方や祖霊の信仰的位置づけについて歴史的客観的把握を目指したものである。前年度研究報告では、明治十八年の教団組織化までを扱ったのに対して、今年度は、それ以降戦後までを対象とした。

一、二節においては、時々の教規、祭式の教本類をもとに、広前における祖霊奉斎施設の変遷、及び本教葬儀・霊祭の成立と展

開について辿り、三節では『天地の大理』をもとに、神道の来世観・死生観とその本教的展開について、四節では、教内出版物をもとに祖霊の信仰的位置づけについてそれぞれ論じることをもって、戦前の歴史を論及した後、五節で、戦後二十九年に発足した儀式服制等審議会における霊奉斎に関わる審議内容を取り上げた。結果、本教の祖霊祭祀は、神道の傘下でその内実を培い、明治三十三年独立にあたり本教の祖霊観が形作られたが、それも死後靈魂の行方としての幽界の設定と、個々の靈魂の不滅という、神道祖霊観の基本線を積極的に受容したものであり、その後も国家神道体制下の大きな規制の枠組の中で団体教義と密着し、仏教との対抗意識をもって祖霊の神的守護性が説かれてきているに過ぎず、そのような神道色からの脱皮が目指されたのが戦後の儀服審であったといえることができる。

なお、今後の作業としては、儀服審における様々な立場と、それに伴う問題点の更なる整理が、まずなされることがある。

安政五年十二月二十四日のお知らせに

おける「無礼」の考察

竹部 弘(所員)

安政五年十二月二十四日のお知らせに関する記述は、「覚帳」では先祖以来の金神無礼が「天地神」の助けに与るといふ脈絡で

あるのに対して、「覚書」では同じく先祖以来の金神無礼が改めて「天地金乃神」への無礼と押さえ直され、その無礼を知らされるという脈絡になっている。本稿は、両書の記述にみられるこのような相違に着目し、「覚書」に記された「四つ足埋もり」という金神への無礼と、「天地金乃神様へのご無礼を知らず」という天地金乃神への無礼とは、書き分けられた意図があるとの仮説に立って、それら二つの無礼の関係、及びそれぞれの無礼がもっている象徴的な意味合いを問おうとしたものである。

まず一章では、「四つ足埋もり、無礼になり」といわれてくる、その民俗的背景を探り、四つ足が埋もっているということがもつ象徴的な意味内容から、金神無礼の諸相を次の四側面で捉えた。

(一)「穢れ」の観念(外在する何ものかとの接触・伝染・付着のイメージ)、(二)自己の責任のみで負い切れない、先祖以来の家の問題(無礼の源泉の外在性強化)、(三)禁忌の侵犯とそれに伴う恐怖の感情、(四)秘められた不可知性の概念。そして、二章以下ではそれら諸相との関わりで、天地金乃神への無礼として記されることとなった内容について考察した。それにより、四つ足が埋もって土地が「穢れる」というイメージに対しては、逃れられぬものから逃れようとする「損なわれた関係」のイメージが(二意)、先祖以来の無礼を蒙るという観念に対しては、自らに発するものを担うという負い目の意識が(三意)、そして報罰への不安・恐怖の心情を伴うという性格に対しては、神の宥しの感恩が(四意)、「天地金乃神様へのご無礼を知らず」と記された一句の内容をなしているのではないか

と考えた。

「広前歳書帳」分析

——明治二年一月と明治十三年一月の比較——

太田真明(勲手)

本稿では、紀要『金光教学』第二七号掲載の小関論文の成果を踏まえて、「広前歳書帳」(教祖御祈念帳)の明治二年一月と十三年一月の記載件数の比較に基づき、同帳における願主の地域分布に関わって、地図・表を作成し、併せて解説と分析を試みた。全体の内容は以下の通りである。

〈解説〉(Ⅰ)件数の多い地域の概観 (Ⅱ)件数の減少した地域の概観 (Ⅲ)藩別の特徴 (Ⅳ)修験道の布教地域との関わり (Ⅴ)神号取得者と地域別記載件数との関わり。

〈地図および表〉。『広前歳書帳』の明治二年一月と十三年一月の基本統計表。村別記載件数順位表。明治二年一月の村別地域分布図と字別地域分布図。明治十三年一月の村別地域分布図と字別地域分布図。「願主歳書帳」の基本統計表と地域分布図。○神号取得者と一乃弟子取得者の地域分布図。

分析の結果、(一)明治二年一月と十三年一月の記載件数の比較においては、浅口郡内の大幅な記載件数の減少という傾向が認められること。但し、その中において、大谷村近郷のみは、他の村

に比べて、安定した記載件数を保っていること。(二)各村記載件数から推察して、願主による影響はほとんど認められないこと。(三)修験道の勢力が強いとされた地域では、他の地域に比べて、件数が少ないこと。(四)神号取得者の件数が多い村では、それに比例して、記載件数も多いこと。以上のことが判明した。

今後は、各月・各年全体の比較を通して、本論で出てきた結果を検証すると共に、願主の地域分布について、より広範囲にわたって明確にし、年ごとの地域分布を明らかにしていきたい。

第二部

病気に関する金光大神理解

岩本徳雄(眞員)

前年度、金光大神の時代における病気・信仰・医療の關係実態と金光大神理解の意味を考察したのに続いて、今年度は、現代における病気・医療・宗教相互の関わりや問題状況を踏まえながら信仰主体として病気の問題をどう克服するかに関わって、信仰指針となるべき金光大神理解の意味解釈を試みた。

一章では、金光大神が、自身の大病と金神への信仰について語った理解を軸に、「御覚書」に記された、病気・医療に関わる体験・お知らせとの関連を見ながら、病気に対する信仰の基本姿勢

及び医療・医薬の位置づけを確認した。

二章では、「痛まぬ時、信心第一」という理解に象徴される、病気に直面していない場合の信仰と生活姿勢の指針に関わる理解を取り上げて、その意味を考察した。具体的には「祈念詞」に窺えるような、人間を取り巻くあらゆる要素を包摂する祈願、食・心の在り方についての自己管理につながる理解について述べた。三章では、信仰主体にとって、病気の生起や不治の病は、どうした意味を与えるものとして受け止めることができるかという観点から、関係する理解を拾い、人間にとつての病気の意味の問題に対する金光大神の見解を考察した。

信教自由の時代における信仰と教団

——教制審議・取次運動に見られる

戦後出発の方向性——

西川 太(所員)

本稿は、戦後の変動過程の中において、教政がどのように戦後の社会状況を認識して、その認識との関係で「生神金光大神取次」の意味を位置付けたのかという側面から、「全教一新全教一家」実現を目指しての歩みを考察し、そこでの問題性を確認しようとしたものである。

国家と宗教の分離という面に主眼のおかれた信教の自由は、国

家との関係に深く規定されていた戦前・戦中までの教義論・教団論に根本的な反省を促すものであった。教政当局者は、その反省に立ち、また、全教の信仰実態を問題にしながら、取次の意味を、時代状況の中で一人一人の信仰者および教団の主体性確立の中に求めていった。

生活の全面にわたるものとして意味付けられた取次は、生活が政治の動向に直接左右される時代においては、時代状況との緊張関係を取り結ぶものとして機能し得るものではあったが、占領政策が転換していくと、次第に時代との関係における意味が確認され難くなっていった。その要因は、取次の意味が、結果的には戦前・戦中との対比的確認に終始することとなってしまい、戦後の時代状況を読み取る観点が十分に形成されていかなかったところにあるのではないだろうか。

本教教学における教義研究の課題

藤井 潔(所員)

本稿では、これまで本教において、ともすると曖昧なままにされてきた教義の概念の明確化をはかるべく、その基礎的作業における一試行として、キリスト教神学における教義学、P・ティルツヒ『組織神学』の解題を行った。

具体的には、このテキスト「序論」に示された「組織神学」の

体系の全体像を、その文脈にそって本教教学に読みかえることにより、そこから教義研究の新たな課題を浮上させるべく、○教学の課題、○問う教学と答える教学、○教学の領域、○根源的関心について、○根源的関心と予備的関心、○根源的関心の内容、○教学と金光教、○教学と哲学、○教義研究の方法と構造、という各点について考察を進めた。

「広前歳書帳」に記された「講」 の実態について

鈴木義雄(助手)

これまでの教学研究における講についての研究成果においては、本教の布教史の中で、講という信仰形態をどのように位置づけることができるか、ということが一つの課題となっていた。

「広前歳書帳」には、「講」という記事が数多く散見し、そこには、講の実態を明らかにする手掛かりがあると考えられる。そこで、このような課題意識のもとに、本稿では、これまでの研究成果を視野に入れつつ、「広前歳書帳」に記された講の実態に迫ろうと試みた。

一章では、「広前歳書帳」から講についての記事を抽出・整理し、その記事数、記載日、記事内容からうかがえる点について考察した。その結果、縁日参拝の傾向の有無、参拝の頻度、参拝の

形態、構成員の数、講の拡大・発展の形式、講元の有無とその役割、中心人物の有無、等の要因によって生ずる多種多様な講の姿が浮上してきた。

二章では、試論として、上道北方(豊岡市上道北方)の講を例にとり、「広前歳書帳」から得られる上道北方の講についての情報と、今日まで行ってきた「民間信仰に関する調査」によって得られた資料を突き合わせて、明らかにすること、推察されることを論じ、今後の研究の可能性と方向性を示した。

第三部

日本の植民地統治下における

本教布教の展開についての試論

——明治期台湾・朝鮮での布教を中心に——

渡辺順一(著)

日露戦争前後期から大正期にかけて、本教は、地方改良運動に対応する形で、「迷信打破」「信忠孝一本」等の教团的教義を内外に闡明しつつ、布教を課題とした諸施策を推し進めて行った。

そして、そのような教団状況を背景に、この時期本教は、台湾・朝鮮・「満州」といった海外植民地に教線を延ばし、布教を展開している。

こうした確認に立って、本稿では、明治期における台湾・朝鮮での布教活動に対象を限定し、それらの実態を究明しようとした第一章では、齋藤俊三郎の台湾布教当初の様相に注目し、台湾総督府の初期植民地統治施策の性格や、本国内における農村疲弊による生活破壊の状況を把握しつつ、日本人民衆層に対する布教の具体的様相を問うた。第二章では、「日韓併合」前後の朝鮮布教に照明を当て、国家が推進する植民地化政策の過程で、本教がどのような矛盾を抱えながらその支配秩序の中に管理・従属化されて行ったのか、そしてまた、その政治過程の中で当時の教政が教団布教の体制をどう構築しようとしたのか、ということについて考察を加えた。最後に第三章では、台湾や朝鮮での他民族布教について、その歴史的限界性を指摘するとともに、それらの活動を支えた布教者達の「神」観や救済観を明らかにしようとした。

戦時下の本教による社会活動について

——華中における対中国宣撫文化事業を中心に——

原 田 道 守(助手)

日中戦争勃発以後、アジア太平洋戦争が日本の敗戦として終結するに至る間の本教の様相を概観するとき、本教は、天皇制国家が要請した戦争遂行上の宗教動員体制・宗教政策に本教のすべてを積極的に動員せしめていったようにみえる。そうだとすれば、

非常時局下にあったとはいえ、教祖の教えに基づく信仰集団である筈の本教教団は、いかにしてそのような国家の宗教動員政策と一体化し得たのであろうか。

本稿では、右の問題意識から、国家が要請した対中国宣撫工作とそれに対する本教の根本方針と認識、実際活動に焦点を当てて「一体化」の内実を解明しようとした。

一章では、宣撫工作をめぐる国家と本教との交渉に着目し、国家の要請したその実質内容と本教のそれへの基本方針の内容について、二章では、本教の宣撫派遣班員の中国現地での経験から窺える所謂「聖戦」「東亜新秩序の建設」に関する認識について、

三章では、中国人教師と本教の宣撫派遣班員との「協同」による学校開設・経営の経緯を辿り、本教の対中国宣撫文化事業が実際活動においてどのような意味を担ったのかということ、それぞれ考察した。これらのことから、宣撫工作を推進する本教関係者の意識・姿勢が、「神の氏子」としての中国人の難儀救済という神の願いに基づこうとしたものであった点が浮上し、そこに、天皇制国家の中国支配・侵略の一翼を担った対中国宣撫工作とのズレがみられた。しかし、本教の宣撫工作関係者が、日本の侵略戦争を専ら「聖戦」という理想面においてのみ受容していたことから、それが信仰的営為であったが故に、積極的な国策推進への宗教動員を可能にさせたことも窺われた。

以上より本稿では、こうした本教者の国策との矛盾と同調が、日本の侵略を「聖業」実現への犠牲として合理化し許容したとこ

るに成り立っていたこと、その合理化を可能にした「神の氏子」という論理・視点がその基底に存していたことを指摘した。

『金光教典楽』成立過程の概観

荻原 光(助手)

本稿では、本教の儀式における音楽の位置づけを究明するための基礎的作業として、従来、その主流をなしてきた、吉備楽・中正楽より成る所謂『金光教典楽』の形成過程を、教内誌等を中心とする文献の調査を通じて明らかにしようと試みた。

第一章では、まず、初期の奏楽奉仕が、初代楽長・尾原音人の活動を軸として、体系化・定式化されてゆく段階を概観し、「金光教典楽部規則」が制定された明治三十五年頃には、『典楽』という言葉が事実上吉備楽を指すようになっていた状況を示し、次いで、明治三十年代後半から明治四十年代にかけて、教内に『典楽』が普及してゆく段階について概観し、世俗音楽としての吉備楽の発展との関連でこれを捉えた。そして、大正四年に「金光教典楽の発展との関連でこれをつまみ出した」として中正楽が生み出された経緯について述べ、『金光教典楽』の基本的な様式は、この時期を中心として、遅くとも二代楽長・岡田音吉の帰幽の頃までに、ほぼ確立されていたのではないかと推察した。

補章では、楽器編成に着目して、吉備楽と中正楽の性質の分析

を行い、吉備楽が、雅楽を直接の下地とし、楽器編成を簡略化することによって成立しているのに対し、吉備楽の強い影響下に成立したと見られる中正楽が、むしろ雅楽に近い性質を示し、大がかりな編成を要求するものとして作られている点などを指摘した。

第二章では、第一章・補章の成果を踏まえ、また、音人の著書に見える「神人の和楽」という言葉などを手掛りとして、さらに、「金光教典楽専用の楽曲」として創出されたはずの中正楽が、大勢の楽人を擁しない教会では演奏困難であり、事実、本部以外ではあまり普及しなかった点などの指摘を交えながら、『金光教典楽』が、どのような意図のもとに作り出され、演奏されてきたのかについての考察を行った。

○

○ 早川 公明(第一部所員)

「お知らせ事覚帳」注釈書・素案を作成した。

○ 金光 和道(第一部所員)

「小野家資料目録」を完成させた。

○ 岡 千秋(第一部所員)

「教内紙誌掲載教団史資料目録」(明治期迄)改訂版を作成し、同じく大正期の入力を行った。

また、資料解説「二代白神新一郎メモ」を作成した。その他、資料の整理・保管に関わる資料室業務に従事した。

○堤 光昭(第二部所長)

「本所所蔵資料に関する年表」(開所時～昭和六二年)を作成した。

「本所研究発表・報告」目録(昭和三二年度～六一年度)をコンピュータへ入力し、(イ)年次順、及び(ロ)執筆者五〇音順の目録を各々作成した。その他、資料の整理・保管に関わる資料室業務に従事した。

○真田 幹夫(第三部助手)

資料・図書 of 整理・保管に関わる資料室業務に従事した。

紀要掲載論文検討会記録要旨

本所では、その研究内容、方法および成果などについて、所外からの批判・検討を受けるため、紀要掲載論文検討会を開催してきている。今年は、昭和六二年一月二十八日に、第一九回の検討会を開催した。

取り上げた論文は、紀要第二七号掲載の論文四編、すなわち、早川公明「『金光大神御覚書』『お知らせ事覚帳』とレトリック——『覚書』『覚帳』のテクスト分析ノート——」、渡辺順一「佐藤範雄の感化救済活動——両大戦間期における大逆事件連座者及び無政府主義者達との交渉を中心に——」、橋本美智子「戦後民主改革と教団『統合』の課題」、小関照雄「『広前歳書帳』(教祖御祈念帳)について」である。以下に検討の概要を掲げる。

なお、出席者は、教外から岡田精司氏(三重大学教授、所外から藤原務正(参事)、坂本忠次(岡東・岡出大学教授、山根清志(大牟田)、佐藤真佐雄(宮崎北・金光教學院教授)の各氏、所内からは各論文執筆者と福嶋義次、佐藤光俊、岩本徳雄、松沢光明(司会)、竹部弘(記録)であった。

早川論文

○ 「覚書」・「覚帳」を作品として捉える立場から研究がなされるのは初めてのことであり、著者の意欲を感じる。しかし、

作品として捉える場合には、論述を通して導かれた、両書の三つの基本的性格を、もう一つ全体的に統合するような位置づけが、さらに目指されることが要るのではないか。そのことによつて、教祖の生き方そのものが教義である、という従来の教義把握とは異なった、新しい教義理解の可能性が示されることを期待したい。

○ 文体論の観点から新たな視野を開こうとした研究という点で評価できる。この論文で述べられた両書の記述表現上の特徴が、天理・黒住・大本といった他の宗教の教祖の記述文体と比べてみた時、どう違うと言えるのか、またそうした表現が、どういう形で人々を捉え得たのか、などの点々を含めた論究が、更に求められる。作品の時代性や他との比較を考察に加えることによつて、「覚書」「覚帳」にみられる金光大神の文体の独自性が一層明らかに捉えられることになる。

○ レトリックの働きを、文飾・技巧という従来の意味以上に積極的に評価していこうとする場合、「金光大神御理解集」のレトリックの用例にも、目が向けられるべきであろう。

○ 「神話」「創作」など、教学論文上、見慣れない言葉が多く使われているが、論述上、用語の規定やその用い方に十分注意すべきである。

渡辺論文

○ 治安維持法体制下における宗教者の民衆教化活動を扱った研

究として興味深い。佐藤範雄には、信仰者としての側面と、教政者としての側面とがあり、両側面の間には矛盾と相克があったと思う。社会教化の問題をめぐっても、教団が社会的存在としての性格を持つという面では、天皇制国家への迎合・ゆ着と捉えられる傾向が強いが、同じ問題を内在的に見た場合に、どう相違することになるのか、その点を、研究の上でも、最後まで、矛盾と相克の様相の中に見続けることが、大切な課題となろう。

○ 佐藤の活動を個人的実践として捉える場合、佐藤のものの見方・考え方が、もう少し具体的に描かれることが要るであろう。例えば、彼が私有財産制をどう見、資本家達に対してどういう意識をもっていたのか、あるいは帝国主義の中にあつて植民地下の中国人・朝鮮人についてどう考えていたのか。そうした問題を論究することによって、彼の、無産階級の人達に対する態度や考え方が、より明確にされると考える。その点の究明を通して、彼が受けた金光大神の信心が、無産主義者との交渉に於てどのように発動していたことになるのかを改めて確かめてみる要がある。

○ 佐藤の活動と教団との関係について、彼が当時の教団の実態をどう認識していたが故に社会活動へと駆り立てられていったのか、という彼の意図の究明に加えて、その活動が、当時の本教者たちからはどう見られていたのか、が論及される要がある。それによって、彼の活動が果たした、教団としての客観的

役割が明らかにされるであろう。

〈橋本論文〉

○ 昭和九・十年事件以後、宗教団体法制定から戦争協力という統合契機を経て、終戦後の出発を迎えた教団の歴史を、教団統合という観点から論及しており、制度論として興味深いものがある。当時は、戦後まもない混乱の時期であつただけに、教団・教政に対する意見やイメージが、様々に出ていたと考えられる。そうした様々な考え方が集約され淘汰されて、取次が本教の根本であるとする教政の在り方へと至つたのであつて、その流れを単に二元から一元へと至つたという制度的論理で説明し切れるものではない。教義や布教活動などの諸側面に於ても、それぞれに信仰上の核が求められた筈であり、それら諸側面の動きが具体的に説かれれば、昭和二四年に取次運動が出てくる必然性がさらに明らかとなる。

○ 国内全体が揺れ動いていたこの時期にあつては、戦争末期から戦後にかけての、他の教団の動向や社会的背景が押さえられないないと、当時の社会全体の中で金光教の戦後がどうだったのかという特徴が浮かび出てこない。また、戦後の民主的改革との関わりでは、筆者のなかに在るべき民主化の方向、教団の進むべき方向についてのイメージが把握されることも求めらる。

○ 教主統理と民主的要求との問題は、古くて新しい問題である。

和泉師が教監辞任後に行った、議会の民主的風潮に対する批判的な講演が論文中で紹介されているが、同趣旨の発言は、以後もよく耳にされる。単に民主的なものがよいとはいえず、かといって教主統理に問題性がないのかどうか。取次の性格からくるものとして、重要で、しかも難しい問題である。

〈小関論文〉

○ 新資料の紹介に留まらず、教主の時代と、教主と参拝者との関係が生き生きとまとめられている。但し、当時の教主広前の実態を窺いうる資料であるだけに、統計分析の手法や資料の読み取りの上で更に精密な分析が進められることが望ましい。例えば、統計をとる場合に母集団というものがあるが、何を母集団としたかが、はっきりしていない統計がみられる。また資料の読み取りについても、職業別の分析に際して、「海上安全」を願うのは漁民とは限らず、当時玉島港が海上交通の要地だったことからすれば、海運業との関係も考えられるなど、もう少し当時の社会経済史の実態との関連を視野にもって分析を進めて貰いたい。

○ 「広前歳書帳」という名称をつけるについては、この帳面と、安政七年から書き始められた「願主歳書覚帳」との関係を、説明した上でのことであって欲しい。この帳面が何のために書かれたのかということ、それまでにあった帳面との関わりで問うことは、大切である。帳面の性格が究明されることによって、

統計分析の観点・方法も、よりはっきりしてくると思われる。

○ 今、全国各地の布教史研究グループで、教会の御祈念帳の収集が進められている。しかし、その御祈念帳をどう扱うかということは、方法論としてまだ明確であるとは言えないと思う。この教主御祈念帳の扱い方が、これからの布教史研究の中での各地の御祈念帳研究の一つの方法論を提示することになる。その意味で、今後、この研究の成果には、単に「覚書」・「覚帳」の傍証という以上に大きな期待がかけられよう。

〈紀要全般について〉

○ 研究ということを進めていく場合、資料が公開されていくということは必要である。今回発表された教主御祈念帳も、今後多くの研究の基礎となる内容を備えたものと期待されるが、そこに記されているのは、取次において、私的な中身に關わる問題に触れたものであるだけに、信仰上、他聞を憚るという性格がでてくる。したがって、そうした資料が広く研究に資することが望まれるとともに、反面、研究上、多少の制約を要するという面がある。裁判記録・外交文書等を例に、社会一般での扱われ方の規準を調べるなどして、今後十分にその点を配慮していかねばならない。

教学研究會記録要旨

昭和六二年七月二四・二五日の兩日、本教団庁大会議室を会場として、「本教の教義とは何か——教義の概念をめぐって」というテーマのもとに、第二七回教学研究會を開催した。

近年、教団各層において、本教教義の新たな確立・展開が求められている。このような要請に応えることは、もとより本教教政上の課題であると言えるが、同時に、教学にとつても金光大神の信仰の現代的意義の究明は、重要かつ中心的課題であり、かかる意味において、本教信仰における教義的枠組の確立・確認、或いは、教義構造の解明が求められてきているものと考えられる。しかしながら、一面、「教義」という言葉で語り出される内容は多岐に亘り、またその役割への期待も多様であつて、必ずしもその概念について共通の確認があるわけではなく、概念規定がなされているとも言ひ難い現状にある。

そこで今回の教学研究會では、近年のこのような教団動向を踏まえつつ、本教教義の伝統的諸概念の整理・検討に基づくその基礎の確認を行い、今日の本教が教学として求めるべき教義の枠組・構造究明の資とすることを願つて、パネルディスカッション形式で開催した。

以下に記す要旨は、パネル討議の四つのセッションでの課題発表、及び、コメント発表を含む討議内容を要約したものである。

なお、出席者は次のとおりであった。

所外―沢田重信（六甲）、宮本要太郎（高鍋北 筑波大学院生・宗教学）、

川上功績（教務部長）、金光元正（学務課長）、

所内―本所職員、囑託、研究員

〈第一セッション 課題発表〉

教義概念についての歴史的確認

藤井 潔

本発表では、本教の教政史・教学史上に現われた教義形成の営みとその概念的変遷を概観すると共に、近年における「教義」に關する論議の論点・問題点を整理する。

本教史上における最初の教義化の営みは、それが教義構築を自己目的化しての営みではないにせよ、信仰の論理化・普遍化が行われたという意味で、金光大神による「覚帳」執筆であると考えられる。加えて明治七年から執筆が開始された「御覚書」は、より明確な教義的意義を内在させた記録であるが、金光大神によるこれら両書の執筆は、教義形成の契機としての信心の自己吟味・自己展開という様相を示すものであり、本教教義形成の発端であったと位置づけられよう。また、金光大神在世中における教義化の営みとしてさらに提示すべきは、初代白神新一郎による「御道案内」の執筆と、佐藤範雄による「信条」の拝記、の二つであ

る。この二つの営みは共に、それまでの人格と人格との直接的交流においてのみ成就していた信仰の授受・伝播の「今・ここ」的限界性を、空間的にもしくは時間的な意味において乗り越えようとする意図を示している。

明治一六年金光大神の帰幽の後、本教は佐藤、近藤藤守、二代白神新一郎等「直信」達を中心に布教公認化の動きを進めていき、明治三三年には一派独立を果たすが、その間の教義形成の営みは、専ら布教公認の課題と関わって、「神道金光教会規約」(明治一八年、「神道金光教会條規」(明治二二年、「金光教教規」(明治三三年等の文面に、本教信仰を国家的価値に合致せしめた形で表現することとしてなされた。すなわち、信仰が既に確固としてある彼等「直信」達にとっての主たる教義的関心事は、自らの信仰内実を問ひ直すということではなく、本教信仰の独自性と普遍性を、当時の国家権力が打ち出す宗教政策へといかに合致させ合理化するか、ということだったのである。

しかしながら、独立後には教義形成の営みは、それまでの国家権力への対応ということから、具体的には明治四〇年前後になされた教義書・概説書の出版や教祖御略伝編纂等の動きに見られるように、本教信仰を享受すべき人々の方へとその向きを変えていく。この書籍刊行に見られる、本教信仰の独自性を社会に対して積極的に顕示しようとする動きは、やがて「迷信打破」「信・忠・孝一本の道」とのスローガンの闡明となる。また教祖御略伝編纂の動きは、金光大神の教語資料の収集を促すと共に、「御覚

書」の存在を全教的に知らしめ、高橋正雄等による「御覚書」に基づいての新たな教義・教祖像の模索の動きをもたらした。そしてこの高橋等の教義形成の特徴は、一面では言わば「問う教義」として、本教の本質的内容を金光大神の生き方の中に問い求める志向を持つと共に、一面では「答える教義」として、積極的に人々へ向けて、「御覚書」解釈から導き出した生活の原理を救済の論理として提示しようとする志向をも持っていた。そして、このような「御覚書」解釈に基づく教義形成・教祖像構築の営みは、「昭和九・十年事件」において一挙に露呈することとなる教団諸矛盾との拮抗やそれへの批判的認識とも相俟って、本教信仰者達に、「取次」という行為を本教救済の根源形態として教義的に認識させることとなったが、同時にその教義は、教団結束の原理としても機能することとなるのである。

敗戦後、新たな社会的・思想的状況の中で、本教の教義形成の営みは、教祖伝記の奉修や教学研究所の設立に見られるように、国家的制約から離れて純粹に学問的体系化への志向性を示すと共に、混乱した教内状況に対応し、「昭和九・十年事件」後顕在化した「取次」を改めて理念化・教義化する形で、教団再統合の原理を模索することとなった。昭和二九年制定の「教規」に結実したこのような戦後の教義形成の営みは、昭和二四年に開始された「取次運動」を通じて、教主・金光摂胤や高橋正雄といった信仰リーダーの存在に支えられつつ、「信心の自己吟味」の運動として全教的に展開されていく。

しかし、彼等信仰リーダー達の相次ぐ帰幽は、昭和四四年「御覚書」の教団刊行と相俟って、信仰の現前性を前提としたそれまでの教義形成の営みとは相違する、現前する信仰自体を「歴史遺産」と捉え直すことによって改めて本教信仰の始源たる金光大神の信仰を問い求めていくという、新たな教義の営みを創出することとなった。また、このような新たな教祖像・教義の形成を求める動きは、単に教学研究の場にとどまらず、昭和四九年から始まる運動新発足という教団動向の中で、新教典の刊行や、儀式・服制の改正への動きへと展開せしめられていったのである。

以上、本教の教義形成の営みとその概念的変遷を概観したが、最後に、近年の「教義」に関する論議の傾向と、そこから窺える今日の教義形成上の問題点を指摘したい。

「教義」をテーマに開催された近年の研究會・会合全般に共通して表れている特徴は、「問う教義」と「答える教義」という、教義形成の営みにとっての二つの側面が、各々の発言者の立場と関わって示されてくる、ということである。例えば、昭和四六年の教学研究会において、教政の立場からは、「将来を予測し未来を先取りする」教義形成の必要性が、また教学の立場からは、歴史認識・歴史批判の教義形成における重要性が、それぞれ提示されている。さらに昭和五一年の教義研究会では、教学の立場から、「役割を持つ教義」「答える教義」に対する「学としての教義」「問う教義」という分類が示され、教学研究が担うべき領域の確認がなされている。もっとも、ここでなされた、布教・教政が担

うべき領域と峻別する形での教学研究の課題領域の確認は、両者の相互補完的な働きによって教義形成の営みの全体性を確保しようとするものではあったが、しかし実際の教義形成の営みは逆に、その役割分化を促進させる方向を辿り、そのことから現在、真の教義形成主体の構造的な喪失状況が生じていると思われる。

〈第二セッション 課題発表〉

布教・教政に関わって、今日求め

られる教義とは

沢田重信

新宗教等に見られる今日の人間の宗教感情について、マスコミは次のようにその特徴を報じていた。すなわち、第一は、教会等の組織を好まない傾向、第二は、濃密な人間関係を形成するのではなく、宗教的権威者に一回限りでの教示を受けようとする傾向、そして第三は、先祖・精霊といった神秘的なものを求める傾向、が強く認められるとのことなのである。新宗教はこのような現代人の宗教感情にこたえつつ布教を展開しているが、ところが本教の場合は、その宗教感情と必ずしも相容れないような性格を伝統的に持っている。本教の場合は、教会への参拝や取次者との密接な人間関係を重視し、何かの権威への依存ではなく自らの「心」が信仰営為の根本に据えられ、あるいは神秘的な感覚よりも日常的

な信仰生活の在り方が重要視される、というような信仰体質を持っているのである。したがって、本教が現代の諸問題に応えていくためには、このような本教の今日までの伝統を押さえた上で、社会の中で苦難に喘ぐ人達の欲求・宗教感情と切り結ばれるような、教義内容の構築を目指す必要がある。

それでは、その求められる教義とはいかなる内容のものであろうか。まずは教祖の布教についての認識を踏まえておくこととする。そのとき、教祖が「御覚書」に示した、安政六年一月二十六日、元治元年正月一日、明治六年一月一日、の三つの神伝が、布教の基本的要件を示す神伝として問題となる。「金子大明神、この幣切り境に肥灰さしとめるから、その分に承知してくれ。」、との安政六年の神伝では、信仰・布教の中心となるべき「人」・取次者の位置が明示され、「天地金乃神には、日本に宮社なし、まいり場所もなし。二間四面の宮を建ててくれい。——中略——お上がかのうて建てば、其方の宮。天地乃神が宮へ入りておつては、この世が闇になり。正真、氏子の願い礼場所。」、という元治元年の神伝では、信仰のトレーニングセンターとしての「場」が押さえられてきている。また、「今般、地頭変わり、出社神号、一乃弟子改めいたし、金光大神のみな一乃弟子。——中略——今般、天地乃神より生神金光大神差し向け、願う氏子におかげを授け、理解申して聞かせ」、との明治六年の神伝では、「金光大神のみな一乃弟子」や「差し向け」という内容から、信奉者集団の結束という問題が提示されてくるのである。つまり、取次者—教

会—教団という布教を支える根底的な要件がこれらの神伝で押さえられている。

そして、教祖が示したそのような布教の理念・方法は、現代にあって、教団では「要綱」であるとか「要目」という形で、また教会においては「教会の願い」「信徒信条」といった形で表されている。各教会で掲げられているさまざまな「信条」には、論理的に筋立てた形ではないにせよ、信心の具体的な方向性を指し示そうとする、極めて実践的な教義形成の内容が認められるのである。

このように各教会の布教現場では教義が多様な形で表されているが、そこには信心の目的を明らかにするための次のような内容が望まれる。それは、一つには、布教の拠点たる信心と社会をつなぐ教会の営みの意味が押さえられていること、二つには、信心の継承の場である家庭の意味が押さえられていること、そして三つには、生き甲斐の問題とも関わる職業観・出世観が含まれていること、である。それらを内容的要件として、教会の布教現場での教義には、たとえ論理的整合性は持たなくとも、信心をすることに力を与え、個人と家と世界をトータルに掴むような内容が、具体的な形で示されねばならない。今後、そのような布教教義が、個性的で、エネルギーで、分かりやすい教えの内容として、生み出されていくことが望まれる。

〈第三セッション 課題発表〉

宗教学としての教義概念及び問題提起

宮本 要太郎

最初に、宗教における教義の意味について述べる。人間が宗教的なものに接するとき、そこには必ず宗教体験が見られ、そしてその宗教体験は、それが理論的に表現される場合は教義という形で、また実践的に表現される場合は儀礼という形で現われる。最初の宗教体験・宗教的直感は、しばしば理論と実践が不明な象徴的な形式において再生されるが、それは後に、体験者自身かその後継者によって教義へと体系化され発展させられていく、というのが宗教の一般的な傾向である。

創唱宗教の場合、教祖の言行は神話としての意味を持つ。そしてその神話はやがて成文化されていき、教祖の死後教祖が神格化されると同時に、神話はその宗教の聖典として位置づけられることとなる。教祖のレベルでは象徴的神話として表現されていたものが、教義として表現されることとなる訳である。しかしながら、本来神話の言語は、それ自体独自の論理・基準を持っており、しかも、その内容は世界・人類にとって極めて啓蒙的な性格を持つものであった。したがって、その啓蒙的なエトスを失わずに教義形成を行うことが果たして可能か、ということが宗教にとって重

大な問題となってくる。

教義は、本来神話においては必ずしも整序されていなかったものが、体系化されると同時に教団によって権威を与えられ、一層規範性を帯びるようになったものである。そしてそのような規範性があるが故に、教義は、神話があるような統合的機能を持つことともなる。また、この教団による神話の教義化は、数学・教義学が聖典編纂・成文化・解釈の作業からやがてより体系的な研究へと進行していくように、教義の起源を特徴づけるものでもある。このような教義の内容は、神について、世界ないしは宇宙について、人間について、という三点に分類される。そして教義の機能は、一つには、信仰の正当性を基礎づける真理の表明としての働き、二つには、個々の信仰の内容に一つの方向性を与えて統一化する統合機能的な働き、の二側面があり、しかもこれらは相互に排他的な関係にあるのではなく、不即不離な関係にある。さらに、教義の重要な面は、それが実践的な意志によって特徴づけられるということである。ある教義が、たとえ非常に難解で理論的な形で表現されることになったとしても、その思弁的な教義の実際の関心は、実践的・活動的な方向性を内包しており、それらは常に緊張関係を保ちながら相互補完的に発展していく。例えばキリスト教や仏教において、教義と儀礼の関係は、キリスト教の場合は、教義が儀礼を意義づけ取り込みつつ発展し、また仏教の場合は、修業という儀礼形態がその特有の信仰を生み出していき、生み出された信仰の体系化としての教義がまた儀礼を再編成するという

関係にある。

次に本教義の方向性について、現代の問題状況を金光大神の信仰レベルに引き上げ、再び降すことによって、人々を真の助けへと導くような教義の可能性として、考えてみたい。

本教では取次ということが強調されてきたが、この取次が単なる形式としてではなく、教祖の言わば「生活化された教義」として表されたものであるとするならば、その生活化された教義ということ自体の中に、今日の教義の問題点があると思われる。現代の教義の重要な問題は、信仰や儀礼にどうリアリティを与え続けることができるのか、ということであるが、そのとき本教のその伝統的な生活化された教義には曖昧性という特質が感取される。その教義はある意味では、非常に多様な解釈の可能性を有しており、柔軟ではあるが、そこを中心にして教義が体系化され統合されていくような、教義の核となるべき内容が未だ打ち出されていないのである。そのことは、本教信仰が、キリスト教や仏教と比較して、総体として歴史や世界と真の意味で対決していないことに由来するのではないかと、と思われる。本教の場合は、教義の核心的内容が無いところから、社会的な問題状況に突き当たったとき、その状況との対決を回避する形で一旦教祖の信仰へと回帰し、そして状況が安定化へ向かい始めたとき初めてその状況を把握し跡付けていく、という方向になっているのではあるまいか。教義の曖昧性は、別言すると拡散性でもあるが、非常に多義性を特徴とする現代社会にあって、その全てを対象とすることで教義を拡散

させてしまうのではなく、あくまでも教義の中心を模索しつつ歴史・世界と対決することに努める必要がある。

〈第四セッション 課題発表〉

現代の教学における教義的課題

岩 本 徳 雄

本教には、教祖の信仰・布教を範型とした教学的営みがある。歴史の中に本来的なものとしてあり、それは基本的には、信仰の吟味・探求的な面と、展開・布教的な面に二分することができる。本教教学の創草期には、この両面が研究の基本的な柱として構想されていたのであるが、近年は、「御覚書」事蹟解釈を始めとする吟味・探求の姿勢が基調となり、その後理解研究において展開・布教的な内容も培われてきたものの、最近の研究動向を見ると、やはりあくまでも史実実証を目指した探究型の教義研究や、テキスト論的教典分析が中心になっている。

しかしながら、このような教学研究の傾向は、新教典刊行という出来事によって、大きな変化を受けつつある。そこでこの点について、最近の「教義」が求められる信仰的状況・背景との関わりで考えてみたい。新教典には、教祖の一生・教え・お知らせ等についての多彩にして豊富な内容が収められているが、そのことは逆に、価値観の多様性とも不確定性とも言うべき今日の現状と

関わって、恵まれすぎた内容ゆえの不安感を、受け取る側に抱かせることになっていくように思われる。そしてそのことと共に、教典の内容の現代的意味が明確になり難い物足りなさや、かつて存在したような明確で具体的な形での、信仰の根拠としての教義の確立を求める声を高まらせている面もあるのではないか。すなわち、放っておけば新教典と今日の我々との距離間隔がますます大きくなるという危機感が、教義を求める声の背景にあると思われるのである。このような教典刊行後の状況を見るとき、当時の歴史状況に還元して金光大神が現した教義の意味を把握するという吟味・探求型の研究方法だけでは、現代への展開という面で弱く、改めて教義研究の方法の模索が要請されてくる。

とは言い、近年の、事蹟解釈、理解研究、テキスト論等の教義に関わる教学研究の営みは、未だ完成された訳ではない。例えば事蹟解釈の方法は、「覚帳」をも対象に加えその対象にふさわしい手法を求めながら、取り組まれる必要がある。また、「御覚書」・「覚帳」の執等時期やその宗教的意味の解明、その文体・修辭を中心にしたテキスト論的分析などが行われつつあるが、今後はさらに、「教祖広前歳書帳」を含めて、金光大神が記した書についてのあるゆる角度からの研究的解明がなされることが求められる。加えて、「御理解集」は、直信達による伝承であるという点で、それらのテキストとは幾分異なった性格と独自の研究的意味を持っているが、内容的にはそれらと極めて緊密な関係にある。したがって、このような教典に収められた諸資料は、どれを

中心的に扱うにせよ、他との関連においてその意味が把握されていくことがいる。その意味で、教典の内容全体を串ぎしにするような教義的研究が手がけられなければならない。近年開始された民間陰陽道・金神信仰を視点に置いた研究は、金光大神とその信仰を、当時の宗教状況との関わりにおいてトータルに押さえ直そうとするものであり、その意味で教典の内容全体を問う研究でもあると言える。この調査・研究は、その射程を金神信仰以外の民間信仰にも拡げて進められているが、今後、例えば天台仏教と金光大神、修験道と金光大神、といった様々な視点を通して、当時の宗教状況・実態において金光大神の教義を構造的・思想的に解明していくことが求められる。

以上は吟味・探求型の教義研究の展望であり、今後このような課題と方法は、教学の基本的な位置を占めていくことになると思われるが、最後に、展開・布教型の教学研究の課題について、新教典公刊による信仰・教義状況の変化との関連で探っておきたい。

金光大神における教義形成のあり方を見ると、当時の人間にとっての一定の価値体系・生活様式等における問題性を的確に押さえ、それを克服していくべき方向と理念を具体的に提示している。そうした教義形成のあり方を範とするならば、今日的には、現代の人間に密接した諸価値の問題性を把握し、克服せしめていくべき新たな理念をやはり具体的に提示することが、教義を生み出していく営みということになる。今日教学は、吟味・探究的に教

典に向かつていく基本的姿勢を従来通り堅持しつつ、それと共に、まさに現代における「御道案内」とも言うべき指標の提示、すなわち人々を助かりへと誘う手だてとしての教義の提示を行なうべく、教典を背に現代の問題状況へ分け入っていく教学的姿勢を併せ持つことが求められている。

〈討議〉

以下は、各セッションでのコメント発表・パネル討議、全体討議で出された意見の要旨を、内容別に整理して取りまとめたものである。

現代状況と教義形成・教典

○ 教義の宗教的意義は、宇宙・人間・神の、全体の整合的な意味世界を指し示すということである。とすると、教義が断片的ではらばらであるということは、我々の宗教生活自体がばらばらになっているということになりはしないか。信仰体験の理論的側面である教義は、それがどれほど統合的に問題にされるか、ということが本教にとって非常に重要である。教典からどのような大きな意味世界を汲み上げることができるか、という問題は、信仰的実存の最も大きな課題であるが、同時に、現代においてそれを問うということは、世界全体の様々な問題との対話の中から、教義的探求がなされるということであり、現実認識の中で本教の意味世界が打ち出されていくということではなければならない。「答える

教義」・「問う教義」といった形で教義の性格を担い手によって分類することよりも、世界全体の中で本教信仰者が総体として取り組むべき根本的な問題を教政も教学も共に見据え、その大きな教義的課題の中でそれぞれが担うべきところが示されるべきではないか。教典を解釈するプロセスは、同時に世界を解釈するプロセスであり、世界の中で信仰を受けとめ直すプロセスである。

○ 「昭和九・十年事件」以来、特に「取次運動」を通して我々が長く教義としてイメージしてきたのは、一対一の結界取次に集約されていく人物中心の教義観であった。しかし、今日のような、歴史・社会が一人一人の心の変化だけで動き得ないような時代状況・社会状況にあっては、改めて、本教としてその新たな時代状況に関わっていく信仰的な態度・構えを教義として追究していく必要がある。そのとき、その論理の中心をなすものは、一つには、時代の苦悩を自らの信仰の内に内面化すること、二つには、その時代の苦悩に対する教えの展開をはかるということ、三つには、一人一人の信仰が持つ恣意性を克服する自己批判性を内包すること、である。

○ 明治維新以来国家全体を動かした大きな思想潮流である合理主義は、近年では批判的に捉えられつつあるが、そのことは、維新以来百年を経てようやくその思想が相対化されるに到ったということである。そうとすれば、今日において、かつてその思想潮流の中で普遍性を獲得するべく形成された教義・「迷信打破」に代わり得るような、現代社会の中で普遍性を持つ本教教義を構築す

ということとは、大変な問題であり、容易にでき得るものではないと考えておく必要がある。加えて、その教義構築は、まず教学や信仰・教団の側に確固とした立場があつて、そこから社会の動きに対応する教義を創出するというのではなく、自らが一個の人間としてその問題状況をどう生きていくのか、といった実存的な課題がまずあつて、その態度・構えが教義となつていく、という性格のものである。すなわち、自らがその世界の問題の中へ入り込んでいく、ということが、信仰者が教義形成の主体者になるということなのではあるまいか。

○ 本教が本教であるということは、常に新しい意味世界を本教として把握しているということである。そして、そのような新しい意味世界を統合的に把握・理解するものとしての教義が打ち出されていくためには、歴史状況の中で、教祖が象徴的な形で示した信仰や神や世界が解釈し直されていることがある。しかしながら最近の本教の状況は、窓を開けば世界は火の海であるのに、閉ざされた窓の内側で手直ししようとしている感が強い。世界へ窓を開くということは、単なる外からの要請としてではなく、常に世界の中で難儀な氏子に開かれていくべき本教信仰の本来的あり方自体が、我々にそれを要求しているのである。

「取次」と関わる今日の教義状況

○ 取次という救済形式に基づく本教の救済は、常に民衆の生活に根差した救済として、非常に多面的な救いや信仰を生み展開さ

せてきたが、同時にそれは、常に人間の個別的な難儀と関わって発動されてきた。したがって、救済を改めて現代を生きる人間全体の次元で問題にしていこうとする場合、教祖のような宗教的カリスマが存在しない以上、今日においてはむしろ、現代の問題を集約していくシステムが必要となってくる。取次の場での個別的な救済を歴史の現実との切り結びにおいて把握し、個の難儀や助かりと人間全体の構造的難儀・救済との関係を明らかにする契機を、教義的に持たない限り、本教教団の現代社会における存在意味は認め得なくなるのではないか。

○ 取次自体は、多産的な救済構造を持つているのであるが、戦後「取次運動」を通じて、「取次によって救われる」というイデオロギーを信仰する、という教義が生まれた。そして今日、その教義のために本教信仰が枯渇化しているという現実がある。そこで、「取次」という教団統合のための教義を、乗り越えるための教義が今日要請されている。

○ 教内外から迫って来る歴史状況が、教義を問うという行為をもたらす。したがって、教義を問わせてくる歴史状況がどれほどその信仰の中に汲み込まれているか、それによってその教義の力が違ってくる。例えば、「取次」の教義が出てきた背景には、国家権力との関係で本教とは何かが問われる歴史状況があつた。つまり、教義形成を促してくる大きなその時の歴史状況に対する一つの答えが、「取次」という教義であつた。ところが、戦前の「迷信打破」や「信・忠・孝一本の道」と比べて、そこで打ち出さ

れた「取次」教義は、本教の独自性を追求するあまり、逆に現代社会に対して本教が何を為し得るのかという視点を欠落させてしまったと言えるのではないか。

○ 現在教義形成主体が不明確になっているということは、本教信仰の正当性や永遠性、展開性というものを教団として組織的・体系的に整える基盤となるべきものが未だ充分に整っていないことによる。本教には、教祖の事蹟がそのまま本教の教義であるとの認識があり、また、教祖帰幽後も生神金光大神取次の業は歴代教主に伝承され、教祖広前の延長であるとされているところから、信仰生命が生きて働くうちは歴史・社会からの問いかけが信心の問題として溶かされてきた。そして取次の働きが機能し得なくなった時には、もはや社会との緊張関係自体が生じなくなってくる。どちらにせよ本教の場合は、教義そのものが問われない構造を有しているのではないか。

教義形成における教政と教学の課題

○ 本教史の中で教政的課題に関わる教義は、内的・外的要因によって教団の基盤がゆらぐというような危機的状況の中で、教団組織の基盤を支えるものとして求められ、機能してきた。今日までこうした教政によって生み出された教義が、ある時は固有の世界観を積極的に社会に打ち出すことをもって、あるいは、世俗の価値や規範に合うように自ら進んで歴史・社会からの問いに答えつつ、教団の信仰を守ろうと努めてきたのである。そうした点か

ら逆に、今日までの歴史の中で教えを尋ね、教義を探索してきた営みが具体的にはどのような要因からなされ、どのような形で本教の歴史に作用してきたのか、あるいは、それはどのような社会的背景との関わりの下にあったのかを、究明することが求められる。それらは地道な教義探求の歩みであるが故に、歴史の表面には現れない形で、教政的教義と緊張関係を保ちながらも、時代の進展と共にその内容となるべきものとなっていく、教団が何らかの危機的状況に立ち到ったときには、その危機を乗り越える原動力として作用してきたのではあるまいか。

○ 教団の営みから生まれる教義は、将来への先見性を持って、社会的な状況を動態として認識し、現在の人間状況の難儀性を読み切ることが要る。例えば、「信・忠・孝一本の道」と表現された教義は、その時代の状況・国家体制の中において、信仰が状況と切り結んでいく上で一定の創造性があった。また、今日掲げられている「自他共に助かる信心」という教団方針も、孤立化・分断化された現代の社会状況を意識して打ち出されている。そのように教政の教義は、時代状況に対する先見的認識を持って、金光大神の信心の一面を選択しつつ、社会あるいは人類の要請に答えていくという内容を持つものであった。しかしながら、同時に教政的教義は、そうした性格ゆえに、かつての「信・忠・孝一本の道」という教義が今日では教義としての意味を持ち得ないように、時代状況の変化によって有効性を持ち得なくなるといって一面を持つことを押さえておかねばならない。

○ 教学が担うべき教義形成の営みは、歴史状況への適応としての教義の形成ではなく、時々の政治状況や教政動向から独立した地平で構築されるべき金光大神の信心内実の原理論化であるはずである。そしてその原理論化は、観念的になされるのではなく、あくまでも金光大神の信仰が示されている教典の内容を踏まえ、その具体的な分析を通じて行われねばならない。教典に記された一見ばらばらになって相矛盾するような内容を、一つ一つ検討し抽象化していった、その中にある本質を原理論化するという作業が、何にも増して重要である。また、教政によって担われるべき現代社会への適応・対応としての教義の形成は、一方で現代社会そのものの客観的分析を行いつつ、構築された原理論の内容に基づきながらその応用として形成されるべきものである。

○ 以上、課題発表・討議内容の要旨を記した。最後に今回の研究会の意味を明確にするために、本会の全体的な流れと、その中で浮かび上がってきた問題点を取りまとめおく。

先にも記したように、本会は、教典刊行後の教団状況にあって、近年その新たな確立・展開が求められている「教義」についての、歴史的・概念的なレベルでの基礎的確認を行うことを意図して開催した。パネル討議の第一セッションでは、本教史上に示された教義の諸相を概観し、近年における様々な教義に関する論議についての論点整理を試みる発表を行い、教義形成主体が不明確になっている今日の状況や、本教史上における教政的要請による教義

形成と教学的な教義探求の営みの関わり、が論議された。第二セッションでは、現代社会における教会・信奉者の実態を想定しつつ、信奉者が日常的に実践でき、しかも個人と家と社会をトータルに捉え得るような教義が望まれるとする発表を受けて、教義が信心生活・布教の中で持つ実践的意味や、「信・忠・孝一本の道」「迷信打破」等戦前の教政的教義との比較における、戦後の「取次」教義の問題性、及び今日教政が進めている教義形成の営みと社会との関係の問題、が論議された。第三セッションでは、宗教学の立場から、教義概念の意味内容やキリスト教・仏教における教義の歴史的諸相を踏まえ、本教の今後の教義形成の方向性について、体系化・統合化していくための核となる内容を、教典との関わりで模索するべきであるとの発表を受けて、他宗教との比較で本教信仰・救済形式の特質と見られる「取次」の、教義的可能性・限界性や、歴史・世界と真に対決して得ていない本教の閉鎖的な信仰状況の問題を焦点として論議がなされた。第四セッションでは、教学の立場からの、教祖の信心に対する吟味・探究を基調としてきた教義研究の基本線をさらに発展させつつ、現代的課題に対してより直截に答え得るような、展開・布教型の教義研究をも今後は模索する必要がある、との発表と関わって、教政的な教義形成の課題と教学の教義研究上の方法論との関係の確認をめぐる論議がなされた。そして、これら四つのセッションでのパネル討議の後、そこで浮上した問題点を確認する形での分団討議・全体討議が行われた。

以上のように今回の会合では、「教義」に関わる問題を四つの角度から論じ、その討議を通じて、本教としての教義の核となるべき内容が未だ不明確であることや、教義としての「取次」の問題性、さらには、世界の諸問題との対話の中から教典の解釈へ向かうべき教義形成主体としての態度のとり方など、今後教義研究を進めていく上で教学が課題とすべき内容が多く出された。そしてこれらの発表・討議を通じて、現在の教団状況にあって多様な意味内容で語られている「教義」の、概念的枠組を定めることの困難さを改めて痛感させられると共に、今なぜ教義が求められているのか、という教義形成への必然性についても、今後、教典が新たに提示している信仰的課題と現代における人間の難儀の、統合的把握を基礎として、より一層厳しく検討を加えることが求められていると確認せしめられた。

研究員集會記録要旨

昭和六二年二月一〇日、本所会議室において、「今日の教団動向と教学の課題」と題して、第一三回研究員集會を開催した。

以下に記す要旨は、同テーマによる発表及び懇談内容を要約したものである。

なお、出席者は、金光寿一、鈴木甫、齋藤東洋男、田中元雄、松村真治、の各研究員と本所職員六名であった。

〈発表〉

今日の教団動向と教学の課題

鈴木 甫

現在、本教では、教祖百年祭後の教団動向として、「現代社会にあつて金光大神の信心を現す」という基本方針の下に、金光大神の信心を教典を通して頂くことから、新たな教団動向を生み出していかうとしている。とりわけ来年度からは、新しい信心運動への取り組みが開始されようとしている。これは、本教が二世紀に向けて人が助かる道を顕現していくためのものであり、「自己共に助かる」ことを指標とした、人間の新たな生き方を提示し得る内容を生み出していかうとするものである。さらに、現代

の問題を通して信心を展開させようとする教団の取り組みは、同時に、新しい教義形成の氣運を根本にすえての教団体制の構築や教団布教の推進ということをも目指すものであり、そこに二世紀に向けての教団の大きな展望がある。このような現在の教団動向を踏まえた上で、教学の課題について問題提起をしたい。

教学の課題は、金光大神の信心の再把握と本教教義の形成であると思われる。しかしながら、現在の本教には、教義の求め方に二つの考え方・方向性がある。一つは、これまで教学研究所が教学研究において進めてきた考え方・教義形成の方向性であり、今一つは、教務・教政に携わる人達の考え方である。

前者は、金光大神の信心が形成されていく段階を精密に追究しながら、金光大神の信心、あるいは、人が助かることの意味等を構造的に捉えようとする営みであり、金光大神の信心の本質・根本を把握しようとするところに重点が置かれる。したがって、その教義形成は、金光大神の信心を現代社会と切り離して、金光大神が生きた時代の中で押えて把握する営みであるところから、今日を生きる人間の諸問題やそこからの助かりとは必ずしも結び付かず、今日の時代社会（世界）が本教に求めてきている要請に対して、充分な対応ができ難いという性格を持っている。

これに対して後者は、金光大神の信心を我々が生きている現代という空間・時間との関わりの中で把握して構造化しようとする立場である。この教義に対する考え方は、今日の世界・社会の難儀や人間の問題と、本教の信仰・金光大神の信仰をどう結び付け

るか、関係づけるか、というところに関心の重点を置いてゐる。このような立場から形成される教義・信心は、変化する時代社会との関係でその内容が生み出されたものである故、永遠・不変のものではなく、可変性という性格をもつ。したがって、その時代の人間の新たな問題、あるいは世界把握に対して、本教の信心が応答し得る内容を持つものであり、ひいては、人類の歴史をリードする思想となるべきものである。

さて、今日の教団が当面している問題は、社会と金光大神の信心との結びつきという点について、未だ明確な解答が示されていないということである。ますます複雑・多様化している現代において、人間の生きる方向性や救済論について、従来から説かれてきた「金光大神の信心を頂く」という姿勢からは、充分な対策が示され得ない状況にある。例えば、今日、生産社会から消費社会へと移行しつつある中で、金光大神がその時代状況の中で信心の方向として示した、「実意丁寧」、「正直」、「辛抱」、「親切」等の生き方は、かつては生産社会に寄与する人間の在り方として大切にされたものではあるが、今日の消費社会ではその在り方は通用し難くなっているのである。また、「家業の行」、「女は家の家老」、「女は世界の田地」等、女性を解放した考え方は、当時としては新しい価値観を持つものであったが、現在の時代状況は、そのような見方だけでは捉えきれなくなっている。さらに、平和、人権、差別、遺伝子操作、妊娠中絶、人工授精等の問題について、金光大神の信心からどう捉えるか、どう対処する

か、といった課題が山積している。

そこで、こうした諸問題に対して、本教の信心はどう答えるかというところに、教義を形成する喫緊の課題がある。今日の新しい人間の問題、社会の変化、人間の新たな難儀に対する本教の取り組みや、問題への対応は、非常に弱い。また、紀要「金光教学」において、いろいろな知識・考え方・教祖時代の新しい発見等が発表されてきているが、今日の新しい問題への対応という意味では充分だとは言えない。

では、そういう問題に対して、我々は何をなすべきであるのか。平和、人権、差別、余暇等の問題について、本教の教学、あるいは教学研究所は、これらの問題にどう対応しようとしているのか。あくまでもこれまでのように、基礎教学として、本質的なところを究明し、金光大神の信心を構築しながら、内容を高めていくという努力で終るのか。あるいは、新しい部門を設けて対策を講ずるのか。それとも、教務・教政に任せてしまうのか。問題は、先に述べたように、我々の、金光大神の信心の現代化、すなわち信仰の創造的な再解釈への努力が欠落しているところにあると言えよう。

これが、教学の課題に関わる私の問題提起である。

我々が生きる今日の時代という視点から、金光大神の信心を見ていき、本教の信心・教義というものを生み出し、明確にいく宮みは、金光大神の信心をさらに豊かにしていく上で、今後一層求めていかねばならないことである。

（懇談）

○ 教典刊行により、今後一層、教団のアイデンティティが求められてくる。そこで、教学する立場からは、基づくべきところ、すなわち、生神金光大神取次の道という、基本的、根本的なものは何か、というところを焦点にし、本質から現代社会を見ていく姿勢と、逆に、現代社会の諸問題から本質を見ていくという交互作業を行いつつ、絶えず、この現代社会あるいは今日までの歴史における根本問題について、充分認識することがいる。

○ 金光大神の信心を社会へ打ち出すについて、教団として、今日の社会に対して何が出来るか、何をしなければならぬか、といった一番基本となるところへ立ち帰り、そこから全てが発出していくという在り方を目指すべきである。既成化した古い観念・思考・習慣は、時代に即して整序されることがいる。それをするのは、教学というところに腰をすえた厳しい立場においてである。

○ 現状として、全教的に、教義論争及びそれに関わる基本的な問題意識が希薄である。また、金光大神の信仰の現代化への営みが弱い。それは、現代への対応・応答といった場合、現代社会の根本問題、例えば、かつての「日柄方位の迷妄」といったような、金光教として対決する相手を見定め得ていないという問題でもある。しかし、社会対応という場合、ややもすると金光大神の言説（理解）に依存し、該当する理解などをピックアップするだけで教義の再構築をしたつもりになる恐れもある。そうした安易な方法・行動は、新たな教義形成や信心運動を制御することにもなりか

ねない。この点は、特に注意を払わねばならない。

○ 教学の立場と教務とは、適度の緊張関係が保たれねばならない。教学が、教務や教会に直接的に役立ったり、論文等の成果が信奉者にとって読みやすいものでなければならぬということでもない。むしろ、直接役立たないが故に、かえって意味をもって、という在り方が望ましい。しかし、教学は根本的・基礎的であるからといっても、決して今日の人間の諸問題をどう捉えるのか、現代社会をどう見るのか、という認識を欠いていいということではない。

○ 発表で言われたところの現代へ応答する内容に繋がる教義形成は、研究主体が、日常的・恒常的に現代の問題に触れ、揉まれていないと出来難いことである。そうした面から研究所の現状について考えてみると、従来から言われてきたような、根本資料批判を基本とする教学であらざるを得ないのではないか。このような現状を打開するには、今まで以上に、研究視点の研鑽、課題の掘り下げ、領域の拡大を積極的に押し進めていくことがいる。

○ 教務・教政・教学が、相互に立場・役割・機能の違いを確認した上で、金光大神取次の道を実現すべく、各々が受け持つセクションの中身を充実させていこうとする認識と自覚が望まれる。そして結果的には、それぞれの働きが統合されていくような関係の在り方が求められる。

○ 教団の目指すべき方向・角度について、昨今、教政サイドは、「自他共に助かる信心」・「政治社会問題への対応」・「教義の

展開」等と言ひ、教義形成の必要性を説いている。しかし、一方、宗教界・学者達の中には、そうした方向のもつ信仰体験軽視の傾向に警鐘をならす声もあり、信仰を体験なしに教義・教学で理解すると活力を失なう原因ともなるとの観点から、改めて教義を求めるとはどのような認識に立つてのことか、といった疑問や反対意見がある。そうした意味においても教義形成の必然性ということについては、改めて慎重に考え直されねばならない。

○ 教学する立場から言えば、現代的な課題意識や現代への危機意識が研究をさせるものであり、また、研究のエネルギーは、ここにあると考えられる。しかし、現状として、そうした現代への危機意識・時代認識が研究者個々に任されているため、自ずと研究が資料へ埋没していく危険性を持っている。研究者がその点を自覚し、より豊かで創造的な研究にいくためには、研究所全体で、研究エネルギーの醸成が図られるべきである。それがひいては、教義の創造・展開へと繋がっていくものと考えられる。

○ 研究所は資料に、教務は現代社会とか現実を生起する問題に、各々対応しており、関わる分野の違いがある。研究所としては、資料に関わる研究主体自体が、どういうところに身を置いているのか、という研究者の教学への腰のすわり方について、充分検討されねばならない。

○ 教学研究所には、三〇余年の歴史と実績とがある。しかし、だからといって今後も従来の中組んで考えていいというわけではなく、施設・人材の問題も含めて、しっかりとした将来展望・構

想に立って、本所の存在自体を、基本的・根本的に問い直すことが求められる。そうしないと、教学研究を担うべき研究者の確保・育成、問題意識の研鑽等の課題も進展し難くなるのではないか。

○ 若手の研究者は、高橋正雄・大淵千仞の思想を乗り越えるほどの気概を持ち、所外との積極的な交流・刺激を求め、問題意識の研鑽に努め、新しい研究スタイル、研究領域の開拓に積極的にチャレンジして欲しい。

○ 以上が発表要旨と懇談の要点である。発表及び懇談を通じて投げかけられた意見は、全体として、教学の基本的立場・役割についての再検討・再確認を迫るものであり、教内外からの教義形成への期待に関わって、本所が如何なる見地から何をどのように批判すべきか、あるいは応えようとするのかを問い質す意味を持つものであった。

彙報

— 昭和六二・四・一と昭和六三・三・三一 —

昭和六二年度の業務概要	二二四頁
研究題目の認定	二二五頁
研究講座	二二五頁
研究発表会	二二八頁
資料の収集・整理	二二八頁
教典に関する基礎資料の編纂	二二〇頁
教学研究会	二二〇頁
教学に関する懇談会	二二一頁
教団史に関する懇談会	二二一頁
各種会合への出席	二二一頁
研究生	二二二頁
評議員	二二三頁
嘱託・研究員	二二四頁
人事異動	二二四頁
学院生の研修・その他	二二五頁

昭和六二年度の業務概要

本所は、本教における教学研究機関として、諸般の業務が円滑に進められていくことを願って、昭和五七年度から、研究講座体制を敷き、併せて所員の研究題目認定を実施するとともに、五九年度から、『金光教教典』の基礎資料の編纂を進めてきている。また、六一年度からは、五七年度以来の研究講座体制に検討を加え、研究分野をベースとした研究室の構成を行い、部制と研究講座制との関連付けをはかり、講座をはじめ、その他全般にわたって、研究活動の充実・展開を求めてきている。

六二年度は、前年度にとり進めてきたところをさらに展開するべく、(1)本教における教義的課題の明確化、(2)『金光教教典』の基礎資料の編纂、(3)本所諸資料の全体的確認・検討、といった諸点を中心として、諸般の営みを進めた。

(1)については、各研究講座における課題追究の過程で、また、教学研究会において、本教教義の枠組みを究明するための基礎的確認を行う中で各々このことに取り組み、(2)については、これまでの作業を踏まえて、「覚帳」の注釈書の内容づくりに着手し、併せて、不明瞭な用語等に関する聴取調査を行い、(3)については、これまで行ってきた本所全資料の目録作成を進め、資料との照合確認作業を行い、本所における統一的・体系的な分類項目の立案に向けての準備作業を始めた。

その他、資料の保管・整理については、昨年に引続き、教団史

関係資料を中心に資料の複数化(複写)及び資料目録の作成を行った。また、本所所蔵資料・図書を目録をコンピュータへ入力した。

研究題目の認定

四月二日、一二名の所員による研究題目が、また、一月二日、所員竹部弘による研究題目がそれぞれ認定された。

〈第一部〉

○金光大神事跡の資料化

——小野家資料をもとに——

金光 和道

○「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」のテキスト研究

早川 公明

○本教祖靈祭祀の歴史的考察

——本教祖靈観の教義的解明を目指して——

松沢 光明

○安政五年(二月二四日)のお知らせにおける「無礼」の解釈

竹部 弘

〈第二部〉

○病氣と信仰

岩本 徳雄

○戦後教団の動向について

——教規改正・取次運動等に見られる戦後教団の方向性——

西川 太

○本教教義の概念と教学研究の課題

藤井 潔

○金神信仰の実態とその背景について

岡成 敏正

〈第三部〉

○管長退任要求の思潮と高橋内局

——本部出張所報告にみられる文部省との交渉を中心として——

佐藤 光俊

○信徒による管長退任要求運動の歴史的意義

——教団肅正期成会の動向に焦点をあてて——

上坂 隆雄

○明治・大正期に於ける「外地」布教について

渡辺 順一

〈資料室〉

○資料編集(一)

○教内紙誌掲載教団史資料目録の作成

岡 千秋

研究講座

五月一日、本年度(六二年)の研究講座を発足せしめ、以下の通り実施した。

一、第I講座

(1) 教学論総論—担当者、所長・部長・幹事・所員・資料室主任・囑託

研究生を対象に、本所の活動内容に関する講義、教学の基本理念・歴史・方法論、金光大神研究、教義研究、教団史・布教史研究、及び本所所蔵資料についての講義を八回実施した。また、囑託による次の講義を実施した。

○「近代史研究への基礎視点」教団史研究への視点と課題
坂本忠次(62・6・13、8・15)

○「社会・文化現象を考察する上での基本姿勢について」山崎達彦(62・7・23)

○「宗教学の課題と動向」荒木美智雄(62・8・13)

○「現代文化の動向とパラダイムの変遷——西欧の没落と世界の再統合——」荒木美智雄(62・11・19)

(2) 教学論各論

(イ) 原典講読1——担当者、竹部

「お知らせ事覚帳」の原文をテキストとして、通読、討議を中心にして八回実施した。

(ロ) 原典講読2——担当者、鈴木

「金光大神御理解集」をテキストとして、通読、討議を中心に八回実施した。

(ハ) 原典講読3——担当者、原田

『信仰回顧六十五年』上巻をテキストとして、通読、討議を中心に一〇回実施した。

(ニ) 資料解説1——担当者、金光

毛筆によるくずし字の解説や資料調査方法の基本的作法を習得するため、「お知らせ事覚帳」(写真版)・小野家資料等の解説の実習を六回実施した。

(ホ) 紀要論文講読——担当者、藤井

研究生を対象に、高橋行地郎「生神金光大神社についての

一考察」、福嶋義次「慣習世界と信仰形式」、宮田真喜男「大正六年から一一年頃の畑教監時代の教団の問題」、藤尾節昭「布教と教義化の問題」、福嶋義次「金神、その神性開示について」、竹部教雄「安政五年二月二四日のお知らせの一解釈」の各論文をテキストとして、講読会を六回実施した。

(ヘ) 金光大神関係資料講読——担当者、真田

「奉修所資料」・「金光大神に関する資料」の講読を中心に、二四回実施した。

(ト) 文献演習——担当者、鈴木

助手相互の課題意識に基づき、関連論文の講読、討議を中心にして、六回実施した。

二、第II講座

(1) 原典ゼミ1——担当者、金光

今年度からは、昨年までの「金光大神覚ゼミナール」(昭和五〇~六一年、合計一〇回)の記録を整理し、従来の研究成果や関連資料を確認しつつ、改めて「覚書」の講読・討議を行うこととして、八回実施した。なお、囑託高橋一邦・竹部教雄が本講座に出席し、討議に加わった。

(2) 原典ゼミ2——担当者、早川

新教典注釈書編纂事業の一環として、「お知らせ事覚帳」の現代語訳の検討、及び注釈箇所抽出を行なっている。本年度は七回実施し、最終章まで一通りの検討を終えた。その後、

注釈書作成の方針について話し合うため、一回開設した。なお、囑託高橋一邦・竹部教雄が本講座に出席し、討議に加わった。

(3) 教義ゼミ——担当者、岩本

教義をテーマにした近年の教内会合の記録及び本教教義書の講読・討議を中心に、教義概念の整理を行うべく六回実施した。

(4) 教団史資料ゼミ——担当者、佐藤

教団史資料の体系的分類、整理をはかるため「分類項目」の検討及び「第八回教団史に関する懇談会」の事前準備のため三回実施した。また、教団史資料の戦前・戦後期分の分類、整理作業を二回行い、戦前期分の項目別分類を終えた。

三、第三講座

(1) (イ) 金光講座

研究題目に基づき、小野家資料をもとにした金光大神の事の資料化をすすめると共に、当該資料の解説作業をすすめた。

(ロ) 早川講座

研究題目を追うと共に、テキスト研究の方法論的検討をなすべく、三回開設した。

(ハ) 松沢講座

研究題目を追うべく、二回開設した。

(ニ) 竹部講座

研究題目を追うべく、関係文献の講読を進めた。

(2) (イ) 岩本講座

研究題目を追うべく、四回開設した。

(ロ) 西川講座

研究題目を追うべく、五回開設した。

(ハ) 藤井潔講座

研究題目を追うべく、三回開設した。

(ニ) 岡成講座

研究題目を追うべく、四回開設した。

(3) (イ) 佐藤講座

研究題目を追うと共に、方法論の吟味、検討をなすべく、六回開設した。

(ロ) 上坂講座

研究題目を追うべく、三回開設した。

(ハ) 渡辺講座

研究題目を追うべく、二回開設した。

(4) (イ) 堤講座

研究題目を追うべく、六回開設した。

(ロ) 岡講座

研究題目を追うべく、四回開設した。

なお、六三年三月中旬から下旬にかけて、本年度実施された研究講座について、各講座ごとに反省会をもった。

研究発表会

研究活動の過程で、他の立場からの示唆、批判をうけて、研究の関連を相互に確かめあい、各自の研究が充実し促進することを願って、以下の通りに実施した。

○戦時時局下金光教団の戦時時局対応

——日清・日露戦争時局を中心に——

原田 道守 (62・10・26)

○金光大神の布教形態としての講形態 鈴木 義雄 (62・11・16)

○金神信仰の実態について 岡成 敏正 (62・11・30)

資料の収集・整理

資料室を中心として、左の業務を行った。

一、資料調査・収集

(1)戦後教団史資料(二五)の収集(62・4・24) 二名 本部教庁

(2)北京日語学校関係写真(八五)の収集(62・5・17) 一名 総社

教会

(3)農耕・栽培等に関わる信仰習俗に関する、三近滝三郎、友田

沢次氏からの聴取調査(62・5・29) 三名 金光町

(4)川崎元右衛門の没年に関する調査(62・6・15) 三名 金光町、

鴨方町

(5)民間信仰及び金光町周辺の習俗に関する、平田亀二氏からの

聴取調査(62・6・27) 三名 金光町

(6)細愷氏からの古地図(二五)の寄贈(62・7・2)

(7)戦後教団史資料(四九五)の収集(62・7・6) 二名 本部教庁

(祭場東倉庫)

(8)修験道及び金神信仰等の民間信仰に関する、亀鷹敏夫氏から

の聴取調査(62・7・8) 三名 金光町

(9)コンピュータ新機種の情報収集(62・7・16) 四名 岡山市

(10)金神講の実態に関する、佐藤賀鶴雄氏からの聴取調査(62・8

・13) 四名 芸備教会

(11)コンガラ様(民間祈禱者)に関する実態調査(62・8・17) 四名

岡山市、山陽町、牛窓町

(12)コンガラ様の布教実態並びに民間信仰に関する、石原恵美子、

松本菊野、竹下満子氏からの聴取調査(62・9・24) 四名

岡山市、山陽町、牛窓町

(13)戦後教団史に関する、岩崎猛氏からの聴取調査及び資料(四

五) 収集(62・9・28) 二名 曾根教会

(14)斎藤俊三郎氏関係資料の提供(62・10・6)

(15)資料の整理・保管機器に関する情報収集(62・10・15) 三名

岡山市

(16)方位鑑定に関する文書(二五五)の調査収集並びに金神講に関

する、高畑綾雄氏からの聴取調査(六五五) (62・10・21) 三名

岡山市

(17)大久保宅次氏関係資料(二五五)の調査収集(62・11・11) 二名

八王子市

(10) 金神講の実態調査並びに金神信仰に関する調査(62・11・20～21)

四名 絵社市、美星町、山手村

(11) 天理図書館への調査収集(62・11・26～27) 二名 天理市

(20) 金神講の実態に関する、石原康義、高畑綾雄氏からの聴取調査(62・12・3) 三名 岡山市

(21) 前田登代子氏からの典楽関係資料(八志)の提供(62・12・10)

(22) 本教音楽史に関する文献(二志)の調査収集(62・12・14～15) 一名 東京音楽大学附属図書館、国会図書館

(23) 広江教会資料(一五志)の提供(63・1・16)

(24) 近畿布教史編集室からの難波教会資料(二志)の寄贈(63・3・1)

二、資料管理

(1) 資料の管理・運用

新収図書(五二七志)及び「研究発表・報告」目録(六五八志)をコンピュータへ入力した。

(2) 資料の複写

(イ) 小野家資料 七七〇点

(ロ) 教内図書・新聞類、「青年会雑誌」「道の光」「金光教徒」一六六点

(ハ) 教団史資料(戦時活動、戦後資料) 一〇〇〇点

(ニ) 陰陽道関係資料 五〇点

(ホ) 布教史資料(恵徳教会他) 六〇点

(ヘ) その他

(3) 資料の整理

(イ) 金光大神関係資料

○ 新たに追加された資料一二点をカード化し、資料目録を作成した。

(ロ) 小野家資料

○ 文書の複写本作成は、昨年に引き続き、村政・私文書(小割帳・当座帳)等七七〇点について各一部ずつ複写・製本した。

(ハ) 奉修所資料

○ 目録と原本の照合作業を行い、未登録資料一二点を登録した。

(ニ) 教団史資料

○ 昭和期戦前分の分類を行った。
○ 昭和期戦後分のカード化を行った。

(ホ) 布教史資料

○ 高橋正雄師関係資料及び大阪教会資料の分類を行った。
○ 新たに収集された資料六〇点を整理し、目録を作成した。

(4) 図書の整理・保管

破損図書の複写・補修、所在不明図書の確認・補充及び新収分の整理を行った。

(5) 雑誌の整理

「雑誌保存基準」に基づき、雑誌処分目録を作成の上、昭和六二年のものについて処分した。

三、資料編集

- (1) 「〈資料〉金光大神事蹟集四」を紀要第二七号に掲載した。
 (2) 「〈教団史資料目録 10〉教団史資料八一(大正元年〜同一五年)―(3)」を紀要第二七号に掲載した。
 なお、今回をもって、大正期の目録掲載が終了したので、三回の掲載分を合本し、「教団史資料目録」(二)を作成した。

教典に関する基礎資料の編纂

本年度は、以下の企画・作業をとり進めた。

- (1) 原典ゼミ2において、「お知らせ事覚帳」の現代語訳、及び注釈箇所を検討を、最終章まで一通りし終えた。
 (2) 「お知らせ事覚帳」注釈書の素案を作成した。
 (3) 「金光大神事蹟集四」の原稿を作成し、紀要第二七号に掲載した。
 (4) 「教典用語解説」に収録すべき用語の検討及びカード化の作業を進めた。

教学研究会

第二七回教学研究会(62・7・24〜25)

日程

第一日

第二日

(1) 第一セッション(教義概念についての歴史的確拠)

発題者 藤井潔

コメント 斎藤東洋男

パネラー 山崎達彦、川上功績、岩本徳雄、瀬戸美喜雄、藤

井潔、沢田重信、斎藤東洋男、鈴木甫

(2) 第二セッション(布教・教政に関わって、今日求められる教義とは)

発題者 沢田重信

コメント 鈴木甫

パネラー 山崎達彦、川上功績、岩本徳雄、瀬戸美喜雄、藤

井潔、沢田重信、斎藤東洋男、鈴木甫

第二日

(1) 第三セッション(宗教学としての教義概念及び問題提起)

発題者 宮本要太郎

コメント 田中元雄

パネラー 荒木美智雄、早川公明、沢田重信、姫野教善、宮

本要太郎、岩本徳雄、田中元雄、西川太

(2) 第四セッション(現代の教義における教義的課題)

発題者 岩本徳雄

コメント 姫野教善

パネラー 荒木美智雄、早川公明、沢田重信、姫野教善、宮

本要太郎、岩本徳雄、田中元雄、西川太

(3) 分団討議

(4) 全体討議

教学に関する懇談会

本所では、機関としての基本的性格の確認をはじめとして、今日の教団状況とのかかわりで教学研究が抱え持つ諸問題を検討すべく、教学に関する懇談会を随時開催してきている。昭和六二年度は、二回開催した。

第一〇回教学に関する懇談会は「布教に専念する体験の中で培われた信仰に接し、その内実に触れることをもって教学研究上の課題意識を培う」との願いのもとに、谷口光昭氏（門真教会長）を講師に迎えて、六月一日に開催した。

講話では、「信心の継承」とのテーマのもとに、講師の信心の土台となっている師匠の信心内容、また、布教当初の苦労とそこからの信心の展開などの体験談が語られた。引き続き懇談がなされ、お知らせ・裁伝・霊の働きについて、親から子への信心の継承、祈念と理解の関係などについて話し合われた。

第一一回教学に関する懇談会は、「本教団の現状を踏まえて教学研究の役割を確認する」との願いのもとに、田淵德行氏（磐梨教会長）を講師に迎えて、十一月二日に開催した。

講演では、長年、教務教政に携わってきた種々の体験談、今後、教義の探究が教団的に問題になってくる上での本所が担うべき基本的役割、教学行政への配慮の必要性などが語られた。それに引

き続いて、かつて講師自身が実施した教祖時代の布教状況に関する調査のことや、講師が関わった教制審議会の審議状況などについて、質疑を中心とする懇談がなされた。

なお、出席者は、いずれも、講師ならびに本所職員であった。

教団史に関する懇談会

本所では、本教史研究に関する研究上の必要に応じて、教団史に関する懇談会を随時開催してきている。

第八回教団史に関する懇談会は、民衆宗教史研究の立場から、本教史に関わる多くの研究成果を挙げてきている小沢浩氏を招いて、歴史学と教学におけるそれぞれの研究動向や、方法論・課題意識等についての意見交換を行い、今後の本教史研究の新たな視点を開拓するという願いのもとに、以下のごとく開催した。

(1)期 日 昭和六三年三月二八日～二九日

(2)会 場 本所会議室

(3)テーマ 民衆宗教史研究と教団史研究の接点

(4)出席者 小沢浩（富山医科薬科大奨励教授、坂本忠次（本所職員、岡山大学教授、本所職員一〇名

各種会合への出席

(1)学会

研究 生

- 一歴史学研究会(62・5・23~24) 二名
 米騒動史研究会岡山県大会(62・8・29) 一名
 日本宗教学会(62・9・16~18) 三名
 歴史科学協議会大会(62・9・19~20) 一名
 日本社会学会(62・10・2~3) 二名
 日本民族学会(62・10・3~4) 二名
 日本人類学会・日本民族学会連合大会(62・10・10~11) 二名
 日本史研究会(62・11・14~15) 二名
 神道宗教学会(62・12・5~6) 一名
 民衆思想研究会(62・12・12) 三名
 岡山民俗学会(63・2・20~21) 三名
 (2)教内会合
 金光教平和祈願広島集會(62・7・26) 一名
 布教史研究連絡協議会(62・8・25~26) 二名
 (3)その他
 上智大学連続講演会(62・5・23~24) 一名
 現代における宗教の役割研究会(62・7・17~18) 一名
 NCC夏期研修ゼミナール(62・9・7~9) 二名
 立命館大学夏期日本史公開講座(62・9・26) 一名
 庭野平和財団主催「研究フォーラム」(62・10・19) 一名
 同和問題講演会(62・11・26) 二名
 草柳大蔵文化講演会(63・3・12) 四名

本年度は、左記の五名が五月一日から六か月間研究生を委嘱され、実習を行った。

荻原光(阿知教念)、太田真明(新町教念)、大武道生(国東教念)、岩崎道範(羽ノ浦教念)、嶋中りつ子(八日市教念)

実習の概要

(1)レポート

(イ)文献解題

研究生の問題関心に応じて文献を選択し、文献解題レポートを三回提出した。

(ロ)実習報告

実習期間を総括して左記のような内容の実習報告レポートを一〇月に提出した。

○荻原光

「教学とは何か」という問いのもとに、六か月の研究生期間を振り返り、文献解題、講座等を通して学んできたことを問い直した。

○太田真明

三回の文献解題レポートとその検討内容を踏まえて、問題意識の明確化を図るべく、自身の体験や研究者の問題関心について考察した。

○大武道生

評 議 員

「社会問題を金光教の中に位置づけたい」という問題意識の明確化と今後の展望を得るべく、研究生期間を通して学んだこと、及び自分自身のなかで問題になっていることを確認した。

○岩崎道範

「天地金乃神とは何か」という問いのもとに、神観に関する教学論文の検討を行い、今後の研究方向を模索した。

○嶋中りつ子

問題関心の明確化を図るべく、入所前の関心が、三回の文献課題レポートの作成と検討のなかで、どのように変容してきたかを確認した。

(2)講座実習

教学研究の基礎的素養を培うために、第1講座「教学論総論」「教学論各論」の各講座に参加した。

(3)資料実習

資料の意味を把握し、本所における資料の収集・整理・保管の技術及び取り扱い方法について理解を深めるべく、作業実習を行った。

(4)その他

所内各種会合に出席傍聴した。また、図書整理、儀式事務御用奉仕に従事した。

本年度は、評議員会を二回、以下の如く開催した。

(1)第四回(62・9・16～17)

議題 (イ)昭和六三年度の方針並びに計画案及び経費予定について

(ロ)その他

(2)第四五回(63・3・12)

議題 (イ)昭和六二年度研究報告について

(ロ)その他

第四四回の審議の主な点は、(1)「覚帳」注釈書の編集内容と刊行計画について (2)「覚帳」注釈書の作業経過報告を主とする教学研究会の持ち方について (3)教学研究会の地方開催の是非及びその背景の確認について (4)海外研修生の受入れと対応をめぐって (5)資料の保管と本所の防火設備について、等であった。これらの諸点に併せ、経費についても質疑が交され、昭和六三年度の方針並びに計画案及び経費予定案について了承を得た。

なお、出席者は、森定斎、田淵德行、内田守員、岡開造、高阪松太郎、宮田真喜男の各評議員と、所長以下六名の職員であった。

第四五回では、昭和六二年度の研究報告並びに業務報告の概要について報告ののち、以下の諸点について審議を行った。(1)教学

課題の不明確さと研究の専門化、部分化傾向について (2)所の全体的研究構想の明確化について (3)研究ベースの選緩化とその対策について (4)新たな歴史観の構築方法と布教概念を明らかにすることについて (5)人材育成・確保の為、長期的展望に立った方途を考えるということについて。その他、身近かで分かり易い教学のあり様をめぐっても審議がなされた。

なお、出席者は、内田守員、岡開造、高阪松太郎、宮田真喜男、森定斎、齋藤東洋男の各評議員と、所長以下六名の職員であった。

囑託・研究員

囑託・研究員は、各研究講座及び第二七回教学研究会、第一三回研究員集会、民間信仰に関する調査への出席・参加を通じて、本所の業務に参画した。

なお、囑託カルロス・ホベルト・コドニャットは、『金光教教典』『金光大神御理解集』第二類(二部分)のポルトガル語訳に従事した。

本年度は、第一三回研究員集會を次の通り開催した。

- (1)期 日 昭和六二年二月一〇日
- (2)会 場 本所会議室
- (3)議 題 「今日の教団動向と教学の課題」
- (4)出席者 金光寿一、鈴木甫、齋藤東洋男、田中元雄、松村真

治以上研究員、本所職員六名

人事異動

職員

任 部 長 佐藤 光俊 (62・11・1) | 再任 |

所 員 岡成 敏正 (62・4・1)

同 竹部 弘 (62・11・1)

助 手 荻原 光 (62・11・1)

同 太田 真明 (62・11・1)

主 事 金光志津子 (63・2・1)

同 畑中 浩一 (63・2・1)

免 助 手 橋本美智子 (62・7・30)

同 小関 照雄 (62・7・30)

研究生

委 荻原 光 (62・5・1)

太田 真明 (62・5・1)

岩崎 道範 (62・5・1)

大武 道生 (62・5・1)

嶋中りつ子 (62・5・1)

解 荻原 光 (62・10・31) | 委嘱期間満了 |

太田 真明 (62・10・31) | 委嘱期間満了 |

岩崎 道範 (62・10・31) | 委嘱期間満了 |

大武 道生 (62・10・31) — 委嘱期間満了—
 嶋中りつ子 (62・10・31) — 委嘱期間満了—
 嘱託

解 カロス・R・コードニヤット (62・10・28)
 評議員

任 森定 斎 (62・11・1) — 再任—
 齋藤東洋男 (63・1・20)

免 田淵 德行 (62・11・19) — 任期満了—
 本所関係者 (63・3・31現在)
 職員二四名 (所長1部長3幹事1所員9助手5事務長1主事4)
 嘱託一三名 研究員五名 評議員六名

学院生の研修・その他

本年度は、学院からの要請により、学院後期研修・実習課程のうち、教祖研究・布教者研究コースにおける研修レポート検討会 (63・3・3) へ以下の職員が出席した。
 岩本徳雄、金光和道、堤光昭、岡千秋、渡辺順一、竹部弘、鈴木義雄、原田道守

○ 海外特別研修生、新田・セーリオ・宏、新田・クリスチーナ・晴子 (ブリグイ教会在籍教徒) は、『概説 金光教』の講義等を受講し、『教祖さま』上下巻のポルトガル語訳を終了し、一二月二六日本所での研修を終えた。

海外研修生、ジョアン・トロサ・グレンジ、及びアリス・ルーサン・ウオング (サンフランシスコ教会在籍教徒) は、五月一五日から七

月三〇日まで、本所において研修を行った。

○ 本年度中に本所を訪れた学界関係者は、以下の通りである。

- 梅津 礼司 (立正佼成会・中央学術研究所員) (62・5・19)
- 桂島 宣弘 (日ノ本学園短期大学講師) (62・6・15)
- 高重 進 (岡山大学教育学部教授) (62・7・22～23)
- チャールズ・H・ロング (ノースカロライナ大学及びデューク大学教授) (62・9・3)
- リチャード・ポーキ (カリフォルニア、第一ユニテリアン協会牧師) (63・3・14)

金光教第二十七号正誤表

頁	行	誤	正
59	9	「信原幸道」 <small>のぶはらゆきち</small>	「信原幸道」 <small>のぶはらゆきち</small>
148	2	明治十年	明治十一年
〃	4	〔覚帳〕二二―33	〔覚帳〕二二―34 [○]
158	上段	旧八月十三日	旧八月二十三日
207	四段	関口鈞一	関口鈞一
257	上段	にも	間にも
271	下段	過程	課程
〃	△1	(61・3・3)	(62・3・3)

金光教学第28号

昭和63年9月20日印刷

昭和63年9月25日発行

編集・金光教教学研究所

印刷・凸版印刷株式会社

発行・金光教教学研究所

岡山県浅口郡金光町

落丁・乱丁本はお取替致しますので、金光教教学研究所
までお送り下さい。

発刊に当って

このたび、当研究所紀要“金光教学”を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のうごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、撰取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、いま少しく陣容もとのい、内容も充実するをまわって実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の収集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいえないが、こんにちにはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりを持ち、絶えず当所のうごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髄を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあっては、教学研究と信仰的实践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互いに他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上って、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰的实践が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失って、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究が陥り易い弊を見て、直ちに本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならぬところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をともしない信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善の信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかった。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、熱烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともにつねにそれが反省吟味せられつつ、不斷に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願いとす。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に“金光教学”の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのことでもあることを、付記しておく。(昭和33年3月1日・金光教教学研究所長 大淵千仞)

JOURNAL OF THE KONKOKYO RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by
Konkokyo Research Institute
Konko, Okayama, Japan
1988
No. 28

CONTENTS

FUKUSHIMA, YOSHITSUGU Konko Daijin, Meeting His Death	1
SATO, MITSUTOSHI An Analysis upon the Philosophy of the Reformatory Movement for Konkokyo Administrative System from 1935 to 1941	37
UESAKA, TAKAO On the Nature of Konkokyo Laymen's Movement in 1935	82
OKANARI, TOSHIMASA A Report on the Traditional Forms of Konjin-Faith.....	122
Collected Materials: Facts of Konko Daijin's Life and Events (5).....	149
A Brief Outline of Research Papers Submitted by the Staff of Konkokyo Research Institute for the Year 1987.....	187
The Summary of the Records of the Meeting for the Critique of the Papers Contributed to the Previous Edition.....	195
The Summarized Record of the 27th Research Seminar	198
A Report on the Associate Members' Meeting	210
A List of Activities of Konkokyo Research Institute in the Year 1987.....	214